

令和6年度

年次報告

公正取引委員会

令和6年度

年次報告

公正取引委員会

この報告書は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律
第44条第1項の規定に基づき、公正取引委員会の令和6年度にお
けるこの法律の施行状況を国会に報告するものである。

・ 凡 例 ・

独占禁止法	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）
下請法	下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）
景品表示法	不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）
入札談合等関与行為防止法	入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）
消費税転嫁対策特別措置法	消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号）
フリーランス・事業者間取引適正化等法	特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和5年法律第25号）
スマホソフトウェア競争促進法	スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（令和6年法律第58号）

目 次

第1部 総 論	1
第2部 各 論	19
第1章 独占禁止法制等の動き	21
第1 独占禁止法の改正	21
第2 フリーランス・事業者間取引適正化等法の施行に伴い必要となる関係政 令等の整備	21
第3 スマホソフトウェア競争促進法の制定等	21
第4 下請法改正法案の国会提出	22
第5 その他所管法令の改正	23
第6 独占禁止法と他の経済法令等の調整	23
第2章 違反被疑事件の審査及び処理	25
第1 違反被疑事件の審査及び処理の状況	25
第2 法的措置等	46
第3 その他の事件処理	71
第4 告 発	75
第3章 訴 訟	77
第1 審決取消請求訴訟	77
第2 排除措置命令等取消請求訴訟	90
第3 その他の公正取引委員会関係訴訟	93
第4 独占禁止法第24条に基づく差止請求訴訟	96
第5 独占禁止法第25条に基づく損害賠償請求訴訟	96
第4章 競争環境の整備	97
第1 ガイドラインの改定等	97
第2 実態調査	98
第3 イノベーションと競争政策に関する検討会	101
第4 独占禁止法適用除外の見直し等	102
第5 競争評価に関する取組	113
第6 入札談合の防止への取組	113
第7 独占禁止法コンプライアンスの向上に向けた取組	114
第5章 競争政策に関する理論的・実証的基盤の整備等	115
第1 競争政策に関する理論的・実証的基盤の整備	115
第2 競争政策・法執行における経済分析の活用	118
第3 政策評価等	119
第6章 株式取得、合併等に関する業務	121
第1 概 説	121
第2 デジタル分野の企業結合審査への対応	121
第3 独占禁止法第9条の規定による報告・届出	122

第4	銀行業又は保険業を営む会社の議決権取得・保有	122
第5	株式取得・合併・分割・共同株式移転・事業譲受け等	122
第6	審査結果等の公表	133
第7章	不公正な取引方法への取組	137
第1	概説	137
第2	不当廉売に対する取組	137
第3	優越的地位の濫用に対する取組	138
第8章	下請法に関する業務	143
第1	概説	143
第2	違反事件の処理	143
第9章	適切な価格転嫁の実現に向けた取組	157
第1	概説	157
第2	独占禁止法の執行強化	157
第3	独占禁止法及び下請法の考え方の周知徹底等	160
第10章	フリーランス・事業者間取引適正化等法に関する業務	163
第1	概説	163
第2	違反事件の処理	164
第3	フリーランス・事業者間取引適正化等法の普及・啓発等	165
第11章	スマホソフトウェア競争促進法に関する業務	169
第1	概説	169
第2	特定ソフトウェア事業者の指定	169
第3	スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進 に関する検討会	170
第4	デジタル競争グローバルフォーラム	170
第12章	国際関係業務	171
第1	独占禁止協力協定等	171
第2	競争当局間協議	171
第3	経済連携協定等への取組	172
第4	多国間関係	173
第5	海外の競争当局等に対する技術支援	178
第6	海外調査	179
第7	海外への情報発信	179
第13章	広報・広聴に関する業務	181
第14章	相談その他の業務	185
第1	独占禁止法及び関係法令に関する相談等	185
第2	事業活動に関する相談状況	185
第15章	景品表示法に関する業務	189
第1	概説	189
第2	景品表示法違反被疑事件の処理状況	190
第3	公正競争規約の認定	195

第16章	消費税転嫁対策特別措置法に関する業務	197
第1	概説	197
第2	消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置	197

第 1 部

総 論

公正取引委員会は、公正かつ自由な競争を通じた企業の活力向上、消費者の効用拡大及びイノベーションの活性化を図るため、所管法令の厳正かつ的確な執行により違反行為を排除して競争を回復させる「エンフォースメント」と、競争環境を整備するために取引慣行の改善や規制・制度の見直しを提言する「アドボカシー」（唱導）を車の両輪として、令和6年度において、次のような施策に重点を置いて競争政策の運営に積極的に取り組んだ。

1 独占禁止法制等の動き

(1) フリーランス・事業者間取引適正化等法の施行等

令和5年4月28日、第211回通常国会において可決・成立し、同年5月12日に公布されたフリーランス・事業者間取引適正化等法は、令和6年11月1日に施行された。

令和6年5月31日、フリーランス・事業者間取引適正化等法の施行に伴い必要となる「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行令」（令和6年政令第200号）が制定され、同日、公正取引委員会は「公正取引委員会関係特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行規則」（令和6年公正取引委員会規則第3号）を制定した。

(2) スマホソフトウェア競争促進法の制定等

我が国においてスマートフォンが国民生活及び経済活動の基盤としての役割を果たしていることに鑑み、スマートフォンの利用に特に必要な特定ソフトウェアの提供等を行う事業者に対し、特定ソフトウェアの提供等を行う事業者としての立場を利用して自ら提供する商品又は役務を競争上優位にすること及び特定ソフトウェアを利用する事業者の事業活動に不利益を及ぼすことの禁止等について定めることにより、特定ソフトウェアに係る公正かつ自由な競争の促進を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律案」が、令和6年4月26日、第213回通常国会に提出された。同法律案は、同年5月23日に衆議院において可決され、同年6月12日に参議院において可決され、成立し、同月19日に公布された（令和6年法律第58号）。

スマホソフトウェア競争促進法は、規制対象事業者の指定に関連する規定等を除き、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされている。規制対象事業者の指定に関連する規定については、公布の日から起算して6月を経過した日である令和6年12月19日に施行された。

令和6年12月13日、規制対象事業者の指定に関連する規定の施行に伴い必要となる「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律第三条第一項の事業の規模を定める政令」（令和6年政令第376号）が制定され、同日、公正取引委員会は「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律施行規則」（令和6年公正取引委員会規則第5号）を制定した。

令和7年3月26日、公正取引委員会は、スマホソフトウェア競争促進法第3条第1項の規定に基づき、Apple Inc.、iTunes(株)及びGoogle LLCを規制対象事業者として指定した。

公正取引委員会は、スマホソフトウェア競争促進法の全面施行に向けて、「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する検討会」を開催するなどして、関係政令及び公正取引委員会規則の整備を進めている。

(3) 下請法改正法案の国会提出

近年の急激な労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を受け、発注者・受注者の対等な関係に基づき、事業者間における価格転嫁及び取引の適正化を図るため、下請法について、協議を適切に行わない代金額の決定の禁止、手形による代金の支払等の禁止、規制の対象となる取引への運送委託の追加等の措置を講ずること等を内容とする「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案」が、令和7年3月11日、第217回通常国会に提出された。

2 厳正・的確な法運用（エンフォースメント）

(1) 独占禁止法違反行為の積極的排除

ア 公正取引委員会は、迅速かつ実効性のある事件審査を行うとの基本方針の下、国民生活に影響の大きい価格カルテル、入札談合及び受注調整、中小事業者等に不当に不利益をもたらす優越的地位の濫用及び不当廉売など、社会的ニーズに的確に対応した多様な事件に厳正かつ積極的に対処することとしている。

イ 独占禁止法違反被疑事件として令和6年度に審査を行った事件は124件である。そのうち同年度内に審査を完了したものは105件であった。

ウ 令和6年度においては、排除措置命令21件及び確約計画の認定3件の計24件の法的措置を行った。これを行為類型別にみると、私的独占が1件、価格カルテルが4件、入札談合が6件、受注調整が6件、不公正な取引方法が7件となっている（第1図参照）。また、延べ33名に対し総額37億604万円の課徴金納付命令を行った（表）。

なお、令和6年度においては、課徴金減免制度に基づき事業者が自らの違反行為に係る事実の報告等を行った件数は109件であった。

＜令和6年度における排除措置命令事件＞	
価格カルテル等	○ LPガス容器用バルブの製造販売業者らに対する件 ○ 損害保険会社に対する件
入札談合	○ 名古屋市が発注する中学校スクールランチ調理等業務の入札参加業者に対する件 ○ 青森市が発注する新型コロナウイルス感染症患者移送業務の入札参加業者らに対する件 ○ 損害保険会社らに対する件 ○ 山形県が発注する豚熱ワクチンの入札等の参加業者に対する件
受注調整	○ 公益社団法人山形県畜産協会が発注する動物用ワクチンの入札の参加業者に対する件 ○ 機械式駐車装置メーカーらに対する件
再販売価格の拘束	○ ㈱関家具に対する件
抱き合わせ販売等	○ ASP Japan（同）に対する件
拘束条件付取引	○ 熊本県漁業協同組合連合会に対する件 ○ 佐賀県有明海漁業協同組合に対する件
競争者に対する取引妨害	○ ㈱MC データプラスに対する件

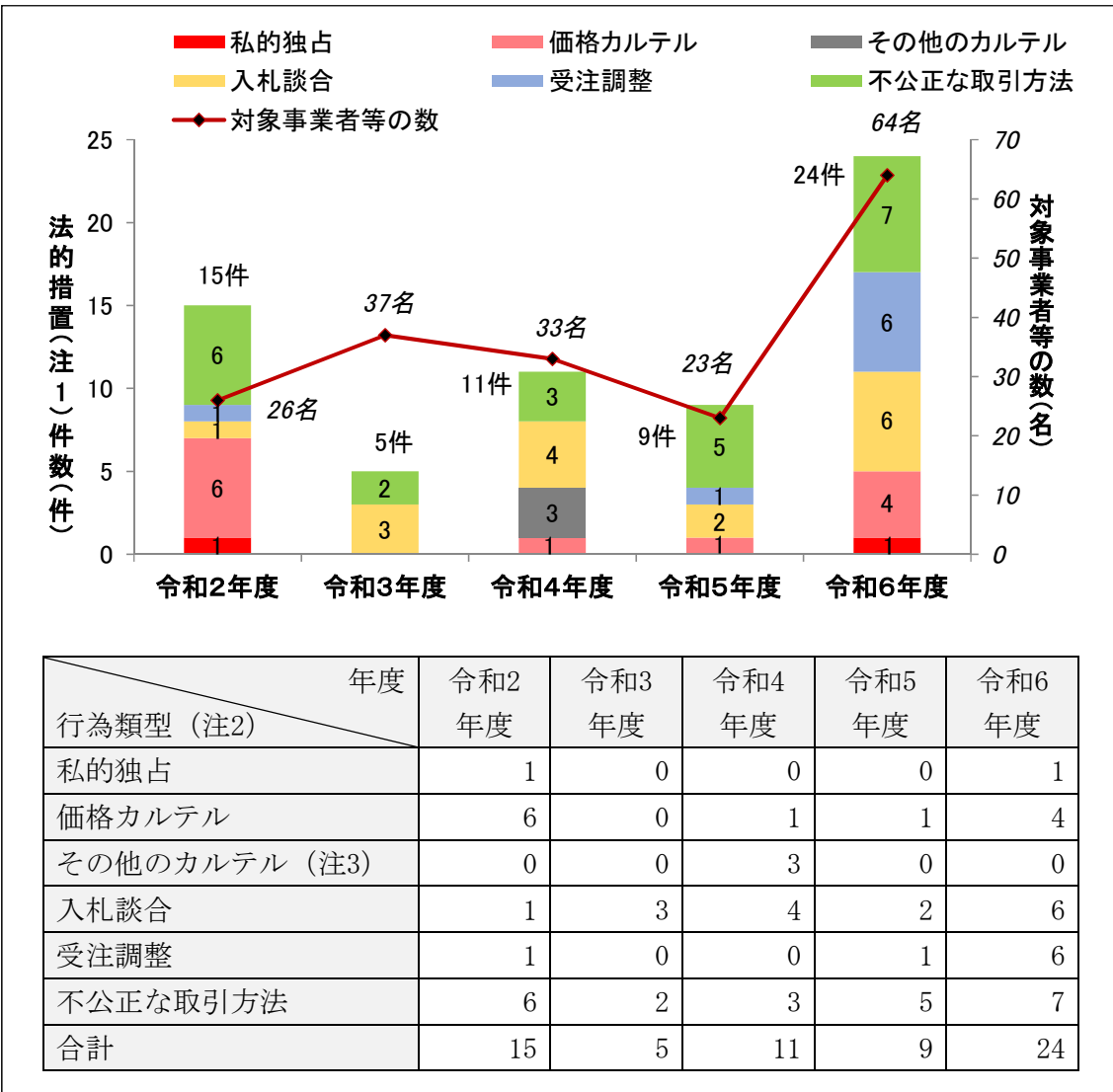
＜令和6年度における確約計画の認定事案＞	
私的独占、その他の取引拒絶又は競争者に対する取引妨害	○ Google LLC に対する件
優越的地位の濫用	○ 橋本総業㈱に対する件
抱き合わせ販売等	○ シスメックス㈱に対する件

エ 加えて、令和6年度においては、警告を行った事案が8件あった。

＜令和6年度における警告事案＞	
○ 日清食品㈱に対する件 ○ 日本プロフェッショナル野球組織に対する件 ○ 永山石油㈱及びエッカ石油㈱に対する件 ○ ㈱イトーキに対する件 ○ ㈱ダイゼンに対する件 ○ ㈱アトレに対する件 ○ ㈱九州シジシーに対する件	

（前記ウ及びエの事案の処理の類型別件数について第2図参照）

第1図 法的措置（注1）件数等の推移

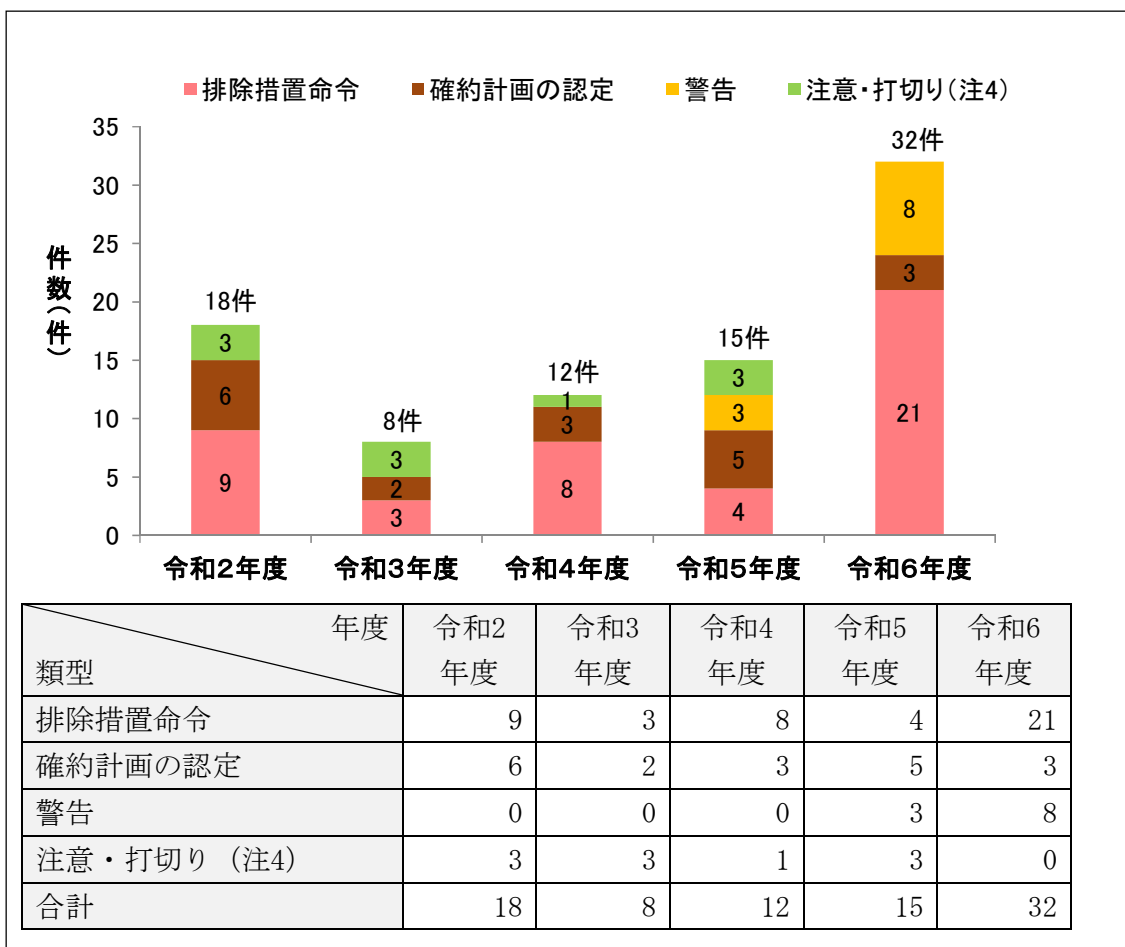


（注1）法的措置とは、排除措置命令、課徴金納付命令及び確約計画の認定のことである。一つの事件について、排除措置命令と課徴金納付命令が共に行われている場合には、法的措置件数を1件としている。

（注2）私的独占と不正な取引方法のいずれも関係法条となっている事件は、私的独占に分類している。

（注3）「その他のカルテル」とは、数量、販路、顧客移動禁止、設備制限等のカルテルである。

第2図 排除措置命令、確約計画の認定、警告等の件数の推移



(注4) 事案の概要を公表したものに限り。

表 課徴金額等の推移

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
課徴金納付命令					
課徴金額(億円)(注5)	43.2	21.8	1019.8	2.2	37.0
対象事業者数(名)	4	31	21	16	33

(注5) 課徴金額については、千万円未満切捨て。

オ このほか、違反につながるおそれのある行為に対する注意322件（不当廉売事案について迅速処理による注意を行った253件を含む。）を行うなど、適切かつ迅速な法運用に努めた。

カ 公正取引委員会は、違反行為者に対する措置に併せて、競争政策上必要な措置を講ずべきと判断した事項について、発注機関や関連団体等に要請等を行っている。

令和6年度においては、水産庁、公益社団法人日本給食サービス協会、青森市及び

一般社団法人日本旅行業協会、金融庁及び一般社団法人日本損害保険協会、一般社団法人全国動物薬品器材協会並びに公益社団法人立体駐車場工業会に対して要請等を行った。

(2) 公正な取引慣行の推進

ア 優越的地位の濫用に対する取組

公正取引委員会は、独占禁止法上の不公正な取引方法に該当する優越的地位の濫用行為が行われないよう監視を行うとともに、独占禁止法に違反する行為には厳正に対処している。また、優越的地位の濫用行為に係る調査を効率的かつ効果的に行い、必要な是正措置を講じていくことを目的とした「優越的地位濫用事件タスクフォース」を設置し、調査を行っている。

令和6年度においては、優越的地位濫用事件タスクフォースが中心となって、優越的地位の濫用に当たるおそれがあるとして3件の警告を行ったほか、優越的地位の濫用につながるおそれがあるとして41件の注意を行った。

イ 不当廉売に対する取組

公正取引委員会は、小売業における不当廉売について、迅速に処理を行うとともに、大規模な事業者による不当廉売事案又は繰り返し行われている不当廉売事案であって、周辺の販売業者に対する影響が大きいと考えられるものについて、周辺の販売業者の事業活動への影響等を個別に調査し、問題がみられた事案については、法的措置を採るなど厳正に対処している。

令和6年度においては、石油製品の小売業において、不当廉売に当たるおそれがあるとして2件の警告を行ったほか、酒類、石油製品等の小売業において、不当廉売につながるおそれがあるとして253件（酒類18件、石油製品186件、その他49件）の注意を行った。

ウ 下請法違反行為の積極的排除等

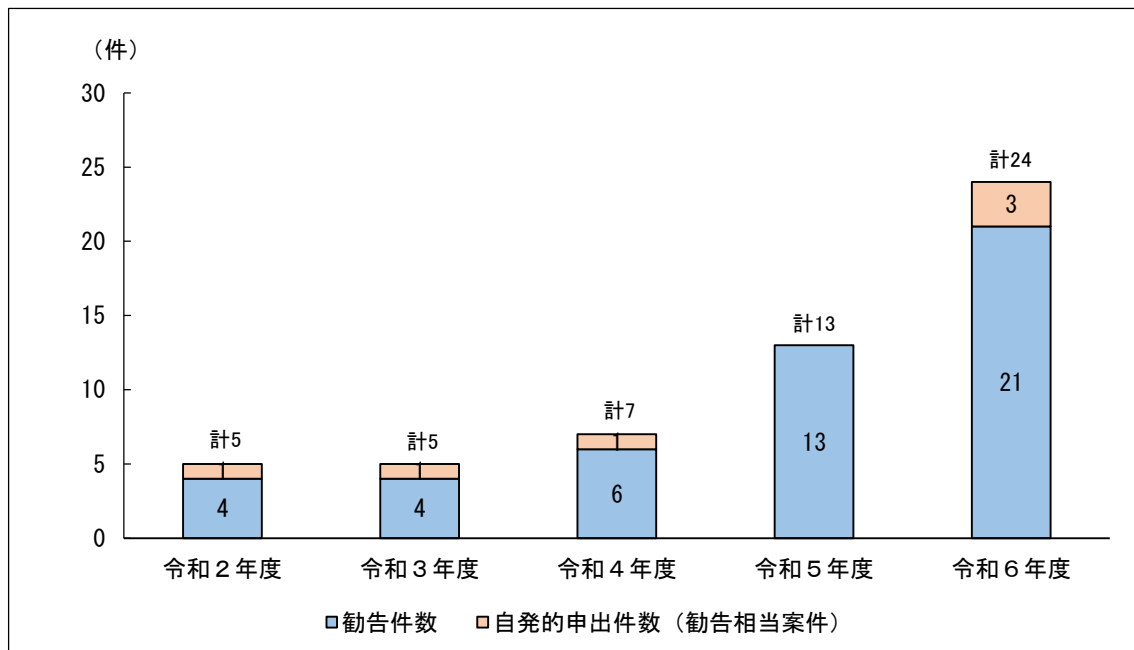
(7) 公正取引委員会は、下請事業者からの自発的な情報提供が期待しにくいという下請取引の実態に鑑み、中小企業庁と協力し、親事業者及びこれらと取引している下請事業者を対象として定期的な調査を実施するなど、下請法違反行為の発見に努めている。また、中小事業者を取り巻く環境が依然として厳しい状況において、中小事業者の自主的な事業活動が阻害されることのないよう、下請法の迅速かつ効果的な運用により、下請取引の適正化及び下請事業者の利益の保護に努めている。

令和6年度においては、親事業者9万名及びこれらと取引している下請事業者33万名を対象に定期調査を行い、定期調査等の結果、下請法に基づき21件の勧告を行うとともに、8,230件の指導を行った（第3図参照）。

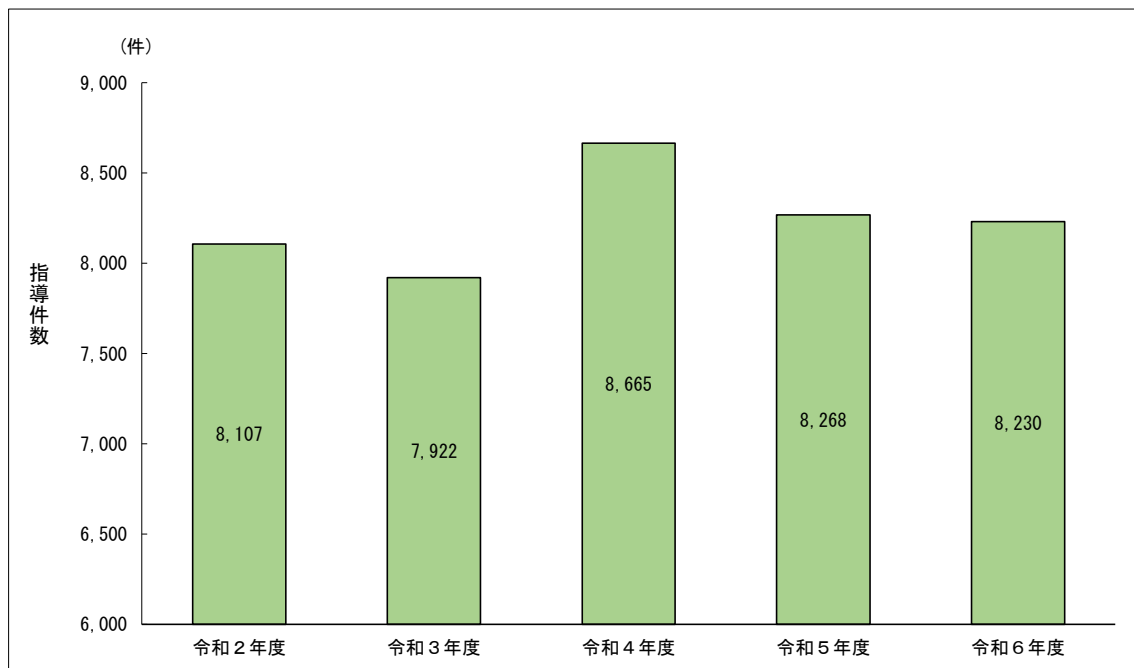
<令和6年度における勧告事件>

- 食料品等の小売業における下請代金の減額事件
- 漬物製品の製造販売業における下請代金の減額事件
- ラベル等の印刷物の製造販売業における不当な給付内容の変更及び不当なやり直し事件
- 自動車に架装する外装及び内装用の製品の製造販売業における返品及び不当な経済上の利益の提供要請事件
- 食料品等の卸売業における下請代金の減額事件
- 水栓金具等の製造販売業における下請代金の減額及び不当な経済上の利益の提供要請事件
- 建築資材の製造販売業における下請代金の減額事件
- 「VTuber 動画」の作成業における不当な給付内容の変更及び不当なやり直し事件
- 出版事業、映像事業、通販事業における買いたたき事件
- 圧延用ロール、マリンチェーン等の製造販売業における不当な経済上の利益の提供要請事件
- 電気通信機器等の製造販売業における不当な経済上の利益の提供要請事件
- ラジエーター等の熱交換器及び燃料タンク等の車体部品の製造販売業における不当な経済上の利益の提供要請事件
- 自動車用ばね等の製造販売業における不当な経済上の利益の提供要請事件
- 自動車用エンジン等の自動車用部品の製造販売業における不当な経済上の利益の提供要請事件
- 業務用冷蔵・冷凍庫、冷蔵ショーケース等の製造販売業における下請代金の減額及び不当な経済上の利益の提供要請事件
- 標準ポンプ、カスタムポンプ等の製造販売業における不当な経済上の利益の提供要請事件
- 家庭用電気製品等の販売業における下請代金の減額事件
- 冠婚葬祭式の施行業における購入・利用強制事件
- 自動車部品の製造販売業における不当な経済上の利益の提供要請事件
- 商用車用ブレーキ等の製造販売業における下請代金の減額事件
- 洋菓子等の製造販売業における受領拒否及び不当な経済上の利益の提供要請事件

第3図 下請法の事件処理件数の推移



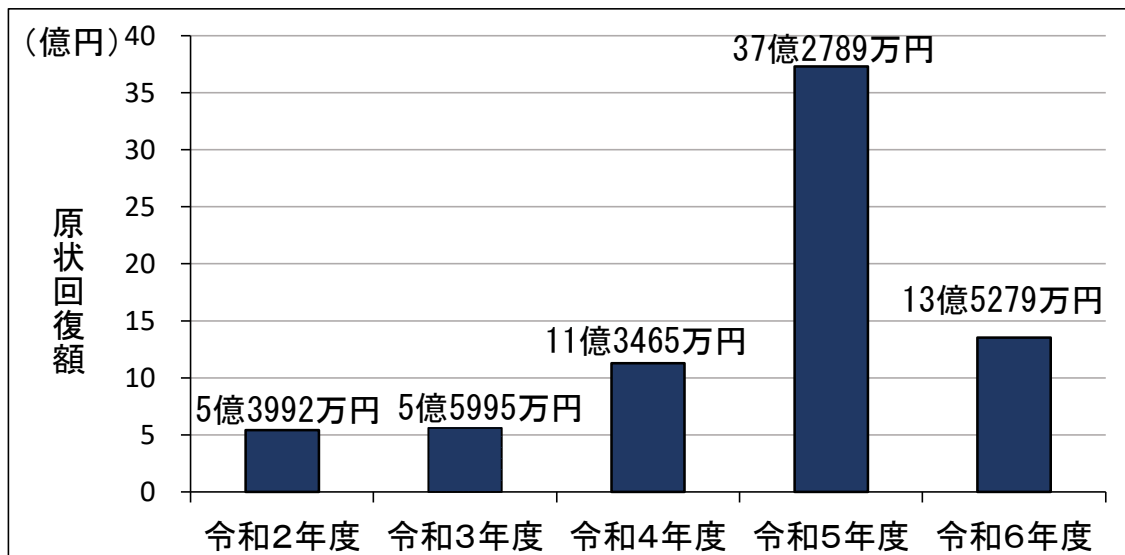
（注）自発的な申出事案については後記（ウ）参照。



- ④ 令和6年度においては、下請事業者が被った不利益について、親事業者149名から下請事業者3,026名に対し、下請代金の減額分の返還等、総額13億5279万円相当の原状回復が行われた（第4図参照）。このうち、主なものとしては、①下請代金の減額事件において、親事業者は総額10億164万円を下請事業者に返還し、②不当な経済上の利益の提供要請事件において、親事業者は総額1億8959万円の利益提供分を下請事業者に返還し、③返品事件において、親事業者は総額6048万円相当の商品を下請

事業者から引き取り、④下請代金の支払遅延事件において、親事業者は遅延利息等として総額5678万円を下請事業者に支払った。

第4図 原状回復の状況



- ㊦ 公正取引委員会は、親事業者の自発的な改善措置が下請事業者の受けた不利益の早期回復に資することに鑑み、当委員会が調査に着手する前に、違反行為を自発的に申し出、かつ、自発的な改善措置を採っているなどの事由が認められる事案については、親事業者の法令遵守を促す観点から、下請事業者の利益を保護するために必要な措置を採ることを勧告するまでの必要はないものとして取り扱うこととし、この旨を公表している（平成20年12月17日公表）。

令和6年度においては、前記のような親事業者からの違反行為の自発的な申出は32件であった。また、同年度に処理した自発的な申出は36件であった。

エ 適切な価格転嫁の実現に向けた取組

㊦ 令和6年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査の実施

公正取引委員会は、令和5年度に実施した「独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に係るコスト上昇分の価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」（以下「令和5年度調査」という。）等を踏まえ、調査対象業種43業種の事業者11万名及び令和5年度調査において注意喚起文書の送付対象となった8,175名に対して「令和6年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」（以下「令和6年度調査」という。）を行い、当委員会のウェブサイトに掲載している「よくある質問コーナー(独占禁止法)」のQ&Aに該当する行為が認められた事業者6,510名及び労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（以下「労務費転嫁交渉指針」という。）に沿った行動を採らなかった事業者9,388名に対し、注意喚起文書を送付したこと等も含め、令和6年12月16日、結果を取りまとめ、公表した。

また、令和5年11月8日に公表した「価格転嫁円滑化に関する調査の結果を踏ま

えた事業者名の公表に係る方針について」に基づき、令和6年度調査において、取引価格が据え置かれており事業活動への影響が大きい取引先として受注者から多く名前が挙がった発注者に対して、その旨を説明し、事業者名の公表があり得る旨を予告した上で、立入調査、独占禁止法第40条に基づく報告命令等による個別調査を実施した。当該個別調査の結果、相当数の取引先について協議を経ない取引価格の据置き等が確認された事業者3名については、令和7年3月14日、独占禁止法第43条の規定に基づき、その事業者名を公表した。

(4) **下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準の改正**

公正取引委員会は、労務費転嫁交渉指針等を踏まえ、下請法上の買いたたきの解釈・考え方が更に明確になるよう、令和6年5月27日、「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」（平成15年公正取引委員会事務総長通達第18号）の改正を行った。

(5) **手形等が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導基準等の変更**

公正取引委員会は、令和6年4月30日、「手形が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導基準の変更について」（令和6年4月30日官房審議官通知）を策定し、また、「一括決済方式が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導方針について」（昭和60年12月25日取引部長通知）及び「電子記録債権が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導方針について」（平成21年6月19日取引部長通知）を改正し、手形、一括決済方式又は電子記録債権（以下「手形等」という。）を下請代金の支払手段として用いる場合のサイトの基準について、業種を問わず60日にするとともに、親事業者がこれを超える長期の手形等を支払手段として用いる場合、割引困難な手形（一括決済方式又は電子記録債権の場合は支払遅延）に該当するおそれがあるとして、その親事業者に対し指導することとし、令和6年11月1日から運用を開始した。

オ フリーランス・事業者間取引適正化等法に関する取組

公正取引委員会は、中小企業庁及び厚生労働省と協力し、業務委託事業者を対象として「フリーランスとの取引に関する調査」を実施するなどフリーランス・事業者間取引適正化等法違反行為の発見に努めている。これらの調査の結果、違反行為が認められた業務委託事業者に対しては、迅速かつ適切に対処することとしている。

令和6年度においては、問題事例の多い業種に係る発注事業者3万名を対象に「フリーランスとの取引に関する調査」を実施するとともに、54件の指導を行った。

カ 消費税転嫁対策に関する取組

消費税転嫁対策特別措置法は、令和3年3月31日をもって失効したが、同法附則第2条第2項の規定に基づき、失効前に行われた違反行為に対する調査、指導、勧告等の規定については、失効後もなお効力を有するとされていることから、公正取引委員会は、失効前に行われた違反行為には、引き続き迅速かつ的確に対処していくこととしている。

令和6年度においては、消費税転嫁対策特別措置法に基づき1件の指導を行った。

また、総額2731万円の原状回復が行われた。

(3) 企業結合審査の充実

独占禁止法は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる会社の株式取得・所有、合併等を禁止している。公正取引委員会は、我が国における競争的な市場構造が確保されるよう、迅速かつ的確な企業結合審査に努めている。また、個別事案の審査に当たっては、経済分析を積極的に活用している。

令和6年度においては、独占禁止法第9条から第16条までの規定に基づく企業結合審査に関する業務として、銀行又は保険会社の議決権取得・保有について20件の認可を行い、持株会社等について123件の報告、会社の株式取得・合併・分割・共同株式移転・事業譲受け等について437件の届出をそれぞれ受理し、必要な審査を行った。

また、公正取引委員会は、令和7年1月30日に ANA ホールディングス(株)による日本貨物航空(株)の株式取得に関する審査結果について、同年3月13日にシノプシス・インクによるアンシス・インクの買収に関する審査結果について、同月27日に(株)クボタによる日本鋳鉄管(株)の新設製造子会社の株式取得に関する審査結果について、それぞれ公表した。

3 競争環境の整備（アドボカシー（唱導））

(1) ガイドラインの改定等

公正取引委員会は、事業者及び事業者団体による独占禁止法違反行為の未然防止とそれらの適切な活動に役立てるため、事業者及び事業者団体の活動の中でどのような行為が実際に独占禁止法違反となるのかを具体的に示したガイドラインを策定するなどしている。

<令和6年度における主なガイドラインの改定等>

- 「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」の改定
- 「適正な電力取引についての指針」の改定
- 「後発医薬品の安定供給等の実現に向けた産業構造改革のための独占禁止法関係事例集」の策定

(2) 実態調査

公正取引委員会は、様々な実態調査を積極的に行っており、実態調査において把握した事実等に基づき、独占禁止法上又は競争政策上の問題点や論点を指摘して、事業者や事業者団体による取引慣行の自主的な改善を促すことや、制度所管官庁による規制や制度の見直し等を提言することを通じ、競争環境の整備を図っている。

<令和6年度における主な実態調査>

- 電気自動車（EV）充電サービスに関する第二次実態調査

- 音楽・放送番組等の分野の実演家と芸能事務所との取引等に関する実態調査
- フードサプライチェーンにおける商慣行に関する実態調査
- 生成AI関連市場に関する実態調査

(3) イノベーションと競争政策に関する検討会

イノベーションを促進し得る競争環境を確保することは、競争政策における重要かつ現代的な政策課題であり、将来起こり得るイノベーションという長期的な競争環境に対する影響を適切に評価していくことが重要である。公正取引委員会は、このような認識の下、それら実態に係るより深い理解や知見を得るため、「イノベーションと競争政策に関する検討会」を開催し、令和6年6月28日に「イノベーションと競争政策に関する検討会」最終報告書を公表した。

(4) 入札談合の防止への取組

公正取引委員会は、入札談合の防止を徹底するためには発注者側の取組が極めて重要であるとの観点から、地方公共団体等の調達担当者等に対する独占禁止法や入札談合等関与行為防止法の研修会を開催するとともに、国、地方公共団体等が実施する調達担当者等に対する同様の研修会への講師の派遣及び資料の提供等の協力を行っている。

令和6年度においては、研修会を全国で42回開催するとともに、国、地方公共団体等に対して256件の講師の派遣を行った。

(5) 独占禁止法コンプライアンスの向上に向けた取組

公正取引委員会は、これまで実施してきた独占禁止法コンプライアンスに関する調査結果や各国・地域競争当局等における同様の取組を踏まえ、「実効的な独占禁止法コンプライアンスプログラムの整備・運用のためのガイドーカルテル・談合への対応を中心としてー」を作成し、令和5年12月に公表した。当委員会は、同ガイドの内容について企業等への周知・啓発に取り組んでいる。

他方で、近年においても、独占禁止法違反行為を行った企業等に対する排除措置命令において、コンプライアンス体制の構築を含む再発防止策の実行が命じられるなど、独占禁止法コンプライアンスが実効的に機能していないことが疑われる事案が引き続き発生している。このような状況を踏まえ、公正取引委員会は、令和6年10月8日以降、企業コンプライアンスに関する実態調査を実施している。

(6) 相談対応

公正取引委員会は、事業者、事業者団体、一般消費者等から寄せられる独占禁止法及び関係法令に関する質問に対して、文書又は口頭により回答している。

特に、事業者や事業者団体が行おうとする具体的な行為に関する相談については、法運用の透明性を高め、相談制度の一層の充実を図るため、独占禁止法等の規定に照らして問題がないかどうかを書面により回答する「事前相談制度」を設けている。

公正取引委員会は、令和6年12月23日、事前相談制度に基づき一般社団法人日本種苗協会から申出を受けた、会員事業者に対するアンケートに係る相談に対し、独占禁止法

上問題となるものではない旨の回答を行うとともに、その内容を公表した。

4 競争政策の運営基盤の強化

(1) 競争政策に関する理論的・実証的な基盤の整備

競争政策研究センターは、平成15年6月の発足以降、独占禁止法等の執行並びに競争政策の企画・立案及び評価を行う上での理論的・実証的な基礎を強化するための活動を展開している。

令和6年度においては、シンポジウムを2回開催したほか、公開セミナーを1回開催した。

(2) 競争政策・法執行における経済分析の活用

公正取引委員会は、独占禁止法違反被疑事件審査、企業結合審査、各種実態調査等において、経済分析の活用を図っている。

令和6年度に結果を公表した独占禁止法違反被疑事件審査、企業結合審査、各種実態調査等のうち、経済分析を活用し、かつ、その内容を公表したものは、次のとおりである。

<事後評価>

- (株)第四銀行及び(株)北越銀行の統合に係る企業結合審査の事後検証について

(3) 国際的な連携の強化

ア 競争当局間における連携強化

公正取引委員会は、二国間独占禁止協力協定等に基づき、関係国の競争当局に対し、執行活動等に関する通報を行うなど、外国の競争当局との間で緊密な協力を行っている。また、我が国と経済的交流が特に活発な国・地域の競争当局との間で競争政策に関する協議を行っている。

イ 経済連携協定等への取組

公正取引委員会は、経済連携協定等が市場における競争を一層促進するものとなることが重要であるという観点から、我が国の経済連携協定等の締結に関する取組に参画している。令和6年度においては、インド太平洋経済枠組み（IPEF）、日・バンラデシュ経済連携協定、日・GCC経済連携協定及び日・UAE経済連携協定の締結交渉等に参加した。

ウ 多国間会議への参加

国際競争ネットワーク（ICN）においては、その設立以来、公正取引委員会委員長が、ICNの活動全体を管理する運営委員会のメンバーを務めている。また、公正取引委員会は、令和5年10月からはアドボカシー作業部会の共同議長代行を、令和6年5月からは同作業部会の共同議長を務めている。

令和6年度においては、公正取引委員会が主導する「競争当局と規制当局との相互作用プロジェクト」に係る各加盟競争当局を対象にしたサーベイ調査が行われるとともに、当委員会が中心となって当該プロジェクトの報告書の取りまとめを進めた。

また、経済協力開発機構（OECD）に設けられている競争委員会の各会合に、公正取引委員会委員が参加した。

さらに、公正取引委員会委員長は、令和6年10月、イタリア・ローマにおいて、G7の競争当局及び政策立案部局のトップ等が出席するG7競争サミットに出席した。同サミットでは、デジタルとAI市場に関する様々な競争上の課題について、G7の競争当局及び政策立案部局のトップ等と議論を行った結果、成果文書として、「デジタル競争共同宣言」が採択された。

このほか、公正取引委員会の委員長・委員は、東アジア競争政策トップ会合にも積極的に参加した。

エ 技術支援

公正取引委員会は、東アジア地域等の開発途上国の競争当局等に対し、当委員会事務総局の職員の派遣や研修の実施等の競争法・政策分野における技術支援活動を行っている。

令和6年度においては、独立行政法人国際協力機構（JICA）の枠組みを通じて、タイ、マレーシア及びフィジーに対して技術支援を行ったほか、競争法制を導入しようとする国や既存の競争法制の強化を図ろうとする国の競争当局の職員等に対し、競争法・政策に関する研修を実施した。

(4) 競争政策の普及啓発に関する広報・広聴活動

競争政策に関する意見、要望等を聴取して施策の実施の参考とし、併せて競争政策への理解の促進に資するため、独占禁止政策協力委員から意見聴取を行った。

また、経済社会の変化に即応して競争政策を有効かつ適切に推進するため、公正取引委員会が広く各界の有識者と意見を交換し、併せて競争政策の一層の理解を求めることを目的として、独占禁止懇話会を開催しているところ、令和6年度においては、同懇話会を3回開催した。

さらに、経済団体や消費者団体等との意見交換会、公正取引委員会の委員等と各地の有識者との懇談会（全国9都市）、当委員会の地方事務所長等と各地区の有識者との懇談会（全国各地区）及び弁護士会等との懇談会（全国各地区）をそれぞれ開催した。また、現場の事業者の声に耳を傾ける広聴という観点から、公正取引委員会の委員等が事業者の工場等を訪問し懇談する取組を行った。

前記以外の活動として、本局及び地方事務所等の所在地以外の都市における独占禁止法等の普及啓発活動や相談対応の一層の充実を図るため、一般消費者に独占禁止法の内容や公正取引委員会の活動を紹介する「消費者セミナー」を開催した。

加えて、中学校、高等学校及び大学（大学院等を含む。）に職員を講師として派遣し、経済活動における競争の役割等について授業を行う独占禁止法教室（出前授業）の開催など、学校教育等を通じた競争政策の普及啓発に努めた。

＜令和6年度における主な取組＞（注）

- 独占禁止政策協力委員に対する意見聴取の実施（147件）
- 独占禁止懇話会の開催（3回）
- 経済団体との意見交換会の実施（5回）
- 消費者団体等との意見交換会の実施（10団体）
- 地方有識者との懇談会の開催（北海道函館市、盛岡市、群馬県高崎市、津市、京都市、鳥取市、高知市、鹿児島市及び那覇市）
- その他の地方有識者との懇談会の開催（98回）
- 弁護士会等との懇談会の開催（18回）
- 事業者の工場等への訪問及び懇談会（19回）
- 消費者セミナーの開催（88回）
- 独占禁止法教室の開催（中学生向け50回、高校生向け46回、大学生等向け143回）

（注）対面形式のほか、ウェブ会議等の非対面形式も活用して開催した。

第1章 独占禁止法制等の動き

第1 独占禁止法の改正

刑事手続等において取り扱う書類について電磁的記録による作成・管理・利用を可能とすることに伴う独占禁止法の所要の改正を含む「情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案」が、令和7年2月28日、第217回通常国会に提出された。

第2 フリーランス・事業者間取引適正化等法の施行に伴い必要となる関係政令等の整備

令和5年4月28日、第211回通常国会において可決・成立し、同年5月12日に公布されたフリーランス・事業者間取引適正化等法は、令和6年11月1日に施行された。

また、フリーランス・事業者間取引適正化等法の施行に伴い必要となる関係政令及び公正取引委員会規則についても、同法の施行日である令和6年11月1日に施行された。

(1) 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行令

フリーランス・事業者間取引適正化等法第5条第1項の政令で定める期間を1か月とすること等を内容とする「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行令」が制定された（令和6年政令第200号。令和6年5月31日公布、同年11月1日施行）。

(2) 公正取引委員会関係特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行規則

公正取引委員会は、フリーランス・事業者間取引適正化等法第3条第1項に規定する明示をするときに示さなければならない事項を定めること等を内容とする「公正取引委員会関係特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行規則」を制定した（令和6年公正取引委員会規則第3号。令和6年5月31日公布、同年11月1日施行）。

第3 スマホソフトウェア競争促進法の制定等

1 スマホソフトウェア競争促進法の制定

我が国においてスマートフォンが国民生活及び経済活動の基盤としての役割を果たしていることに鑑み、スマートフォンの利用に特に必要な特定ソフトウェア（基本動作ソフトウェア、アプリストア、ブラウザ及び検索エンジン）の提供等を行う事業者に対し、特定ソフトウェアの提供等を行う事業者としての立場を利用して自ら提供する商品又は役務を競争上優位にすること及び特定ソフトウェアを利用する事業者の事業活動に不利益を及ぼすことの禁止等について定めることにより、特定ソフトウェアに係る公正かつ自由な競争の促進を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律案」が、令和6年4月26日、第213回通常国会に提出された。同法律案は、同年5月23日に

衆議院において可決され、同年6月12日に参議院において可決され、成立し、同月19日に公布された（令和6年法律第58号）。

スマホソフトウェア競争促進法は、規制対象事業者の指定に関連する規定等を除き、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされている。規制対象事業者の指定に関連する規定については、公布の日から起算して6月を経過した日である令和6年12月19日に施行された。

公正取引委員会は、スマホソフトウェア競争促進法の全面施行に向けて、「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する検討会」を開催する（詳細は第11章第3を参照）など、関係政令及び公正取引委員会規則の整備を進めている。

2 スマホソフトウェア競争促進法の一部施行に伴い必要となる関係政令等の整備

スマホソフトウェア競争促進法の規制対象事業者の指定に関連する規定の施行に伴い必要となる関係政令及び公正取引委員会規則についても、当該規定の施行日である令和6年12月19日に施行された。

(1) スマホソフトウェア競争促進法指定基準政令

特定ソフトウェア事業者の指定に係る事業の規模について、年度における各月の当該事業者によって国内向けに提供されている各特定ソフトウェア（検索エンジンについては、検索エンジンを用いた検索役務）を月1回以上利用するスマートフォンの利用者の数を平均した数が4000万人とすること等を内容とするスマホソフトウェア競争促進法指定基準政令（「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律第三条第一項の事業の規模を定める政令」）が制定された（令和6年政令第376号。令和6年12月13日公布、同月19日施行）。

(2) スマホソフトウェア競争促進法施行規則

公正取引委員会は、スマホソフトウェア競争促進法の指定等に関する必要な手続を定めること等を内容とするスマホソフトウェア競争促進法施行規則（「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律施行規則」）を制定した（令和6年公正取引委員会規則第5号。令和6年12月13日公布、同月19日施行）。

第4 下請法改正法案の国会提出

公正取引委員会は、適切な価格転嫁を我が国の新たな商慣習としてサプライチェーン全体で定着させていくための取引環境を整備する観点から、優越的地位の濫用規制の在り方について、下請法を中心に検討することを目的として、令和6年7月以降、関係有識者からなる「企業取引研究会」を中小企業庁との共催で6回開催した。また、同研究会における議論を経て、「企業取引研究会報告書」を取りまとめ、同年12月25日に公表した。

同報告書の提言等を踏まえ、近年の急激な労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を受け、発注者・受注者の対等な関係に基づき事業者間における価格転嫁及び取引の適正化を図るため、下請法について、協議を適切に行わない代金額の決定の禁止、手形による代金の支払等の禁止、規制の対象となる取引への運送委託の追加等の措置を講ずること等を内容

とする「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案」が、令和7年3月11日、第217回通常国会に提出された。

○令和6年12月25日公表「「企業取引研究会報告書」に対する意見募集について」

https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13980273/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/dec/1225_kigyotorihiki_repot.html



○令和7年3月11日公表「「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案」の閣議決定等について」

https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/14139804/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/mar/250311_kakugikettei.html



第5 その他所管法令の改正

1 公正取引委員会事務総局組織令等の改正

スマホソフトウェア競争促進法の施行に伴う執行体制の強化等のため、公正取引委員会は、以下のとおり公正取引委員会事務総局組織令（昭和27年政令第373号）等の改正を行った。

(1) 公正取引委員会事務総局組織令の改正

事務総局の官房に置かれるデジタル・国際総括審議官を新設すること、官房に置かれる参事官を一人増員すること等を内容とする公正取引委員会事務総局組織令の改正を行った（公正取引委員会事務総局組織令の一部を改正する政令（令和7年政令第148号。令和7年4月1日公布、同日施行））。

(2) 公正取引委員会事務総局組織規則の改正

事務総局の官房総務課に置かれる企画官を一人増員すること、経済取引局取引部企業取引課に置かれる企画官を一人増員すること等を内容とする公正取引委員会事務総局組織規則（昭和53年総理府令第10号）の改正を行った（公正取引委員会事務総局組織規則の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第39号。令和7年4月1日公布、同日施行））。

第6 独占禁止法と他の経済法令等の調整

1 法令協議

公正取引委員会は、関係行政機関が特定の政策的必要性から経済法令の制定又は改正を行おうとする際に、これら法令に独占禁止法の適用除外や競争制限的効果をもたらすおそれのある行政庁の処分に係る規定を設けるなどの場合には、その企画・立案の段階で、当該

行政機関からの協議を受け、独占禁止法及び競争政策との調整を図っている。

2 行政調整

公正取引委員会は、関係行政機関が特定の政策的必要性から行う行政措置等について、独占禁止法上及び競争政策上の問題が生じないよう、当該行政機関と調整を行っている。

第2章 違反被疑事件の審査及び処理

第1 違反被疑事件の審査及び処理の状況

1 排除措置命令等

独占禁止法は、事業者が私的独占又は不当な取引制限をすること、不公正な取引方法を用いること等を禁止している。公正取引委員会は、一般から提供された情報、自ら探知した事実、違反行為をした事業者からの課徴金減免申請等を検討し、これらの禁止規定に違反する事実があると思料するときは、独占禁止法違反被疑事件として必要な審査を行っている。

審査事件のうち、必要なものについては独占禁止法に基づく権限を行使して審査を行い（同法第47条）、違反する事実があると認められ、排除措置命令等をしようとするときは、意見聴取を行い（同法第49条等）、意見聴取官が作成した意見聴取調書及び意見聴取報告書の内容を参酌している（同法第60条等）。

また、排除措置命令を行うに足る証拠が得られなかった場合であっても、違反の疑いがあるときは、関係事業者等に対して警告を行い、是正措置を採るよう指導している（注1）。

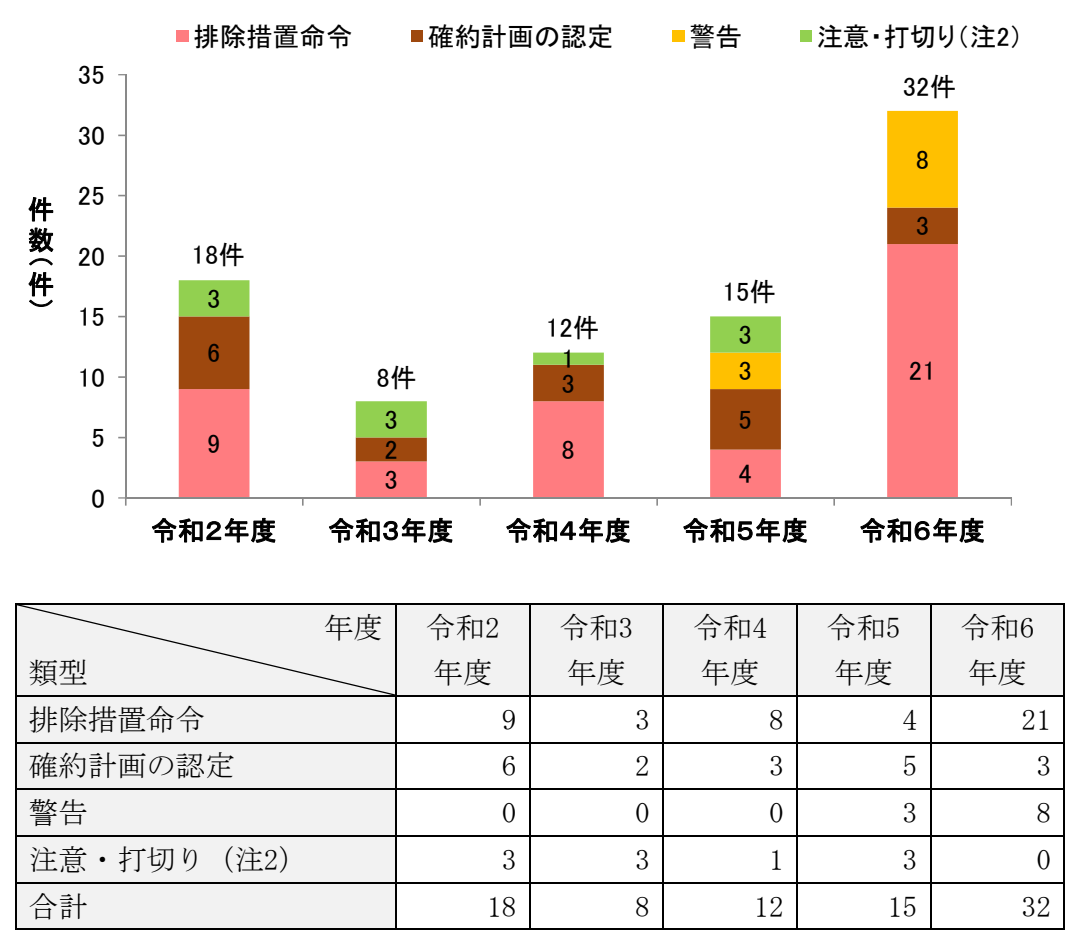
さらに、違反につながるおそれのある行為がみられた場合には、未然防止を図る観点から注意を行っている。

なお、法的措置又は警告をしたときは、その旨公表している。また、注意及び打切りについては、競争政策上公表することが望ましいと考えられる事案であり、かつ、関係事業者から公表する旨の了解を得た場合又は違反被疑対象となった事業者が公表を望む場合は、公表している（第1図参照）。

令和6年度における審査件数（不当廉売事案で迅速処理したもの（第1－2表）を除く。）は、前年度からの繰越しとなっていたもの21件及び年度内に新規に着手したもの103件の合計124件であり、このうち年度内に処理した件数は105件であった。105件の内訳は、排除措置命令が21件、確約計画の認定が3件、警告が8件、注意が69件、審査を打ち切ったものが4件となっている（第1－1表参照）。

（注1）公正取引委員会は、警告を行う場合にも、公正取引委員会の審査に関する規則（平成17年公正取引委員会規則第5号）に基づき、事前手続を経ることとしている。

第1図 排除措置命令・確約計画の認定・警告等の件数の推移



(注2) 事案の概要を公表したものに限る。

第1－1表 審査事件処理状況の推移（不当廉売事案で迅速処理（注3）を行ったものを除く。）

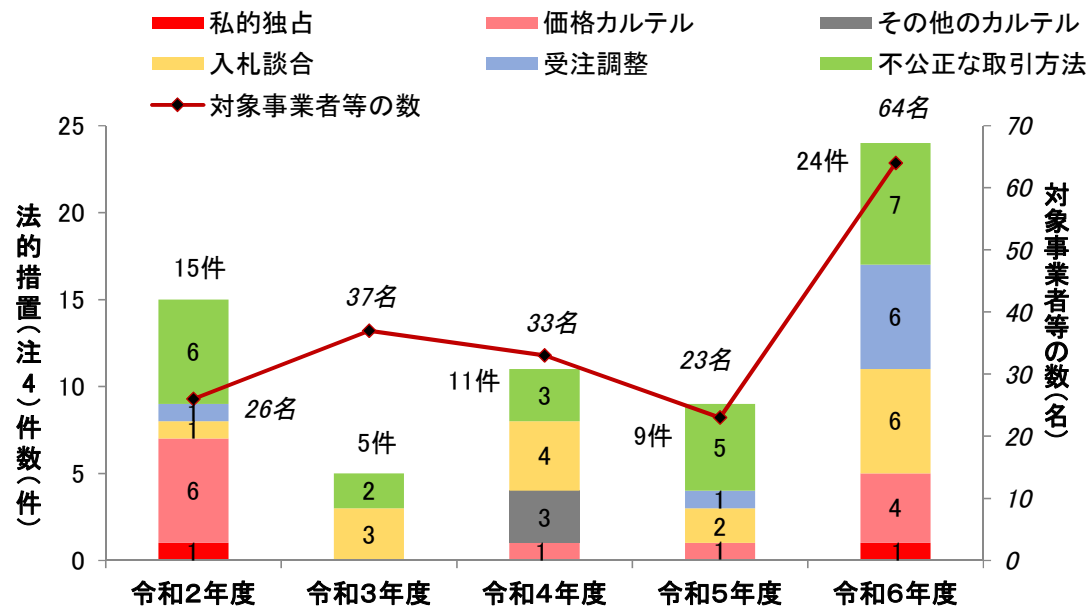
年 度			令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
審査 件数	前年度からの繰越し		18	10	13	17	21
	年度内新規着手		83	103	103	135	103
	合 計		101	113	116	152	124
処理 件数	法的 措置	排除措置命令	9	3	8	4	21
		対象事業者等の数	20	34	29	18	61
		確約計画の認定	6	2	3	5	3
		対象事業者の数	6	3	4	5	3
	そ 他	終 了（違反認定）	0	0	0	0	0
		警 告	0	0	0	3	8
		注 意	73	92	83	94	69
		打 切 り	3	3	5	25	4
		小 計	76	95	88	122	81
		合 計		91	100	99	131
	次年度への繰越し		10	13	17	21	19
付 課 命 徴 金 納	対象事業者数	4	31	21	16	33	
	課徴金額（円）	43億2923万	21億8026万	1019億8909万	2億2340万	37億604万	
告 発			1	0	1	0	0

（注3） 申告のあった不当廉売事案に対し可能な限り迅速に処理する（原則2か月以内）という方針に基づいて行う処理をいう。

第1－2表 不当廉売事案における注意件数（迅速処理によるもの）の推移

年 度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
不当廉売事案における注意件数 （迅速処理によるもの）	136	244	192	317	253

第2図 法的措置（注4）件数等の推移



年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
私的独占	1	0	0	0	1
価格カルテル	6	0	1	1	4
その他のカルテル（注6）	0	0	3	0	0
入札談合	1	3	4	2	6
受注調整	1	0	0	1	6
不公正な取引方法	6	2	3	5	7
合計	15	5	11	9	24

（注4）法的措置とは、排除措置命令、課徴金納付命令及び確約計画の認定のことである。一つの事件について、排除措置命令と課徴金納付命令が共に行われている場合には、法的措置件数を1件としている。

（注5）私的独占と不公正な取引方法のいずれも関係法条となっている事件は、私的独占に分類している。

（注6）「その他のカルテル」とは、数量、販路、顧客移動禁止、設備制限等のカルテルである。

令和6年度における処理件数を行為類型別にみると、私的独占1件、価格カルテル5件、入札談合6件、受注調整6件、不公正な取引方法73件となっている（第2表参照）。法的措置は24件であり、この内訳は、私的独占1件、価格カルテル4件、入札談合6件、受注調整6件、不公正な取引方法7件となっている（第2表及び第3表参照）。

第2表 令和6年度審査事件（行為類型別）一覧表

行為類型（注7）		処理	排除措置命令	確約計画の認定	終了（違反認定）	警告	注意	打ち切り	合計
私的独占			0	1	0	0	0	0	1
不当な取引制限	価格カルテル		4	0	0	0	1	0	5
	入札談合		6	0	0	0	0	0	6
	受注調整		6	0	0	0	0	0	6
	小 計		16	0	0	0	1	0	17
不正な取引方法（注8）	再販売価格の拘束		1	0	0	2	5	0	8
	その他の拘束・排除条件付取引		2	0	0	0	6	1	9
	取引妨害		1	0	0	0	1	0	2
	優越的地位の濫用		0	1	0	3	41	0	45
	不当廉売		0	0	0	2	2	2	6
	その他		1	1	0	0	1	0	3
	小 計		5	2	0	7	56	3	73
その他（注9）			0	0	0	1	12	1	14
合 計			21	3	0	8	69	4	105

（注7）複数の行為類型に係る事件は、主たる行為に即して分類している。

（注8）事業者団体が事業者には不正な取引方法に該当する行為をさせるようにする行為（独占禁止法第8条第5号）は、不正な取引方法に分類している。

（注9）「その他」とは、事業者団体による構成事業者の機能又は活動の不当な制限等である。

第3表 法的措置（注10）件数（行為類型別）の推移

行為類型（注11）		年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	合計
私的独占			1	0	0	0	1	2
不当な取引制限	価格カルテル		6	0	1	1	4	12
	その他のカルテル（注12）		0	0	3	0	0	3
	入札談合		1	3	4	2	6	16
	受注調整		1	0	0	1	6	8
	小 計		8	3	8	4	16	39
不正な取引方法	再販売価格の拘束		0	0	1	0	1	2
	その他の拘束・排除条件付取引		3	1	1	3	2	10
	取引妨害		0	1	1	0	1	3
	優越的地位の濫用		3	0	0	2	1	6
	その他		0	0	0	0	2	2
	小 計		6	2	3	5	7	23
合 計			15	5	11	9	24	64

（注10）法的措置とは、排除措置命令、課徴金納付命令及び確約計画の認定のことである。一つの事件について、排除措置命令と課徴金納付命令が共に行われている場合には、法的措置件数を1件としている。

（注11）私的独占と不正な取引方法のいずれも関係法条となっている事件は、私的独占に分類している。

（注12）「その他のカルテル」とは、数量、販路、顧客移動禁止、設備制限等のカルテルである。

2 課徴金納付命令等

(1) 課徴金納付命令の概要

独占禁止法は、カルテル・入札談合等の未然防止という行政目的を達成するために、行政庁たる公正取引委員会が違反事業者等に対して金銭的不利益である課徴金の納付を命ずることを規定している（同法第7条の2第1項、第7条の9第1項及び第2項、第8条の3並びに第20条の2から第20条の6まで）。

課徴金の対象となる行為は、①事業者又は事業者団体の行うカルテルのうち、商品若しくは役務の対価に係るもの又は商品若しくは役務について供給量若しくは購入量、市場占有率若しくは取引の相手方を実質的に制限することによりその対価に影響することとなるもの、②いわゆる支配型私的独占で被支配事業者が供給する商品若しくは役務について、その対価に係るもの又は供給量、市場占有率若しくは取引の相手方を実質的に制限することによりその対価に影響することとなるもの、③いわゆる排除型私的独占のうち供給に係るもの、④独占禁止法で定められた不公正な取引方法である、共同の取引拒絶、差別対価、不当廉売及び再販売価格の拘束のうち、一定の要件を満たしたものと並びに優越的地位の濫用のうち継続して行われたものである。

令和6年度においては、延べ33名に対し総額37億604万円の課徴金納付命令を行った。

第4表 課徴金額等の推移

年度 課徴金納付命令	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
課徴金額（億円）（注1）	43.2	21.8	1019.8	2.2	37.0
対象事業者数（名）	4	31	21	16	33

（注1）課徴金額については、千万円未満切捨て。

(2) 課徴金減免制度の概要

公正取引委員会は、平成17年独占禁止法改正法により、事業者が自ら関与したカルテル・入札談合について、その違反内容を当委員会に自主的に報告した場合、課徴金が減免される制度（以下「課徴金減免制度」という。）を導入し、さらに、令和元年独占禁止法改正法により、課徴金減免申請の申請順位に応じた減免率に、課徴金減免申請を行った事業者（調査開始日より前に最初に課徴金減免申請をした者を除く。）の事件の真相の解明に資する程度に応じた減算率を付加する制度（以下「調査協力減算制度」という。）を導入し、運用している。

令和6年度における課徴金減免制度に基づく事業者からの報告等の件数は、109件であった（課徴金減免制度導入（平成18年1月）以降の件数は1,682件）。

また、令和6年度においては、16事件延べ53名の課徴金減免制度の適用事業者について、これらの事業者の名称、免除の事実又は減額の率等を公表した（注2）。このうち、13事件延べ29名の事業者に調査協力減算制度を適用した。

（注2）公正取引委員会は、法運用の透明性等確保の観点から、課徴金減免制度が適用された事業者について

て、課徴金納付命令を行った際に、当委員会のウェブサイト（<https://www.iftc.go.jp/dk/seido/genmen/kouhyou/index.html>）に、当該事業者の名称、所在地、代表者名及び免除の事実又は減額の率等を公表することとしている（ただし、平成28年5月31日以前に課徴金減免申請を行った事業者については、当該事業者から公表の申出があった場合に、公表している。）。

なお、公表された事業者数には、課徴金減免の申請を行った者であるものの、①独占禁止法第7条の2第1項に規定する売上額（課徴金の算定の基礎となる売上額）が存在しなかったため課徴金納付命令の対象になっていない者及び②算出された課徴金の額が100万円未満であったため独占禁止法第7条の2第1項ただし書により課徴金納付命令の対象になっていない者のうち、公表することを申し出た事業者の数を含めている。

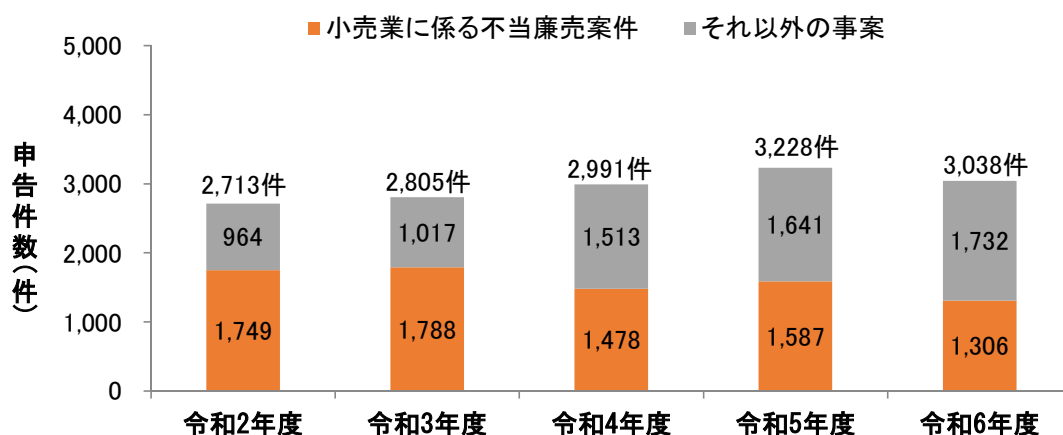
3 申告等

令和6年度においては、独占禁止法の規定に違反する事実があると思われ、公正取引委員会に報告（申告）された件数は3,038件であった（第3図参照）。この報告が、公正取引委員会規則で定めるところにより、書面で具体的な事実を摘示して行われた場合には、当該報告をした者に措置結果を通知することとされており（同法第45条第3項）、令和6年度においては、2,774件の通知を行った。

また、公正取引委員会は、独占禁止法違反被疑行為の端緒情報をより広く収集するため、平成14年4月からインターネットを利用した申告が可能となる電子申告システムを当委員会のウェブサイト上に設置しているところ、令和6年度においては、前記令和6年度の申告件数のうち同システムを利用した申告が1,475件であった。

さらに、公正取引委員会は、IT・デジタル関連分野、農業分野及び電力・ガス分野に係る情報提供窓口を設置しており、令和6年度においてもこれらの分野における独占禁止法違反被疑行為に係る情報収集に積極的に取り組んだ。

第3図 申告件数の推移



4 発注機関等への要請等

公正取引委員会は、独占禁止法違反行為についての審査の過程において競争政策上必要な措置を講ずべきと判断した事項について、発注機関等に要請等を行っている。令和6年度においては、以下のとおり要請等を行った。

- (1) 水産庁に対する要請（令和6年5月15日）（熊本県漁業協同組合連合会及び佐賀県有明海漁業協同組合に対する件。事件詳細については後記第2-1(1)及び(2)参照）

公正取引委員会は、水産庁に対し、独占禁止法や水産庁策定の「水産物・水産加工品の適正取引推進ガイドライン」の遵守を全国の漁業協同組合等に対して改めて周知徹底するよう要請した。

- (2) 公益社団法人日本給食サービス協会に対する要請（令和6年5月22日）（名古屋市が発注する中学校スクールランチ調理等業務の入札参加業者に対する件。事件詳細については後記第2-1(3)参照）

公益社団法人日本給食サービス協会の会員を含む違反事業者により独占禁止法違反行為が行われたことから、今後、同協会の会員事業者が同様の行為を行うことのないよう、同協会に対し、独占禁止法の遵守について会員事業者に周知徹底するよう要請した。

- (3) 青森市に対する申入れ等（令和6年5月30日）（青森市が発注する新型コロナウイルス感染症患者移送業務の入札参加業者らに対する件。事件詳細については後記第2-1(4)参照）

本件審査の過程において、入札における公正かつ自由な競争を確保する上で、青森市の対応として適切とはいえないものや、独占禁止法違反行為を誘発又は助長するおそれがある行為が認められたことから、公正取引委員会は、青森市に対し、改善要請を行うとともに、当該行為と同様の行為が再び行われることのないよう適切な措置を講ずることを申し入れた。

- (4) 一般社団法人日本旅行業協会に対する申入れ（令和6年5月30日）（青森市が発注する新型コロナウイルス感染症患者移送業務の入札参加業者らに対する件。事件詳細については後記第2-1(4)参照）

本件審査の過程において、一般社団法人日本旅行業協会の会員である違反事業者5社が、同協会東北支部青森県地区委員会の会合の際に、独占禁止法違反行為に係る行為を行っていた事実が認められた。

公正取引委員会は、一般社団法人日本旅行業協会に対し、同協会の会員によって同様の独占禁止法違反行為が行われることのないよう、①同協会の会員、役員及び事務局職員に対して、本件排除措置命令の内容を周知すること、②独占禁止法の遵守についての行動指針を作成し周知徹底すること及び③独占禁止法の遵守についての研修を実施することを申し入れた。

- (5) 金融庁及び一般社団法人日本損害保険協会に対する要請等（令和6年10月31日）（損害保険会社らに対する件。事件詳細については後記第2 **1** (7)参照）

損害保険会社らによる独占禁止法違反行為の多くは、共同保険の組成過程において行われていたこと等を踏まえ、独占禁止法違反行為の未然防止の観点から、共同保険の組成・利用に関し、損害保険会社、損害保険代理店又は保険契約者において留意すべき独占禁止法上の考え方及び競争政策上の考え方等を取りまとめるとともに、独占禁止法遵守について、金融庁にあっては、損害保険会社等に対し、一般社団法人日本損害保険協会にあっては、会員に対し、それぞれ、周知徹底するよう要請した。

- (6) 一般社団法人全国動物薬品器材協会に対する要請（令和7年3月13日）（山形県が発注する豚熱ワクチン及び公益社団法人山形県畜産協会が発注する動物用ワクチンの入札等の参加業者に対する件。事件詳細については後記第2 **1** (10)参照）

本件審査の過程において、一般社団法人全国動物薬品器材協会の会員となっている山形県動物薬品器材協会の会員である違反事業者3社が、山形県動物薬品器材協会の会合という名目で独占禁止法違反行為に係る話合いを行っていた事実等が認められた。

公正取引委員会は、豚熱ワクチン及び動物用ワクチンを含む動物用医薬品の卸売業に関連する全国団体である一般社団法人全国動物薬品器材協会に対し、動物用医薬品の卸売業者によって本件と同様の独占禁止法違反行為が行われることを未然に防止する観点から、本件の概要及び独占禁止法の遵守について、会員である各都道府県の動物薬品器材協会を通じて、動物用医薬品の卸売業者に周知徹底するよう要請した。

- (7) 公益社団法人立体駐車場工業会に対する要請（令和7年3月24日）（機械式駐車装置メーカーらに対する件。事件詳細については後記第2 **1** (11)参照）

本件審査の過程において、違反事業者のうち複数の会社の営業担当者が、公益社団法人立体駐車場工業会の広報委員会の委員を務めることで他社の営業担当者と関係を築き、互いに連絡を取り合うなどして、違反行為に関与していた事実が認められた。

公正取引委員会は、今後、公益社団法人立体駐車場工業会の会員が営む機械式駐車装置に関する事業において、独占禁止法違反行為が行われることがないように、同工業会に対し、独占禁止法の遵守について会員事業者に周知徹底するとともに、同工業会の広報委員会等の組織において会員各社の営業担当者が構成員になることなどによって、これらの者の間で営業情報について連絡を取りやすい関係が生じ得ることにも留意して、組織運営において適切に対応するよう要請した。

5 審査官の処分に対する異議申立て及び任意の供述聴取に係る苦情申立て

独占禁止法第47条の規定に基づいて審査官がした立入検査、審尋等の処分を受けた者が、当該処分に不服があるときは、公正取引委員会の審査に関する規則（平成17年公正取引委員会規則第5号）第22条第1項の規定により、当該処分を受けた日から1週間以内に、その理由を記載した文書をもって、当委員会に異議の申立てをすることができる。令和6年

度においては、異議の申立てはなかった。

また、任意の供述聴取については、聴取対象者等が、聴取において「独占禁止法審査手続に関する指針」（平成27年12月25日公正取引委員会決定。以下「審査手続指針」という。）第2の「2 供述聴取」に反する審査官等による言動等があったとする場合には、原則として当該聴取を受けた日から1週間以内に、公正取引委員会に苦情を申し立てることができる（審査手続指針第2の4）。令和6年度においては、苦情の申立てはなかった。

6 判別手続の運用状況

公正取引委員会は、公正取引委員会の審査に関する規則に基づき、当委員会の行政調査手続において、所定の手続により一定の条件を満たすことが確認された事業者と弁護士との間で秘密に行われた通信の内容を記録した物件を、審査官その他の当該事件調査に従事する職員がその内容に接することなく、事件の終結を待つことなく当該事業者へ還付する手続（以下「判別手続」という。）を運用している。

当該物件の還付を希望する事業者は、同規則第23条の2第1項の規定により、文書で判別手続の求めを行うこととなっている。

令和6年度においては、判別手続の求めはなかった。

第5－1表 令和6年度法的措置（排除措置命令）一覧表

一連 番号	事件 番号	件 名	内 容	課徴金の総額 (最高額～最低額)	法的措置 対象事業者 の数（注）	違反法条	排除措置 命令年月日
1	6 (措) 4	熊本県漁業協同組合連合会に対する件	熊本県漁業協同組合連合会（以下「熊本県漁連」という。）は、 (1) 次の行為を行うことにより、15漁協管内の海苔生産者に対し、乾海苔の系統外出荷を行わないようにさせている。 ア 遅くとも平成30年10月頃以降、毎年、15漁協管内の海苔生産者に対し、15漁協を介して、「製品については全量組合出荷を前提とし、系統共販体制を遵守します。」という規定を含む「誓約書」を提示して、これに署名又は押印した上で当該海苔生産者が所在する区域を管轄する漁協に提出することを要請している。 イ 遅くとも平成30年10月頃以降、毎年、15漁協に対し、「全量系統共販体制を前提として生産者へ指導を行う。」という規定を含む「覚書」を提示して、これに記名及び押印した上で提出することを要請している。 ウ 前記ア及びイの要請により、15漁協管内の海苔生産者に対し、生産した乾海苔の全量を、当該海苔生産者が所在する区域を管轄する漁協に出荷させている。 (2) 次の行為を行うことにより、15漁協管内の海苔生産者に対し、熊本県漁連が実施する入札に付したものの応札されなかった乾海苔の系統外出荷を行わないようにさせている。 ア 熊本県漁連が15漁協管内の海苔生産者に提出を要請している前記(1)アの「誓約書」には、出荷した乾海苔が無札品になった場合、処分を系統団体に一任する旨の規定が含まれている。 イ 前記(1)アのとおり要請することにより、15漁協管内の海苔生産者に対し、生産した乾海苔のうち、熊本県漁連が実施する入札に付したものの応札されなかった乾海苔について、熊本県漁連に処分を一任させ、これを当該海苔生産者に返却しないこととしている。	－	1	第19条（一般指定12項）	6.5.15

第2部 各論

一連 番号	事件 番号	件 名	内 容	課徴金の総額 (最高額～最低額)	法的措置 対象事業者 の数(注)	違反法条	排除措置 命令年月日
2	6 (措) 5	佐賀県有明海漁業協同組合に対する件	佐賀県有明海漁業協同組合（以下「佐賀有明漁協」という。）は、 (1) 次の行為を行うことにより、佐賀有明漁協管内の海苔生産者に対し、乾海苔の系統外出荷を行わないようにさせている。 ア 遅くとも平成30年10月頃以降、毎年、同漁協管内の海苔生産者に対し、平成30年度から令和2年度までにあつては「製造した乾海苔は、全量組合に出荷します。」、令和3年度以降にあつては「製造した乾海苔は、全量組合に出荷するよう努めます。」という規定を含む「乾海苔共販にかかる誓約書」を提示して、これに署名又は押印した上で同漁協に提出することを要請している。 イ 前記アの要請により、同漁協管内の海苔生産者に対し、生産した乾海苔の全量を同漁協に出荷させている。 (2) 次の行為を行うことにより、佐賀有明漁協管内の海苔生産者に対し、佐賀有明漁協が実施する入札に付したものの応札されなかった乾海苔の系統外出荷を行わないようにさせている。 ア 佐賀有明漁協が同漁協管内の海苔生産者に提出を要請している前記(1)アの「乾海苔共販にかかる誓約書」には、出荷した乾海苔が消却対象品になった場合には処分を佐賀有明漁協に一任する旨の規定が含まれている。 イ 佐賀有明漁協は、前記(1)アのとおり要請することにより、同漁協管内の海苔生産者に対し、生産した乾海苔のうち、同漁協が実施する入札に付したものの応札されなかった乾海苔について、同漁協に処分を一任させ、これを当該海苔生産者に返却しないこととしている。	-	1	第19条 (一般 指定12 項)	6.5.15
3	6 (措) 6	名古屋市が発注する中学校スクールランチ調理等業務の入札参加者に対する件	名古屋市発注の中学校スクールランチ調理等業務の入札参加者は、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	3億9296万円 (1億3287万円 ～2048万円)	6	第3条後段	6.5.22
4	6 (措) 7	青森市が発注する新型コロナウイルス感染症患者移送業務の入札参加者らに対する件	青森市が発注する新型コロナウイルス感染症患者移送業務の入札参加者らが、 (1) 受注予定者を決定し、受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるように協力すること (2) 受注予定者は、受注予定者以外の者に受注した当該業務の一部を委託すること を合意していた。	-	4	第3条後段	6.5.30
5	6 (措) 8	LPガス容器用バルブの製造販売業者らに対する件	LPガス容器用バルブの製造販売業者らが、共同して、需要者向け販売価格を引き上げる旨を合意していた。	7億964万円 (4億5459万円 ～2277万円)	5	第3条後段	6.6.27
6	6 (措) 9	ASP Japan (同) に対する件	ASP Japan (同) は、同社が医療機関向けに販売しているフタラール製剤(注)を用いる内視鏡洗浄消毒器にバーコードリーダーを取り付けるとともに、同社が製造販売するフタラール製剤の容器に二次元コードを貼付	-	1	第19条 (一般 指定10 項)	6.7.26

			し、当該バーコードリーダーによって二次元コードを読み取らなければ同社の内視鏡洗浄消毒器の洗浄消毒機能が作動しないようにすることにより、同社の内視鏡洗浄消毒器を使用している医療機関に対し、不当に同社の内視鏡洗浄消毒器の供給に併せて同社が製造販売するフタラール製剤を購入させている。				
			(注) 消化器内視鏡を含む医療器具の化学的殺菌・消毒のために内視鏡洗浄消毒器に投入するなどして使用される消毒剤であって、フタラール0.55w/v%を含有する医療用医薬品をいう。				
7	6 (措) 10	損害保険会社に対する件	三井住友海上火災保険㈱、損害保険ジャパン㈱、あいおいニッセイ同和損害保険㈱及び東京海上日動火災保険㈱は、共同して、本件財物・利益保険(注)について、見積り合わせにおいて各社が提示する保険料の水準を調整すること等によって保険料を引き上げ又は維持する旨を合意していた。	10億6031万円 (4億3621万円 ～2億9050万円)	4	第3条後段	6. 10. 31
			(注)「本件財物・利益保険」とは㈱JERAが見積り合わせの方法により発注する財物・利益保険のうち、1回の事故につき保険金の支払限度額を1500億円とする保険をいう。				
8	6 (措) 11	損害保険会社に対する件	三井住友海上火災保険㈱、損害保険ジャパン㈱、あいおいニッセイ同和損害保険㈱及び東京海上日動火災保険㈱は、共同して、本件製油所包括保険(注)について、見積り合わせにおいて各社が提示する保険料等を調整することによって各社の引受割合及び保険料の水準を維持する旨を合意していた。	3億3664万円 (1億5128万円 ～6394万円)	4	第3条後段	6. 10. 31
			(注)「本件製油所包括保険」とは、コスモエネルギーホールディングス㈱がコスモ石油㈱の製油所を対象に同社に代わって、見積り合わせの方法により発注する地震保険等をいう。				
9	6 (措) 12	損害保険会社らに対する件	三井住友海上火災保険㈱、損害保険ジャパン㈱、東京海上日動火災保険㈱及び共立㈱は、共同して、本件備蓄基地保険(注)について、三井住友海上火災保険㈱、損害保険ジャパン㈱及び東京海上日動火災保険㈱が事前に想定した引受保険料及び引受割合で受注できるようにしていた。	3億1715万円 (1億7286万円 ～1億4429万円)	4	第3条後段	6. 10. 31
			(注)「本件備蓄基地保険」とは、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構(以下「JOGMEC」という。)が一般競争入札の方法により発注する、JOGMECが管理する国家石油・石油ガス備蓄基地等を対象とする企業財産包括保険等をいう。				
10	6 (措) 13	損害保険会社に対する件	三井住友海上火災保険㈱、損害保険ジャパン㈱及び東京海上日動火災保険㈱は、共同して、本件マリン保険(注)について、各社の見積り保険料を調整することによって保険料の水準を維持する旨を合意していた。	2億22万円 (1億4505万円 ～5517万円)	3	第3条後段	6. 10. 31
			(注)「本件マリン保険」とは、シャープ㈱を保険契約者とし、保管中又は輸送中のシャープ製品等を補償対象とする損害保険であって、シャープ㈱から指名を受けたマーシュジャパン㈱により「SHARP GLOBAL STP PROGRAM」という名称で見積り合わせの方法により発注されるものをいう。				

第2部 各論

			う。				
11	6 (措) 14	損害保険会社に対する件	三井住友海上火災保険㈱、損害保険ジャパン㈱、あいおいニッセイ同和損害保険㈱及び東京海上日動火災保険㈱は、共同して、本件グループ包括保険（注）について、予定幹事会社を決定し、予定幹事会社が幹事会社に選定されるようにするとともに、予定幹事会社が定めた見積金額を基にした保険料等で契約できるようにする旨を合意していた。 （注）「本件グループ包括保険」とは、京成電鉄㈱が「グループ包括保険」の名称で見積り合わせの方法により発注する京成電鉄㈱を保険契約者とする鉄道総合財産保険等をいう。	1億2072万円 (6708万円 ～2152万円)	4	第3条後段	6. 10. 31
12	6 (措) 15	損害保険会社に対する件	三井住友海上火災保険㈱、損害保険ジャパン㈱及び東京海上日動火災保険㈱は、共同して、警視庁が希望制指名競争入札の方法により発注する任意自動車保険について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	1962万円	3	第3条後段	6. 10. 31
13	6 (措) 16	損害保険会社に対する件	三井住友海上火災保険㈱、損害保険ジャパン㈱及び東京海上日動火災保険㈱は、共同して、東京都発注の病院賠償責任保険（注）について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。 （注）「東京都発注の病院賠償責任保険」とは、東京都が希望制指名競争入札の方法により発注する都立病院を対象とする病院賠償責任保険をいう。	1698万円	3	第3条後段	6. 10. 31
14	6 (措) 17	損害保険会社に対する件	三井住友海上火災保険㈱、損害保険ジャパン㈱及び東京海上日動火災保険㈱は、共同して、令和4年更改契約における本件損害保険（注）について、見積り合わせにおいて各社が提出する見積りを調整することによって保険料を引き上げること及び地震特約に係る保険期間を1年とする旨を合意していた。 （注）「本件損害保険」とは、仙台国際空港㈱を保険契約者とする企業財産包括保険等をいう。	－	3	第3条後段	6. 10. 31
15	6 (措) 18	損害保険会社に対する件	三井住友海上火災保険㈱、損害保険ジャパン㈱、あいおいニッセイ同和損害保険㈱及び東京海上日動火災保険㈱は、共同して、令和5年更改契約における本件損害保険（注）について、見積り合わせにおいて各社が提出する見積りを調整することによって保険料を引き上げ又は維持する旨を合意していた。 （注）「本件損害保険」とは、東急㈱を保険契約者とする企業財産包括保険等をいう。	－	4	第3条後段	6. 10. 31
16	6 (措) 19	㈱関家具に対する件	㈱関家具は、遅くとも令和2年2月頃以降、次の行為を行うことにより、取引先小売業者に「Ergohuman」の商標が付された椅子（以下「エルゴヒューマン」という。）を㈱関家具が定めた「参考売価」と称する小売価格（以下「参考売価」という。）で販売するようにさせていた。 (1) エルゴヒューマンを参考売価で販売する旨に同意した取引先小売業者にのみ販売する方針に基づき、エルゴヒューマンの取引を新たに開始する取引先小売業者からは、エルゴヒューマンを参考売価で販売する旨の同意を得るとともに、エルゴヒューマン	－	1	第19条 (2条9 項4号)	6. 12. 19

			の参考売価を引き上げる際には、その都度、取引先小売業者から、引上げ後の参考売価でエルゴヒューマンを販売する旨の同意を得ていた。 (2) 取引先小売業者のインターネット上におけるエルゴヒューマンの販売価格を監視すること及び取引先小売業者から参考売価を下回る価格でのエルゴヒューマンの販売（以下「値引き販売」という。）を行っている他の取引先小売業者に関する苦情を受けることにより、値引き販売を行っている取引先小売業者が判明した場合、当該取引先小売業者に、参考売価で販売するよう要請していた。 (3) 前記(2)の要請にもかかわらず値引き販売を継続した取引先小売業者に対しては、エルゴヒューマンの出荷価格の引上げを行うなどしていた。				
17	6 (措) 20	(株)MC データプラスに対する件	(株)MC データプラスは、自社が提供する労務安全サービス（建設業向けクラウドサービス）の優位性が低下するリスクを回避するためには、グリーンサイトに登録された作業員情報等を労務安全サービスを提供する事業に新規に参入してきた他社に流出させないことが不可欠であるとの認識の下、グリーンサイトのユーザーが求める他社の労務安全サービスに移行可能な形式で、作業員情報の提供の要請があった場合に、当該ユーザー自らが登録した作業員情報であるにもかかわらず個人情報保護を理由にするなどし、合理的な理由なく当該作業員情報の提供を拒むなどして、グリーンサイトのユーザーが他社の労務安全サービスへの切替えをしないようにさせている。	-	1	第19条（一般指定14項）	6.12.24
18	7 (措) 1	山形県が発注する豚熱ワクチンの入札等の参加業者に対する件	山形県が発注する豚熱ワクチンの入札等の参加業者は、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	456万円 (297万円～159万円)	2	第3条後段	7.3.13
19	7 (措) 2	(公社)山形県畜産協会が発注する動物用ワクチンの入札の参加業者に対する件	(公社)山形県畜産協会が発注する動物用ワクチンの入札の参加業者は、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	111万円	2	第3条後段	7.3.13
20	7 (措) 3	機械式駐車装置メーカーらに対する件	機械式駐車装置メーカーらは、特定地下式PS設置工事（注）について、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにしていた。 （注）「特定地下式PS設置工事」とは、建設業者が確認申請図に基づく見積り合わせの方法により発注する水平循環方式分離式の機械式駐車装置の設置工事（機械式駐車装置の入替工事を除く。）をいう。	4億7026万円 (2億6733万円～298万円)	3	第3条後段	7.3.24
21	7 (措) 4	機械式駐車装置メーカーらに対する件	機械式駐車装置メーカーらは、特定エレベーター方式PS設置工事（注）について、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにしていた。 （注）「特定エレベーター方式PS設置工事」とは、建設業者が確認申請図に基づく見積り合わせの方法により発注するエレベーター方式バレット型の機械式駐車装置の設置工事（機械式駐車装置の入替工事を除く。）をいう。	5587万円	2	第3条後段	7.3.24
合 計				37億604万円	61		

第5－2表 令和6年度法的措置（確約計画の認定）一覧表

一連 番号	事件 番号	件 名	内 容	法的措置対象 事業者の数	関係法条	確約計画の 認定年月日
1	6 (認) 3	Google LLC に対する件	公正取引委員会は、Google LLC に対し、Google LLC の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、同社から確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。 Google LLC は、平成26年11月1日、ヤフー(株)との間で締結していた「GOOGLE SERVICES AGREEMENT」と題する契約を、自社の子会社であるグーグルアジアパシフィックプライベートリミテッド及びグーグル（同）を通じて変更し、変更後の契約に基づき、遅くとも平成27年9月2日から令和4年10月31日までの間、ヤフー(株)に対し、モバイル・シンジケーション取引（注）に必要な検索エンジン及び検索連動型広告に係る技術の提供を制限することで、ヤフー(株)がモバイル・シンジケーション取引を行うことを困難にしていた。 （注）検索連動型広告の配信を行う事業者が、ウェブサイト運営者等から広告枠の提供を受け、検索連動型広告を配信するとともに、当該広告枠に配信した検索連動型広告により生じた収益の一部を当該事業者に分配する取引をいう。	1	第3条前段 又は第19条 （一般指定 2項又は14 項）	6.4.22

一連 番号	事件 番号	件 名	内 容	法的措置対象 事業者の数	関係法条	確約計画の 認定年月日
2	6 (認) 4	橋本総業㈱)に 対する件	公正取引委員会は、橋本総業㈱)に対し、橋本総業㈱)の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、同社から確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。 橋本総業㈱)は、遅くとも平成29年7月以降、物流特殊指定の備考第2項に規定する特定物流事業者に該当する事業者（以下「本件物流事業者」という。）に対して、次の行為を行っている。 (1) 一部の本件物流事業者に対し、当該物流事業者の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず、あらかじめ定めた代金の額から ア 「お支払割戻金」と称して、当該額に一定率を乗じて得た額を減じている。 イ 当該代金を当該物流事業者の金融機関口座に振り込む際の手数料を減じている。 (2) 一部の本件物流事業者との間で、あらかじめ、委託する本件運送業務に係る1日当たりの業務時間及び当該業務時間を超える部分の業務に係る運賃について取り決めず、日又は月単位の定額の運賃を設定しているところ、当該物流事業者において法定時間外労働（注1）を要するような長時間の本件運送業務について、当該物流事業者に支払われる運賃の1時間当たりの額が、当該物流事業者の本件運送業務の内容と同種又は類似の内容の運送業務に対し通常支払われる運賃の1時間当たりの額に比し著しく低い額となる運賃で委託している。 (3) 一部の本件物流事業者との間で、委託する本件運送業務に係る1日当たりの業務時間及び当該業務時間に対する日又は月単位の定額の運賃を設定しているところ、委託する本件運送業務が当該物流事業者において当該業務時間を超える時間を要するものであるにもかかわらず、あらかじめ当該物流事業者との間で当該業務時間を超える部分の本件運送業務に係る運賃について取り決めていないことにより、当該業務時間を超える部分の本件運送業務を無償で行わせている。 (4) 一部の本件物流事業者に対し、委託内容に含まれていない本件運送業務に係る特定の附帯作業（注2）について、あらかじめ当該物流事業者との間で取引の条件を取り決めることなく、当該物流事業者が無償で行わせている。 （注1）「法定時間外労働」とは、労働基準法（昭和22年法律第49号）第32条第2項に規定する1日当たりの労働時間を超える労働をいう。 （注2）「附帯作業」とは、本件物流事業者が、①橋本総業㈱)の配送センターにおいて保管場所から運送する物品を取り出す作業、②当該物品を本件物流事業者の車両に積み込む作業、③橋本総業㈱)の取引先の事業所等において当該物品を当該車両から取り卸す作業及び④橋本総業㈱)の取引先から返品されることとなった物品を回収する作業をいう。	1	第19条（物流特殊指定1項2号、3号及び6号）	6.12.12

第2部 各論

一連 番号	事件 番号	件 名	内 容	法的措置対象 事業者の数	関係法条	確約計画の 認定年月日
3	7 (認) 1	シスメックス㈱ に対する件	公正取引委員会は、シスメックス㈱に対し、シスメックス㈱の次の行為が独占禁止法第19条（不公正な取引方法第10項（抱き合わせ販売等））の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、同社から確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。 シスメックス㈱は、遅くとも令和元年8月頃以降、令和6年7月頃までの間、特定血液凝固測定装置（注）により「Dダイマー」又は「FDP」を測定する際に用いる試薬に関して、他社製の試薬を使用できるにもかかわらず、特定血液凝固測定装置では自社が製造販売する指定試薬のみを使用させるものとするを基本方針として定めて、病院等に対して、特定血液凝固測定装置を供給するに当たり、自社が製造販売する指定試薬のみを使用することを条件として、特定血液凝固測定装置の供給に併せて当該指定試薬を購入するようにさせていた。 （注）シスメックス㈱が、平成30年12月から製造販売するプロダクト名にCNが付く「CNシリーズ」と称する血液凝固測定装置をいう。	1	第19条（一般指定10項）	7.2.13
合 計				3		

（注）一般指定とは、不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）を指す。物流特殊指定とは、特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法（平成16年公正取引委員会告示第1号）を指す。

第6表 課徴金制度の運用状況（注1）

年度	課徴金納付命令 対象事業者数	課徴金額
昭和52年度	0	0円
53年度	4	507万円
54年度	134	15億7174万円
55年度	203	13億3111万円
56年度	148	37億3020万円
57年度	166	4億8354万円
58年度	93	14億9257万円
59年度	5	3億5310万円
60年度	38	4億747万円
61年度	32	2億7554万円
62年度	54	1億4758万円
63年度	84	4億1899万円
平成元年度	54	8億349万円
2年度	175	125億6214万円
3年度	101	19億7169万円
4年度	135	26億8157万円
5年度	406	35億5321万円
6年度	512	56億6829万円
7年度	741	64億4640万円
8年度	368	74億8616万円
9年度	369	(注2) 28億2322万円
10年度	576	31億4915万円
11年度	335	54億5891万円
12年度	719	85億1668万円
13年度	248	21億9905万円
14年度	561	43億3400万円
15年度	468	(注3) 38億6712万円
16年度	219	111億5029万円
17年度	399	188億7014万円
18年度	158	92億6367万円
19年度	162	112億9686万円
20年度	87	(注4) 270億2546万円
21年度	106	(注5) 360億7471万円
22年度	156	(注6) 719億4162万円
23年度	277	(注7、8、9、10) 399億6181万円
24年度	113	(注11) 248億7549万円
25年度	(注12) 180	(注12) 302億167万円
26年度	128	(注13、14、15) 170億4607万円
27年度	31	(注16) 85億725万円
28年度	32	91億4301万円
29年度	32	18億9210万円
30年度	18	2億6111万円
令和元年度	37	692億7560万円
2年度	4	43億2923万円
3年度	31	21億8026万円
4年度	21	1019億8909万円
5年度	16	2億2340万円

6年度	33	37億604万円
合計	8969	5809億5287万円

(注1) 平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法に基づく課徴金の納付を命ずる審決を含み、同法に基づく審判手続の開始により失効した課徴金納付命令を除く。

(注2) 平成15年9月12日、協業組合カンセイに係る審決取消請求事件について、審決認定（平成10年3月11日、課徴金額1934万円）の課徴金額のうち、967万円を超えて納付を命じた部分を取り消す判決が言い渡された（同判決は確定した。）。

(注3) 平成16年2月20日、土屋企業㈱に係る審決取消請求事件について、審決認定（平成15年6月13日、課徴金額586万円）の課徴金額のうち、302万円を超えて納付を命じた部分を取り消す判決が言い渡された（同判決は確定した。）。

(注4) 三菱樹脂㈱に対する審判事件について、平成28年2月24日、課徴金納付命令（平成21年2月18日、課徴金額37億2137万円）のうち、37億1041万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨の審決を行った。

(注5) 平成21年11月9日、日鉄住金鋼板㈱に対する課徴金納付命令（平成21年8月27日、課徴金額37億6320万円）、日新製鋼㈱に対する課徴金納付命令（平成21年8月27日、課徴金額32億1838万円）及び㈱淀川製鋼所に対する課徴金納付命令（平成21年8月27日、課徴金額16億4450万円）のうち、平成17年独占禁止法改正法附則の規定により読み替えて適用される独占禁止法第51条第1項の規定に基づき課徴金の額をそれぞれ36億8320万円、31億2838万円及び15億5450万円に変更する旨の審決を行った。

(注6) 三和シャッター工業㈱ほか3名に対する審判事件について、令和2年8月31日、

- ・三和シャッター工業㈱に対する課徴金納付命令（平成22年6月9日、課徴金額25億1615万円）のうち、24億5686万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨
 - ・文化シャッター㈱に対する課徴金納付命令（平成22年（納）第95号）（平成22年6月9日、課徴金額17億8167万円）のうち、17億3831万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨
 - ・文化シャッター㈱に対する課徴金納付命令（平成22年（納）第98号）（平成22年6月9日、課徴金額2億4425万円）のうち、2億4291万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨
 - ・東洋シャッター㈱に対する課徴金納付命令（平成22年6月9日、課徴金額5億2549万円）のうち、4億8404万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨
- の審決を行った。

(注7) エア・ウォーター㈱に係る審決取消請求事件について、審決を取り消す旨の判決が出され、同判決が確定したことを受け、平成26年10月14日、課徴金納付命令（平成23年5月26日、課徴金額36億3911万円）のうち、7億2782万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨の再審決を行った。

(注8) ㈱山陽マルナカに対する審判事件について、平成31年2月20日、課徴金納付命令（平成23年6月22日、課徴金額2億2216万円）のうち、1億7839万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨の第1次審決を行った。

また、第1次審決の審判請求棄却部分を取り消す旨の判決が出され、同判決が確定したことを受け、令和3年1月27日、前記課徴金納付命令の残余の部分（課徴金額1億7839万円）を取り消す旨の再審決を行った。

(注9) 日本トイザらス㈱に対する審判事件について、平成27年6月4日、課徴金納付命令（平成23年12月13日、課徴金額3億6908万円）のうち、2億2218万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨の審決を行った。

(注10) ㈱エディオンに対する審判事件について、令和元年10月2日、課徴金納付命令（平成24年2月16日、課徴金額40億4796万円）のうち、30億3228万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨の審決を行った。

(注11) NTN(株)に対する審判事件について、令和元年11月26日、課徴金納付命令（平成25年3月29日、課徴金額72億3107万円）のうち、72億3012万円を超えて納付を命じた部分を取り消すとともに平成25年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法第51条第3項の規定に基づき課徴金の額を70億3012万円に変更する旨の審決を行った。

(注12) 加藤化学(株)に対する審判事件について、令和元年9月30日、加藤化学(株)に対する課徴金納付命令（平成25年7月11日、課徴金額4116万円）を取り消す旨の審決を行った。

(注13) ダイレックス(株)に対する審判事件について、令和2年3月25日、課徴金納付命令（平成26年6月5日、課徴金額12億7416万円）のうち、11億9221万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨の審決を行った。

(注14) レンゴー(株)ほか36名に対する審判事件について、令和3年2月8日、

- ・王子コンテナ(株)に対する課徴金納付命令（平成26年（納）第116号）（平成26年6月19日、課徴金額4億9597万円）のうち、4億8642万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨
- ・福野段ボール工業(株)に対する課徴金納付命令（平成26年6月19日、課徴金額1078万円）のうち、1050万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨
- ・王子コンテナ(株)に対する課徴金納付命令（平成26年（納）第163号）（平成26年6月19日、課徴金額12億8727万円）のうち、12億8673万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨
- ・北海道森紙業(株)に対する課徴金納付命令（平成26年6月19日、課徴金額6640万円）のうち、6586万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨
- ・浅野段ボール(株)に対する課徴金納付命令（平成26年6月19日、課徴金額2990万円）のうち、2904万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨

の審決を行った。

(注15) レンゴー(株)ほか1名に対する審判事件について、令和3年2月8日、

- ・レンゴー(株)に対する課徴金納付命令（平成26年6月19日、課徴金額10億7044万円）のうち、10億6758万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨
- ・(株)トーモクに対する課徴金納付命令（平成26年6月19日、課徴金額6億401万円）のうち、6億363万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨

の審決を行った。

(注16) 松尾電機(株)による排除措置命令等取消請求事件について、平成31年3月28日、東京地方裁判所から、課徴金納付命令（平成28年3月29日、課徴金額4億2765万円）のうち、4億2414万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨の判決が言い渡された（同判決は確定した。）。

7 確約手続の運用

確約手続は、独占禁止法違反被疑行為の迅速・効率的かつ効果的な排除により、独占禁止法の効果的な執行に資することを目的として導入され、平成30年12月に施行された。確約手続については、透明性及び事業者の予見可能性を確保する観点から「確約手続に関する対応方針」を策定し、当該対応方針に従って運用してきたところ、導入以来、21件の事件において利用されている。これまでの確約手続の運用経験を踏まえ、より効果的かつ実効的に運用していくため、令和6年7月に、今後、以下の対応を採ることとした。

確約措置の履行期間については、違反被疑行為の対象となった製品のライフサイクルやサービスの契約期間、海外当局の対応、競争の確実な回復の観点等を踏まえ、原則として

5年以上とし、同様の行為の再発防止をより確実に担保することとした。

確約措置の履行については、独立性のある外部専門家の客観的な監視を経て実施する方がより確実性が確保されることから、確約措置全体の履行について、外部専門家による監視を積極的に活用することとした。

また、市場への影響が大きな事案など、特に必要があると認められるときは、独占禁止法第68条に基づき、確約計画の認定を受けた事業者のみならず、取引先事業者、競合他社等に対して、確約措置の履行状況の確認等を行って、確約措置の確実な履行確保を図ることとした。

第2 法的措置等

令和6年度においては、24件について法的措置（排除措置命令21件、確約計画の認定3件）を採った。排除措置命令21件の違反法条をみると、独占禁止法第3条後段（不当な取引制限の禁止）違反16件及び同法第19条（不公正な取引方法の禁止）違反5件となっている。また、確約計画の認定3件の関係法条をみると、同法第3条前段（私的独占の禁止）1件及び同法第19条（不公正な取引方法の禁止）2件となっている。

これら24件の概要は次のとおりである。

1 排除措置命令及び課徴金納付命令

(1) 熊本県漁業協同組合連合会に対する件（令和6年（措）第4号）（令和6年5月15日排除措置命令）

ア 関係人

違反事業者名	本店の所在地	代表者	事業の概要
熊本県漁業協同組合連合会	熊本市西区中原町656番地	代表理事 藤森 隆美	乾海苔（注1）の販売事業、指導事業等

（注1）養殖して収穫した海苔から異物を除去し、洗浄、細断等を行った上で、均一の厚さの板状になるように伸ばして乾燥させたものをいう。

イ 違反行為の概要

⑦ 違反行為

a 15漁協管内の海苔生産者（注2）に対し、乾海苔の系統外出荷（注3）を行わないようにさせている行為

① 熊本県漁業協同組合連合会（以下「熊本県漁連」という。）は、遅くとも平成30年10月頃以降、毎年、15漁協管内の海苔生産者に対し、15漁協を介して、「製品については全量組合出荷を前提とし、系統共販体制を遵守します。」という規定を含む「誓約書」を提示して、これに署名又は押印した上で当該海苔生産者が所在する区域を管轄する漁協に提出することを要請している。

② 熊本県漁連は、遅くとも平成30年10月頃以降、毎年、15漁協に対し、「全量系統共販体制を前提として生産者へ指導を行う。」という規定を含む「覚書」を

提示して、これに記名及び押印した上で提出することを要請している。

- (c) 熊本県漁連は、前記 (a) 及び (b) の要請により、15漁協管内の海苔生産者に対し、生産した乾海苔の全量を、当該海苔生産者が所在する区域を管轄する漁協に出荷させている。

b 15漁協管内の海苔生産者に対し、熊本県漁連が実施する入札に付したものの応札されなかった乾海苔（注4）の系統外出荷を行わないようにさせている行為

- (a) 熊本県漁連が15漁協管内の海苔生産者に提出を要請している前記 a (a) の「誓約書」には、平成30年度（注5）から令和2年度までにあつては「不良海苔の処理についても系統団体の主旨に従うものとする」、令和3年度以降にあつては「確定した無札品の処分方法については、従来通り系統団体に一任します。」という規定が含まれている。
- (b) 熊本県漁連は、前記 a (a) のとおり要請することにより、15漁協管内の海苔生産者に対し、生産した乾海苔のうち、熊本県漁連が実施する入札に付したものの応札されなかった乾海苔について、熊本県漁連に処分を一任させ、これを当該海苔生産者に返却しないこととしている。

(4) 違反行為の実効性を高める行為

a 乙種指定商社（注6）に対し、浜買い（注7）を行わないことを求めている行為

- (a) 熊本県漁連は、乙種指定商社に対し、遅くとも平成30年10月頃以降、3年ごとに、「乙は共販（注8）に上場された海苔以外は直接・間接を問わず買付を行わない」という規定（規定中の「乙」は乙種指定商社を指す。）を含む「活性処理剤等に関する覚書」を取り交わすことを要請している。
- (b) 熊本県漁連は、乙種指定商社の任意団体である熊本県乾海苔指定商社組合（以下「乙種指定商社組合」という。）に対し、平成30年度から令和3年度までにあつては、「指定商社は甲の乾海苔共販期間中は、直接と間接を問わず乾海苔の浜買いは一切行わない。」という規定（規定中の「甲」は熊本県漁連を指す。）を含む「乾海苔共販に関する確認書」を取り交わすことを要請していた。

b 甲種指定商社に対し、浜買いを行わないことを求めていた行為

- (a) 熊本県漁連は、佐賀県有明海漁業協同組合、福岡有明海漁業協同組合連合会及び全国漁業協同組合連合会と連名で、平成29年10月頃及び令和2年11月頃に、甲種指定商社に対し、「乙は共販に上場された海苔以外は直接・間接を問わず買付を行わない」という規定（規定中の「乙」は甲種指定商社を指す。）を含む「活性処理剤等に関する覚書」を取り交わすことを要請していた。
- (b) 九州地区で乾海苔の販売事業を行う漁連等の任意団体である九州地区漁連乾海苔共販協議会（以下「九州共販協議会」という。）は、甲種指定商社の任意団体である全九州地区海苔入札指定商組合（以下「甲種指定商組合」という。）に対し、平成30年度から令和元年度までにあつては、「指定商社は、共販に上場された乾海苔以外は買付を行わない」という規定を含む「乾海苔共販に関する確認書」を取り交わすことを要請していた。

ｃ 指定商社に対し、熊本県漁連が実施する入札に付したものの応札されなかった乾海苔について、熊本県漁連が処分することの確認を求めている行為

九州共販協議会は甲種指定商組合に対し、熊本県漁連は乙種指定商社組合に対し、それぞれ、平成30年度から令和4年度までにあつては、「札無品と確定した時、その明細を明らかにし」、「処分するものとする」という規定を含む「乾海苔共販に関する確認書」を取り交わすことを要請していた。

(注2) 漁協から海苔の養殖業に係る区画漁業権（漁業権のうち、一定の区域において養殖業を営む権利をいう。）の行使を認められ、乾海苔を生産する当該漁協の組合員をいう。

(注3) 15漁協管内の海苔生産者が、熊本県漁連が運営する共販以外の方法により自らが生産した乾海苔を販売することをいう。

(注4) ここでは「無札品」、「札無品」と同じものを指す。

(注5) 年度とは7月から翌年の6月までのことをいう。

(注6) 「甲種指定商社」とは、熊本県漁連、佐賀県有明海漁業協同組合、福岡有明海漁業協同組合連合会又は全国漁業協同組合連合会が九州地区において実施する全ての乾海苔の入札に参加できる資格を有する海苔製品の製造業者又は販売業者をいう。「乙種指定商社」とは、熊本県漁連が実施する乾海苔の入札に参加できる資格を有する海苔製品の製造業者又は販売業者をいう。また、これらを総称して「指定商社」という。

(注7) 海苔製品の製造業者又は販売業者が、熊本県漁連が運営する共販を利用せずに、熊本県漁連管内の海苔生産者から乾海苔を買い付けることをいう。

(注8) 海苔生産者が生産した乾海苔について、検査や等級付けを行った上で、漁業協同組合連合会等が実施する入札により、海苔製品の製造業者又は販売業者に販売する仕組みをいう。

(詳細については令和6年5月15日報道発表資料「熊本県漁業協同組合連合会に対する排除措置命令について」を参照のこと。)

<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/14061977/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/may/20240515dai4.html>



(2) 佐賀県有明海漁業協同組合に対する件（令和6年（措）第5号）（令和6年5月15日排除措置命令）

ア 関係人

違反事業者名	本店の所在地	代表者	事業の概要
佐賀県有明海漁業協同組合	佐賀県佐賀市西与賀町大字屋外821番地4	代表理事 西久保 敏	乾海苔（注1）の販売事業、指導事業等

(注1) 養殖して収穫した海苔から異物を除去し、洗浄、細断等を行った上で、均一の厚さの板状になるように伸ばして乾燥させたものをいう。

イ 違反行為の概要

(7) 違反行為

a 佐賀県有明海漁業協同組合（以下「佐賀有明漁協」という。）管内の海苔生産者（注2）に対し、乾海苔の系統外出荷（注3）を行わないようにさせている行為

- (a) 佐賀有明漁協は、遅くとも平成30年10月頃以降、毎年、同漁協管内の海苔生産者に対し、平成30年度（注4）から令和2年度までにあつては「製造した乾海苔は、全量組合に出荷します。」、令和3年度以降にあつては「製造した乾海苔は、全量組合に出荷するよう努めます。」という規定を含む「乾海苔共販にかかる誓約書」を提示して、これに署名又は押印した上で同漁協に提出することを要請している。

なお、佐賀有明漁協は、平成30年度から令和2年度まで、同漁協管内の海苔生産者に対して、「乾海苔共販にかかる誓約書」の提出を求める代表理事組合長名の文書に、「乾海苔共販にかかる誓約書」の提出がない海苔生産者の乾海苔については入札への出品を拒否する旨を記載していた。

- (b) 佐賀有明漁協は、前記(a)の要請により、同漁協管内の海苔生産者に対し、生産した乾海苔の全量を同漁協に出荷させている。

b 佐賀有明漁協管内の海苔生産者に対し、佐賀有明漁協が実施する入札に付したものの応札されなかった乾海苔（注5）の系統外出荷を行わないようにさせている行為

- (a) 佐賀有明漁協が同漁協管内の海苔生産者に提出を要請している前記 a(a)の「乾海苔共販にかかる誓約書」には、「出荷した乾海苔が、入札会において基準価格に達せず消却対象品となった場合は、のり価格の維持安定および品質向上を確保するため、その処分を組合に一任します。」という規定が含まれている。
- (b) 佐賀有明漁協は、前記 a(a)のとおり要請することにより、同漁協管内の海苔生産者に対し、生産した乾海苔のうち、同漁協が実施する入札に付したものの応札されなかった乾海苔について、同漁協に処分を一任させ、これを当該海苔生産者に返却しないこととしている。

(4) 違反行為の実効性を高める行為

a 指定商社（注6）に対し、浜買い（注7）を行わないことを求めていた行為

- (a) 佐賀有明漁協は、平成29年10月頃及び令和2年11月頃に、甲種指定商社に対し、熊本県漁業共同組合連合会、福岡有明海漁業協同組合連合会及び全国漁業協同組合連合会と連名で、また、乙種指定商社に対し、単独で、「乙は共販（注8）に上場された海苔以外は直接、間接を問わず買付を行わない」という規定（規定中の「乙」は指定商社を指す。）を含む「活性処理剤等に関する覚書」を取り交わすことを要請していた。
- (b) 九州地区で乾海苔の販売事業を行う漁連等の任意団体である九州地区漁連乾海苔共販協議会（以下「九州共販協議会」という。）は、甲種指定商社の任意団

体である全九州地区海苔入札指定商組合（以下「指定商組合」という。）に対し、平成30年度から令和元年度までにあつては、「指定商社は、共販に上場された乾海苔以外は買付を行なわない」という規定を含む「乾海苔共販に関する確認書」を取り交わすことを要請していた。

- ㊦ 佐賀有明漁協は、乙種指定商社を対象として、遅くとも平成30年10月頃から令和5年6月頃までの間、「乙は、共販に上場された乾海苔以外は買付を行なわないこととし、これに違反した場合、甲は指定を取り消す場合もある。」という規定（規定中の「甲」は佐賀有明漁協、「乙」は乙種指定商社を指す。）を含む「県内商社共販取扱い規約」を定めていた。

㇔ 指定商社に対し、佐賀有明漁協が実施する入札に付したものの応札されなかった乾海苔について、佐賀有明漁協が処分することの確認を求めていた行為

九州共販協議会は指定商組合に対し、平成30年度から令和4年度までにあつては、「札無品と確定した時、その明細を明らかにし」、「処分するものとする」という規定を含む「乾海苔共販に関する確認書」を取り交わすことを要請していた。

（注2）漁協から海苔の養殖業に係る区画漁業権（漁業権のうち、一定の区域において養殖業を営む権利をいう。）の行使を認められ、乾海苔を生産する当該漁協の組合員をいう。

（注3）佐賀有明漁協管内の海苔生産者が、佐賀有明漁協が運営する共販以外の方法により自らが生産した乾海苔を販売することをいう。

（注4）年度とは7月から翌年の6月までのことをいう。

（注5）ここでは「消却対象品」、「札無品」と同じものを指す。

（注6）「甲種指定商社」とは、佐賀有明漁協、熊本県漁業協同組合連合会、福岡有明海漁業協同組合連合会又は全国漁業協同組合連合会が九州地区において実施する全ての乾海苔の入札に参加できる資格を有する海苔製品の製造業者又は販売業者をいう。「乙種指定商社」とは、佐賀有明漁協が実施する乾海苔の入札に参加できる資格を有する海苔製品の製造業者又は販売業者をいう。また、これらを総称して「指定商社」という。

（注7）海苔製品の製造業者又は販売業者が、佐賀有明漁協が運営する共販を利用せずに、佐賀有明漁協管内の海苔生産者から乾海苔を買い付けることをいう。

（注8）海苔生産者が生産した乾海苔について、検査や等級付けを行った上で、漁業協同組合連合会等が実施する入札により、海苔製品の製造業者又は販売業者に販売する仕組みをいう。

（詳細については令和6年5月15日報道発表資料「佐賀県有明海漁業協同組合に対する排除措置命令について」を参照のこと。）

<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/14061977/www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/may/20240515dai4saga.html>



(3) 名古屋市が発注する中学校スクールランチ調理等業務の入札参加業者に対する件（令和6年（措）第6号）（令和6年5月22日 排除措置命令及び課徴金納付命令）

ア 関係人

番号	違反事業者名	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金額
1	日本ゼネラルフード(株)	名古屋市中区千代田五丁目7番5号	代表取締役 杉浦 卓	○	1億3287万円
2	(株)魚国総本社	大阪市中央区道修町一丁目6番19号	代表取締役 田所 伸浩	○	9629万円
3	メーキュー(株)	名古屋市守山区下志段味三丁目2302番地	代表取締役 山本 貴廣	○	5517万円
4	(株)ミツオ	名古屋市熱田区新尾頭三丁目4番25号	代表取締役 青木 博之	○	4950万円
5	(株)松浦商店	名古屋市中村区椿町5番17号	代表取締役 松浦 浩人	○	3865万円
6	葉隠勇進(株)	東京都港区芝四丁目13-3 P M O 田町東10F	代表取締役 大隈 太嘉志	○	2048万円
7	コンパスグループ・ジャパン(株) (注1)	東京都中央区築地五丁目5番12号	代表取締役 石田 隆嗣	—	—
8	サンフード(株)			—	—
合計				6社	3億9296万円

(注1) コンパスグループ・ジャパン(株)は、令和2年4月1日に番号8のサンフード(株)を吸収合併した者である。

(注2) 表中の「○」は、排除措置命令の対象事業者であることを示している。

(注3) 表中の「—」は、排除措置命令又は課徴金納付命令の対象とはならない違反事業者であることを示している。

イ 違反行為の概要

8社は、遅くとも平成29年2月7日以降（コンパスグループ・ジャパン(株)にあっては令和2年4月1日以降）、中学校スクールランチ調理等業務（注4）について、受注価格の低落防止等を図るため

(7) a 受注すべき者（以下「受注予定者」という。）を決定する

b 受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるように協力する

旨の合意の下に

(4) a (a) 原則として、ブロックごとに既存業者（競争入札が行われる時点で当該ブロックの中学校スクールランチ調理等業務を受託している者をいう。以下同じ。）を受注予定者とする

(b) 既存業者が受注を希望しなかった場合には、他の入札参加者のいずれかを受注予定者とする

b 受注予定者以外の者は、受注予定者が定めた価格より高い価格で入札価格を提示する又は入札を辞退する

などにより、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

これにより、8社は、公共の利益に反して、中学校スクールランチ調理等業務の取引分野における競争を実質的に制限していた。

(注4)「中学校スクールランチ調理等業務」とは、名古屋市が、競争入札(注5)(注6)の方法により発注する、名古屋市立の中学校(1校を除く。)向けに、受託事業者の工場での調理(個別に発注している2校については、当該中学校内での調理を含む。)、学校配膳室での盛付け・配膳、各学校への配送・回収及び食器類の洗浄・消毒・保管等を行うことにより給食を提供する業務をいう。

(注5)「競争入札」とは、令和2年以前は指名競争入札、令和4年以降は入札後資格確認型一般競争入札(これらの入札による受注者がいない場合に、当該入札の指名業者又は入札参加者に対して見積依頼を行った上で、随意契約により契約の相手方を決定する場合を含む。)をいう。

(注6)18のブロック(名古屋市の行政区16区及び個別に発注されている2校)に分割し、発注している。

(詳細については令和6年5月22日報道発表資料「名古屋市が発注する中学校スクールランチ調理等業務の入札参加業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令等について」を参照のこと。)

https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/14061977/www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/may/240522_chubu_shinsa.html



(4) 青森市が発注する新型コロナウイルス感染症患者移送業務の入札参加業者らに対する件(令和6年(措)第7号)(令和6年5月30日 排除措置命令)

ア 関係人

番号	違反事業者名	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金額
1	東武トップツアーズ(株)	東京都墨田区押上一丁目1番2号	代表取締役 百木田康二	○	—
2	(株)日本旅行東北	仙台市青葉区中央四丁目7番22号	代表取締役 中村 浩彰	○	—
3	名鉄観光サービス(株)	名古屋市中村区名駅南二丁目14番19号	代表取締役 岩切 道郎	○	—
4	(株)JTB	東京都品川区東品川二丁目3番11号	代表取締役 山北栄二郎	○	—
5	近畿日本ツーリスト(株)	東京都新宿区西新宿二丁目6番1号	代表取締役 瓜生 修一	—	—
合計				4社	

(注1)表中の「○」は、排除措置命令の対象事業者であることを示している。

(注2)表中の「—」は、排除措置命令又は課徴金納付命令の対象とはならない違反事業者であることを

示している。

イ 違反行為の概要

東武トップツアーズ(株)、(株)日本旅行東北、名鉄観光サービス(株)及び(株)JTB の4社並びに近畿日本ツーリスト(株)の5社は、令和4年4月1日以降、各社の支店長級の者が電話連絡等の方法により協議を重ね、同月6日、各社の支店長級の者が電子メールで連絡する方法により、青森市が指名競争入札の方法により発注する新型コロナウイルス感染症患者移送業務（以下「特定移送業務」という。）について

- (7) 受注予定者を決定し、受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるように協力すること
- (4) 受注予定者は、受注予定者以外の者に受注した当該業務の一部を委託することを合意することにより、公共の利益に反して、特定移送業務の取引分野における競争を実質的に制限していた。

（詳細については令和6年5月30日報道発表資料「青森市が発注する新型コロナウイルス感染症患者移送業務の入札参加業者らに対する排除措置命令等について」を参照のこと。）

<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/14061977/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/may/20240530dai2.html>



- (5) LPガス容器用バルブの製造販売業者らに対する件（令和6年（措）第8号）（令和6年6月27日 排除措置命令及び課徴金納付命令）

ア 関係人

番号	違反事業者名	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金額
1	(株)ハマイ	東京都品川区西五反田七丁目7番7号 SG スクエア2階	代表取締役 河西 聡	○	4億5459万円
2	(株)宮入バルブ製作所	東京都中央区銀座西一丁目2番地	代表取締役 西田 憲司	○	1億4859万円
3	宮入商事(株)	大阪府池田市空港一丁目7番12号	代表取締役 宮入 繁美	○	4244万円
4	東京宮入商事(株)	大阪府池田市空港一丁目7番12号	代表取締役 宮入 繁美	○	4125万円
5	富士工器(株)	名古屋市中区新栄二丁目9番11号	代表取締役 前口 庄一郎	○	2277万円
合計				5社	7億964万円

（注1）表中の「○」は、排除措置命令の対象事業者であることを示している。

イ 違反行為の概要

(7) a (株)ハマイ、(株)宮入バルブ製作所、宮入商事(株)、東京宮入商事(株)及び富士工器(株)の5社（以下「5社」という。）のうち、富士工器(株)を除く4社（以下「4社」という。）は、令和3年3月頃以降、特定LPガス容器用バルブ（注2）の原材料である黄銅の価格の高騰への対応策について協議を重ねていたところ、自社の利益の確保を図るため、遅くとも令和3年4月27日までに、4社の営業責任者級の者らによる会合を開催して、同年6月以降、特定LPガス容器用バルブの需要者向け販売価格を引き上げることを合意した。

b 富士工器(株)は、遅くとも令和3年5月14日までに、(株)ハマイから前記(7)aの会合の内容を伝達され、前記(7)aの合意に参加した。

(4) a 4社は、その後も、特定LPガス容器用バルブの原材料である黄銅の価格が引き続き高騰していたことなどから、自社の利益の確保を図るため、遅くとも令和4年4月26日までに、4社の営業責任者級の者らによる会合を開催して、同年6月以降、特定LPガス容器用バルブの需要者向け販売価格を引き上げることを合意した。

b 富士工器(株)は、遅くとも令和4年5月16日までに、(株)ハマイから前記(4)aの合意内容を伝達され、前記(4)aの合意に参加した。

(7) 前記(7)及び(4)のとおり、5社は、共同して、特定LPガス容器用バルブの需要者向け販売価格を引き上げる旨を合意することにより、公共の利益に反して、特定LPガス容器用バルブの販売分野における競争を実質的に制限していた。

（注2）「特定LPガス容器用バルブ」とは、LPガス容器用バルブのうち、液化石油ガスの充てん質量の上限が50キログラム以下であるLPガス容器（鋼製のものに限る。）用のもの（強制気化装置に接続するLPガス容器用であってサイフォン管と連結するもの、高圧ガス保安協会が策定した「液化石油ガス容器バルブ設計・製造基準 KHK S 0126」に定める容器取付部のねじ記号が「V₁」のものと及び液化石油ガス自動車燃料装置用容器（容器保安規則第2条第15号に規定するもの）用のものを除く。）をいう。

（詳細については令和6年6月27日報道発表資料「LPガス容器用バルブの製造販売業者らに対する排除措置命令及び課徴金納付命令について」を参照のこと。）

<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/14061977/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/jun/240627dai2.html>



(6) ASP Japan（同）に対する件（令和6年（措）第9号）（令和6年7月26日 排除措置命令）

ア 関係人

違反事業者名	本店の所在地	代表者		事業の概要
ASP Japan（同）（注1）	東京都港区港南二丁目15番2号	代表社員	アドバンスド・プロダクト・ステリライゼーション・ホールディング・ゲーエムビーハー	医療機器販売、医薬品販売等
		代表社員職務執行者	湯澤 啓	

（注1）ASP Japan（同）は、平成31年4月1日、ジョンソン・エンド・ジョンソン㈱から、吸収分割により、フタラル製剤（注2）の製造販売及びフタラル製剤を用いる内視鏡洗浄消毒器（注3）の販売に係る事業を承継した。

ジョンソン・エンド・ジョンソン㈱は、平成31年4月1日以降、フタラル製剤の製造販売及びフタラル製剤を用いる内視鏡洗浄消毒器の販売に係る事業を営んでいない。

（注2）「フタラル製剤」とは、消化器内視鏡を含む医療器具の化学的殺菌・消毒のために内視鏡洗浄消毒器に投入するなどして使用される消毒剤であって、フタラル0.55w/v%を含有する医療用医薬品をいう。

（注3）本件において「内視鏡洗浄消毒器」とは、消化器内視鏡を洗浄及び消毒する医療機器をいう。

イ 違反行為の概要

(7) ジョンソン・エンド・ジョンソン㈱は、かねてから、フタラル製剤に関する特許権の消滅に伴い、医療機関において安価な後発フタラル製剤が使用されることによって、ジョンソン・エンド・ジョンソン㈱が製造販売する「ディスオーパ消毒液0.55%」と称するフタラル製剤（以下「ディスオーパ」という。）の売上げが減少することを懸念していたところ、平成26年10月頃以降、後発フタラル製剤（注4）の製造販売が開始され、ジョンソン・エンド・ジョンソン㈱が販売する旧型内視鏡洗浄消毒器（注5）を購入した医療機関の中には、当該旧型内視鏡洗浄消毒器に用いる消毒剤として後発フタラル製剤を使用するものが現れるようになった。

(4) ジョンソン・エンド・ジョンソン㈱は、平成27年9月頃以降、旧型内視鏡洗浄消毒器の後継機種の開発に際して、後発フタラル製剤を使用できないようにする目的で、後継機種にはバーコードリーダーを取り付けるとともに、当該バーコードリーダーによってディスオーパの容器に貼付した本件二次元コード（注6）を読み取らなければ本件内視鏡洗浄消毒器（注7）の洗浄消毒機能が作動しないようにすることを決定した。

この決定に基づき製造された本件内視鏡洗浄消毒器は、バーコードリーダーで本件二次元コードを読み取らない限り、洗浄消毒機能が作動しなくなっている。

そのため、後発フタラル製剤を用いて本件内視鏡洗浄消毒器による内視鏡の洗浄消毒を行うことはできない。

(7) ジョンソン・エンド・ジョンソン㈱は、ディスオーパの売上げを確保するため

に、旧型内視鏡洗浄消毒器から本件内視鏡洗浄消毒器への更新を積極的に推進することで、医療機関に対し、後発フタラール製剤からディスオーパに切り替えさせるとともに、後発フタラール製剤の使用を未然に防止するという方針を立てた。

そして、医療機関に対し、当該方針に基づき、平成28年10月頃以降、ディスオーパの容器に本件二次元コードを貼付して当該ディスオーパを販売し、平成29年3月頃以降、本件内視鏡洗浄消毒器を販売した。

② ASP Japan（同）は、吸収分割による事業承継後、前記①の方針を引き継ぎ、当該方針に基づき、医療機関に対し、本件内視鏡洗浄消毒器及びディスオーパを販売している。

③ 後発フタラール製剤の製造販売業者である1社は、令和2年1月、自社が製造販売する後発フタラール製剤の容器に本件二次元コードと同じ仕様の二次元コードを貼付し、本件内視鏡洗浄消毒器に用いられる消毒剤として使用できるようにするため、本件二次元コードに関する情報の開示を、㈱アマノに対して要請した。ASP Japan（同）が、㈱アマノに対し、本件二次元コードに関する情報を開示しないよう指示したことを受けて、同年5月、㈱アマノは、当該指示に基づき、前記要請を拒否した。

（注4）ディスオーパの後発医療用医薬品をいう。

（注5）本件において「旧型内視鏡洗浄消毒器」とは、機種名がエンドクレンズ-S 又はエンドクレンズ-Dであるものをいう。

なお、いずれも販売は終了している。

（注6）「本件二次元コード」とは、本件内視鏡洗浄消毒器の洗浄消毒機能を作動させるために必要な情報が含まれている二次元コード（バーコードのうち、縦横の二方向に情報を持つコードのことをいう。）をいう。

（注7）「本件内視鏡洗浄消毒器」とは、機種名がエンドクレンズ Neo、エンドクレンズ Neo-D Advanced 又はエンドクレンズ Neo-S Advanced であるものをいう。

なお、エンドクレンズ Neo の販売は、終了している。

（詳細については令和6年7月26日報道発表資料「ASP Japan（同）に対する排除措置命令について」を参照のこと。）

<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/14061977/www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/jul/240726ichijo.html>



(7) 損害保険会社らに対する件（令和6年（措）第10号～第18号）（令和6年10月31日
排除措置命令及び課徴金納付命令）

ア 関係人

番号	違反事業者名	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金額
1	三井住友海上火災保険(株)	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地	代表取締役 舩曳 真一郎	9件	8億8514万円
2	損害保険ジャパン(株)	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号	代表取締役 石川 耕治	9件	6億4798万円
3	あいおいニッセイ同和損害保険(株)	東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号	代表取締役 新納 啓介	4件	5億640万円
4	東京海上日動火災保険(株)	東京都千代田区大手町二丁目6番4号	代表取締役 城田 宏明	9件	3212万円
5	共立(株)	東京都中央区日本橋二丁目2番16号	代表取締役 石井 哲	1件	—
合計				32社	20億7164万円

（注1）表中の「—」は、課徴金納付命令の対象とはならない違反事業者であることを示している。

イ 違反行為の概要

(7) (株)JERA を保険契約者とする損害保険について

三井住友海上火災保険(株)、損害保険ジャパン(株)、あいおいニッセイ同和損害保険(株)及び東京海上日動火災保険(株)は、共同して、本件財物・利益保険（注2）について、見積り合わせにおいて各社が提示する保険料の水準を調整すること等によって保険料を引き上げ又は維持できるようにすることにより、公共の利益に反して、本件財物・利益保険の取引分野における競争を実質的に制限していた。

（注2）「本件財物・利益保険」とは、(株)JERA が見積り合わせの方法により発注する財物・利益保険のうち、1回の事故につき保険金の支払限度額を1500億円とする保険をいう。

(4) コスモ石油(株)を保険契約者とする損害保険について

三井住友海上火災保険(株)、損害保険ジャパン(株)、あいおいニッセイ同和損害保険(株)及び東京海上日動火災保険(株)は、共同して、本件製油所包括保険（注3）について、見積り合わせにおいて各社が提示する保険料等を調整することによって各社の引受割合及び保険料の水準を維持できるようにすることにより、公共の利益に反して、本件製油所包括保険の取引分野における競争を実質的に制限していた。

（注3）「本件製油所包括保険」とは、コスモエネルギーホールディングス(株)がコスモ石油(株)の製油所を対象に同社に代わって、見積り合わせの方法により発注する地震保険、並びに見積り合わせと相対交渉を併用する方法により発注する火災保険及び利益保険をいう。

(7) 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構を保険契約者とする損害保険について

三井住友海上火災保険(株)、損害保険ジャパン(株)、東京海上日動火災保険(株)及び共立(株)は、共同して、本件備蓄基地保険（注4）について、三井住友海上火災保険(株)、損害保険ジャパン(株)及び東京海上日動火災保険(株)が事前に想定した引受保険料及び

引受割合で受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、本件備蓄基地保険の取引分野における競争を実質的に制限していた。

(注4) 「本件備蓄基地保険」とは、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（以下「JOGMEC」という。）が一般競争入札の方法により発注する、JOGMECが管理する国家石油・石油ガス備蓄基地等を対象とする企業財産包括保険、火災通知保険、土木構造物保険及び総合賠償責任保険をいう。

(イ) シャープ㈱を保険契約者とする損害保険について

三井住友海上火災保険㈱、損害保険ジャパン㈱及び東京海上日動火災保険㈱は、共同して、本件マリン保険（注5）について、各社の見積保険料を調整することによって保険料の水準を維持できるようにすることにより、公共の利益に反して、本件マリン保険の取引分野における競争を実質的に制限していた。

(注5) 「本件マリン保険」とは、シャープ㈱を保険契約者とし、保管中又は輸送中のシャープ製品等を補償対象とする損害保険であって、シャープ㈱から指名を受けたマーシェージャパン㈱により「SHARP GLOBAL STP PROGRAM」という名称で見積り合わせされるものをいう。

(ロ) 京成電鉄㈱を保険契約者とする損害保険について

三井住友海上火災保険㈱、損害保険ジャパン㈱、あいおいニッセイ同和損害保険㈱及び東京海上日動火災保険㈱は、共同して、本件グループ包括保険（注6）について、予定幹事会社を決定し、予定幹事会社が幹事会社を選定されるようにするとともに、予定幹事会社が定めた見積金額を基にした保険料等で契約できるようにすることにより、公共の利益に反して、本件グループ包括保険の取引分野における競争を実質的に制限していた。

(注6) 「本件グループ包括保険」とは、京成電鉄㈱が「グループ包括保険」の名称により見積り合わせの方法により発注する京成電鉄㈱を保険契約者とする鉄道総合財産保険、鉄道賠償責任保険及び副業総合保険をいう。

(ハ) 警視庁が発注する損害保険について

三井住友海上火災保険㈱、損害保険ジャパン㈱及び東京海上日動火災保険㈱は、共同して、警視庁が希望制指名競争入札の方法により発注する任意自動車保険について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、警視庁が希望制指名競争入札の方法により発注する任意自動車保険の取引分野における競争を実質的に制限していた。

(ニ) 東京都が発注する都立病院を対象とする損害保険について

三井住友海上火災保険㈱、損害保険ジャパン㈱及び東京海上日動火災保険㈱は、共同して、東京都発注の病院賠償責任保険（注7）について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、東京都発注の病院賠償責任保険の取引分野における競争を実質的に制限していた。

(注7) 「東京都発注の病院賠償責任保険」とは、東京都が希望制指名競争入札の方法により発注する都立病院を対象とする病院賠償責任保険をいう。

(ホ) 仙台国際空港㈱を保険契約者とする損害保険について

三井住友海上火災保険㈱、損害保険ジャパン㈱及び東京海上日動火災保険㈱は、

共同して、令和4年更改契約における本件損害保険（注8）について、見積り合わせにおいて各社が提出する見積りを調整することによって保険料を引き上げること及び地震特約に係る保険期間を1年とすることを合意することにより、公共の利益に反して、令和4年更改契約における本件損害保険の取引分野における競争を実質的に制限していた。

（注8）「本件損害保険」とは、企業財産包括保険、土木構造物保険及び空港管理者賠償責任保険をいう。

㌞ 東急(株)を保険契約者とする損害保険について

三井住友海上火災保険(株)、損害保険ジャパン(株)、あいおいニッセイ同和損害保険(株)及び東京海上日動火災保険(株)は、共同して、令和5年更改契約における本件損害保険（注9）について、見積り合わせにおいて各社が提出する見積りを調整することによって保険料を引き上げ又は維持することを合意することにより、公共の利益に反して、令和5年更改契約における本件損害保険の取引分野における競争を実質的に制限していた。

（注9）「本件損害保険」とは、企業財産包括保険及び企業総合賠償責任保険をいう。

（詳細については令和6年10月31日報道発表資料「損害保険会社らに対する排除措置命令及び課徴金納付命令等について」を参照のこと。）

https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/14061977/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/oct/241031_shinsa.html



(8) (株)関家具に対する件（令和6年（措）第19号）（令和6年12月19日 排除措置命令）

ア 関係人

違反事業者名	本店の所在地	代表者	事業の概要
(株)関家具	福岡県大川市大字幡保201番地1	代表取締役 春田 秀樹	家具の卸売業等

イ 違反行為の概要

(株)関家具は、遅くとも令和2年2月頃以降、次の行為を行うことにより、取引先小売業者に「Ergohuman」の商標が付された椅子（以下「エルゴヒューマン」という。）を(株)関家具が定めた「参考売価」と称する小売価格（以下「参考売価」という。）で販売するようにさせていた。

(7) エルゴヒューマンを参考売価で販売する旨に同意した取引先小売業者にのみ販売する方針に基づき、エルゴヒューマンの取引を新たに開始する取引先小売業者からは、エルゴヒューマンを参考売価で販売する旨の同意を得るとともに、エルゴヒューマンの参考売価を引き上げる際には、その都度、取引先小売業者から、引上げ後の参考売価でエルゴヒューマンを販売する旨の同意を得ていた。

- (イ) 取引先小売業者のインターネット上におけるエルゴヒューマンの販売価格を監視すること及び取引先小売業者から参考売価を下回る価格でのエルゴヒューマンの販売（以下「値引き販売」という。）を行っている他の取引先小売業者に関する苦情を受けることにより、値引き販売を行っている取引先小売業者が判明した場合、当該取引先小売業者に、参考売価で販売するよう要請していた。
- (ロ) 前記(イ)の要請にもかかわらず値引き販売を継続した取引先小売業者に対しては、エルゴヒューマンの出荷価格の引上げを行うなどしていた。

（詳細については令和6年12月19日報道発表資料「(株)関家具に対する排除措置命令について」を参照のこと。）

https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/14061977/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/dec/241219_kyusyu_sekikagu.html



(9) (株)MC データプラスに対する件（令和6年（措）第20号）（令和6年12月24日 排除措置命令）

ア 関係人

違反事業者名	本店の所在地	代表者	事業の概要
(株)MC データプラス	東京都渋谷区恵比寿一丁目18番14号	代表取締役 飯田 正生	建設業向けクラウドサービス（注1）事業等

（注1）「建設業向けクラウドサービス」とは、建設工事の現場における各種関連業務の効率化を目的として、当該業務に係る情報の共有及び管理の支援を、インターネットを介して、建設業者等に提供する役務をいう。

イ 違反行為の概要

(株)MC データプラスは、自社が提供する「グリーンサイト」と称する労務安全サービス（注2）（注4）の優位性が低下するリスクを回避するためには、グリーンサイトに登録された作業員情報等を当該サービスを提供する事業に新規に参入してきた他社に流出させないことが不可欠であるとの認識の下、次のとおり、グリーンサイトのユーザーが他社の労務安全サービスへの切替えをしないようにさせている。

- (7) (株)MC データプラスは、ユーザーが登録した作業員情報等（注5）を電磁的記録として直接出力できないようにしているため、ユーザーの中には、(株)MC データプラスに対し、当該ユーザーが求める他社の労務安全サービスに移行可能な形式で、作業員情報の提供を要請する者がいた。しかし、(株)MC データプラスは、遅くとも令和2年頃以降、当該要請があった場合に、グリーンサイトのユーザーに対し、当該ユーザー自らが登録した作業員情報であるにもかかわらず個人情報の保護を理由にする

などして、合理的な理由なく当該作業員情報の提供を拒んでいる。

- (イ) a 令和元年9月9日、㈱MC データプラスは、シェルフィー㈱（注8）による移行記事（注9）の公開をやめさせることを目的として、「「建設サイト・シリーズ」サービス利用約款」と称する約款（以下「サービス利用約款」という。）（注10）第29条第1項（8）の規定を改定し、同日以降、グリーンサイトのユーザーに対し、グリーンサイトから出力した帳票及び当該帳票を印刷した文書（以下これらを「帳票等」という。）を他社に提供する行為を一律に禁止した。
- b 令和3年12月1日、㈱MC データプラスは、サービス利用約款第29条第1項（12）の規定を新設し、同日以降、グリーンサイトのユーザーに対し、作業員情報を共同利用の目的の範囲外で加工、複写又は複製することを一律に禁止した。
- (ロ) a 令和元年10月21日、㈱MC データプラスは、シェルフィー㈱に対し、シェルフィー㈱が公開した移行記事は、サービス利用約款に違反する行為をグリーンサイトのユーザーに促すものであり、当該ユーザーにとってグリーンサイトの利用停止等の不利益を招きかねない内容であるとして、移行記事の削除等を求める旨を同日付けの配達証明郵便により通知した。
- b 令和3年1月20日、㈱MC データプラスは、シェルフィー㈱が移行記事を用いて営業を行っていることを確認したことから、シェルフィー㈱に対し、前記 a と同様の理由により、シェルフィー㈱が公開した移行記事の削除等を求める旨を同月21日付けの内容証明郵便により通知した。
- (ハ) 令和2年9月頃、㈱MC データプラスは、グリーンサイトのユーザーが、㈱リバス（注11）の提供する労務安全サービスへの切替えに当たり、グリーンサイトから出力した帳票等をそのまま他社に提供している事例を把握したことから、グリーンサイトのユーザーに対し、当該行為と同様の行為を行わないように注意喚起することを目的として、同年10月7日、当該事例はサービス利用約款第29条第1項（8）に規定する禁止事項に該当する旨の周知文を建設サイト・シリーズのポータル画面に掲載するとともに、同年10月20日、同月23日及び同月28日の3回に分けて、前記周知文と同様の内容を記載した電子メールを送信した。
- （注2）「労務安全サービス」とは、建設工事の現場において、元請となるユーザーと下請となるユーザーとの間での労務安全書類（注3）のやり取りをインターネット上で行うことにより業務効率化を可能とする役務である。
- （注3）「労務安全書類」とは、建設業法（昭和24年法律第100号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等に基づき、建設工事の現場において、労務・安全衛生を管理するために作成が義務付けられるなどしている書類をいう。
- （注4）㈱MC データプラスは、平成31年4月以降、労務安全サービスに係る売上高において第1位の地位を占めている。
- （注5）「作業員情報等」とは、労務安全サービスの利用に当たり、ユーザーが登録する作業員情報（注6）、車両・機械情報、企業情報、現場情報等の情報をいう。
- （注6）「作業員情報」とは、ユーザーのうち、下請となるユーザーが登録する、建設工事の現場で作業に従事する作業員の個人情報（注7）をいう。

(注7) (株)MC データプラス及びグリーンサイトのユーザーは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第27条第5項第3号等に定める方法により、当該作業員情報を共同して利用している。当該作業員情報は、同法上、通常、共同利用の目的の範囲を超えて利用することができないが、あらかじめ本人の同意を得ることにより、共同利用の目的の範囲を超える利用が可能である。

(注8) シェルフィー(株)は、平成31年4月頃以降、「Greenfile. work」と称する労務安全サービスをユーザーに提供している。

(注9) 「移行記事」とは、グリーンサイトから出力した帳票をシェルフィー(株)に提供することにより作業員情報を同社が提供する労務安全サービスに移行する方法等を記載した、同社のウェブサイト上に公開された記事をいう。

(注10) グリーンサイトのユーザーは、サービス利用約款に同意しなければ、グリーンサイトを利用できない。

(注11) (株)リバスタは、令和2年4月頃以降、「Buildee 労務安全」と称する労務安全サービスをユーザーに提供している。

(詳細については令和6年12月24日報道発表資料「(株)MC データプラスに対する排除措置命令について」を参照のこと。)

<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/14061977/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/dec/241224nijo.html>



(10) 山形県が発注する豚熱ワクチン及び公益社団法人山形県畜産協会が発注する動物用ワクチンの入札等の参加業者に対する件（令和7年（措）第1号～第2号）（令和7年3月13日 排除措置命令及び課徴金納付命令）

ア 関係人

番号	違反事業者名	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金額
1	(株)アグロジャパン	新潟市江南区曙町五丁目1番3号	代表取締役 浅見 毅	2件	297万円
2	小田島商事(株)	岩手県花巻市卸町66番地	代表取締役 小田島 隆	2件	270万円
3	MP アグロ(株)	北海道北広島市大曲工業団地六丁目2番地13	代表取締役 一柳 吉孝	—	—
合計				4社	567万円

(注1) 表中の「—」は、排除措置命令又は課徴金納付命令の対象とはならない違反事業者であることを示している。

イ 違反行為の概要

(7) 山形県が発注する豚熱ワクチンに係る違反行為

(株)アグロジャパン及び小田島商事(株)の2社並びにMPアグロ(株)の3社（以下「3社」という。）は、遅くとも令和2年9月18日頃以降、山形県が発注する豚熱ワクチンについて、受注価格の低落防止を図るため

a (a) 受注予定者を決定する

(b) 受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるように協力する

旨の合意の下に

b (a) 令和2年度に調達される豚熱ワクチンについては、3社のうち小田島商事(株)及びMPアグロ(株)の2社（以下「特定2社」という。）を受注予定者とした上で、特定2社それぞれが各総合支庁（山形県の村山総合支庁、最上総合支庁、置賜総合支庁及び庄内総合支庁をいう。以下同じ。）に提示する見積価格を同じ価格として、かつ、(株)アグロジャパンが各総合支庁に提示する見積価格を特定2社よりも高くすることによって、各総合支庁において実施されるくじ引き（予定価格の制限の範囲内で最も低い見積価格を提示した者が複数の場合に、当該者を対象に実施されるもの）において、受注予定者のうちいずれか1社が受注できるようにする

(b) 令和3年度に調達される豚熱ワクチンについては小田島商事(株)を、令和4年度に調達される豚熱ワクチンについては(株)アグロジャパンを、令和5年度に調達される豚熱ワクチンについてはMPアグロ(株)を、それぞれ受注予定者とし、受注予定者が提示する入札価格は、受注予定者が定め、受注予定者以外の者は、受注予定者が定めた入札価格より高い入札価格を提示する

ことにより、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

これにより、3社は、公共の利益に反して、山形県が発注する豚熱ワクチンの取引分野における競争を実質的に制限していた。

(4) 公益社団法人山形県畜産協会が発注する動物用ワクチンに係る違反行為

3社は、遅くとも令和2年3月27日頃以降、公益社団法人山形県畜産協会が指名競争入札の方法により発注する令和7年（措）第2号排除措置命令書別紙1の表記載の動物用ワクチン（以下「特定動物用ワクチン」という。）について、受注価格の低落防止を図るため

a (a) 品目ごとに受注予定者を決定する

(b) 受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるように協力する

旨の合意の下に

b 品目ごとに、毎年度、入札が実施される3月時点で公益社団法人山形県畜産協会との間で単価契約を締結している者を翌年度における当該品目の受注予定者とするを基本としつつ

(a) 令和2年度及び令和3年度に調達される特定動物用ワクチンについては、それぞれ、特定動物用ワクチンの発注見込総額に占める3社それぞれの受注見込額の割合等を勘案して受注予定者を決定し、受注予定者が提示する入札価格は、

受注予定者が定め、受注予定者以外の者は、受注予定者が定めた入札価格より高い入札価格を提示する

- (b) 令和4年度及び令和5年度に調達される特定動物用ワクチンについては、それぞれ、前年度に山形県が調達した豚熱ワクチンを受注した者の当該受注に係る売上高等を勘案して受注予定者を決定し、受注予定者が提示する入札価格は、受注予定者が定め、受注予定者以外の者は、受注予定者が定めた入札価格より高い入札価格を提示する

ことにより、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

これにより、3社は、公共の利益に反して、特定動物用ワクチンの取引分野における競争を実質的に制限していた。

(詳細については令和7年3月13日報道発表資料「山形県が発注する豚熱ワクチン及び公益社団法人山形県畜産協会が発注する動物用ワクチンの入札等の参加業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令等について」を参照のこと。)

https://www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/mar/250313_tohoku_daini.html



- (11) 機械式駐車装置メーカー（注1）らに対する件（令和7年（措）第3号～第4号）
（令和7年3月24日 排除措置命令及び課徴金納付命令）

ア 関係人

(7) 特定地下式PS設置工事（注2）

番号	違反事業者名	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金額
1	日精(株)	東京都港区西新橋一丁目18番17号	代表取締役 川畑 淳一	○	2億6733万円
2	住友重機械搬送システム(株)	東京都品川区西品川一丁目1番1号	代表取締役 斎藤 信也	○	1億9995万円
3	フジパスク(株)	東京都世田谷区上馬四丁目2番5号	代表取締役 小林 秀行	○	298万円
4	IHI 運搬機械(株)	東京都中央区明石町8番1号	代表取締役 赤松 真生	—	—
合計				3社	4億7026万円

(イ) 特定エレベーター方式 PS 設置工事（注2）

番号	違反事業者名	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金額
1	新明和工業(株)	兵庫県宝塚市新明和町1番1号	代表取締役 五十川 龍之	○	5587万円
2	日本コンベヤ(株)（注7）	東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番地3	代表取締役 梶原 浩規	○	—
3	エヌエイチパーキングシステムズ(株)			—	—
4	IHI 運搬機械(株)	東京都中央区明石町8番1号	代表取締役 赤松 真生	—	—
合計				2社	5587万円

（注1）「機械式駐車装置メーカー」とは、水平循環方式分離式又はエレベーター方式パレット型の機械式駐車装置を製造する者をいう。「水平循環方式分離式」とは、複数の搬器を平面状に配置し、これらを循環運動させることにより駐車を行う方式のうち、搬器が個別に移動する方式をいう。「エレベーター方式パレット型」とは、複数の駐車室を立体的に配置し、搬器（パレットを用いるものに限る。）を搬送装置によって駐車室へ搬送することにより駐車を行う方式をいう。

（注2）「特定地下式 PS 設置工事」とは、建設業者（注3）が確認申請図（注4）に基づく見積り合わせの方法により発注する水平循環方式分離式の機械式駐車装置の設置工事（機械式駐車装置の入替工事を除く。）をいう。「特定エレベーター方式 PS 設置工事」とは、建設業者が確認申請図に基づく見積り合わせの方法により発注するエレベーター方式パレット型の機械式駐車装置の設置工事（機械式駐車装置の入替工事を除く。）をいう。

（注3）「建設業者」とは、特定地下式 PS 設置工事又は特定エレベーター方式 PS 設置工事をそれぞれ対象とする各排除措置命令書別表記載の事業者をいう。

（注4）「確認申請図」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項に基づく申請の際に、建築主事又は指定確認検査機関の確認を受ける各種図書及び書類のうち、機械式駐車装置に係る図面及び当該図面に準ずるもの（当該申請に用いられるものに限られず、実施設計図、詳細設計図などとも呼ばれる機械式駐車装置に係る図面であって、消火設備、配管等の建物に付随する設備関係の配置がおおむね固まっているもの）をいう。

（注5）表中の「○」は、排除措置命令の対象事業者であることを示している。

（注6）表中の「—」は、排除措置命令又は課徴金納付命令の対象とはならない違反事業者であることを示している。

（注7）日本コンベヤ(株)は、平成30年7月1日にエヌエイチパーキングシステムズ(株)を吸収合併した者である。

イ 違反行為の概要

(7) 特定地下式 PS 設置工事

日精(株)、住友重機械搬送システム(株)、フジパスク(株)（注8）及び IHI 運搬機械(株)の4社は、かねてから、水平循環方式分離式の機械式駐車装置の設置工事について情報交換を行い、当該工事の供給に関する調整を行ってきたところ、遅くとも平成29年7月13日以降、特定地下式 PS 設置工事について、供給価格の低落防止等を図る

ため

a (a) 日精(株)、住友重機械搬送システム(株)及び IHI 運搬機械(株) (以下「メーカー3社」という。)の中から供給すべき者 (以下「供給予定者」という。)を決定する

(b) 供給予定者以外の者は、供給予定者が供給できるように協力する

旨の合意の下に

b (a) 建設業者から、確認申請図に基づく特定地下式 PS 設置工事の見積依頼があった場合には、それぞれ、当該確認申請図の記載内容から、確認申請図採用メーカー (注9) がメーカー3社のうちいずれの者であるかを確認した上で互いに連絡を取り合い、確認申請図採用メーカー以外の者から供給意欲が示されない限り、同確認申請図採用メーカーを供給予定者とする

(b) i 供給予定者が提示する見積価格は、供給予定者が定め、供給予定者以外の者は、供給予定者から連絡のあった価格以上の見積価格を提示する

ii 住友重機械搬送システム(株)が供給予定者となりフジパスク(株)の下請として特定地下式 PS 設置工事を請け負う予定の場合にあっては、フジパスク(株)が提示する見積価格は、住友重機械搬送システム(株)がフジパスク(株)に提示する価格を踏まえてフジパスク(株)が定め、メーカー3社のうち供給予定者以外の者は、フジパスク(株)から連絡のあった価格以上の見積価格を提示する

(c) 前記(a)及び(b)について、住友重機械搬送システム(株)は、フジパスク(株)を通じて日精(株)及び IHI 運搬機械(株)と連絡を行う

などにより、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにしていた。

(注8) 機械式駐車装置メーカーの代理店であるフジパスク(株)は、住友重機械搬送システム(株)の代理店として、住友重機械搬送システム(株)が製造した水平循環方式分離式の機械式駐車装置に係る営業活動を行うとともに、当該機械式駐車装置の設置工事を請け負う者であり、建設業者が発注する特定地下式 PS 設置工事を自ら請け負った場合には、住友重機械搬送システム(株)に対し当該工事を下請に出していた。

(注9) 「確認申請図採用メーカー」とは、特定地下式 PS 設置工事又は特定エレベーター方式 PS 設置工事の見積依頼に採用された確認申請図を作成した者をいう。

(イ) 特定エレベーター方式 PS 設置工事

新明和工業(株)、IHI 運搬機械(株)及びエヌエイチパーキングシステムズ(株)の3社は、かねてから、エレベーター方式パレット型の機械式駐車装置の設置工事について情報交換を行い、当該工事の供給に関する調整を行ってきたところ、新明和工業(株)、IHI 運搬機械(株)、エヌエイチパーキングシステムズ(株)及び日本コンベヤ(株)の4社は、遅くとも平成29年6月29日以降 (エヌエイチパーキングシステムズ(株)にあっては平成30年6月30日までの間、日本コンベヤ(株)にあっては同年7月1日以降)、特定エレベーター方式 PS 設置工事について、供給価格の低落防止等を図るため

a (a) 供給予定者を決定する

(b) 供給予定者以外の者は、供給予定者が供給できるように協力する

旨の合意の下に

- b (a) 建設業者から確認申請図に基づく特定エレベーター方式PS設置工事の見積依頼があった場合には、それぞれ、当該確認申請図の記載内容から、確認申請図採用メーカーが4社のうちいずれの者であるかを確認した上で互いに連絡を取り合い、確認申請図採用メーカー以外の者から供給意欲が示されない限り、同確認申請図採用メーカーを供給予定者とする
- (b) 供給予定者が提示する見積価格は、供給予定者が定め、供給予定者以外の者は、供給予定者から連絡のあった価格以上の見積価格を提示するなどにより、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにしていた。

(詳細については令和7年3月24日報道発表資料「機械式駐車装置メーカーらに対する排除措置命令及び課徴金納付命令等について」を参照のこと。)

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/mar/250324_daisan.html



2 確約計画の認定

- (1) Google LLC に対する件（令和6年（認）第3号）（令和6年4月22日 確約計画の認定）

ア 関係人

名称	所在地	代表者	
Google LLC（注1）	アメリカ合衆国デラウェア州ウィルミントン、リトル・フォールズ・ドライブ251 （本社所在地）アメリカ合衆国カリフォルニア州マウンテンビュー、アンフィシアター・パークウェイ1600	代表社員	XXVI ホールディングス・インク
		日本における代表者	グーグル・テクノロジー・ジャパン(株)
		最高経営責任者	スンダー・ピチャイ

（注1）平成29年9月30日の組織変更前はグーグル・インクをいう。

イ 概要

公正取引委員会は、Google LLC に対し、Google LLC の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、同社から確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。

Google LLC は、平成26年11月1日、ヤフー(株)（注2）との間で締結していた「GOOGLE SERVICES AGREEMENT」と題する契約を、自社の子会社であるグーグルアジアパシフィックプライベートリミテッド及びグーグル（同）を通じて変更し、変更後の契約に基づき、遅くとも平成27年9月2日から令和4年10月31日までの間、ヤフー(株)

に対し、モバイル・シンジケーション取引(注3)に必要な検索エンジン及び検索連動型広告(注4)に係る技術の提供を制限することで、ヤフー(株)がモバイル・シンジケーション取引を行うことを困難にしていた。

(注2) 同社は、令和5年10月1日にZホールディングス(株)との間で、自社を消滅会社、Zホールディングス(株)を存続会社とする吸収合併をした。当該合併後の存続会社の商号は、「LINE ヤフー(株)」に変更されている。

(注3) 検索連動型広告の配信を行う事業者が、ウェブサイト運営者等から広告枠の提供を受け、検索連動型広告を配信するとともに、当該広告枠に配信した検索連動型広告により生じた収益の一部を当該事業者分配到する取引をいう。

(注4) 検索クエリ(ユーザーが入力する文字列をいう。)に対し、関連した広告を表示する広告をいう。

(詳細については令和6年4月22日報道発表資料「Google LLC から申請があった確約計画の認定について」を参照のこと。)

https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/14061977/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/apr/240422_digijyo.html



(2) 橋本総業(株)に対する件(令和6年(認)第4号)(令和6年12月12日 確約計画の認定)

ア 関係人

名称	所在地	代表者
橋本総業(株)	東京都中央区日本橋小伝馬町14番7号	代表取締役 阪田 貞一

イ 概要

公正取引委員会は、橋本総業(株)に対し、橋本総業(株)の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、同社から確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。

橋本総業(株)は、遅くとも平成29年7月以降、物流特殊指定の備考第2項に規定する特定物流事業者に該当する事業者(以下「本件物流事業者」という。)に対して、次の行為を行っている。

- (7) 一部の本件物流事業者に対し、当該物流事業者の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず、あらかじめ定めた代金の額から
 - a 「お支払割戻金」と称して、当該額に一定率を乗じて得た額を減じている。
 - b 当該代金を当該物流事業者の金融機関口座に振り込む際の手数料を減じてい

る。

- (イ) 一部の本件物流事業者との間で、あらかじめ、委託する本件運送業務に係る1日当たりの業務時間及び当該業務時間を超える部分の業務に係る運賃について取り決めず、日又は月単位の定額の運賃を設定しているところ、当該物流事業者において法定時間外労働（注1）を要するような長時間の本件運送業務について、当該物流事業者を支払われる運賃の1時間当たりの額が、当該物流事業者の本件運送業務の内容と同種又は類似の内容の運送業務に対し通常支払われる運賃の1時間当たりの額に比し著しく低い額となる運賃で委託している。
- (ロ) 一部の本件物流事業者との間で、委託する本件運送業務に係る1日当たりの業務時間及び当該業務時間に対する日又は月単位の定額の運賃を設定しているところ、委託する本件運送業務が当該物流事業者において当該業務時間を超える時間を要するものであるにもかかわらず、あらかじめ当該物流事業者との間で当該業務時間を超える部分の本件運送業務に係る運賃について取り決めていないことにより、当該業務時間を超える部分の本件運送業務を無償で行わせている。
- (ハ) 一部の本件物流事業者に対し、委託内容に含まれていない本件運送業務に係る特定の附帯作業（注2）について、あらかじめ当該物流事業者との間で取引の条件を取り決めることなく、当該物流事業者が無償で行わせている。

（注1）「法定時間外労働」とは、労働基準法（昭和22年法律第49号）第32条第2項に規定する1日当たりの労働時間を超える労働をいう。

（注2）「附帯作業」とは、本件物流事業者が、①橋本総業㈱の配送センターにおいて保管場所から運送する物品を取り出す作業、②当該物品を本件物流事業者の車両に積み込む作業、③橋本総業㈱の取引先の事業所等において当該物品を当該車両から取り卸す作業及び④橋本総業㈱の取引先から返品されることとなった物品を回収する作業をいう。

（詳細については令和6年12月12日報道発表資料「橋本総業㈱から申請があった確約計画の認定について」を参照のこと。）

<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/14061977/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/dec/241212dai2.html>



- (3) シスメックス㈱に対する件（令和7年（認）第1号）（令和7年2月13日 確約計画の認定）

ア 関係人

名称	所在地	代表者
シスメックス㈱	神戸市中央区脇浜海岸通一丁目5番1号	代表取締役 浅野 薫

イ 概要

公正取引委員会は、シスメックス㈱に対し、シスメックス㈱の次の行為が独占禁止法第19条（不公正な取引方法第10項（抱き合わせ販売等））の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、同社から確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。

シスメックス㈱は、遅くとも令和元年8月頃以降、令和6年7月頃までの間、特定血液凝固測定装置（注1）により「Dダイマー」（注2）（注4）又は「FDP」（注3）（注4）を測定する際に用いる試薬に関して、他社製の試薬を使用できるにもかかわらず、特定血液凝固測定装置では自社が製造販売する指定試薬のみを使用させるものとするを基本方針として定めて、病院等（注5）に対して、特定血液凝固測定装置を供給するに当たり、自社が製造販売する指定試薬のみを使用することを条件として、特定血液凝固測定装置の供給に併せて当該指定試薬を購入するようにさせていた。

（注1）シスメックス㈱が、平成30年12月から製造販売するプロダクト名にCNが付く「CNシリーズ」と称する血液凝固測定装置をいう。

（注2）Dダイマーは、血栓の主成分であるフィブリンとその原料（フィブリノゲン）を分解したフィブリン・フィブリノゲン分解産物（FDP）の中でも、フィブリンから分解された最終分解産物の1つである。検出される値が低い場合に、血栓が無いことの指標として使用する。

（注3）FDPは、血栓の主成分であるフィブリンとその原料（フィブリノゲン）を分解したフィブリン・フィブリノゲン分解産物である。血栓の分解が促進されると、検出される値が上昇する。

（注4）Dダイマー及びFDPは、事故等により血管が破れ、出血した際、血管の破れを塞ぐ血栓が形成され、血管の修復がなされた後、血栓が溶解する過程で生成される物質である。これらの物質の測定結果は、各種の血栓症、動脈瘤、心筋梗塞、脳梗塞等の診断に用いられる。

（注5）「病院等」とは、血液凝固測定を行う国内の病院、診療所、衛生検査所及び検診センターをいう。

（詳細については令和7年2月13日報道発表資料「シスメックス㈱から申請があった確約計画の認定について」を参照のこと。）

<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/14061977/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/feb/250213dai4.html>



3 第三者からの情報・意見募集

(1) アマゾンジャパン（同）による独占禁止法違反被疑行為に関する出品者からの情報・意見の募集について（令和6年11月27日）

ア 概要

公正取引委員会は、アマゾンジャパン（同）による独占禁止法違反被疑行為について、審査を開始し、また、出品者からの情報・意見を受け付けることを公表した。

イ 違反被疑行為の概要

アマゾンジャパン（同）は、自社が運営する EC モール「Amazon.co.jp」の商品販売ページに、「おすすめ出品」の対象となる商品を掲載する表示スペース（「カートボックス」や「buy box」などと呼ばれることがある。）を設けているところ、同サイトにおける出品者に対し、出品する商品の当該スペースへの掲載に関連し、

(7) 当該商品の販売価格を「競争力のある価格」等（「参考価格」と呼ばれることがある。）と称する価格とさせる

(4) 「フルフィルメント by Amazon」（「FBA」と呼ばれることがある。）と称するサービスを利用させる

ことにより、出品者の事業活動を制限している疑いがある。

（詳細については「アマゾンジャパン（同）による独占禁止法違反被疑行為に関する出品者からの情報・意見の募集について」を参照のこと。）

<https://www.jftc.go.jp/soudan/jyohoteikyo/1204.html>



第3 その他の事件処理

1 警告

令和6年度において警告を行ったものの概要は、次のとおりである。

第7表 令和6年度警告事件一覧表

一連 番号	件 名	内 容	公表年月日
1	日清食品㈱に対する件	(1) 日清食品㈱は、自ら製造販売する即席麺に関して、かねてから小売業者（注1）が販売する定番売価（注2）及び特売売価（注3）の基準（以下「基準価格」という。）を設定していたところ、令和4年6月及び令和5年6月の取引先卸売業者に対する出荷価格の引上げに向けて、それぞれ基準価格の改定を行った。 (2) 日清食品㈱は、本件5商品（注4）について、前記(1)の改定後の基準価格を基に定番売価及び特売売価をそれぞれ設定した上で（以下、当該設定した価格を総称して「提示価格」という。）、小売業者に提示価格を遵守させるという方針の下、令和4年2月及び令和5年2月以降、小売業者に対して、自ら以下の行為を行うとともに、取引先卸売業者をして以下の行為をさせている。 ア 通常時において、他の小売業者にも同様の要請を行っている旨を伝えたり、又は、要請を受け入れるまでは特売の条件を出せない（注5）旨を示唆したりするなどして、提示価格まで定番売価を引き上げを要請することにより、前記(1)の各出荷価格の引上げ以降、提示価格で販売するようにさせている。 イ 特売時において、提示価格で販売することを前提に特売の条件を出すようにするなどして、提示価格まで特売売価を引き上げを要請することにより、前記(1)の各出荷価格の引上げ以降、提示価格で販売するようにさせている。 （注1）「小売業者」とは、日清食品㈱が製造販売する即席麺を販売している小売業者のうち、コンビニエンスストアを除く者をいう。 （注2）「定番売価」とは、小売業者が特売を行わない期間である「通常時」に設定する小売売価をいう。 （注3）「特売売価」とは、小売業者が特売を行う期間である「特売時」に設定する小売売価をいう。 （注4）「本件5商品」とは、日清食品㈱が製造販売する即席麺のうち、「カップヌードル」、「カップヌードルシーフードヌードル」、「カップヌードルカレー」、「日清のどん兵衛きつねうどん」及び「日清焼そば U. F. O.」のブランドが付されたものであってレギュラーサイズのものをいう。 （注5）「特売の条件を出す」とは、小売業者が特売を行う際、卸売業者から小売業者に対して販売する価格を一時的に引き下げ、その引下げ分を日清食品㈱が負担することをいう。 （詳細については令和6年8月22日報道発表資料「日清食品㈱に対する警告について」を参照のこと。） https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/14061977/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/aug/240822_kinki_shina.html 	6. 8. 22

一連 番号	件 名	内 容	公表年月日
2	日本プロフェッショナル野球組織に対する件	日本プロフェッショナル野球組織（以下「プロ野球組織」）について、以下の事実が認められた。 (1) プロ野球組織は、構成員である球団に対し、選手契約交渉の選手代理人とする者について、弁護士法（昭和24年法律第205号）の規定による弁護士とした上で、各球団に所属する選手が、既に他の選手の選手代理人となっている者を選任することを認めないようにさせていた。 (2) プロ野球組織は、令和6年9月2日、前記(1)の行為を取りやめる旨を決定（注）した。 （注）公正取引委員会が令和6年8月から審査を開始し、前記(1)の独占禁止法違反被疑事実について問題点を指摘し、早期の取りやめの検討を求めたことを受けて行われたものである。 （詳細については令和6年9月19日報道発表資料「日本プロフェッショナル野球組織に対する警告について」を参照のこと。） https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/14061977/www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/sep/240919_4jyou.html 	6. 9. 19
3	永山石油㈱及びエッカ石油㈱に対する件	永山石油㈱及びエッカ石油㈱の2社は、それぞれ、沖縄県沖縄市及び同県中頭郡北中城村に所在する給油所において、令和6年2月1日から同年6月30日までのうちの一定期間、レギュラーガソリンについて、その供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給し、当該給油所の周辺地域に所在する他のレギュラーガソリンの販売業者の事業活動を困難にさせるおそれを生じさせた疑いがある。 （詳細については令和6年11月7日報道発表資料「沖縄県沖縄市及び同県中頭郡北中城村において給油所を運営する石油製品小売業者に対する警告等について」を参照のこと。） https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/14061977/www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/nov/20241107241107_kanshi_okinawa1.html 	6. 11. 7

一連 番号	件 名	内 容	公表年月日
4	(株)イトーキに対する件	(株)イトーキは、オフィス家具の運送、搬入、組立て、据付け及び搬出の業務（以下「本件運送業務」という。）を委託する物流事業者（以下「本件物流事業者」という。）（注1）に対して、 (1) 時間外費（注2）の対象を納品場所での業務に要した時間に 限ることにより、納品場所以外での業務 (2) 本件運送業務に係る特定の附帯業務（注3） を無償で行わせている疑いがある。 （注1）物流特殊指定の備考第2項に規定する特定物流事業者に該当する事業者をいう。 （注2）基礎作業時間を超えて行われた業務に支払われる加算額をいう。 （注3）本件物流事業者が、オフィス家具を車両に積み込む業務及びオフィス家具の梱包材等の残材を引き渡す業務をいう。 （詳細については令和6年11月28日報道発表資料「(株)イトーキに対する警告について」を参照のこと。） https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/14061977/www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/nov/241128_kannkijo.html 	6. 11. 28
5	(株)ダイゼンに対する件	(株)ダイゼンは、遅くとも令和4年6月以降令和6年11月3日までの間、自社に継続して商品を納入する取引をしている事業者（以下「納入業者」という。）に対し、次の行為を行っていた事実が認められた。 (1) 自社の店舗で行う新規開店セール、毎年9月の決算セール、毎年12月の歳末セール等に際し、協賛金の名目で、あらかじめ負担額の算出根拠、用途等を明確にすることなく、その提供を通じて納入業者が販売促進効果等の利益を得ることができないにもかかわらず、金銭を提供させていた。 (2) 自社の店舗の新規開店又は改装開店に際し、商品の陳列等の開店準備作業を行わせるため、あらかじめ派遣の条件について明確にすることなく、その派遣を通じて納入業者が販売促進効果等の利益を得ることができないにもかかわらず、従業員等を派遣させていた。 （詳細については令和6年12月13日報道発表資料「(株)ダイゼンに対する警告について」を参照のこと。） https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/14061977/www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/dec/241213_hokkaido_shinsa.html 	6. 12. 13

一連 番号	件 名	内 容	公表年月日
6	㈱アトレに対する件	㈱アトレは、自社の運営する商業施設への出店に係る取引において、出店者との契約で自社が「JRE POINT」と称するポイントサービスの運営費用を負担することをあらかじめ合意していたにもかかわらず、令和6年7月頃、自己の取引上の地位が出店者に優越していることを利用して、当該取引条件について、令和7年4月1日以降の当該運営費用の一部を出店者に負担させる内容に一方的に変更した疑いがある。 (詳細については令和7年3月5日報道発表資料「㈱アトレに対する警告について」を参照のこと。) https://www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/mar/250305_kankijo.html 	7.3.5
7	㈱九州シジシーに対する件	㈱九州シジシーは、遅くとも令和3年4月以降、CGC 商品（注1）の一部について、九州地区及び沖縄県に所在する取引先小売業者等（注2）（以下「取引先小売業者」という。）に対して、下限売価（注3）を示し、当該下限売価について取引先小売業者から同意を得るとともに、取引先小売業者が下限売価を下回る価格で販売している場合には販売価格を下限売価以上に引き上げるように要請するなどして、下限売価以上で販売するようにさせている疑いがある。 (注1)「CGC 商品」とは、㈱九州シジシー等が製造事業者に製造委託するなどし、「CGC」のブランドを付すなどした食料品、日用品等の商品をいう。 (注2)「九州地区及び沖縄県に所在する取引先小売業者等」とは、CGC グループの加盟事業者のうち、九州地区及び沖縄県に所在する者をいう。 (注3)「下限売価」とは、取引先小売業者が CGC 商品を小売販売する際の下限の価格をいう。 (詳細については令和7年3月18日報道発表資料「㈱九州シジシーに対する警告について」を参照のこと。) https://www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/mar/250318_kyusyu_daigo_okinawa.html 	7.3.18

第4 告発

私的独占、カルテル等の重大な独占禁止法違反行為については、排除措置命令等の行政上の措置のほか罰則が設けられているところ、これらについては公正取引委員会による告発を待って論ずることとされている（独占禁止法第96条及び第74条第1項）。

公正取引委員会は、平成17年10月、平成17年独占禁止法改正法の趣旨を踏まえ、「独占

禁止法違反に対する刑事告発及び犯則事件の調査に関する公正取引委員会の方針」を公表し、独占禁止法違反行為に対する抑止力強化の観点から、積極的に刑事処罰を求めて告発を行っていくこと等を明らかにしている。

令和6年度においては、検事総長に告発した事件はなかった。

第3章 訴 訟

第1 審決取消請求訴訟

1 概説

令和6年度当初において係属中の審決取消請求訴訟は8件であったところ、これらのうち、同年度中に東京高等裁判所が原告の請求を棄却した判決が2件（いずれも原告が上告及び上告受理申立てをした。）あり、最高裁判所が上告棄却又は上告不受理決定をしたことにより終了したものが5件あった（第1表参照）。

以上のとおり、令和6年度に終了した審決取消請求訴訟は5件であり、同年度末時点において係属中の審決取消請求訴訟は3件となった。

第1表 令和6年度係属事件一覧

一連 番号	件 名	審決の内容	判決等
1	(株)エディオン による件 東京高等裁判 所 令和元年 (行ケ)第54号	被審人が、納入業者に対し自己の取引上の地位が優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、納入業者に従業員等を派遣させていたことについて、原処分における違反行為の相手方である127社のうち、92社に対する行為は優越的地位の濫用行為であると認められることから、排除措置命令を変更し課徴金納付命令の一部を取り消した。被審人と納入業者92社それぞれとの間における購入額を課徴金の対象として認めた。ただし、「マル特経費負担」分は購入額から除外すべきものとされた（一部取消し後の課徴金額 30億3228万円）。	審決年月日 令和元年10月 2日 提訴年月日 令和元年11月 1日
2	ダイレックス (株)による件 最高裁判所令 和5年(行ヒ) 第414号	被審人が、納入業者に対し自己の取引上の地位が優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、納入業者に従業員等を派遣させ、金銭を提供させていたことについて、原処分における違反行為の相手方である78社のうち、69社に対する行為は優越的地位の濫用行為であると認められることから、排除措置命令を変更し課徴金納付命令の一部を取り消した。被審人と69社それぞれとの間における購入額を課徴金の対象として認めた（一部取消し後の課徴金額 11億9221万円）。	審決年月日 令和 2年 3月25日 提訴年月日 令和 2年 4月 2日 判決年月日 令和 5年 5月26日 (請求棄却、東京高等裁判所) 上訴年月日 令和 5年 6月 7日 (上告受理申立て、原審原告) 決定年月日 令和 6年 9月19日 (上告不受理決定、最高裁判所)

一連 番号	件 名	審決の内容	判決等
3	東洋シャッター(株)による件 最高裁判所令和5年(行ツ)第341号、同(行ヒ)第377号	被審人が、他の事業者と共同して、特定シャッターの需要者向け販売価格について引き上げることを合意(全国合意)することにより、公共の利益に反して、我が国における特定シャッターの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。 被審人が前記全国合意に係る違反行為により販売した特定シャッターの売上額を課徴金の対象として認めた。ただし、近畿合意(一連番号の4参照)に基づく売上額と全国合意に基づく売上額のうち、重複した売上額は全国合意に係る課徴金の計算の基礎から控除すべきものとして課徴金の対象とは認めなかった(一部取消し後の課徴金額4億8404万円)。	審決年月日 令和 2年 8月31日 提訴年月日 令和 2年 9月29日 判決年月日 令和 5年 4月 7日 (請求棄却、東京高等裁判所) 上訴年月日 令和 5年 4月21日 (上告及び上告受理申立て、原審原告) 決定年月日 令和 7年 2月26日 (上告棄却及び上告不受理決定、最高裁判所)
4	三和ホールディングス(株)ほか1名による件 最高裁判所令和5年(行ツ)第342号、同(行ヒ)第378号	被審人三和シャッター工業(株)が、他の事業者と共同して、特定シャッターの需要者向け販売価格について引き上げることを合意(全国合意)することにより、公共の利益に反して、我が国における特定シャッターの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。 被審人らが、他の事業者と共同して、近畿地区における特定シャッター等について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにするとともに、受注予定者以外の者も受注することとなった場合には受注予定者が建設業者に対して提示していた見積価格と同じ水準の価格で受注するようにする(近畿合意)ことにより、公共の利益に反して、近畿地区における特定シャッター等の取引分野における競争を実質的に制限していたと認めた。 被審人らが前記全国合意に係る違反行為により販売した特定シャッター及び近畿合意に係る違反行為により販売した近畿地区における特定シャッター等の売上額を課徴金の対象として認めた。ただし、被審人三和シャッター工業(株)については、近畿合意に基づく売上額と全国合意に基づく売上額のうち、重複した売上額は全国合意に係る課徴金の計算の基礎から控除すべきものとして課徴金の対象とは認めなかった(課徴金額 4026万円(三和ホールディングス(株))、一部取消し後の課徴金額 27億1585万円(三和シャッター工業(株)))。	審決年月日 令和 2年 8月31日 提訴年月日 令和 2年 9月30日 判決年月日 令和 5年 4月 7日 (請求棄却、東京高等裁判所) 上訴年月日 令和 5年 4月24日 (上告及び上告受理申立て、原審原告ら) 決定年月日 令和 7年 2月26日 (上告棄却及び上告不受理決定、最高裁判所)

一連 番号	件 名	審決の内容	判決等
5	文化シャッター(株)による件 最高裁判所令和5年(行ツ)第340号、同(行ヒ)第376号	被審人が、他の事業者と共同して、特定シャッターの需要者向け販売価格について引き上げることを合意（全国合意）することにより、公共の利益に反して、我が国における特定シャッターの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。 被審人が前記全国合意に係る違反行為により販売した特定シャッターの売上額を課徴金の対象として認めた。ただし、近畿合意（一連番号の4参照）に基づく売上額と全国合意に基づく売上額のうち、重複した売上額は全国合意に係る課徴金の計算の基礎から控除すべきものとして課徴金の対象とは認めなかった（一部取消し後の課徴金額17億3831万円）。	審決年月日 令和 2年 8月31日 提訴年月日 令和 2年 9月30日 判決年月日 令和 5年 4月 7日 （請求棄却、東京高等裁判所） 上訴年月日 令和 5年 4月20日 （上告及び上告受理申立て、原審原告） 決定年月日 令和 7年 2月26日 （上告棄却及び上告不受理決定、最高裁判所）
6	レンゴー(株)ほか6名による件 最高裁判所令和6年(行ツ)第327号、同(行ヒ)第393号	被審人らが、他の事業者と共同して、特定段ボールシートの販売価格を引き上げることを合意（本件シート合意）することにより、公共の利益に反して、特定段ボールシートの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。 被審人らが、他の事業者と共同して、特定段ボールケースの販売価格を引き上げることを合意（本件ケース合意）することにより、公共の利益に反して、特定段ボールケースの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。 被審人らが本件シート合意及び本件ケース合意に係る違反行為により販売した特定段ボールシート及び特定段ボールケースの売上額を課徴金の対象として認めた（課徴金額 46億6156万円（7名の合計額））。	審決年月日 令和 3年 2月 8日 提訴年月日 令和 3年 3月10日 判決年月日 令和 6年 5月31日 （請求棄却、東京高等裁判所） 上訴年月日 令和 6年 6月13日 （上告及び上告受理申立て、原審原告ら）

一連 番号	件 名	審決の内容	判決等
7	コバシ(株)ほか 6名による件 【上告審コバ シ(株)ほか5名 による件】 最高裁判所令 和6年(行ツ) 第123号、同 (行ヒ)第152 号	被審人コバシ(株)、同大万紙業(株)、同福原紙器(株)及び同吉沢工業(株)が、他の事業者と共同して、特定段ボールシートの販売価格を引き上げること合意(本件シート合意)することにより、公共の利益に反して、特定段ボールシートの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。 被審人らが、他の事業者と共同して、特定段ボールケースの販売価格を引き上げること合意(本件ケース合意)することにより、公共の利益に反して、特定段ボールケースの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。 被審人らが本件シート合意及び本件ケース合意に係る違反行為により販売した特定段ボールシート及び特定段ボールケースの売上額を課徴金の対象として認めた。ただし、被審人浅野段ボール(株)が東日本地区に交渉担当部署が所在しない取引先に納入した段ボールケースの売上額は、特定段ボールケースの売上額ではない等の理由から、これを課徴金の計算の基礎から除外すべきものと認めた(課徴金額 1億5785万円(7名の合計額。ただし被審人浅野段ボール(株)については一部取消し後の金額))。	審決年月日 令和 3年 2月 8日 提訴年月日 令和 3年 3月10日 判決年月日 令和 5年10月20日 (請求棄却、東京高等裁判所) (上訴期間の経過をもって確定、原审原告1名) 上訴年月日 令和 5年11月 6日 (上告及び上告受理申立て、原审原告ら6名) 決定年月日 令和 6年10月23日 (上告棄却及び上告不受理決定、最高裁判所)
8	(株)トーモクほ か3名による 件 最高裁判所令 和6年(行ツ) 第332号、同 (行ヒ)第396 号	被審人らが、他の事業者と共同して、特定段ボールシートの販売価格を引き上げること合意(本件シート合意)することにより、公共の利益に反して、特定段ボールシートの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。 被審人らが、他の事業者と共同して、特定段ボールケースの販売価格を引き上げること合意(本件ケース合意)することにより、公共の利益に反して、特定段ボールケースの販売分野における競争を実質的に制限していたと認めた。 被審人らが本件シート合意及び本件ケース合意に係る違反行為により販売した特定段ボールシート及び特定段ボールケースの売上額を課徴金の対象として認めた(課徴金額 10億9211万円(4名の合計額))。	審決年月日 令和 3年 2月 8日 提訴年月日 令和 3年 3月10日 判決年月日 令和 6年 5月31日 (請求棄却、東京高等裁判所) 上訴年月日 令和 6年 6月14日 (上告及び上告受理申立て、原审原告ら)

2 東京高等裁判所における判決

(1) レンゴー(株)ほか6名による審決取消請求事件（令和3年（行ケ）第6号）（第1表一連番号6）

以下、本項(1)の文中の注記は、後記(2)の略語等と共通である。

ア 主な争点及び判決の概要

⑦ 本件各合意（注1）の成否及びその内容について

- a 独占禁止法第2条第6項の「共同して」に該当するためには、複数事業者が対価を引き上げるに当たって、相互の間に「意思の連絡」があったと認められることが必要であるところ、前記意思の連絡とは、複数事業者間で相互に同内容又は同種の対価の引上げを実施することを認識ないし予測し、これと歩調をそろえる意思があることを意味し、一方の対価引上げを他方が単に認識、認容するのみでは足りないが、事業者相互で拘束し合うことを明示して合意することまで必要ではなく、相互に他の事業者の対価引上げ行為を認識して、暗黙のうちに認容することですりもの解される。

被告は、認定した事実に基づき、平成23年10月17日の三木会（注2）（以下「10月17日の三木会」という。）において、同会合に出席した第1事件（注3）11社については、本件シート合意が成立するとともに、同会合に出席した第2事件（注4）12社については、本件ケース合意が成立し、さらに、第1事件事業者45社（第1事件事業者57社から前記第1事件11社及び群馬森紙業(株)を除いた会社）については、自社の営業責任者等が出席した支部会等（注5）において、本件シート合意と同内容の合意が成立し、第2事件事業者49社（第2事件事業者63社のうち、第2事件三木会出席事業者12社並びに群馬森紙業(株)及び鎌田段ボール工業(株)を除いた会社）については、前記と同様に、自社の営業責任者等が出席した支部会等において、本件ケース合意と同内容の合意が成立し、そして、群馬森紙業(株)は、同年11月14日の群馬・栃木支部会を通じて、鎌田段ボール工業(株)は、同月17日の三木会を通じて、本件ケース合意に参加したものと認められるとしたが、この認定、判断は、本件審決に掲記の各証拠に基づくものであって、実質的証拠を欠くものとはいえず、また、その判断は、前記で説示した独占禁止法第2条第6項の解釈に合致するものであって、法令に反する点は見当たらない。

（注1）本件シート合意（他の事業者と共同して、特定段ボールシートの販売価格を引き上げることの合意）及び本件ケース合意（他の事業者と共同して、特定段ボールケースの販売価格を引き上げることの合意）

（注2）東日本段ボール工業組合（以下「東段工」という。）の理事会の下に置かれた組織

（注3）特定段ボールシートに関する不当な取引制限に係る事件

（注4）特定段ボールケースに関する不当な取引制限に係る事件

（注5）東段工に置かれた支部（東京・山梨支部、神奈川支部、埼玉支部、千葉・茨城支部、群馬・栃木支部、静岡支部、新潟・長野支部、東北支部及び北海道支部の9支部）主催の会合その他支部所属の組合員の担当者を主な構成員とする会合

b 原告らの主張に対する判断について

- (a) 原告レンゴー(株)の関係者は、平成23年8月下旬に段ボール原紙及び段ボール製品の値上げを発表し、同年9月22日の三木会や同月26日の5社会（注6）において、出席各社に対し、値上げの見通しを表明するよう促し、10月17日の三木会において、値上げ幅の具体的内容を説明し、出席社からの質問に応じてそ

の内訳を詳しく説明した上で、追隨して値上げを実施するよう述べていたのであるから、出席各社において、現実に段ボール製品の値上げをする方向で具体的な発言がされていたものといえ、その際、原告レンゴー(株)の値上げ幅を指標としないとは考え難い。そして、10月17日の三木会が開催されるまでに主要な原紙メーカーによる値上げ表明や社内での意思決定がされており、10月17日の三木会における前記の発言内容を踏まえれば、前記三木会の時点において、原紙の値上がりが不透明な状況であり、本件各合意が成立し得るような状況になかったとはいえない。

(注6) 大手の段ボール製造業者のうち、原告レンゴー(株)、(株)トーモク及び他の3社の営業本部長級の者らを出席者とする会合

- (b) 10月17日の三木会における協議内容が明示的に伝達されていない支部会等があったとしても、大手の一貫メーカー(注7)がまず値上げ表明をし、次にそれ以外の段ボールメーカーがこれに追隨して足並みをそろえること、その情報交換は三木会を通じて行われてきた等の慣行の下では、各支部会等において、本部役員会社(注8)に属する営業責任者が、大手の段ボールメーカーの値上げの方針を説明し、出席各社の値上げの方針が確認されているから、10月17日の三木会における協議内容を認識していたといえ、その内容が実質的には伝わっていたものと評価し得る。

(注7) 段ボール原紙、段ボールシート及び段ボールケースのいずれも製造する事業者

(注8) 原告レンゴー(株)、原告セツカートン(株)、王子コンテナ(株)、(株)トーモク、ダイナパック(株)、日本トーカーパッケージ(株)、原告大和紙器(株)、森紙業(株)、福野段ボール工業(株)及び大王製紙パッケージ(株)の10社

- (c) 被告が主張する前記慣行の存在は、本件審決に掲記の多数の証拠によって具体的に裏付けられており、平成23年当時、これが消滅していたことをうかがわせる証拠はなく、また、10月17日の三木会及びその開催前後の経緯において、段ボール製品の値上げに際しては、大手の一貫メーカーの値上げ要請に応える形で値上げがされ、また、東段工の各支部において、値上げ幅や進捗状況等に関する情報交換がされて歩調をそろえ、値上げが実施されていたことに照らすと、本件の段ボール製品の値上げにおいても、各事業者は、従前からの慣行を共通認識として行動していたことがうかがわれる。

したがって、従前からの慣行を踏まえて、本件各合意を認定することが著しく正義に反するとはいえない。

(4) 本件各合意による実質的な競争制限の有無等について

- a 独占禁止法第2条第6項にいう「一定の取引分野」とは、当該共同行為によって競争の実質的制限がもたらされる範囲の市場をいうものであり、その成立する範囲は、当該合意が対象としている取引及びそれにより影響を受ける範囲を検討して定まるものと解するのが相当である。また、同項にいう「競争を実質的に制限する」とは、当該取引に係る市場が有する競争機能を損なうことをいい、共同して商品の販売価格を引き上げる旨の合意がされた場合には、その当事者である事業者らがその意思で、ある程度自由に当該商品の販売価格を左右できる状態をもたらすことをいうものと解するのが相当である。

そして、その判断に際しては、当該合意の当事者である事業者らのシェアの高

とともに、そのシェアの高さに応じて、当該合意の当事者ではない他の事業者の価格引上げに対するけん制力の有無等の諸事情を総合して考慮すべきである。

被告は、本件各合意の成立に関する判断を前提として、本件各合意に基づく共同行為は、段ボール製品の値上げを実現するため、東段工の組織である三木会及び支部会等を利用して行われたから、本件各合意における情報交換の対象となった段ボール製品の値上げについて、その地理的な範囲に東段工の管轄地域である東日本地区（注9）が含まれることは明らかであるところ、これらの値上げ交渉が行われる需要者の交渉担当部署の所在地を基準として、その範囲を画定すると、交渉担当部署が東日本地区に所在する需要者に対し、当該交渉担当部署との間で取り決めた取引条件に基づき販売される段ボール製品は、少なくとも本件各合意の対象に含まれるものであって、本件各合意によって影響を受ける範囲も同様と解され、東日本地区全体が一つの市場であり、本件各合意を成立させたことによって、その意思である程度自由に販売価格を左右することができる状態をもたらしたと認めることができ、そして、本件各合意の成立過程に照らすと、本件各事業者（注10）が順次本件各合意に参加することにより、そのシェアは、特定段ボールシートについて8割を超え、特定段ボールケースについて6割を超えるものとなるのであり、かかる市場支配は、強固なものとなったといえるのであって、本件各合意は、一定の取引分野における競争を実質的に制限するものであると認められるとした。以上の認定、判断は、本件審決に掲記の各証拠に基づくものであって、実質的証拠を欠くものとはいえず、また、その判断は、前記で説示した独占禁止法第2条第6項の解釈に合致するものであって、法令に反する点は見当たらない。

（注9）北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県及び静岡県

（注10）第1事件事業者57社及び第2事件事業者63社

6 原告らの主張に対する判断について

（a）一定の取引分野について

ⅰ 東日本地区全体を一定の取引分野と認定することの可否について

本件各事業者による各共同行為（本件各合意）において、その対象とされた取引は、それぞれ、交渉担当部署が東日本地区に所在する需要者に販売される外装用段ボールによって製造された特定段ボールシート及び特定段ボールケースに係る取引であったところ、段ボール製品の需要の価格弾力性は小さく、代替的な商品が基本的に見当たらないことから、特段の事情がない限り、価格協定の合意（本件各合意）が対象とする取引及びその影響が及ぶ範囲によって、その市場の範囲も画されるものと解するのが相当である。

そして、前記取引分野の中に、段ボール製品の輸送距離の関係から現実の商圏が限定されている事業者がいたとしても（ただし、原告セツカートン（株）の新潟工場長は、遠くでは北海道にも一部ユーザーがいると供述しており、段ボール製品の納入について、その商圏が北海道を越えることはないとはいえない。）、現実の供給範囲が限定されている他の事業者との競争を介して広域での市場の形成や取引分野全体に影響を与え寄与し得ることを踏まえ

ると、前記の点は、前記の市場の範囲を左右する特段の事情に当たるとはいえない。

ii 特定ユーザー向け段ボールケースと地場ユーザー向け段ボールケースを同一の取引分野と認定することの可否について

段ボール製品の市場の画定は前記 i のとおりであるところ、特定ユーザー向け段ボールケースに特有の品質・販売価格等があったとしても、地場ユーザー向け段ボールケースとの違いは相対的なものであり、両者の段ボールケースに係る市場は、せつ然と区別されるものでなく、両者の市場が重層的に成立することもあり得、需要者が広域ユーザーか地場ユーザーかにかかわらず、大手の段ボールメーカーが製造する段ボールケースと地場の段ボールメーカーが製造する段ボールケースとの間の需要者にとっての代替性の程度は、両者の取引分野を常に別個のものと捉えなければならないほど小さいものとはいえない。

(b) 競争の実質的制限等について

10月17日の三木会、平成23年10月24日の長野5社会、同月27日の群馬会、同月31日の静岡支部会において、各出席者は親会社の値上げ方針に従って子会社が値上げをする旨の発言をしていたものであり、原告レンゴー(株)の子会社各社が独自に値上げの方針を決定していたものとはいえないのであって、そのシェア算定に当たり、グループ会社のシェアを加えることが不合理であるとはいえない。そして、前記認定のシェアを前提とすれば、原告らが、東日本地区全域における段ボールシート又は段ボールケースの販売価格をある程度自由に左右することができる状態にあったと判断することが不合理であるとはいえず、前記の競争の実質的制限が「公共の利益」（独占禁止法第2条第6項）に反しないといえる例外的な場合に当たるともいえない。

(v) 本件各排除措置命令の必要性及び相当性の有無について

- a 独占禁止法第7条第2項の「特に必要があると認めるとき」とは、事業者に対し、排除措置を命じた時点では既に違反行為はなくなっているが、当該違反行為が繰り返されるおそれがある場合や、当該違反行為の結果が残存しており競争秩序の回復が不十分である場合などをいうものと解され、その判断については、独占禁止法の目的を達成することを任務とする被告の専門的な裁量が認められるものと解される。

被告は、本件各合意は消滅したと解されるところ、それは、本件各事業者の自発的な意思に基づくものではなく、これまで東段工の会合が情報交換の場として利用されていた経緯を踏まえ、本件各事業者において、再び東段工の会合を利用するなどして、同様の違反行為を繰り返すおそれがあることは否定できず、当該取引分野の競争秩序の回復が十分にされたものということもできないとして、本件各違反行為につき特に必要があると認められ、また、本件各排除措置命令の内容は、いずれも本件各違反行為が排除されることを確保するために必要な事項であって、排除措置を命じたことについて、裁量権の逸脱又は濫用があるとはいえないと判断した。以上の認定、判断は、本件審決に掲記の各証拠に基づくもので

あって、実質的証拠を欠くものとはいえず、また、その判断は、前記で説示した独占禁止法第7条第2項の解釈に合致するものであって、法令に反する点は見当たらない。

b 原告らの主張に対する判断について

排除措置命令の主文において命ずる内容については、当該排除措置命令の趣旨・目的・社会通念に照らし、通常人の合理的解釈に従って、合理的に判断すべきところ、本件各排除措置命令の第3項及び第4項の趣旨・目的は、競争関係に立つ事業者間において不当な競争制限を防止する点にあると解され、このような趣旨・目的から合理的に考えると、通常人の合理的解釈として同一の企業グループに属するなど実質的に競争関係にない事業者間に適用がないことは明らかであるから、本件各排除措置命令の第3項及び第4項は、原告らの事業活動に過剰な萎縮効果を及ぼすなどの不利益を与えるものではなく、被告に裁量権の逸脱又は濫用があるとはいえない。

(1) 本件各課徴金納付命令の適法性について

- a 被告の認定、判断は、本件審決に掲記の各証拠に基づくものであって、実質的証拠を欠くものとはいえず、また、その判断は、独占禁止法第7条の2の解釈に合致するものであって、法令に反する点は見当たらない。
- b 原告らの各主張は採用することができない。

イ 訴訟手続の経過

本件は、原告らによる上告及び上告受理申立てにつき、令和6年度末現在、最高裁判所に係属中である。

(2) (株)トーモクほか3名による審決取消請求事件（令和3年（行ケ）第11号）（第1表一連番号8）

略語等については、本項(2)の文中のほか前記(1)の文中の注記を参照

ア 主な争点及び判決の概要

(1) 本件各合意の成否及びその内容について

- a 独占禁止法第2条第6項の「共同して」に該当するためには、複数事業者が対価を引き上げるに当たって、相互の間に「意思の連絡」があったと認められることが必要であるところ、前記意思の連絡とは、複数事業者間で相互に同内容又は同種の対価の引上げを実施することを認識ないし予測し、これと歩調をそろえる意思があることを意味し、一方の対価引上げを他方が単に認識、認容するのみでは足りないが、事業者相互で拘束し合うことを明示して合意することまで必要ではなく、相互に他の事業者の対価引上げ行為を認識して、暗黙のうちに認容することで足りるものと解される。

被告は、認定した事実に基づき、10月17日の三木会において、同会合に出席した第1事件11社については、本件シート合意が成立するとともに、同会合に出席した第2事件12社については、本件ケース合意が成立し、さらに、第1事件事業者45社（第1事件事業者57社から前記第1事件11社及び群馬森紙業(株)を除いた会

社)については、自社の営業責任者等が出席した支部会等において、本件シート合意と同内容の合意が成立し、第2事件事業者49社(第2事件事業者63社のうち、第2事件三木会出席事業者12社並びに群馬森紙業㈱及び鎌田段ボール工業㈱を除いた会社)については、前記と同様に、自社の営業責任者等が出席した支部会等において、本件ケース合意と同内容の合意が成立し、そして、群馬森紙業㈱は、平成23年11月14日の群馬・栃木支部会を通じて、鎌田段ボール工業㈱は、同月17日の三木会を通じて、本件ケース合意に参加したものと認められるとしたが、この認定、判断は、本件審決に掲記の各証拠に基づくものであって、実質的証拠を欠くものとはいえず、また、その判断は、前記で説示した独占禁止法第2条第6項の解釈に合致するものであって、法令に反する点は見当たらない。

b 原告らの主張に対する判断について

(a) i 東日本地区という取引分野の中に、段ボール製品の輸送距離の関係から現実の商圈が限定されている事業者がいたとしても、東日本地区全域で活動する他の事業者は隣接する商圈で活動する他の事業者との競争を介して取引分野全体に影響を与え得ることを踏まえると、前記の点は、本件各合意の成立を左右する事情であるとはいえない。

ii 東段工の北海道支部の支部長は、三木会には移動時間の関係で出席しないのが通例であったものの、東段工の事務局から送付された三木会の資料等を基にトップ会(注11)で内容を報告したり、これらの資料を配布したりするなどして情報共有を図っており、本件各事業者のうち、セツカートン㈱の新潟工場長は、遠くでは北海道にも一部ユーザーがいると供述していることも踏まえると、北海道支部を含む東日本全体を一つの市場と捉えて、その範囲における実質的な取引制限の有無を検討することが不合理であるとはいえない。このことは、仮に、原告らにおいて、北海道に所在する工場で生産された段ボール製品は北海道を商圈として供給され、本州に供給された実績がなかったとしても、前記判断は左右されない。

(注11) 北海道支部所属の組合員等の各営業責任者を出席者とする会合

iii レンゴー㈱の関係者は、平成23年8月下旬に段ボール原紙及び段ボール製品の値上げを発表し、同年9月22日の三木会や同月26日の5社会において、出席各社に対し、値上げの見通しを表明するよう促し、10月17日の三木会において、値上げ幅の具体的内容を説明し、出席社からの質問に応じてその内訳を詳しく説明した上で、追隨して値上げを実施するよう述べていたのであるから、出席各社において、現実に段ボール製品の値上げをする方向で具体的な発言がされていたものといえ、その際、レンゴー㈱の値上げ幅を指標としないとは考え難い。そして、10月17日の三木会が開催されるまでに主要な原紙メーカーによる値上げ表明や社内での意思決定がされており、10月17日の三木会における前記の発言内容を踏まえれば、前記三木会の時点において、原紙の値上がりが不透明な状況であり、本件各合意が成立し得るような状況になかったとはいえない。

(b) 10月17日の三木会における協議内容が明示的に伝達されていない支部会等が

あったとしても、大手の一貫メーカーがまず値上げ表明をし、次にそれ以外の段ボールメーカーがこれに追随して足並みをそろえること、その情報交換は三木会を通じて行われてきた等の従前からの慣行があると認められるところ、かかる慣行の下では、各支部会等において、本部役員会社に属する営業責任者が、大手の段ボールメーカーの値上げの方針を説明し、出席各社の値上げの方針が確認されているから、10月17日の三木会における協議内容を認識していたといえ、その内容が実質的には伝わっていたものと評価し得る。

- (c) 平成23年10月31日に開催された静岡支部会に出席した原告遠州紙工業㈱の営業責任者は、「当社が一番小さい会社なのでナショナルメーカーさんが音頭をとって動いてくれないとなかなか動けない。ただ価格改定の動きはしている。」などと発言し、さらに、営業日報に「業界としてはシートメートル8円、ケース13%（レンゴー）の価格改定で進んでいる」などと記載して社長に報告していたのであるから、原告遠州紙工業㈱は、本件各合意に参加したものというべきである。

(4) 本件各合意による実質的な競争制限の有無等について

- a 独占禁止法第2条第6項にいう「一定の取引分野」とは、当該共同行為によって競争の実質的制限がもたらされる範囲の市場をいうものであり、その成立する範囲は、当該合意が対象としている取引及びそれにより影響を受ける範囲を検討して定まるものと解するのが相当である。また、同項にいう「競争を実質的に制限する」とは、当該取引に係る市場が有する競争機能を損なうことをいい、共同して商品の販売価格を引き上げる旨の合意がされた場合には、その当事者である事業者らがその意思で、ある程度自由に当該商品の販売価格を左右できる状態をもたらすことをいうものと解するのが相当である。

そして、その判断に際しては、当該合意の当事者である事業者らのシェアの高さとともに、そのシェアの高さに応じて、当該合意の当事者ではない他の事業者の価格引上げに対するけん制力の有無等の諸事情を総合して考慮すべきである。

被告は、本件各合意の成立に関する判断を前提として、本件各合意に基づく共同行為は、段ボール製品の値上げを実現するため、東段工の組織である三木会及び支部会等を利用して行われたから、本件各合意における情報交換の対象となった段ボール製品の値上げについて、その地理的な範囲に東段工の管轄地域である東日本地区が含まれることは明らかであるところ、これらの値上げ交渉が行われる需要者の交渉担当部署の所在地を基準として、その範囲を画定すると、交渉担当部署が東日本地区に所在する需要者に対し、当該交渉担当部署との間で取り決めた取引条件に基づき販売される段ボール製品は、少なくとも本件各合意の対象に含まれるものであって、本件各合意によって影響を受ける範囲も同様と解され、東日本地区全体が一つの市場であり、本件各合意を成立させたことによって、その意思である程度自由に販売価格を左右することができる状態をもたらしたと認めることができ、そして、本件各合意の成立過程に照らすと、本件各事業者が順次本件各合意に参加することにより、そのシェアは、特定段ボールシートについて8割を超え、特定段ボールケースについて6割を超えるものとなるのであり、

かかる市場支配は、強固なものとなったといえるのであって、本件各合意は、一定の取引分野における競争を実質的に制限するものであると認められるとした。以上の認定、判断は、本件審決に掲記の各証拠に基づくものであって、実質的証拠を欠くものとはいえず、また、その判断は、前記で説示した独占禁止法第2条第6項の解釈に合致するものであって、法令に反する点は見当たらない。

b 原告らの主張に対する判断について

- (a) 本件各事業者による各共同行為（本件各合意）において、その対象とされた取引は、それぞれ、交渉担当部署が東日本地区に所在する需要者に販売される外装用段ボールによって製造された特定段ボールシート及び特定段ボールケースに係る取引であったところ、段ボール製品の需要の価格弾力性は小さく、代替的な商品が基本的に見当たらないことから、特段の事情がない限り、価格協定の合意（本件各合意）が対象とする取引及びその影響が及ぶ範囲によって、その市場の範囲も画されるものと解するのが相当である。

なお、最高裁平成24年2月20日第一小法廷判決（以下「平成24年最判」という。）は、入札談合の事案において、当該審決において認定した事実関係を前提とすると、共同行為である当該基本合意の対象として審決が認定した特定の工事を含めた、より一般的な工事（Aクラス以上の工事）を対象としたものと認めて、それをもって、一定の取引分野と画定したものである。本件各合意が対象としている取引及びそれに影響を受ける範囲を検討して取引範囲を画定した前記判断が平成24年最判に反するものとは解されない。

前記取引分野の中に、段ボール製品の輸送距離の関係から現実の商圈が限定されている事業者がいたとしても、現実の供給範囲が限定されている他の事業者との競争を介して広域での市場の形成や取引分野全体に影響を与え寄与し得る。また、大手の段ボールメーカーも少なからず地場ユーザーに段ボールケースを供給していたといえるから、需要者が広域ユーザーか地場ユーザーにかかわらず、大手の段ボールメーカーが製造する段ボールケースと地場の段ボールメーカーが製造する段ボールケースとの間の需要者にとっての代替性の程度は、両者の取引分野を常に別個のものと捉えなければならないほど小さいものとはいえない。したがって、前記の点は、前記の市場の範囲を左右する特段の事情に当たるとはいえない。

- (b) 「一定の取引分野」において、「競争を実質的に制限する」（独占禁止法第2条第6項）とは、前記aのとおりであるところ、本件各合意に至る経緯に照らすと、原告(株)トーモクのグループ企業である原告らは、段ボール製品の値上げに同調していたのであるから、そのシェアを合算して、段ボール製品の販売価格を一定程度左右していたといえるか否かを判断することが不合理であるとはいえない。

他方で、独占禁止法の定める課徴金の制度は、カルテル禁止の実効性確保のための行政上の措置であり、同制度の積極的かつ効率的な運営により抑止効果を確保するために容易かつ明確な算定基準であることが必要とされているものである。カルテル禁止の実効性を確保し、違法行為を抑止しようとする課徴金

制度の趣旨に照らすと、グループ企業といえども、独立の法人格を有する別個の法主体である以上、グループ企業間の取引が実質的に同一企業グループ内の加工部門への物資の移動と同視し得る等の特段の事情がない限り、本件各合意による相互拘束の対象外であることが明らかとはいえないのであって、課徴金の算定に当たってはグループ企業、親子会社を別個の法人として扱うことは、前記の制度趣旨に沿うものと解される。そうすると、実質的な競争制限に当たるか否かと、課徴金の算定基礎に含めるか否かは、目的を異にする別個の問題であるから、それぞれの判断基準が同一ではないからといって、両者の判断基準に矛盾等があるとはいえない。

(ウ) **本件各排除措置命令の必要性及び相当性の有無について**

独占禁止法第7条第2項の「特に必要があると認めるとき」とは、事業者に対し、排除措置を命じた時点では既に違反行為はなくなっているが、当該違反行為が繰り返されるおそれがある場合や、当該違反行為の結果が残存しており競争秩序の回復が不十分である場合などをいうものと解され、その判断については、独占禁止法の目的を達成することを任務とする被告の専門的な裁量が認められるものと解される。

被告は、本件各合意は消滅したと解されるどころ、それは、本件各事業者の自発的な意思に基づくものではなく、これまで東段工の会合が情報交換の場として利用されていた経緯を踏まえ、本件各事業者において、再び東段工の会合を利用するなどして、同様の違反行為を繰り返すおそれがあることは否定できず、当該取引分野の競争秩序の回復が十分にされたものということもできないとして、本件各違反行為につき特に必要があると認められ、また、本件各排除措置命令の内容は、いずれも本件各違反行為が排除されることを確保するために必要な事項であって、排除措置を命じたことについて、裁量権の逸脱又は濫用があるとはいえないと判断した。以上の認定、判断は、本件審決に掲記の各証拠に基づくものであって、実質的証拠を欠くものとはいえず、また、その判断は、前記で説示した独占禁止法第7条第2項の解釈に合致するものであって、法令に反する点は見当たらない。

(エ) **本件各課徴金納付命令の適法性について**

- a 被告の認定、判断は、本件審決に掲記の各証拠に基づくものであって、実質的証拠を欠くものとはいえず、また、その判断は、独占禁止法第7条の2の解釈に合致するものであって、法令に反する点は見当たらない。
- b 原告らの主張は採用することができない。

イ **訴訟手続の経過**

本件は、原告らによる上告及び上告受理申立てにつき、令和6年度末現在、最高裁判所に係属中である。

3 最高裁判所における決定

(1) **ダイレックス(株)による審決取消請求上告受理事件（令和5年（行ヒ）第414号）（第1表一連番号2）の決定の概要**

最高裁判所は、本件は民事訴訟法第318条第1項により受理すべきものとは認められ

ないとして、上告不受理の決定を行った。

(2) コバシ(株)ほか5名による審決取消請求上告事件及び審決取消請求上告受理事件（令和6年（行ツ）第123号、令和6年（行ヒ）第152号）（第1表一連番号7）の決定の概要

最高裁判所は、本件上告理由は、民事訴訟法第312条第1項又は第2項に規定する事由に該当せず、また、本件は同法第318条第1項により受理すべきものとは認められないとして、上告棄却及び上告不受理の決定を行った。

(3) 文化シャッター(株)による審決取消請求上告事件及び審決取消請求上告受理事件（令和5年（行ツ）第340号、令和5年（行ヒ）第376号）（第1表一連番号5）の決定の概要

最高裁判所は、本件上告理由は、民事訴訟法第312条第1項又は第2項に規定する事由に該当せず、また、本件は同法第318条第1項により受理すべきものとは認められないとして、上告棄却及び上告不受理の決定を行った。

(4) 東洋シャッター(株)による審決取消請求上告事件及び審決取消請求上告受理事件（令和5年（行ツ）第341号、令和5年（行ヒ）第377号）（第1表一連番号3）の決定の概要

最高裁判所は、本件上告理由は、民事訴訟法第312条第1項又は第2項に規定する事由に該当せず、また、本件は同法第318条第1項により受理すべきものとは認められないとして、上告棄却及び上告不受理の決定を行った。

(5) 三和ホールディングス(株)ほか1名による審決取消請求上告事件及び審決取消請求上告受理事件（令和5年（行ツ）第342号、令和5年（行ヒ）第378号）（第1表一連番号4）の決定の概要

最高裁判所は、本件上告理由は、民事訴訟法第312条第1項又は第2項に規定する事由に該当せず、また、本件は同法第318条第1項により受理すべきものとは認められないとして、上告棄却及び上告不受理の決定を行った。

第2 排除措置命令等取消請求訴訟

1 概要

令和6年度当初において係属中の排除措置命令等取消請求訴訟（注1）は7件（東京地方裁判所6件、東京高等裁判所1件）（注2）であり、同年度中に新たに4件の排除措置命令取消請求訴訟が東京地方裁判所に提起された。

令和6年度当初において東京地方裁判所に係属中であった6件のうち2件については、同裁判所が請求を棄却する判決をし、これに対し、控訴がなされ、当該2件は控訴審からは1件の事件として併合され、東京高等裁判所に係属中である。その余の4件については、令和6年度末時点において引き続き東京地方裁判所に係属中である。

令和6年度当初において東京高等裁判所に係属中であった1件は、同裁判所が控訴を棄却する判決をし、これに対し、上告受理申立てがなされ、令和6年度末時点において最高裁判所に係属中である。

これらの結果、令和6年度末時点において係属中の排除措置命令等取消請求訴訟は10件となった。

(注1) 平成25年独占禁止法改正法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第100号）をいう。）により審判制度が廃止されたことに伴い、平成27年度以降、独占禁止法違反に係る行政処分に対する取消請求訴訟は、東京地方裁判所に提起する制度となっている。

(注2) 排除措置命令等取消請求訴訟の件数は、訴訟ごとに裁判所において付される事件番号の数である。

第2表 令和6年度末において係属中の排除措置命令等取消請求訴訟一覧

一連番号	件名 事件番号	事件の内容	関係法条	判決等
1	本町化学工業(株)による件 最高裁判所令和7年（行ヒ）第32号	東日本地区又は近畿地区に所在する地方公共団体が発注する活性炭について、共同して、供給予定者を決定し、供給予定者が本町化学工業(株)を介して供給できるようにしていた（課徴金額1億6143万円（東日本地区）、3283万円（近畿地区））。 （排除措置命令及び課徴金納付命令取消請求事件並びに執行停止申立事件）	独占禁止法第3条後段及び第7条の2	措置年月日 令和元年11月22日 提訴年月日 令和2年1月16日 申立年月日 令和2年1月16日 決定年月日 令和2年3月27日 （執行停止の申立てについて、却下決定（確定）、東京地方裁判所） 判決年月日 令和4年9月15日 （請求棄却、東京地方裁判所） 控訴年月日 令和4年9月30日 判決年月日 令和6年10月16日 （控訴棄却、東京高等裁判所） 上訴年月日 令和6年10月23日 （上告受理申立て）
2	大成建設(株)及び鹿島建設(株)による件 東京高等裁判所令和6年（行コ）第216号	リニア中央新幹線に係る地下開削工法による品川駅及び名古屋駅新設工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。 （排除措置命令取消請求事件）	独占禁止法第3条後段	措置年月日 令和2年12月22日 提訴年月日（大成建設(株)） 令和3年3月1日 提訴年月日（鹿島建設(株)） 令和3年6月21日 判決年月日 令和6年6月27日 （請求棄却、東京地方裁判所） 控訴年月日（大成建設(株)・鹿島建設(株)） 令和6年7月9日 判決言渡期日 令和7年5月15日 （予定）
3	中部電力(株)及び中部電力ミライズ(株)による件 東京地方裁判所令和5年（行ウ）第5006号	中部電力(株)、中部電力ミライズ(株)及び関西電力(株)が、互いに、相手方の供給区域において相手方が小売供給を行う大口顧客の獲得のための営業活動を制限することを合意していた（中部電力(株)に対する課徴金額201億8338万円、中部電力ミライズ(株)に対する課徴金額73億7252万円）。 （排除措置命令及び課徴金納付命令取消請求事件）	独占禁止法第3条後段及び第7条の2	措置年月日 令和5年3月30日 提訴年月日 令和5年9月25日
4	中国電力(株)による件 東京地方裁判所令和5年（行ウ）第5007号	中国電力(株)及び関西電力(株)が、 (1) 互いに、相手方の供給区域に所在する相対顧客の獲得のための営業活動を制限する (2) 関西電力(株)にあつては、中国電力管内において順次実施	独占禁止法第3条後段及び第7条の2	措置年月日 令和5年3月30日 提訴年月日 令和5年9月28日

第2部 各論

一連番号	件名 事件番号	事件の内容	関係法条	判決等
		される官公庁入札における入札参加及び安値による入札を制限すること（課徴金額707億1586万円）。 （排除措置命令及び課徴金納付命令取消請求事件）		
5	九電みらいエナジー(株)による件 東京地方裁判所令和5年（行ウ）第5009号	九州電力(株)、九電みらいエナジー(株)及び関西電力(株)が、互いに、相手方の供給区域において順次実施される官公庁入札等で安値による電気料金の提示を制限することを合意していた。 （排除措置命令取消請求事件）	独占禁止法第3条後段	措置年月日 提訴年月日 令和5年3月30日 令和5年9月29日
6	九州電力(株)による件 東京地方裁判所令和5年（行ウ）第5010号	九州電力(株)、九電みらいエナジー(株)及び関西電力(株)が、互いに、相手方の供給区域において順次実施される官公庁入札等で安値による電気料金の提示を制限することを合意していた（課徴金額27億6223万円）。 （排除措置命令及び課徴金納付命令取消請求事件）	独占禁止法第3条後段及び第7条の2	措置年月日 提訴年月日 令和5年3月30日 令和5年9月29日
7	熊本県漁業協同組合連合会による件 東京地方裁判所令和6年（行ウ）第5005号	熊本県漁業協同組合連合会は、管内の海苔生産者に対して、熊本県漁業協同組合連合会が運営する共販以外への乾海苔の出荷を制限している。 （排除措置命令取消請求事件）	独占禁止法第19条	措置年月日 提訴年月日 令和6年5月15日 令和6年11月7日
8	佐賀県有明海漁業協同組合による件 東京地方裁判所令和6年（行ウ）第5006号	佐賀県有明海漁業協同組合は、管内の海苔生産者に対して、佐賀県有明海漁業協同組合が運営する共販以外への乾海苔の出荷を制限している。 （排除措置命令取消請求事件）	独占禁止法第19条	措置年月日 提訴年月日 令和6年5月15日 令和6年11月7日
9	(株)MC データプラスによる件 東京地方裁判所令和6年（行ウ）第5007号	(株)MC データプラスは、労務安全サービスに係る取引において、自己と競争関係にある建設業向けクラウドサービスの提供事業者とその取引の相手方である建設業者等との取引を不当に妨害している。 （排除措置命令取消請求事件及び執行停止申立事件）	独占禁止法第19条	措置年月日 提訴年月日 申立年月日 決定年月日 令和6年12月24日 令和6年12月24日 令和6年12月24日 令和7年3月27日 （執行停止の申立てについて、一部認容決定、東京地方裁判所）
10	ASP Japan（同）による件 東京地方裁判所令和7年（行ウ）第	ASP Japan（同）は、自社が販売する内視鏡洗浄消毒器にバーコードリーダーを取り付けるとともに自社が製造販売する消毒剤の容器に内視鏡洗浄消毒器の洗浄消毒機能を作動させるために必要な情報が含まれている二	独占禁止法第19条	措置年月日 提訴年月日 申立年月日 決定年月日 令和6年7月26日 令和7年1月16日 令和7年1月21日 令和7年3月24日 （執行停止の申立てについて、却下決定、東京地方裁判所）

一連番号	件名 事件番号	事件の内容	関係法条	判決等
	5001号	次元コードを貼付し、当該バーコードリーダーによって当該二次元コードを読み取らなければ内視鏡洗浄消毒器の洗浄消毒機能が作動しないようにすることにより、内視鏡洗浄消毒器を使用している医療機関に対し、内視鏡洗浄消毒器の供給に併せて同社が製造販売する消毒剤を購入させている。 (排除措置命令取消請求事件及び執行停止申立事件)		

第3 その他の公正取引委員会関係訴訟

1 概要

令和6年度において、公正取引委員会を被告とする排除措置命令差止請求訴訟が1件、東京地方裁判所に提起されたが、弁論終結前に訴えは取り下げられた（排除措置命令差止請求訴訟に併せて、仮の差止め申立てがなされた。）。

令和6年度当初において東京地方裁判所に係属中であった排除措置命令差止請求訴訟2件については、いずれも却下判決がなされ、上訴期間の経過をもって確定したことにより終了した。

また、国を被告とする国家賠償請求訴訟が、熊本地方裁判所に1件、佐賀地方裁判所に1件それぞれ提起された。

令和6年度当初において東京地方裁判所に係属中であった国ほか6名を被告とする損害賠償請求訴訟1件は、令和6年度末時点も同裁判所に係属中である。

2 令和6年度に係属したその他の公正取引委員会関係訴訟

(1) 熊本県漁業協同組合連合会及び佐賀県有明海漁業協同組合による各排除措置命令差止請求事件

ア 事件の表示

排除措置命令差止請求事件

原 告 熊本県漁業協同組合連合会
佐賀県有明海漁業協同組合

被 告 公正取引委員会

提訴年月日 令和5年12月14日

判決年月日 令和6年5月9日（訴え却下、東京地方裁判所）

イ 事案の概要

本件は、公正取引委員会が原告ら（申立人ら）に対して行う予定の排除措置命令について、原告ら（申立人ら）が、排除措置命令によって「重大な損害を生ずるおそれがある」（行政事件訴訟法第37条の4第1項）といえ、排除措置命令をすることが公

正取引委員会の「裁量権の範囲を超え若しくはその濫用となる」（同条第5項）と主張し、排除措置命令の差止めを求め、これと併せて仮の差止めを申し立てたものである（仮の差止め申立事件については、令和6年1月9日に決定がなされ、申立人らから即時抗告はなされず、同決定は確定している。）。

ウ 排除措置命令差止請求事件に係る判決の概要

原告らによる排除措置命令差止請求について、東京地方裁判所は、原告らには「重大な損害を生ずるおそれ」（行政事件訴訟法37条の4第1項本文）があるとは認められず、訴えは不適法であるとして排除措置命令差止請求を却下した。

エ 訴訟手続の経過

排除措置命令差止請求事件に係る判決に対して、原告らから控訴はなされず、控訴期間の経過をもって同判決は確定した。

(2) ASP Japan（同）による排除措置命令差止請求事件及び仮の差止め申立事件

ア 事件の表示

⑦ 排除措置命令差止請求事件

原告 ASP Japan（同）

被告 公正取引委員会

提訴年月日 令和6年5月13日

（原告の訴え取下げにより同年9月7日訴訟係属の消滅）

⑧ 仮の差止め申立事件

申立人 ASP Japan（同）

相手方 公正取引委員会

申立年月日 令和6年5月13日

決定年月日 令和6年5月27日（訴え却下、東京地方裁判所）

上訴年月日 令和6年5月31日（即時抗告）

決定年月日 令和6年6月24日（抗告棄却決定（確定）、東京高等裁判所）

イ 事案の概要

本件は、公正取引委員会が原告（申立人）に対して行う予定の排除措置命令について、原告（申立人）が、排除措置命令によって「重大な損害を生ずるおそれがある」

（行政事件訴訟法第37条の4第1項）といえ、排除措置命令をすることが公正取引委員会の「裁量権の範囲を超え若しくはその濫用となる」（同条第5項）と主張し、排除措置命令の差止めを求め、これと併せて仮の差止めを申し立てたものである。

ウ 仮の差止め申立事件に係る決定の概要

申立人による仮の差止め申立事件に係る決定について、東京地方裁判所は、行政事件訴訟法第37条の5第2項にいう「償うことのできない損害を避けるため緊急の必要」

の要件を欠くとして、仮の差止め申立てを却下した。

抗告審である東京高等裁判所も、本件申立てを却下した原決定は相当であり、抗告は理由がないとして抗告を棄却した。

エ 訴訟手続の経過

仮の差止め申立事件に係る抗告審の決定に対して、申立人から許可抗告及び特別抗告の申立てはなされず、抗告期間の経過をもって同決定は確定した。

排除措置命令差止請求事件については、原告による訴えの取下げがあり、訴訟係属は遡及的に消滅した。

(3) 損害賠償請求事件

ア 事件の表示

損害賠償等請求事件

原 告 X

被 告 国ほか6名

提訴年月日 令和5年10月4日

イ 事案の概要

本件は、防衛省航空自衛隊が発注する什器類の製造業者らによる入札談合に関し、公正取引委員会、防衛省及び被告事業者6社が、入札談合及び入札談合等関与行為をねつ造したこと等を理由に、国及び被告事業者6社に損害賠償を求めるものである。

ウ 訴訟手続の経過

本件は、令和6年度末現在、東京地方裁判所に係属中である。

(4) 国家賠償請求事件

ア 事件の表示

国家賠償法第1条第1項に基づく国家賠償請求事件

原 告 熊本県漁業協同組合連合会

佐賀県有明海漁業協同組合

被 告 国

提訴年月日 令和6年5月14日

イ 事案の概要

本件は、原告らの行為が独占禁止法に違反するとして行ってきた審査に関し、公正取引委員会から原告らに対して行われた行為ないし処分が違法であることを理由に、国に損害賠償を求めるものである。

ウ 訴訟手続の経過

本件は、令和6年度末現在、熊本県漁業協同組合連合会による国家賠償請求事件は

熊本地方裁判所に、佐賀県有明海漁業協同組合による国家賠償請求事件は佐賀地方裁判所に、それぞれ係属中である。

第4 独占禁止法第24条に基づく差止請求訴訟

令和6年度において独占禁止法第79条第1項に基づいて公正取引委員会に対し通知があった訴訟は2件であり、同条第2項に基づいて当委員会に対し求意見がなされた事件はなかった。

第3表 令和6年度に通知があった独占禁止法第24条に基づく差止請求訴訟

裁判所 事件番号 提訴年月日	内 容
大阪地方裁判所 令和6年（ワ）8780号 令和6年8月30日	被告は、原告が大阪広域生コンクリート協同組合に加盟している組合員ではないことを理由に、被告のセメント一次販売店に、原告とのセメントの継続的供給契約の締結を拒絶させ、これにより、現在も損害が発生し続けている。かかる行為は、単独の間接の取引拒絶に当たるとして、当該行為の差止め等を求めるもの。
東京地方裁判所 令和6年（ワ）70435号 令和6年9月20日	事業者団体である被告は、原告製品情報のみを除外した刊行物を自ら又はその会員を通じて頒布し、本刊行物を用いて共同マーケティング活動を行った。かかる行為は、事業者団体における差別的取扱い及び競争者に対する取引妨害に当たるとして、当該行為の差止め等を求めるもの。

第5 独占禁止法第25条に基づく損害賠償請求訴訟

令和6年度において独占禁止法第84条に基づいて公正取引委員会に対し求意見がなされた訴訟はなかった。

第4章 競争環境の整備

第1 ガイドラインの改定等

1 概説

公正取引委員会は、事業者及び事業者団体による独占禁止法違反行為の未然防止とそれらの適切な活動に役立てるため、事業者及び事業者団体の活動の中でどのような行為が実際に独占禁止法違反となるのかを具体的に示したガイドラインを策定するなどしている。

令和6年度においては、主に以下のガイドラインの改定等に取り組んだ。

2 「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」の改定

我が国は、「地球温暖化対策計画」（令和3年10月22日閣議決定）において、2030年度の温室効果ガスの削減目標や2050年カーボンニュートラル実現という目標を掲げている。これらの削減目標を達成するためには、環境負荷の低減と経済成長の両立する社会、すなわち「グリーン社会」を実現する必要がある。

グリーン社会の実現に向けた事業者及び事業者団体（以下「事業者等」という。）の取組については、今後一層活発化・具体化すると考えられるところ、公正取引委員会は、事業者等によるグリーン社会の実現に向けた取組を後押しすることを目的として、令和5年3月、「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」（以下「グリーンガイドライン」という。）を公表した。グリーンガイドラインの公表以降、当委員会は、その内容について、事業者等への周知・説明を実施するとともに、具体的な取組に関する相談を受けてきた。

グリーンガイドラインについて、公正取引委員会は、継続的に見直しを行うことを表明しているところ、具体的な相談事例や事業者等との意見交換の結果を踏まえ、グリーン社会の実現に向けた共同廃棄、共同調達等の取組について、独占禁止法上の考え方の更なる明確化を図るべく、令和6年4月24日、グリーンガイドラインを改定した。

3 「適正な電力取引についての指針」の改定

公正取引委員会は、経済産業省と共同して、電力市場における公正かつ有効な競争の観点から、独占禁止法上及び電気事業法（昭和39年法律第170号）上問題となる行為等を明らかにした「適正な電力取引についての指針」を平成11年12月に策定・公表し、随時改定している。

公正取引委員会は、経済産業省における部分供給の廃止及び分割供給の導入の決定に伴い、令和6年9月18日に、経済産業省と共同して本指針を改定するとともに、同年1月17日に公表した「電力分野における実態調査報告書～卸分野について～」において、旧一般電気事業者が他の小売電気事業者との相対契約の中で取引制限条項を設定することに関する独占禁止法上の考え方を示したことを踏まえ、同年11月22日に、経済産業省と共同して本指針を改定した。

4 「後発医薬品の安定供給等の実現に向けた産業構造改革のための独占禁止法関係事例集」の策定

我が国において、後発医薬品の供給不安が長期化しているところ、令和6年5月22日、厚生労働省において、「後発医薬品の安定供給等の実現に向けた産業構造のあり方に関する検討会」の報告書が取りまとめられた。当該報告書においては、後発医薬品の安定供給の実現のために、企業間の連携・協力等が必要であることが示された。

当該報告書等を踏まえ、今後一層、後発医薬品の安定供給の実現に向けた事業者の取組が活発化・具体化すると考えられるため、公正取引委員会は、独占禁止法の適用及び執行に係る透明性及び事業者等の予見可能性を一層向上させることで、事業者等の後発医薬品の安定供給の実現に向けた取組を後押しすることを目的として、独占禁止法の考え方を整理し、厚生労働省と共同して「後発医薬品の安定供給等の実現に向けた産業構造改革のための独占禁止法関係事例集」を策定し、令和7年2月17日に公表した。

第2 実態調査

1 概説

公正取引委員会は、様々な実態調査を積極的に行っており、実態調査において把握した事実等に基づき、独占禁止法上又は競争政策上の問題点や論点を指摘して、事業者や事業者団体による取引慣行の自主的な改善を促すことや、制度所管省庁による規制や制度の見直し等を提言することを通じ、競争環境の整備を図っている。

令和6年度においては、主に以下の実態調査を実施した。

2 電気自動車（EV）充電サービスに関する第二次実態調査

我が国は、2050年までにカーボンニュートラルを目指すこととしており、「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月16日閣議決定）において、2035年までに新車販売でいわゆる電動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車及びハイブリッド自動車）を100%とする目標等に向け、充電インフラの整備等を支援することとしている。このような政府目標を踏まえると、電気自動車（以下「EV」という。）充電サービス市場は、今後、急速な成長が見込まれる市場であり、かつ、市場環境も大きく変化することが予想される。そこで、公正取引委員会は、競争政策の観点からグリーン社会の実現を後押しすることを目的として、令和5年7月に「高速道路における電気自動車（EV）充電サービスに関する実態調査報告書」を公表し、市場メカニズムを働かせてイノベーションの活性化等を図る観点から提言を行った。

公正取引委員会は、その後も、充電インフラ整備における市場メカニズムの働きを促進し、競争政策の観点からグリーン社会の実現を後押しすることが引き続き重要であると考え、高速道路外におけるEV充電サービスに着目した第二次実態調査を行い、令和6年5月29日に「電気自動車（EV）充電サービスに関する第二次実態調査報告書」を公表した。

本報告書では、EV充電サービスを提供する事業者が複数存在するようになってきた現状を踏まえ、自治体がEV充電器の新規設置や入替えを行う場合には、公募等により複数

の事業者から設置事業者を選定することや、自治体が自ら料金設定するEV充電器については、自治体も採算を踏まえた利用料金を設定することが競争政策上望ましいなどの提言を行った。また、EV充電サービス事業者間の相互利用連携（注）を推進することで新規参入の促進等が期待されるため、相互利用連携を推進することは競争政策上望ましいとの考えを示し、今後相互利用連携が行われやすい環境を整備するに当たり、関係省庁である経済産業省が関係者間での議論の場を設けることが望ましいなどの提言を行った。

（注）EV充電サービス事業者は、主に会員制によりEV充電サービスを提供している。相互利用連携とは、連携先の事業者のEV充電器も自社のEV充電器と同様の条件で利用できるよう、EV充電サービス事業者同士が相互に連携することをいう。

（詳細については令和6年5月29日報道発表資料「電気自動車（EV）充電サービスに関する第二次実態調査について」を参照のこと。）

https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13837324/www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/may/240529_ev2.html



3 音楽・放送番組等の分野の実演家と芸能事務所との取引等に関する実態調査

公正取引委員会は、これまで、人材分野・芸能分野における公正かつ自由な競争を促進するための様々な取組を進めてきた。また、コンテンツ産業活性化戦略（「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」（令和6年6月21日閣議決定）において策定・明記）において、「実演家等が働きやすい環境を作るためには、取引慣行を是正していくことが不可欠である。現下の技術革新の中で、コンテンツ産業については、個人の創造性に重点が移りつつあることに鑑み、公正取引委員会の協力の下、優越的地位の濫用等を防止し、個人を守ることに力点を置いて、音楽・放送番組の分野の取引慣行等について実態調査を行」うなどとされた。このような状況を踏まえ、クリエイター個人の創造性が最大限発揮される取引環境を整備するため、音楽・放送番組等の実演家（アーティスト、俳優、タレント等）とその所属する芸能事務所・プロダクションとの契約等について実態調査を実施し、令和6年12月26日に「音楽・放送番組等の分野の実演家と芸能事務所との取引等に関する実態調査報告書（クリエイター支援のための取引適正化に向けた実態調査）」を公表した。

本調査の結果、芸能事務所と実演家との間において、実演家の移籍・独立を妨害するなど、公正競争阻害性が認められる場合には独占禁止法上問題となる行為が確認されたほか、契約が書面により行われななど優越的地位の濫用となる行為を誘発する原因となり得る行為も確認された。また、放送事業者等やレコード会社と芸能事務所・実演家の間においても、公正競争阻害性が認められる場合には独占禁止法上問題となる行為が確認された。

公正取引委員会は、これらの独占禁止法上問題となる行為の未然防止のため、本調査結

果を公表するとともに、芸能事務所、放送事業者等、レコード会社、関係事業者団体等の関係事業者に対して、本報告書の内容について周知を行った。

（詳細については令和6年12月26日報道発表資料「音楽・放送番組等の分野の実演家と芸能事務所との取引等に関する実態調査（クリエイター支援のための取引適正化に向けた実態調査）について」を参照のこと。）

https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13980273/www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/dec/241226_geinou.html



4 フードサプライチェーンにおける商慣行に関する実態調査

公正取引委員会は、かねてから、食品流通市場における競争環境について懸念を有しており、平成4年12月に「加工食品業界の流通実態に関する調査報告」、平成23年10月に「食料品製造業者と卸売業者との取引に関する実態調査報告書」、平成26年6月に「食品分野におけるプライベート・ブランド商品の取引に関する実態調査報告書」をそれぞれ公表してきた。このような状況の中で、食品流通市場における「商慣行」について競争政策上の問題を懸念する声が寄せられていたことなどを踏まえ、独占禁止法上の優越的地位の濫用の観点から実態調査を実施し、令和6年12月20日に、Web アンケート（同年9月開始）の回答を取りまとめ、中間結果として公表した。

（詳細については令和6年12月20日報道発表資料「フードサプライチェーンにおける商慣行に関する実態調査の中間結果及び情報の募集について」を参照のこと。）

https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/14039453/www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/dec/1220_foodsupplychain.html



5 生成AI関連市場に関する実態調査

近年、急速に発展している生成AIは、事業者の生産性の向上や多様なサービスの提供等、経済・社会に様々な便益をもたらし、また、既存のビジネスの革新、新たなビジネスモデルの創出を促す可能性から、新たなイノベーションを生み出すポテンシャルもあると考えられ、更なる発展が期待されている。他方で、生成AIに関する課題やリスクなど新たな問題も浮上してきている。著作権侵害、偽・誤情報等が社会を不安定化・混乱させるリスクとして指摘されているほか、競争政策上の観点からも潜在的なリスクが指摘されている。

そのため、公正取引委員会は、我が国の生成AI関連市場における公正かつ自由な競争

環境を維持し、生成A Iの持続的な進展を確保することにより、更なるイノベーションを生み出す観点から、また、生成A Iを健全な形で経済社会に実装させる観点も踏まえ、国内外の動向を含め、変化が速く成長著しい生成A I関連市場の実態を把握するための調査を開始することとし、令和6年10月2日、関係各方面から広く情報・意見を募集するため、ディスカッションペーパー「生成A Iを巡る競争」を公表した。

公表したディスカッションペーパーにおいては、生成A I関連市場の市場構造を、インフラストラクチャー、モデル、アプリケーションの3つのレイヤーに整理し、レイヤーごとに生成A I関連市場の状況を事実関係としてまとめている。また、そのような事実関係から想定される独占禁止法及び競争政策上の論点も提示している。

公正取引委員会は、寄せられた情報・意見を分析するとともに、これと並行して、関係省庁、海外当局、国内外の事業者や有識者にヒアリングを行うなどして、生成A I関連市場の実態の把握に向けて取り組んでいる。

(詳細については令和6年10月2日報道発表資料「「生成A Iを巡る競争」に関する情報・意見の募集について」を参照のこと。)

https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13778723/www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/oct/241002_generativeai.html



第3 イノベーションと競争政策に関する検討会

我が国の持続的な経済成長のためには、新たなサービスや新市場の創出につながるイノベーションの達成が不可欠である。また、デジタル経済の進展やビジネスのプラットフォーム化・エコシステム化に伴って、市場の独占・寡占化や固定化が進み、競争のダイナミズムが低下し得るとの懸念も指摘されている。このような経済環境の下で、イノベーションを促進し得る競争環境を確保することは、競争政策における重要かつ現代的な政策課題である。

企業行動がイノベーションへ与える影響は複雑かつ動的であるところ、競争政策においても、将来起こり得るイノベーションという長期的な競争環境に対する影響を適切に評価していくことが重要である。

公正取引委員会は、このような認識の下、それら実態に係るより深い理解や知見を得るため、経済取引局長主催の「イノベーションと競争政策に関する検討会」(座長 岡田羊祐 成城大学社会イノベーション学部教授(役職は令和6年6月10日時点))を開催し、同年6月28日に「イノベーションと競争政策に関する検討会」最終報告書を公表した。

本報告書は、企業行動等がイノベーションに与える影響メカニズム等について、経済学的知見等に基づき、理論的・体系的な整理を行い、その理論的整理を踏まえつつ、独占禁止法におけるイノベーションへの影響の評価について検討を行った結果を取りまとめたも

のである。

(詳細については後記を参照のこと。)

○公正取引委員会ウェブサイト「イノベーションと競争政策に関する検討会」

<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13837324/www.jftc.go.jp/soshiki/kyotsukoukai/kenkyukai/innovation/index.html>



○令和6年6月28日報道発表資料「「イノベーションと競争政策に関する検討会」最終報告書について」

https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13837324/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/jun/240628_keitorikikaku.html



第4 独占禁止法適用除外の見直し等

1 独占禁止法適用除外の概要

独占禁止法は、市場における公正かつ自由な競争を促進することにより、一般消費者の利益を確保するとともに国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とし、これを達成するために、私的独占、不当な取引制限、不公正な取引方法等を禁止している。他方、他の政策目的を達成する観点から、特定の分野における一定の行為に独占禁止法の禁止規定の適用を除外するという適用除外が設けられている。

適用除外は、その根拠規定が独占禁止法自体に定められているものと独占禁止法以外の個別の法律に定められているものとに分けることができる。

(1) 独占禁止法に基づく適用除外

独占禁止法は、知的財産権の行使行為（同法第21条）、一定の組合の行為（同法第22条）及び再販売価格維持契約（同法第23条）をそれぞれ同法の規定の適用除外としている。

(2) 個別法に基づく適用除外

独占禁止法以外の個別の法律において、特定の事業者又は事業者団体の行為について独占禁止法の適用除外を定めているものとしては、令和6年度末現在、保険業法等の16法律がある。

2 適用除外の見直し等

適用除外の多くは、昭和20年代から昭和30年代にかけて、産業の育成・強化、国際競争力強化のための企業経営の安定、合理化等を達成するため、各産業分野において創設されてきたが、個々の事業者において効率化への努力が十分に行われず、事業活動における創意工夫の発揮が阻害されるおそれがあるなどの問題があることから、その見直しが行われてきた。

平成9年7月20日、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律（平成9年法律第96号）が施行され、個別法に基づく適用除外のうち20法律35制度について廃止等の措置が採られた。次いで、平成11年7月23日、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律（平成11年法律第80号）が施行され、不況カルテル制度及び合理化カルテル制度の廃止、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律の廃止等の措置が採られた。さらに、平成12年6月19日、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成12年法律第76号）が施行され、自然独占に固有の行為に関する適用除外の規定が削除された。

平成25年度においては、平成25年10月1日、消費税転嫁対策特別措置法が施行され、消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置が設けられた。また、平成26年1月27日、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成25年法律第83号）が施行され、認可特定地域計画に基づく一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー事業）の供給輸送力の削減等に関する適用除外の規定が設けられた。

その後、令和2年11月27日に、地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律（令和2年法律第32号）が施行され、地域一般乗合旅客自動車運送事業者及び地域銀行等（特定地域基盤企業等）の合併その他の行為について、適用除外の規定が設けられた。

なお、令和4年1月1日に、著作権法の一部を改正する法律（令和3年法律第52号）が施行され、これまで適用除外の対象であった商業用レコードの二次使用料等に関する取決めに加え、放送番組のインターネット同時配信等（注）を行うに当たり、集中管理等が行われておらず、文化庁長官が定める方法により円滑な許諾に必要な情報が公開されていない商業用レコードや映像実演等について権利者に支払う通常の使用料額に相当する補償金等に関する取決めにについても適用除外の対象となった。

これらの措置により、平成7年度末において30法律89制度存在した適用除外は、令和6年度末現在、17法律23制度となっている。

（注）「同時配信」のほか、「追っかけ配信」（放送が終了するまでの間に配信が開始されるもの）、一定期間の「見逃し配信」（番組の放送間隔・有線放送間隔に応じて文化庁長官が定める期間内に行われるもの）

3 適用除外カルテル等

(1) 概要

独占禁止法は、公正かつ自由な競争を妨げるものとして、価格、数量、販路等のカルテルを禁止しているが、その一方で、他の政策目的を達成するなどの観点から、個々の適用除外ごとに設けられた一定の要件・手続の下で、特定のカルテルが例外的に許容される場合がある。このような適用除外カルテルが認められるのは、当該事業の特殊性のため（保険業法（平成7年法律第105号）に基づく保険カルテル）、地域住民の生活に必要な旅客輸送（いわゆる生活路線）を確保するため（道路運送法（昭和26年法律第183号）等）に基づく運輸カルテル）など、様々な理由による。

個別法に基づく適用除外カルテルについては、一般に、公正取引委員会の同意を得、又は当委員会へ協議若しくは通知を行って、主務大臣が認可を行うこととなっている。

また、適用除外カルテルの認可に当たっては、一般に、当該適用除外カルテルの目的を達成するために必要であること等の積極的要件のほか、当該カルテルが弊害をもたらしたりすることのないよう、カルテルの目的を達成するために必要な限度を超えないこと、不当に差別的でないこと等の消極的要件を充足することがそれぞれの法律により必要とされている。

さらに、このような適用除外カルテルについては、不公正な取引方法に該当する行為が用いられた場合等には独占禁止法の適用除外とはならないとする、いわゆるただし書規定が設けられている。

公正取引委員会が認可し、又は当委員会の同意を得、若しくは当委員会に協議若しくは通知を行って主務大臣が認可等を行ったカルテルの件数は、昭和40年度末の1,079件（中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づくカルテルのように、同一業種について都道府県等の地区別に結成されている組合ごとにカルテルが締結されている場合等に、同一業種についてのカルテルを1件として算定すると、件数は415件）をピークに減少傾向にあり、また、適用除外制度そのものが大幅に縮減されたこともあり、令和6年度末現在、35件となっている（内訳は附属資料3-2表を参照）。

(2) 個別法に基づく適用除外カルテル等の動向

令和6年度において、個別法に基づき主務大臣が公正取引委員会の同意を得、又は当委員会へ協議若しくは通知を行うこととされている適用除外カルテル等の処理状況及びこのうち現在実施されている個別法に基づく適用除外カルテル等の動向は、第1表のとおりである。

第1表 令和6年度における適用除外カルテル等の処理状況

法律名	カルテル等の内容		根拠条項	適用除外規定	公取委との関係	処理件数	結 果
保険業法	損害保険会社の共同行為	航空保険	第101条 第1項 第1号、 第102条	第101条	同意 （第105条第1項）	0	所要の検討を行った結果、同意した。
		原子力保険				0	
		自動車損害賠償責任保険				2 （変更2）	
		地震保険				1 （変更1）	
		船舶保険	第101条 第1項 第2号、 第102条			0	
		外航貨物保険				0	
		自動車保険（対人賠償、自損事故及び無保険車傷害保険部分）				0	
		住宅瑕疵担保責任保険				0	
		損害保険料率算出団体に関する法律	算出基準料率の			自動車損害賠償責任保険	
地震保険	0						
酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律	施設、容器その他の販売方法の規制		第42条 第5号、 第43条	第93条	協議 （第94条第1項）	0	－
著作権法	商業用レコードの二次使用料等に関する取決め		第93条の3、 第94条、 第94条の3、 第95条、 第95条の3、 第96条の3、 第97条、 第97条の3	第93条の3、 第95条	通知 （施行令第45条の6第2項、第49条の2第2項）	10	－
生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律	料金、価格、営業方法の制限		第8条、 第9条	第10条	協議 （第13条第1項）	0	－
輸出入取引法	輸出入取引における価格、数量、品質、意匠その他の協定等		第5条、 第11条 第2項	第33条	通知 （第34条第1項）	0	－

第2部 各 論

法律名	カルテル等の内容	根拠条項	適用除外規定	公取委との関係	処理件数	結 果
道路運送法	生活路線確保のための共同経営、旅客の利便向上に資する運行時刻の設定のための共同経営	第18条、第19条	第18条	協議 (第19条の3第1項)	0	—
航空法	<国内>生活路線確保のための共同経営	第110条第1号、第111条	第110条	協議 (第111条の3第1項)	0	—
	<国際>公衆の利便を増進するための連絡運輸、運賃その他の運輸に関する協定	第110条第2号、第111条	第110条	通知 (第111条の3第2項)	2 (締結2)	—
海上運送法	<内航>生活航路確保のための共同経営、利用者利便を増進する適切な運航時刻等を設定するための共同経営	第28条第1～3号、第29条	第28条	協議 (第29条の3第1項)	2 (締結2)	所要の検討を行った結果、異議ない旨回答した。
	<外航>運賃、料金その他の運送条件等を内容とする協定等	第28条第4号、第29条の2	第28条	通知 (第29条の4第1項)	30 (締結8) (変更22)	—
内航海運組合法	運賃、料金、運送条件、配船船腹、保有船腹等の調整等	第8条第1項第1～6号、第10条、第12条	第18条	協議 (第65条第1項)	0	—
特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法	供給輸送力の削減等	第8条の2	第8条の4	通知 (第8条の6第1項)	0	—

法律名	カルテル等の内容	根拠条項	適用除外規定	公取委との関係	処理件数	結 果
地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律	特定地域基盤企業等の合併等	第3条、第5条	第3条第1項	協議 (第5条第2項)	0	—
	地域一般乗合旅客自動車運送事業者等による共同経営	第9条、第11条、第13条第2項	第9条第2項	協議 (第11条第2項)	3 (締結1) (変更2)	所要の検討を行った結果、異議ない旨等回答した。

ア 保険業法に基づくカルテル

保険業法に基づき損害保険会社は、

- ① 航空保険事業、原子力保険事業、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく自動車損害賠償責任保険事業若しくは地震保険に関する法律（昭和41年法律第73号）に基づく地震保険事業についての共同行為

又は

- ② ①以外の保険で共同再保険を必要とするものについての一定の共同行為を行う場合又はその内容を変更しようとする場合には、金融庁長官の認可を受けなければならない。金融庁長官は、認可をする際には、公正取引委員会の同意を得ることとされている。

また、損害保険会社は、①及び②の保険について、共同行為を廃止した場合には、金融庁長官に届け出なければならない。金融庁長官は、届出を受理したときは、公正取引委員会に通知することとされている。

令和6年度において、金融庁長官から同意を求められたものは3件であった。また、同年度末における同法に基づくカルテルは8件である。

イ 損害保険料率算出団体に関する法律に基づくカルテル

損害保険料率算出団体は、自動車損害賠償責任保険及び地震保険について基準料率を算出した場合又は変更しようとする場合には、金融庁長官に届け出なければならない。金融庁長官は、届出を受理したときは、公正取引委員会に通知することとされている。

令和6年度において、金融庁長官から通知を受けたものはなかった。また、同年度末における同法に基づくカルテルは2件である。

ウ 著作権法に基づく商業用レコードの二次使用料等に関する取決め

著作隣接権者（実演家又はレコード製作者）が有する商業用レコードの二次使用料等の請求権については、毎年、その請求額を文化庁長官が指定する著作権等管理事業者又は団体（指定団体）と放送事業者等又はその団体間において協議して定めるとされており、指定団体は当該協議において定められた額を文化庁長官に届け出なければならない。文化庁長官は、届出を受理したときは、公正取引委員会に通知することとされている。

令和6年度において、文化庁長官から通知を受けたものは10件であった。

エ 道路運送法に基づくカルテル

輸送需要の減少により事業の継続が困難と見込まれる路線において地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため、又は旅客の利便を増進する適切な運行時刻を設定するため、一般乗合旅客自動車運送事業者は、他の一般乗合旅客自動車運送事業者と、共同経営に関する協定を締結することができる。この協定の締結・変更に当たっては、国土交通大臣の認可を受けなければならない。国土交通大臣は、認可をする際には、公正取引委員会に協議することとされている。

令和6年度において、国土交通大臣から協議を受けたものはなかった。また、同年度末における同法に基づくカルテルは3件である。

オ 航空法に基づくカルテル

(7) 国内航空カルテル

航空輸送需要の減少により事業の継続が困難と見込まれる本邦内の各地間の路線において地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため、本邦航空運送事業者は、他の航空運送事業者と、共同経営に関する協定を締結することができる。この協定の締結・変更に当たっては、国土交通大臣の認可を受けなければならない。国土交通大臣は、認可をする際には、公正取引委員会に協議することとされている。

令和6年度において、国土交通大臣から協議を受けたものはなかった。また、同年度末における同法に基づく国内航空カルテルはない。

(4) 国際航空カルテル

本邦内の地点と本邦外の地点との間の路線又は本邦外の各地間の路線において公衆の利便を増進するため、本邦航空運送事業者は、他の航空運送事業者と、連絡運輸に関する契約、運賃協定その他の運輸に関する協定を締結することができる。この協定の締結・変更に当たっては、国土交通大臣の認可を受けなければならない。国土交通大臣は、認可をしたときは、公正取引委員会に通知することとされている。

令和6年度において、国土交通大臣から通知を受けたものは2件であった。

カ 海上運送法に基づくカルテル

(7) 内航海運カルテル

本邦の各港間の航路において、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため、旅客の利便を増進する適切な運航日程・運航時刻を設定するため、又は貨物の運送

の利用者の利便を増進する適切な運航日程を設定するため、定期航路事業者は、他の定期航路事業者と、共同経営に関する協定を締結することができる。この協定の締結・変更にあたっては、国土交通大臣の認可を受けなければならない。国土交通大臣は、認可をする際には、公正取引委員会に協議することとされている。

令和6年度において、国土交通大臣から協議を受けたものは2件であった。また、同年度末における同法に基づく内航海運カルテルは3件である。

(イ) 外航海運カルテル

本邦の港と本邦以外の地域の港との間の航路において、船舶運航事業者は、他の船舶運航事業者と、運賃及び料金その他の運送条件、航路、配船並びに積取りに関する事項を内容とする協定を締結することができる。この協定の締結・変更にあたっては、あらかじめ国土交通大臣に届け出なければならない。国土交通大臣は、届出を受理したときは、公正取引委員会に通知することとされている。

令和6年度において、国土交通大臣から通知を受けたものは30件であった。

キ 内航海運組合法に基づくカルテル

内航海運組合法（昭和32年法律第162号）に基づき内航海運組合が調整事業を行う場合には、調整規程又は団体協約を設定し、国土交通大臣の認可を受けなければならない。国土交通大臣は、認可をする際には、公正取引委員会に協議することとされている。

令和6年度において、国土交通大臣から協議を受けたものはなかった。また、同年度末における同法に基づくカルテルはない。

ク 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づくカルテル

一般乗用旅客自動車運送事業が供給過剰であると認められる特定地域において、一般乗用旅客自動車運送事業者等により組織された協議会は、当該地域において削減すべき供給輸送力やその削減方法等を定める特定地域計画を作成し、当該計画に合意した一般乗用旅客自動車運送事業者はこれに従い、供給輸送力の削減を行わなければならない。この計画の作成・変更にあたっては、国土交通大臣の認可を受けなければならない。国土交通大臣は、認可をしたときは、公正取引委員会に通知することとされている。

令和6年度において、国土交通大臣から通知を受けたものはなかった。また、同年度末における同法に基づくカルテルはない。

ケ 地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律に基づく合併等及び共同経営

(7) 特定地域基盤企業等の合併等

特定地域基盤企業等が合併等を行う場合には、主務大臣の認可を受けなければならない。主務大臣は、認可をする際には、公正取引委員会に協議することとされて

いる。

令和6年度において、主務大臣から協議を受けたものはなかった。また、同年度末において実施期間内にある同法に基づく合併等に係る基盤的サービス維持計画は2件である。

(4) 地域一般乗合旅客自動車運送事業者等による共同経営

地域一般乗合旅客自動車運送事業者等が、共同経営に関する協定の締結等を行う場合には、国土交通大臣の認可を受けなければならない。国土交通大臣は、認可をする際には、公正取引委員会に協議することとされている。

令和6年度において、国土交通大臣から協議を受けたものは3件であった。また、同年度末における同法に基づく共同経営に関する協定は7件である。

4 協同組合の届出状況

独占禁止法第22条は、「小規模の事業者又は消費者の相互扶助を目的とすること」（同条第1号）等同条各号に掲げる要件を備え、かつ、法律の規定に基づいて設立された組合（組合の連合会を含む。）の行為について、不公正な取引方法を用いる場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合を除き、独占禁止法を適用しない旨を定めている（一定の組合の行為に対する独占禁止法適用除外制度）。

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号。以下「中協法」という。）に基づいて設立された事業協同組合及び信用協同組合（以下「協同組合」という。）は、その組合員たる事業者が、①資本金の額又は出資の総額が3億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5000万円、卸売業を主たる事業とする事業者については1億円）を超えない法人たる事業者又は②常時使用する従業員の数が300人（小売業を主たる事業とする事業者については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については100人）を超えない事業者に該当するものである場合、独占禁止法の適用に際しては、同法第22条第1号の要件を備える組合とみなされる（中協法第7条第1項）。

一方、協同組合が前記①又は②以外の事業者を組合員に含む場合には、公正取引委員会は、その協同組合が独占禁止法第22条第1号の要件を備えているかどうかを判断する権限を有しており（中協法第7条第2項）、これらの協同組合に対し、当該組合員が加入している旨を当委員会に届け出る義務を課している（中協法第7条第3項）。

この中協法第7条第3項の規定に基づく協同組合の届出件数は、令和6年度において、208件であった（第2表及び附属資料3－9表参照）。

第2表 協同組合届出件数の推移

年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
協同組合届出件数	235	273	240	294	304	214	211	206	253	208

5 著作物再販適用除外の取扱いについて

商品の供給者がその商品の取引先である事業者に対して再販売する価格を指示し、これを遵守させることは、原則として、独占禁止法第2条第9項第4号（再販売価格の拘束）に該当し、同法第19条に違反するものであるが、同法第23条第4項の規定に基づき、著作物6品目（書籍・雑誌、新聞及びレコード盤・音楽用テープ・音楽用CDをいう。以下同じ。）については、例外的に同法の適用が除外されている（以下「著作物6品目の再販適用除外」という。）。

公正取引委員会は、著作物6品目の再販適用除外の取扱いについて、国民各層から意見を求めるなどして検討を進め、平成13年3月、当面同再販適用除外を存置することが相当であると考えたとの結論を得るに至った（第3表参照）。

公正取引委員会は、著作物6品目の再販適用除外が消費者利益を不当に害することがないよう、著作物6品目の流通・取引慣行の実態を調査し、関係業界における弊害是正の取組の進捗を検証するとともに、関係業界における運用の弾力化の取組等、著作物6品目の流通についての意見交換を行うため、当委員会、関係事業者、消費者、学識経験者等を構成員とする著作物再販協議会を設け、平成13年12月から平成20年6月までの間に8回の会合を開催した。平成22年度からは、著作物再販協議会に代わって、関係業界に対する著作物再販ヒアリング等を実施し、関係業界における運用の弾力化の取組等の実態を把握するとともにその取組を促している。

第3表 著作物再販制度の取扱いについて（概要）（平成13年3月23日）

(1) 著作物再販制度は、独占禁止法上原則禁止されている再販売価格維持行為に対する適用除外制度であり、競争政策の観点からは同制度を廃止し、著作物の流通において競争が促進されるべきであると考ええる。

しかしながら、国民各層から寄せられた意見をみると、著作物再販制度を廃止すべきとする意見がある反面、文化・公共面での影響が生じるおそれがあるとし、同制度の廃止に反対する意見も多く、なお同制度の廃止について国民的合意が形成されるに至っていない状況にある。

したがって、現段階において独占禁止法の改正に向けた措置を講じて著作物再販制度を廃止することは行わず、当面同制度を存置することが相当であると考ええる。

(2) 著作物再販制度の下においても、可能な限り運用の弾力化等の取組が進められることによって消費者利益の向上が図られるよう、関係業界に対し、非再販商品の発行・流通の拡大、各種割引制度の導入等による価格設定の多様化等の方策を一層推進することを提案し、その実施を要請する。また、これらの方策が実効を挙げているか否かを検証し、より効果的な方途を検討するなど、著作物の流通について意見交換をする場として、公正取引委員会、関係事業者、消費者、学識経験者等を構成員とする協議会を設けることとする。公正取引委員会としては、今後とも著作物再販制度の廃止について国民的合意が得られるよう努力を傾注するとともに、当面存置される同制度が硬直的に運用されて消費者利益が害されることがないように著作物の取引実態の調査・検証に努めることとする。

(3) また、著作物再販制度の対象となる著作物の範囲については、従来公正取引委員会が解釈・運用してきた6品目（書籍・雑誌、新聞及びレコード盤・音楽用テープ・音楽用CD）に限ることとする。

第5 競争評価に関する取組

1 競争評価の本格的実施

平成19年10月以後、各府省が規制の新設又は改廃を行おうとする場合、原則として、規制の事前評価の実施が義務付けられ、規制の事前評価において、競争状況への影響の把握・分析（以下「競争評価」という。）も行うこととされ、平成22年4月から試行的に実施されてきた。

平成29年7月28日、「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」が改正され、競争評価については、公正取引委員会が定める手法により把握すること、また、競争に影響を及ぼす可能性があるとの結果となった場合には、その旨を規制の事前評価書へ記載することが必要であるなどとされたことを受け、当委員会は、競争評価の手法として、同月31日に「規制の政策評価における競争状況への影響の把握・分析に関する考え方について」及び競争評価の具体的な手法である「競争評価チェックリスト」を作成し、公表した。

また、これらを補完するものとして「規制の政策評価における競争状況への影響の把握・分析に係る事務参考マニュアル」を同年9月26日に公表し、その後、令和元年6月27日に、各府省における競争評価の実施状況を踏まえ、説明を追加するなどの改訂を行った。

改正された「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」等が平成29年10月1日に施行されたことに伴い、競争評価も同日から本格的に実施された。規制の事前評価における競争評価において、各府省は、競争評価チェックリストを作成し、規制の事前評価書の提出と併せて総務省に提出し、総務省は、受領した競争評価チェックリストを公正取引委員会へ送付することとされている。

公正取引委員会は、令和6年度においては、総務省から競争評価チェックリストを158件受領し、その内容を精査した。

2 競争評価の普及・定着に係る公正取引委員会の取組

公正取引委員会は、競争評価チェックリストに記入するに当たっての考え方や検討方法について、随時、相談を受け付けている。

第6 入札談合の防止への取組

公正取引委員会は、以前から積極的に入札談合の摘発に努めているほか、平成6年7月に「公共的な入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」を公表し、入札に係るどのような行為が独占禁止法上問題となるかについて具体例を挙げながら明らかにすることによって、入札談合の防止の徹底を図っている。

また、入札談合の防止を徹底するためには、発注者側の取組が極めて重要であるとの観点から、独占禁止法違反の可能性のある行為に関し、発注官庁等から公正取引委員会に対し情報が円滑に提供されるよう、各発注官庁等において、公共入札に関する当委員会との連絡担当官として会計課長等が指名されている。

公正取引委員会は、連絡担当官との連絡・協力体制を一層緊密なものとするため、平成5年度以降、「公共入札に関する公正取引委員会との連絡担当官会議」を開催している。

令和6年度においては、国の本府省庁との連絡担当官会議を令和6年11月26日に開催するとともに、国の地方支分部局等との連絡担当官会議を全国9か所で開催した。

また、公正取引委員会は、地方公共団体等の調達担当者等に対する独占禁止法や入札談合等関与行為防止法の研修会を開催するとともに、国、地方公共団体等が実施する調達担当者等に対する同様の研修会への講師の派遣及び資料の提供等の協力を行っている。令和6年度においては、研修会を全国で42回開催するとともに、国、地方公共団体等に対して256件の講師の派遣を行った。

第7 独占禁止法コンプライアンスの向上に向けた取組

我が国の市場における公正かつ自由な競争を促進していくためには、個々の企業等が独占禁止法に関するコンプライアンスを推進することにより、競争的な事業活動が自律的に行われる環境を実現していくことが必要である。公正取引委員会は、企業等による独占禁止法コンプライアンスに関する取組を支援する観点から、これまで、独占禁止法コンプライアンスに関して様々な実態調査等を実施してきた。また、当委員会は、前記実態調査等の結果や各国・地域競争当局等における同様の取組を踏まえ、「実効的な独占禁止法コンプライアンスプログラムの整備・運用のためのガイドーカルテル・談合への対応を中心としてー」を作成し、令和5年12月に公表した。当委員会は、同ガイドの内容について企業等への周知・啓発に取り組んでいる。

他方で、近年においても、独占禁止法違反行為を行った企業等に対する排除措置命令において、コンプライアンス体制の構築を含む再発防止策の実行が命じられるなど、独占禁止法コンプライアンスが実効的に機能していないことが疑われる事案が引き続き発生している。このような状況を踏まえ、公正取引委員会は、令和6年10月8日以降、企業コンプライアンスに関する実態調査を実施している。

第5章 競争政策に関する理論的・実証的基盤の整備等

第1 競争政策に関する理論的・実証的基盤の整備

1 はじめに

いわゆる経済の高度化、ボーダーレス化等が進展する中で、公正取引委員会における競争政策上の制度設計や法執行に関し、経済学的、あるいは法学的な分析の成果を取り入れる必要性がますます高まっている。

このような中、公正取引委員会は、平成15年6月、事務総局内に「競争政策研究センター」(CPRC: Competition Policy Research Center)を発足させた。同センターでは、中長期的観点から、独占禁止法の運用や競争政策の企画・立案・評価を行う上での理論的・実証的な基礎を強化するため、独占禁止法や経済学等の専門家等の参画を得て、研究活動を行うほか各種セミナー等を開催している。

2 ディスカッション・ペーパーの公表

競争政策研究センターでは、競争政策上の先端的な課題について、学識経験者等が、所長、主任研究官、公正取引委員会の職員等と議論しながら、執筆者の名義・責任の下にディスカッション・ペーパーを公表してきている。令和6年度においては、5本のディスカッション・ペーパーを公表した(第1表参照)。その内容は競争政策研究センターのウェブサイト(<https://www.jftc.go.jp/cprc/index.html>)上に全文が掲載されている。

第1表 ディスカッション・ペーパー(令和6年度公表分)

	公表年月日	タイトル・執筆者(注)
1	6. 9. 30	「Environmental research joint ventures in a Cournot duopoly under emission taxes and environmental corporate social responsibility with managerial delegation」(日本語訳: 汚染排出税下におけるクールノー複占市場での環境研究開発と経営者委任を伴う環境CSR) 大内田 康德(広島大学大学院人間社会科学研究科・経済学部教授、競争政策研究センター客員研究員) 高島 信幸(広島大学大学院人間社会科学研究科・経済学部准教授、競争政策研究センター客員研究員)
2	6. 9. 30	「Non-Compete Agreements: Human Capital Investments or Compensated Wages?」(日本語訳: 競争禁止契約: 人的資本投資か、それとも補償賃金か?) 児玉 直美(明治学院大学経済学部経済学科教授、競争政策研究センター客員研究員) 神林 龍(武蔵大学経済学部経済学科教授、競争政策研究センター客員研究員) 泉 敦子(東京大学エコノミックコンサルティング株式会社取締役、競争政策研究センター客員研究員)
3	6. 12. 5	「ニュースメディアとデジタルプラットフォーム: 競争・取引条件の適正化のための様々な方法と海外の動き」 クラウドイオ・ロンバルディ(アバディーン大学法学部) 和久井 理子(京都大学大学院法学研究科教授、競争政策研究センター客員研究員)

第2部 各論

	公表年月日	タイトル・執筆者（注）
4	7. 1. 10	「Excessive Pricingに関するサーベイ」 植田 真太郎（公正取引委員会事務局経済分析室経済分析専門官（主査）） 仙野 兼護（公正取引委員会事務局経済分析室経済分析専門官） 高橋 佑希（公正取引委員会事務局経済分析室経済分析専門官）
5	7. 2. 27	「How Does Vertical Integration Affect the Incentive to Collude? A Study of Upstream Collusion in Vertically Related Markets」（日本語訳：垂直関連市場におけるカルテルの研究） 西脇 雅人（大阪大学大学院経済学研究科准教授、競争政策研究センター客員研究員）

（注）執筆者の役職は公表時点のものである。

3 イベントの開催

(1) シンポジウム

競争政策研究センターでは、競争政策に関する国内外との交流拠点の機能を果たすため、海外の競争当局担当者や国内外の学識経験者を迎えたシンポジウムを開催している。令和6年度においては、2件のシンポジウムを開催した（第2表参照）。

第2表 シンポジウムの開催状況（令和6年度）

	開催年月日	主催者・共催者等	テーマ・講演者等（注）
1	7. 1. 24	[主催者] 公正取引委員会 [共催者] 大阪弁護士会、大阪商工会議所、（一社）電子情報技術産業協会、（公財）公正取引協会、神戸大学社会システムイノベーションセンター、神戸大学科研「プラットフォームの影響拡大に伴う多面的リスクに対応した次世代規制の包括デザイン」、京都大学科研「世界に開かれた日本独占禁止法データベースを基礎とするモデル競争法の創生」 [後援] （公社）関西経済連合会	第7回大阪シンポジウム「独占禁止法事件における民事訴訟」 [講演者] Simon VANDE WALLE（東京大学大学院法学政治学研究科教授） 酒匂 景範（大江橋法律事務所パートナー弁護士） 笠原 宏（関西大学法学部教授・元公正取引委員会官房政策立案総括審議官） [モデレーター] 和久井 理子（京都大学大学院法学研究科教授） [パネリスト] Simon VANDE WALLE（東京大学大学院法学政治学研究科教授） 酒匂 景範（大江橋法律事務所パートナー弁護士） 笠原 宏（関西大学法学部教授・元公正取引委員会官房政策立案総括審議官）

	開催年月日	主催者・共催者等	テーマ・講演者等（注）
2	7. 3. 14	[主催者] 公正取引委員会 [共催者] ㈱日本経済新聞社、 （公財）公正取引協会 [後援] （一社）日本経済団体連合会	第23回国際シンポジウム「ダークパターン～人を欺くウェブデザインに対し競争政策が果たす役割～」 [講演者] Harry Brignull（博士・「ダークパターン～人を欺くデザインの手口と対策～」の著者） Gregory Day（ジョージア大学テリー・カレッジ・オブ・ビジネス法律学プログラム准教授） 岡田 淳（森・濱田松本法律事務所外国法共同事業パートナー弁護士） Nicholas McSpedden-Brown（OECD政策アナリスト） [モデレーター] 石井 利江子（滋賀大学経済学部教授・競争政策研究センター主任研究官） [パネリスト] Gregory Day（ジョージア大学テリー・カレッジ・オブ・ビジネス法律学プログラム准教授） 岡田 淳（森・濱田松本法律事務所外国法共同事業パートナー弁護士） 加納 克利（昭和女子大学専門職大学院 福祉社会・経営研究科 福祉共創マネジメント専攻教授・消費者庁新未来創造戦略本部国際消費者政策研究センター 特任研究員） 湊川 和彦（慶應義塾大学法学部准教授・競争政策研究センター主任研究官）

（注）講演者等の役職は開催時点のものである。

(2) 公開セミナー

競争政策研究センターは、国内外の学識経験者・有識者を講演者とし、主として学術関係者を対象として、アカデミックな議論を深めることを目的として、公開セミナーを開催している。令和6年度においては、1件の公開セミナーを開催した（第3表参照）。

第3表 公開セミナーの開催状況（令和6年度）

	開催年月日	主催者・共催者等	テーマ・講演者等（注）
1	6. 9. 20	[主催者] 公正取引委員会 [共催者] ㈱日本経済新聞社、 （公財）公正取引協会 [後援] （一社）日本経済団体 連合会	第53回公開セミナー「独占禁止法と企業コンプライアンス」 [講演者] 小室 尚彦（公正取引委員会事務局経済取引局総務課長） 川島 広己（公正取引委員会事務局経済取引局総務課課長補佐・弁護士） 多田 敏明（日比谷総合法律事務所 代表パートナー弁護士） 上田 紘一（住友化学株式会社 法務部長） [モデレーター] 齊藤 高広（南山大学法学部教授・競争政策研究センター主任研究官） [パネリスト] 小室 尚彦（公正取引委員会事務局経済取引局総務課長） 川島 広己（公正取引委員会事務局経済取引局総務課課長補佐・弁護士） 多田 敏明（日比谷総合法律事務所 代表パートナー弁護士） 上田 紘一（住友化学株式会社 法務部長） 白石 賢（東京都立大学都市環境学部都市政策科学科・東京都立大学大学院都市環境科学研究科都市政策科学域教授）

（注）講演者等の役職は開催時点のものである。

(3) CPRCセミナー

競争政策研究センターは、競争政策上の将来の研究課題の発掘等に資するために、有識者による講演（CPRCセミナー）を随時開催している。

(4) BBL（Brown Bag Lunch）ミーティング

競争政策研究センターは、将来の研究課題の発掘等に資するために、競争政策の観点から注目すべき業界の動向等について、昼食時間等を利用して、有識者による講演（BBLミーティング）を随時開催している。

(5) 事件等解説会

競争政策研究センターは、公正取引委員会が実施した事件審査や実態調査等について担当者が解説する事件等解説会を随時開催している。

(6) 事例等研究会

競争政策研究センターは、所長、主任研究官、公正取引委員会職員及び外部の実務家で個別の事例等について議論する事例等研究会を随時開催している。

第2 競争政策・法執行における経済分析の活用

1 経済分析の活用状況

公正取引委員会では、独占禁止法違反被疑事件審査、企業結合審査、各種実態調査等において、経済分析の活用を図っている。

令和6年度に結果を公表した独占禁止法違反被疑事件審査、企業結合審査、各種実態調査等のうち、経済分析を活用し、かつ、その内容を公表したものは、次のとおりである。

＜事後評価＞

- (株)第四銀行及び(株)北越銀行の統合に係る企業結合審査の事後検証について（令和6年7月5日公表。第6章第6 **4** 参照）

第3 政策評価等

1 政策評価

公正取引委員会は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）に基づき政策評価を実施している。

令和6年度においては、「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進のための措置の導入」、「特定ソフトウェア事業者の指定に係る事業の規模基準」及び「中小企業の取引の適正化のための措置（下請代金支払遅延等防止法の一部改正）」の計3件の事前評価並びに「中小事業者を取り巻く取引の公正化」、「下請法違反行為に対する措置」及び「競争政策の広報・広聴」の計3件の事後評価を実施し、政策評価書を公表した。

2 証拠に基づく政策立案

(1) 概要

我が国の経済社会構造が急速に変化する中、限られた資源を有効に活用し、国民により信頼される行政を展開するためには、合理的証拠の活用等を通じて政策課題を迅速かつ的確に把握して、有効な対応策を選択し、その効果を検証することが必要である。そのため、政府全体で証拠に基づく政策立案（EBPM）が推進されており、公正取引委員会においても、その実践に取り組んでいる。

令和6年度においては、行政事業レビューの実施を通じて公正取引委員会の予算事業にEBPMを引き続き導入し、予算編成過程で活用するなどの取組及び後記(2)の「令和6年度エンゲージメント調査」を行った。

(2) 令和6年度エンゲージメント調査

公正取引委員会の使命を一層的確に果たしていくためには、拡大・拡充しつつある組織のパフォーマンスの最大化を図ることが必要である。このため、当委員会は、委託事業者の協力を得ながら、エビデンスに基づいて組織パフォーマンスの最大化に向けた取組を検討・実施するため、令和6年度エンゲージメント調査を実施した。

第6章 株式取得、合併等に関する業務

第1 概説

独占禁止法第4章は、事業支配力が過度に集中することとなる会社の設立等の禁止（同法第9条）及び銀行業又は保険業を営む会社の議決権取得・保有の制限（同法第11条）について規定しているほか、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合及び不公正な取引方法による場合の会社等の株式取得・所有、役員兼任、合併、分割、共同株式移転及び事業譲受け等の禁止並びに一定の条件を満たす企業結合についての届出義務（同法第10条及び第13条から第16条まで）を規定している。公正取引委員会は、これらの規定に従い、企業結合審査を行っている。個別事案の審査に当たっては、必要に応じ経済分析を積極的に活用している。

また、公正取引委員会は、いわゆる第2次審査を行って排除措置命令を行わない旨の通知をした場合等について、当該審査結果を公表するほか、届出を受理した事案等のうち、企業結合を計画している事業者の参考に資すると思われる事案については、一定の取引分野の画定の考え方や独占禁止法上の判断の理由等についてできるだけ詳細に記載し、その内容を公表している。

第2 デジタル分野の企業結合審査への対応

公正取引委員会は、令和4年6月16日に公表した「デジタル化等社会経済の変化に対応した競争政策の積極的な推進に向けて一アドボカシーとエンフォースメントの連携・強化一」において、デジタル市場等における企業結合案件について、第三者からの情報・意見の募集等の取組により迅速かつ的確なエンフォースメントを推進していくことを明らかにしている。

具体的には、デジタル分野の案件を中心に、複雑かつ急速に変化する市場状況において、より広く第三者からの意見を収集する必要があると考えられるような案件もあり得ることから、公正取引委員会は、個別の案件について、第2次審査の開始の如何を問わず、必要に応じて、第三者から情報・意見を募集することとしている。令和6年度においては、令和6年7月26日から同年8月30日にかけて、シノプシス・インクによるアンシス・インクの買収について第三者からの情報・意見の募集を行った。

なお、当該案件については、令和7年3月13日に審査結果を公表した（後記第6参照）。

第3 独占禁止法第9条の規定による報告・届出

独占禁止法第9条第1項及び第2項は、他の国内の会社の株式を所有することにより事業支配力が過度に集中することとなる会社を設立すること及び会社が他の国内の会社の株式を取得し又は所有することにより事業支配力が過度に集中することとなる会社に転化することを禁止しており、会社及びその子会社（注）の総資産合計額が、①持株会社については6000億円、②銀行業、保険業又は第一種金融商品取引業を営む会社（持株会社を除く。）については8兆円、③一般事業会社（①及び②以外の会社）については2兆円を超える場合には、(i)毎事業年度終了後3か月以内に当該会社及び子会社の事業報告書を提出すること（同条第4項）、(ii)当該会社の新設について設立後30日以内に届け出ること（同条第7項）を義務付けている。

令和6年度において、独占禁止法第9条第4項の規定に基づき提出された会社の事業報告書の件数は123件であり、同条第7項の規定に基づく会社設立届出書の提出はなかった。

（注）会社がその総株主の議決権の過半数を有する他の国内の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主の議決権の過半数を有する他の国内の会社は、当該会社の子会社とみなす。

第4 銀行業又は保険業を営む会社の議決権取得・保有

独占禁止法第11条第1項の規定では、銀行業又は保険業を営む会社は他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の5%（保険会社は10%）を超えて取得・保有してはならないとされている。ただし、あらかじめ公正取引委員会の認可を受けるなど一定の要件を満たした場合は、同項の規定の適用を受けない（同条第1項ただし書、第2項）。

令和6年度において、公正取引委員会が認可した銀行業又は保険業を営む会社の議決権取得・保有の件数は20件であった。このうち、独占禁止法第11条第1項ただし書の規定に基づくものが18件（銀行業を営む会社に係るもの13件、保険業を営む会社に係るもの5件）、同条第2項の規定に基づくものが2件（銀行業を営む会社に係るもの）であった。また、外国会社に係るものはなかった（銀行業又は保険業を営む会社の議決権取得・保有の制限に係る認可についての詳細は、附属資料4－1表参照）。

第5 株式取得・合併・分割・共同株式移転・事業譲受け等

1 概要

- (1) 一定の条件を満たす会社が、株式取得、合併、分割、共同株式移転及び事業譲受け等（以下「企業結合」という。）を行う場合には、それぞれ独占禁止法第10条第2項、第15条第2項、第15条の2第2項及び第3項、第15条の3第2項又は第16条第2項の規定により、公正取引委員会に企業結合に関する計画を届け出ることが義務付けられている（ただし、合併等をしようとする全ての会社が同一の企業結合集団に属する場合等については届出が不要である。）。

企業結合に関する計画の届出が必要な場合は、具体的には次のとおりである。

ア 株式取得の場合

会社の属する企業結合集団（注1）の国内売上高合計額（注2）が200億円を超える会社が、他の会社であって、その国内売上高と子会社（注3）の国内売上高を合計した額が50億円を超える会社の株式を取得する場合において、当該会社の属する企業結合集団に属する会社が所有することとなる株式に係る議決権の数の割合が20%又は50%を超えることとなる場合（注4）

（注1）会社及び当該会社の子会社並びに当該会社の最終親会社（親会社であって他の会社の子会社でないものをいう。）及び当該最終親会社の子会社（当該会社及び当該会社の子会社を除く。）から成る集団をいう。

（注2）会社の属する企業結合集団に属する会社等の国内売上高を合計したものをいう。

（注3）会社が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等をいう。

（注4）ただし、あらかじめ届出を行うことが困難である場合として公正取引委員会規則で定める場合は、届出が不要である。

イ 合併の場合

会社の属する企業結合集団の国内売上高合計額200億円超の会社と国内売上高合計額50億円超の会社の場合

ウ 共同新設分割の場合

会社の属する企業結合集団の国内売上高合計額200億円超の全部承継会社と会社の属する企業結合集団の国内売上高合計額50億円超の全部承継会社の場合

会社の属する企業結合集団の国内売上高合計額200億円超の全部承継会社と承継対象部分に係る国内売上高が30億円超の重要部分承継会社の場合

承継対象部分に係る国内売上高が100億円超の重要部分承継会社と会社の属する企業結合集団の国内売上高合計額50億円超の全部承継会社の場合

承継対象部分に係る国内売上高が100億円超の重要部分承継会社と承継対象部分に係る国内売上高が30億円超の重要部分承継会社の場合

エ 吸収分割の場合

会社の属する企業結合集団の国内売上高合計額200億円超の全部承継会社と会社の属する企業結合集団の国内売上高合計額50億円超の被承継会社の場合

会社の属する企業結合集団の国内売上高合計額50億円超の全部承継会社と会社の属する企業結合集団の国内売上高合計額200億円超の被承継会社の場合

承継対象部分に係る国内売上高が100億円超の重要部分承継会社と会社の属する企業結合集団の国内売上高合計額50億円超の被承継会社の場合

承継対象部分に係る国内売上高が30億円超の重要部分承継会社と会社の属する企業結合集団の国内売上高合計額200億円超の被承継会社の場合

オ 共同株式移転の場合

会社の属する企業結合集団の国内売上高合計額200億円超の会社と会社の属する企業結合集団の国内売上高合計額50億円超の会社の場合

カ 事業譲受け等の場合

会社の属する企業結合集団の国内売上高合計額200億円超の譲受会社と国内売上高30億円超の全部譲渡会社の場合

会社の属する企業結合集団の国内売上高合計額200億円超の譲受会社と対象部分の国内売上高が30億円超の重要部分譲渡会社の場合

第2部 各 論

- (2) 過去3年度に受理した届出及び過去3年度における第2次審査の処理状況は第1表及び第2表のとおりである。
- (3) 令和6年度において、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第25条第1項の規定に基づく協議を受けたものはなかった。
- (4) 令和6年度において、農業競争力強化支援法（平成29年法律第35号）第20条第1項の規定に基づく協議を受けたものはなかった。
- (5) 令和6年度において、地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律（令和2年法律第32号）第5条第2項の規定に基づく協議を受けたものはなかった。

第1表 過去3年度に受理した届出の処理状況

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
届出件数	306	345	437
第1次審査で終了したもの	299	335	423
うち禁止期間の短縮を行ったもの	(243)	(262)	(368)
第1次審査終了前に取下げがあったもの	7	10	14
第2次審査に移行したもの	0	0	0

第2表 過去3年度における第2次審査の処理状況

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第2次審査で終了した件数	0	0	0
うち問題解消措置を前提に問題なしとした件数	0	0	0
排除措置命令を行った件数	0	0	0

(注) 当該年度に受理したか否かにかかわらず、当該年度において処理したものについて記載している。

2 株式取得・合併・分割・共同株式移転・事業譲受け等の動向

令和6年度に届出を受理した企業結合を国内売上高合計額別、議決権取得割合別、業種別及び形態別でみると、第3表から第11表までのとおりである。

第3表 国内売上高合計額別株式取得届出受理件数

株式発行会社の 国内売上高 合計額 株式取得 会社の国内 売上高合計額	50億円以上 200億円未満	200億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上 5000億円未満	5000億円以上	合計
200億円以上 500億円未満	45	8	0	0	0	53
500億円以上 1000億円未満	35	7	3	0	0	45
1000億円以上 5000億円未満	87	29	11	7	0	134
5000億円以上 1兆円未満	32	16	4	9	0	61
1兆円以上 5兆円未満	31	12	7	10	2	62
5兆円以上	14	5	5	2	3	29
合計	244	77	30	28	5	384

第4表 国内売上高合計額別合併届出受理件数

消滅会社の 国内売上高 合計額 ／ 存続会社 の国内売上 高合計額	50億円以上 200億円未満	200億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上 5000億円未満	5000億円以上	合計
50億円以上 200億円未満	0	0	0	2	1	3
200億円以上 500億円未満	1	0	2	2	0	5
500億円以上 1000億円未満	0	0	0	0	0	0
1000億円以上 5000億円未満	1	0	1	0	0	2
5000億円以上 1兆円未満	0	0	0	0	0	0
1兆円以上 5兆円未満	0	0	0	0	0	0
5兆円以上	0	0	0	0	1	1
合計	2	0	3	4	2	11

(注) 3社以上の合併、すなわち消滅会社が2社以上である場合には、国内売上高合計額が最も大きい消滅会社を基準とする。

第5表 国内売上高合計額等別共同新設分割届出受理件数

分割する会社2の 国内売上高合 計額（又は 分割対象 部分に係 る国内売 上高） 分割する 会社1の 国内売上高 合計額（又は 分割対象部分に 係る国内売上高）	30 億円以上 200 億円未満	200 億円以上 500 億円未満	500 億円以上 1000 億円未満	1000 億円以上 5000 億円未満	5000 億円以上	合計
50 億円以上 200 億円未満	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
200 億円以上 500 億円未満	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
500 億円以上 1000 億円未満	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
1000 億円以上 5000 億円未満	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
5000 億円以上 1 兆円未満	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
1 兆円以上 5 兆円未満	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
5 兆円以上	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合計	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

（注）共同新設分割をする会社のうち、国内売上高合計額又は分割対象部分に係る国内売上高が最も大きい会社を「分割する会社1」、その次に大きい会社を「分割する会社2」とした。また、（ ）外は事業の全部を承継させようとする会社に係る国内売上高合計額による届出受理の件数であり、（ ）内は事業の重要部分を承継させようとする会社の分割対象部分に係る国内売上高による届出受理の件数である（内数ではない。）。

第6表 国内売上高合計額等別吸収分割届出受理件数

分割する会社の 国内売上高合計額（又は 分割対象部分に係る 国内売上高） 承継する 会社の国内 売上高合計額	30億円以上 200億円未満	200億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上 5000億円未満	5000億円以上	合計
50億円以上 200億円未満	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
200億円以上 500億円未満	1 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (3)
500億円以上 1000億円未満	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)
1000億円以上 5000億円未満	1 (2)	0 (2)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	1 (6)
5000億円以上 1兆円未満	0 (2)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (4)
1兆円以上 5兆円未満	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)
5兆円以上	0 (0)	0 (1)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)
合計	4 (8)	0 (5)	1 (2)	0 (0)	0 (0)	5 (15)

(注) () 外は事業の全部を承継させようとする会社に係る国内売上高合計額による届出受理の件数であり、
() 内は事業の重要部分を承継させようとする会社の分割対象部分に係る国内売上高による届出受理の件数である（内数ではない。）。

第7表 国内売上高合計額別共同株式移転届出受理件数

株式移転 会社2の 国内売上 高合計額 株式移転 会社1の 国内売上 高合計額	50億円以上 200億円未満	200億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上 5000億円未満	5000億円以上	合計
200億円以上 500億円未満	1	0	0	0	0	1
500億円以上 1000億円未満	0	0	0	0	0	0
1000億円以上 5000億円未満	0	0	0	0	0	0
5000億円以上 1兆円未満	0	0	0	1	0	1
1兆円以上 5兆円未満	0	0	0	0	0	0
5兆円以上	0	0	0	0	0	0
合計	1	0	0	1	0	2

(注) 共同株式移転をする会社のうち、国内売上高合計額が最も大きい会社を「株式移転会社1」、その次に大きい会社を「株式移転会社2」とした。

第8表 国内売上高合計額等別事業譲受け等届出受理件数

譲受け対象部分 に係る国内 売上高 譲受 会社の国内 売上高合計額	30億円以上 200億円未満	200億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上 5000億円未満	5000億円以上	合計
200億円以上 500億円未満	2	0	0	0	0	2
500億円以上 1000億円未満	2	0	0	0	0	2
1000億円以上 5000億円未満	9	2	0	0	0	11
5000億円以上 1兆円未満	0	0	0	0	0	0
1兆円以上 5兆円未満	4	1	0	0	0	5
5兆円以上	0	0	0	0	0	0
合計	17	3	0	0	0	20

(注) 2社以上からの事業譲受け等、すなわち譲渡会社が2社以上である場合には、譲受け対象部分に係る国内売上高が最も大きい譲渡会社を基準とする。

第9表 議決権取得割合別の株式取得届出受理件数

20%超50%以下	50%超	合 計
82	302	384

第10表 業種別届出受理件数

業種別	株式取得	合併	分割	共同株式移転	事業譲受け等	合計
農林・水産業	0	0	0	0	0	0
鉱業	1	0	0	0	1	2
建設業	15	0	2	0	0	17
製造業	45	4	4	0	8	61
食料品	8	1	0	0	1	10
繊維	1	0	0	0	0	1
木材・木製品	0	0	0	0	0	0
紙・パルプ	1	0	0	0	0	1
出版・印刷	0	0	0	0	0	0
化学・石油・石炭	8	1	0	0	3	12
ゴム・皮革	1	0	0	0	0	1
窯業・土石	0	0	0	0	0	0
鉄鋼	1	0	0	0	0	1
非鉄金属	1	1	0	0	0	2
金属製品	0	0	0	0	0	0
機械	19	1	4	0	3	27
その他製造業	5	0	0	0	1	6
卸・小売業	51	1	5	1	5	63
不動産業	13	0	0	0	0	13
運輸・通信・倉庫業	28	4	1	1	1	35
サービス業	19	1	0	0	1	21
金融・保険業	26	0	2	0	0	28
電気・ガス 熱供給・水道業	3	1	0	0	0	4
その他	183	0	6	0	4	193
合 計	384	11	20	2	20	437

(注) 業種は、株式取得の場合には株式を取得する会社の業種に、合併の場合には合併後の存続会社の業種に、共同新設分割の場合には分割する会社の業種に、吸収分割の場合には事業を承継する会社の業種に、共同株式移転の場合には新設会社の業種に、事業譲受け等の場合には事業等を譲り受ける会社の業種によった。

第11表 形態別届出受理件数

形態別		株式取得	合併	共同新 設分割	吸収分割	共同株 式移転	事業譲 受け等
水平関係		255	7	0	10	2	12
垂直 関係	前進	121	0	0	7	0	2
	後進	112	1	0	6	0	3
混合 関係	地域拡大	68	2	0	4	1	5
	商品拡大	81	3	0	3	0	3
	純粹	45	2	0	2	0	2
届出受理件数		384	11	0	20	2	20

(注1) 企業結合の形態の定義については、附属資料4-2(3)参照。

(注2) 形態別の件数については、複数の形態に該当する企業結合の場合、該当する形態を全て集計している。
そのため、形態別の件数の合計は、届出受理件数と必ずしも一致しない。

第6 審査結果等の公表

公正取引委員会は、令和7年1月30日にANAホールディングス㈱による日本貨物航空㈱の株式取得に関する審査結果について、同年3月13日にシノプシス・インクによるアンシス・インクの買収に関する審査結果について、同月27日に㈱クボタによる日本鋳鉄管㈱の新設製造子会社の株式取得に関する審査結果について、それぞれ公表した。

また、前記審査結果のほか、令和6年7月5日に㈱第四銀行及び㈱北越銀行の統合に係る企業結合審査の事後検証について公表した。

1 ANA ホールディングス㈱による日本貨物航空㈱の株式取得に関する審査結果（令和7年1月30日公表）

公正取引委員会は、ANA ホールディングス㈱（以下「ANA ホールディングス」といい、ANA ホールディングスを最終親会社として既に結合関係が形成されている企業の集団を「ANA グループ」という。）による日本貨物航空㈱（以下「日本貨物航空」という。また、ANA ホールディングス及び日本貨物航空を併せて「当事会社」という。）の株式取得について、ANA ホールディングスから独占禁止法の規定に基づく計画届出書の提出を受け、審査を行った結果、ANA ホールディングスに対し、排除措置命令を行わない旨の通知を行った。

本件審査において、公正取引委員会は、ANA グループ及び日本貨物航空の国際航空貨物運送事業に係る競合路線のうち日本発米国着路線については、当事会社が申し出た措置が講じられることを前提とすれば、本件行為により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるとはいえないと判断した。

また、その他の競合路線（米国発日本着路線及び日本発着の中国・シンガポール・タイ・台湾・欧州発着路線）については、本件行為により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるとはいえないと判断した。

なお、本件行為については海外競争当局も審査を行っており、公正取引委員会は、中国国家市場監督管理総局及びシンガポール競争・消費者委員会との間で情報交換を行いつつ審査を進めた。

（詳細については令和7年1月30日報道発表資料「ANA ホールディングス㈱による日本貨物航空㈱の株式取得に関する審査結果について」を参照のこと。）

https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/14039453/www.jftc.go.jp/houdou/pressreleases/2025/jan/250130kiketesu_an.html



2 シノプシス・インクによるアンシス・インクの買収に関する審査結果（令和7年3月13日公表）

公正取引委員会は、シノプシス・インク（本社米国）によるアンシス・インク（本社米国。以下、同社を最終親会社として既に結合関係が形成されている企業の集団とシノプシ

ス・インクを最終親会社として既に結合関係が形成されている企業の集団を併せて「当事会社グループ」という。)の買収について、当事会社グループから独占禁止法の規定に基づく株式取得及び合併に関する計画届出書の提出を受け、審査を行った結果、当事会社グループに対し、排除措置命令を行わない旨の通知を行った。

本件審査において、公正取引委員会は、当事会社グループが申し出た措置が講じられることを前提とすれば、本件行為により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるとはいえないと判断した。

なお、本件行為については海外競争当局も審査を行っており、公正取引委員会は、英国競争・市場庁及び欧州委員会との間で情報交換を行いつつ審査を進めた。

(詳細については令和7年3月13日報道発表資料「シノプシス・インクによるアンシス・インクの買収に関する審査結果について」を参照のこと。)

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/mar/250313_kiketsu_sa.html



3 (株)クボタによる日本鑄鉄管(株)の新設製造子会社の株式取得に関する審査結果（令和7年3月27日公表）

公正取引委員会は、(株)クボタによる日本鑄鉄管(株)（(株)クボタ及び日本鑄鉄管(株)を併せて「当事会社」という。）の新設製造子会社の株式取得について、当事会社が申し出た問題解消措置が講じられることを前提とすれば、本件行為により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるとはいえないと認められたので、本件審査を終了した。

なお、本件行為は独占禁止法第10条第2項に規定する届出要件を満たさないが、当事会社から具体的な企業結合計画の内容を示した相談があったことから、「企業結合審査の手続に関する対応方針」（平成23年6月14日）6(1)に基づき、届出を要する企業結合計画への対応に準じて本件を審査したものである。

(詳細については令和7年3月27日報道発表資料「(株)クボタによる日本鑄鉄管(株)の新設製造子会社の株式取得に関する審査結果について」を参照のこと。)

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/mar/250327_kiketsu_kn.html



4 (株)第四銀行及び(株)北越銀行の統合に係る企業結合審査の事後検証（令和6年7月5日公表）

公正取引委員会は、厳正かつ効果的な法執行を行うとの基本方針の下、企業結合審査においては、当事会社グループ及び競争者の地位等並びに市場における競争の状況、輸入、参入、隣接市場からの競争圧力、需要者からの競争圧力等の様々な要因を検討した上で、当事会社による企業結合が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるか否かの判断を行っている。

公正取引委員会は、企業結合審査時における競争の実質的制限についての判断が妥当なものであったかを検証するとともに、より効果的な企業結合審査の手法の検討に資する有用な示唆を得ることを目的として、(株)第四銀行及び(株)北越銀行の統合に際して実施した企業結合審査（平成29年12月審査結果公表）について事後検証を実施し、その結果を取りまとめ、公表した。

（詳細については令和6年7月5日報道発表資料「(株)第四銀行及び(株)北越銀行の統合に係る企業結合審査の事後検証について」を参照のこと。）

https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13980273/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/jul/240705_followup.html



第7章 不公正な取引方法への取組

第1 概説

独占禁止法は、第19条において事業者が不公正な取引方法を用いることを禁止しているほか、事業者及び事業者団体が不公正な取引方法に該当する事項を内容とする国際的契約を締結すること、事業者団体が事業者に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにすること、会社及び会社以外の者が不公正な取引方法により株式を取得し又は所有すること、会社が不公正な取引方法により役員の兼任を強制すること、会社が不公正な取引方法により合併すること等の行為を禁止している（同法第6条、第8条第5号、第10条第1項、第13条第2項、第14条、第15条第1項、第15条の2第1項第2号及び第16条第1項）。不公正な取引方法として規制される行為の具体的な内容は、公正取引委員会が告示により指定することとされてきたが、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第51号）により、これまで不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）により指定されていたもののうち、共同の取引拒絶、差別対価、不当廉売、再販売価格の拘束及び優越的地位の濫用の全部又は一部が法定化され（独占禁止法第2条第9項第1号から第5号まで）、新たに課徴金納付命令の対象となった（同法第20条の2から第20条の6まで）。

不公正な取引方法に対する取組に関しては、前記規定に違反する事件の処理のほか、不公正な取引方法の指定に関する調査、不公正な取引方法に関する説明会の開催等の普及・啓発活動、不公正な取引方法を防止するための指導業務等がある。また、不公正な取引方法に関する事業者からの相談に積極的に応じることにより違反行為の未然防止に努めている。

第2 不当廉売に対する取組

企業の効率性によって達成した低価格で商品を提供するのではなく、採算を度外視した低価格によって顧客を獲得しようとすることは、独占禁止法の目的からみて問題がある場合があり、公正な競争秩序に悪影響を与えるときは、不公正な取引方法の一つである不当廉売として規制される。

公正取引委員会は、不当廉売に対し、厳正かつ積極的に対処することとしている。

1 不当廉売事案への対処

(1) 処理方針

小売業における不当廉売事案については、①申告のあった事案に関しては、処理結果を通知するまでの目標処理期間を原則2か月以内として迅速処理（注）することとし、繰り返し注意を受ける事業者に対しては、事案に応じて、責任者を招致した上で直接注意を行うほか、②大規模な事業者による事案又は繰り返し行われている事案であって、周辺の販売業者に対する影響が大きいと考えられるものについて、周辺の販売業者の事

業活動への影響等について個別に調査を行い、問題のみられる事案については厳正に対処することとしている。

(注) 申告のあった不当廉売事案に対し可能な限り迅速に処理する（原則2か月以内）という方針に基づいて行う処理をいう。

(2) 処理の状況

ア 警告

令和6年度においては、2件の不当廉売事件について警告・公表を行った。具体的には、石油製品小売業者2社が、沖縄県沖縄市及び同県中頭郡北中城村^{なかがみぐんきたなかぐすくそん}に所在する4給油所において、令和6年2月1日から同年6月30日までのうちの一定期間、レギュラーガソリンを、その供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給し、当該給油所の周辺地域に所在する他のレギュラーガソリンの販売業者の事業活動を困難にさせるおそれを生じさせた疑いのある事実が認められたことから、当該小売業者に対し、今後、このような行為を行わないよう警告した。

イ 注意

令和6年度においては、酒類、石油製品等の小売業に係る不当廉売の申告等に対し迅速処理を行い、不当廉売につながるおそれがあるとして合計253件の事案に関して注意を行った（第1表参照）。

例えば、酒類について、供給に要する費用を著しく下回る対価で販売した大規模小売事業者の責任者に対し、不当廉売につながるおそれがあるとして直接注意した事例があった。石油製品について、繰り返し注意を受けていた大規模な給油所を含む複数の給油所を運営する事業者の本社の責任者に対し、供給に要する費用を下回る対価で販売したとして直接注意した事例があった。また、繰り返し注意を受けた事業者には、注意後の価格動向について情報収集を行うために、販売価格、仕入価格等の報告を求めた。

第1表 令和6年度における小売業に係る不当廉売事案の注意件数（迅速処理によるもの）

(単位：件)

	酒類	石油製品	家庭用電気製品	その他	合計
注意件数	18	186	1	48	253

第3 優越的地位の濫用に対する取組

自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、取引の相手方に正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える行為（優越的地位の濫用）は、自己と競争者間及び相手方とその競争者間の公正な競争を阻害するおそれがあるものであり、不公正な取引方法の一つとして禁止されている。

公正取引委員会は、優越的地位の濫用行為に対し、厳正かつ効果的に対処することとしている。

1 優越的地位の濫用への対処

公正取引委員会は、優越的地位の濫用行為に係る調査を効率的かつ効果的に行い、必要な是正措置を講じていくことを目的とした「優越的地位濫用事件タスクフォース」（以下「優越タスクフォース」という。）を設置し（平成21年11月）、調査を行っているところ、令和6年度においては、優越タスクフォースが中心となって、3件の警告を行った（第2章第3参照）ほか、41件の注意を行った。

注意の内訳（行為類型）は第2表のとおりであり、取引の対価の一方的決定が29件、不当な給付内容の変更及びやり直しの要請が15件、減額が8件、その他経済上の利益の提供の要請が7件、支払遅延が4件、協賛金等の負担の要請及び従業員等の派遣の要請が各3件、その他が2件、購入・利用強制及び返品が各1件となっている（注）。

（注）独占禁止法の不公正な取引方法の規制の補完法である下請法において勧告又は指導が行われた違反行為等は、第8章第2 **3** 違反行為類型別件数のとおりである。下請法においては、独占禁止法の優越的地位の濫用規制とは異なり、支払遅延、減額及び買いたたきの3類型が違反行為類型別の実体規定違反件数の約9割を占めている。ただし、下請法の対象は、親事業者と下請事業者との間の一定の委託取引に限られており（第8章第1参照）、そのような限定がない優越的地位の濫用規制とは異なる。

第2表 注意事項の行為類型一覧

（単位：件）

取引形態 行為類型	小売業者 に対する 納入取引	物流取引	宿泊業者 に対する 納入等取引	飲食業者 に対する 納入等取引	卸売業者 に対する 納入取引	冠婚葬祭 業者に対 する納入 等取引	その他 の取引	合計
購入・利用強制	0	1	0	0	0	0	0	1
協賛金等の負担 の要請	0	0	0	0	1	0	2	3
従業員等の派遣 の要請	2	0	0	0	1	0	0	3
その他経済上の 利益の提供の要 請	0	7	0	0	0	0	0	7
受領拒否	0	0	0	0	0	0	0	0
返品	1	0	0	0	0	0	0	1
支払遅延	0	4	0	0	0	0	0	4
減額	1	7	0	0	0	0	0	8

取引の対価の一方的決定	3	22	0	0	0	0	4	29
不当な給付内容の変更及びやり直しの要請	0	15	0	0	0	0	0	15
その他	1	1	0	0	0	0	0	2
合計	8	57	0	0	2	0	6	73

(注) 一つの事案において複数の行為類型について注意を行っている場合があるため、注意件数（41件）と行為類型の内訳の合計数（73件）とは一致しない。

2 中小企業等の価格転嫁円滑化に向けた取組

中小企業等が労務費、原材料価格、エネルギーコストの上昇分を取引価格に適切に転嫁できるようにし、賃金引上げの環境を整備するため、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和3年12月27日）が取りまとめられた。そして、同パッケージの内容を踏まえ、第9章のとおり、公正取引委員会は各種の取組を実施してきた。

優越タスクフォースにおいては、取引先の中小企業等からの労務費、原材料価格、エネルギーコスト等の上昇による取引価格の引上げ要請について、一部の品目の値上げにしか応じない、交渉に応じず従来どおりに取引価格を据え置くなど、一方的に取引条件を設定している疑いがある発注事業者に対して、優越的地位の濫用につながるおそれがあるとして、令和6年度においては25件の注意を行った。

3 物流特殊指定に係る対応

公正取引委員会は、荷主による物流事業者に対する優越的地位の濫用を効果的に規制する観点から、独占禁止法に基づき「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法」（平成16年公正取引委員会告示第1号）（以下「物流特殊指定」という。）を指定し、その遵守状況及び荷主と物流事業者との取引状況を把握するため、荷主と物流事業者との取引の公正化に向けた調査を継続的に行っている。

優越タスクフォースにおいては、前記の調査で物流事業者から寄せられた荷主の行為に関する情報も活用して荷主と物流事業者の取引に関する優越的地位の濫用事案を処理しているところ、令和6年度は、(株)イトーキに対して警告を行ったほか、物流特殊指定違反につながるおそれがある荷主に対して29件の注意を行った。

4 インボイス制度に係る対応

消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）の実施に際しては、免税事業者を始めとした事業者の取引環境の整備が求められているところ、これへの対応として、公正取引委員会では、インボイス制度の実施に際して起こり得る、免税事業者に対する一方的な取引価格の引下げや、課税事業者に転換した者に対する一方的な価格の据置きといった行為等、どのような行為が独占禁止法や下請法上問題となるかについての考え方をQ&Aの

形で明らかにした。このQ&Aは、令和4年1月19日に関係省庁連名で公表し、その後、同年3月8日に改正を行った。

令和6年度においては、事業者団体等が主催する講習会に公正取引委員会の職員を講師として派遣し、このQ&Aについて説明を行った。また、関係者から寄せられる相談に対応したほか、インボイス制度に関連した設問を含む各種書面調査を実施した。

また、フリーランス・事業者間取引適正化等法に関するQ&Aにおいても、インボイス制度に関連してフリーランス・事業者間取引適正化等法上問題となり得る行為について考え方を明らかにした。

(インボイス制度に係る対応については、下記リンクを参照のこと。)

<https://www.jftc.go.jp/invoice/index.html>



第8章 下請法に関する業務

第1 概説

下請法は、経済的に優越した地位にある親事業者が下請代金の支払を遅延するなどの行為を迅速かつ効果的に規制することにより、下請取引の公正化を図るとともに下請事業者の利益を保護する目的で、独占禁止法の不公正な取引方法の規制の補完法として昭和31年に制定された。

下請法は、親事業者が下請事業者に対し物品の製造・修理、プログラム等の情報成果物の作成及び役務の提供を委託する場合、親事業者に下請事業者への発注書面の交付（同法第3条）並びに下請取引に関する書類の作成及びその2年間の保存（同法第5条）を義務付けているほか、親事業者の禁止事項として、①受領拒否（同法第4条第1項第1号）、②下請代金の支払遅延（同項第2号）、③下請代金の減額（同項第3号）、④返品（同項第4号）、⑤買ったたき（同項第5号）、⑥物の購入強制・役務の利用強制（同項第6号）、⑦報復措置（同項第7号）、⑧有償支給原材料等の対価の早期決済（同条第2項第1号）、⑨割引困難な手形の交付（同項第2号）、⑩不当な経済上の利益の提供要請（同項第3号）、⑪不当な給付内容の変更・不当なやり直し（同項第4号）を定めており、これらの行為が行われた場合には、公正取引委員会は、その親事業者に対し、当該行為を取りやめ、下請事業者が被った不利益の原状回復措置等を講ずるよう勧告する旨を定めている（同法第7条）。

なお、公正取引委員会は、こうした下請法違反行為の未然防止を図る観点から、下請法の普及啓発に関する取組を行っている（第9章第3参照）。

第2 違反事件の処理

下請取引においては、親事業者の下請法違反行為により下請事業者が不利益を受けている場合であっても、その取引の性格から、下請事業者からの自発的な情報提供が期待しにくい実態にあるため、公正取引委員会は、中小企業庁と協力し、親事業者及びこれらと取引している下請事業者を対象として定期的な調査を実施するなど違反行為の発見に努めている（第1表及び附属資料5-1表参照）。

これらの調査の結果、違反行為が認められた親事業者に対しては、その行為を取りやめさせるほか、下請事業者が被った不利益の原状回復措置等を講じさせている（第2表、第4表、第2図及び附属資料5-2表参照）。

1 定期調査

公正取引委員会は、令和6年度において、資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者9万名（製造委託等（注1）5万3144名、役務委託等（注2）3万6856名）及びその下請事業者33万名（製造委託等21万4316名、役務委託等11万5684名）を対象に定期調査を実施した（第1表及び附属資料5-1表参照）。

(注1) 製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

(注2) 情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

第1表 定期調査の実施状況の推移

(単位：名)

年度	区分	定期調査実施件数	
		親事業者調査	下請事業者調査
令和6年度		90,000	330,000
	製造委託等	53,144	214,316
	役務委託等	36,856	115,684
令和5年度		80,000	330,000
	製造委託等	46,900	199,138
	役務委託等	33,100	130,862
令和4年度		70,000	300,000
	製造委託等	37,993	176,799
	役務委託等	32,007	123,201
令和3年度		65,000	300,000
	製造委託等	37,280	169,318
	役務委託等	27,720	130,682
令和2年度		60,000	300,000
	製造委託等	36,128	196,879
	役務委託等	23,872	103,121

2 違反被疑事件の新規着手件数及び処理件数

(1) 新規着手件数

令和6年度においては、新規に着手した下請法違反被疑事件は8,272件である。このうち、定期調査により職権探知したものは8,152件、下請事業者等からの申告によるものは119件、中小企業庁長官からの措置請求は1件である（第2表及び附属資料5－2表参照）。

(2) 処理件数

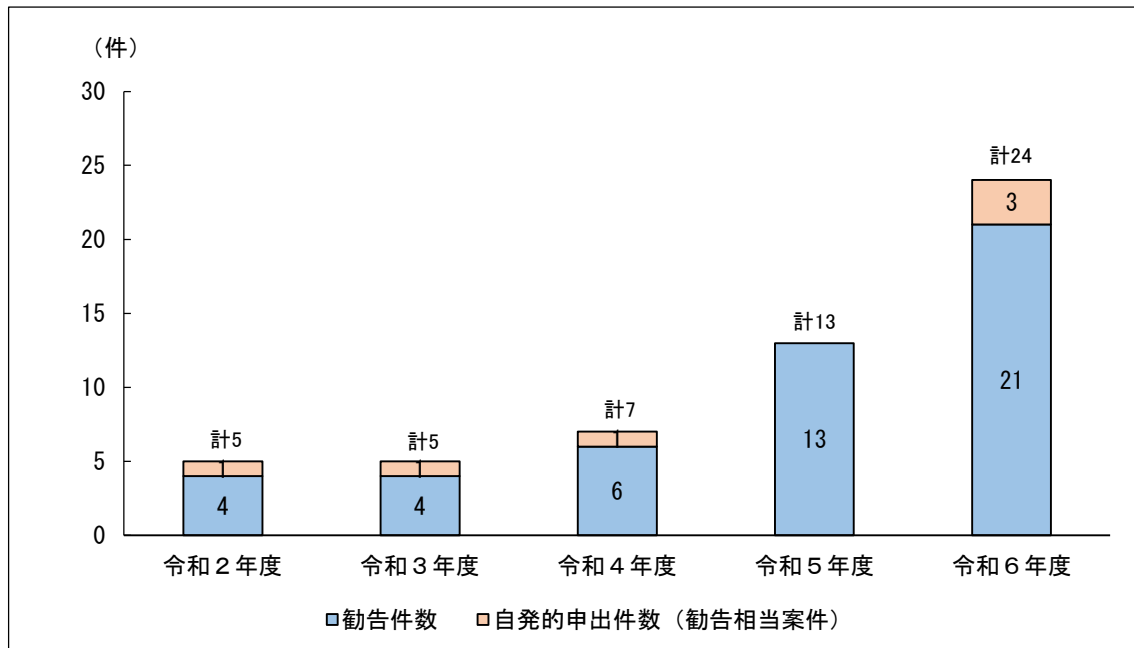
令和6年度においては、公正取引委員会は、8,306件の下請法違反被疑事件を処理し、このうち、8,251件について違反行為又は違反のおそれのある行為（以下総称して「違反行為等」という。）があると認めた。このうち21件について同法第7条の規定に基づき勧告を行い、いずれも公表し、8,230件について指導の措置を採るとともに、親事業者に対して、違反行為等の改善及び再発防止のために、社内研修、監査等により社内体制を整備するよう指導した（第2表、第1図及び附属資料5－2表参照）。

第2表 下請法違反被疑事件の処理状況の推移

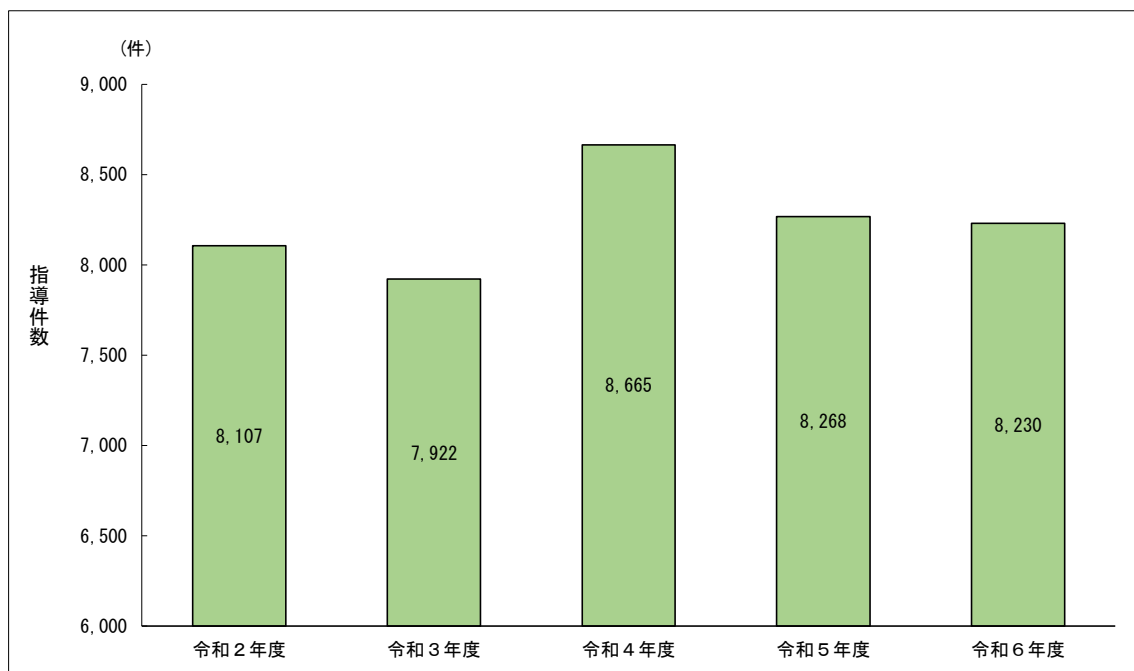
(単位：件)

区分 年度	新規着手件数				処理件数				
	定期調査	申告	中小企業庁 長官からの 措置請求	計	措置			不問	計
					勧告	指導	小計		
令和6年度	8,152	119	1	8,272	21	8,230	8,251	55	8,306
製造委託等	5,369	85	1	5,455	17	5,420	5,437	31	5,468
役務委託等	2,783	34	0	2,817	4	2,810	2,814	24	2,838
令和5年度	8,120	112	0	8,232	13	8,268	8,281	47	8,328
製造委託等	5,244	62	0	5,306	12	5,329	5,341	21	5,362
役務委託等	2,876	50	0	2,926	1	2,939	2,940	26	2,966
令和4年度	8,188	79	0	8,267	6	8,665	8,671	86	8,757
製造委託等	5,063	44	0	5,107	6	5,305	5,311	53	5,364
役務委託等	3,125	35	0	3,160	0	3,360	3,360	33	3,393
令和3年度	8,369	94	1	8,464	4	7,922	7,926	174	8,100
製造委託等	5,384	61	1	5,446	3	5,146	5,149	113	5,262
役務委託等	2,985	33	0	3,018	1	2,776	2,777	61	2,838
令和2年度	8,291	101	1	8,393	4	8,107	8,111	222	8,333
製造委託等	5,450	59	1	5,510	3	5,340	5,343	139	5,482
役務委託等	2,841	42	0	2,883	1	2,767	2,768	83	2,851

第1図 下請法の事件処理件数の推移



（注）自発的申出事案については後記 5 参照。



3 違反行為類型別件数

令和6年度において勧告又は指導が行われた違反行為等を行為類型別にみると、手続規定違反（下請法第3条、第5条又は第9条違反）は6,580件（違反行為類型別件数の延べ合計の47.8%）である。このうち、発注時に下請代金の額、支払方法等を記載した書面を交付していない、又は交付していても記載すべき事項が不備のもの（同法第3条違反）が5,944件、下請取引に関する書類を一定期間保存していないもの（同法第5条違反）が633

件、同法第9条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したもの（同法第9条第1項違反）が3件である。また、実体規定違反（同法第4条違反）は、7,177件（違反行為類型別件数の延べ合計の52.2%）となっており、このうち、下請代金の支払遅延（同条第1項第2号違反）が4,094件（実体規定違反件数の合計の57.0%）、下請代金の減額（同項第3号違反）が1,263件（同17.6%）、買ったたき（同項第5号違反）が852件（同11.9%）となっている（第3表及び附属資料5－3表参照）。

第3表 下請法違反行為類型別件数の推移

年 度 違反行為類型		令和6年度			令和5年度			令和4年度		
		製造 委託等	役務 委託等		製造 委託等	役務 委託等		製造 委託等	役務 委託等	
実 体 規 定 違 反	受領拒否 （第4条第1項第1号違反）	42 (0.6)	37 (0.8)	5 (0.2)	48 (0.7)	43 (1.0)	5 (0.2)	49 (0.7)	36 (0.8)	13 (0.5)
	下請代金の支払遅延 （第4条第1項第2号違反）	4,094 (57.0)	2,570 (52.8)	1,524 (66.1)	3,995 (59.2)	2,352 (53.5)	1,643 (69.7)	4,069 (57.3)	2,273 (52.3)	1,796 (65.3)
	下請代金の減額 （第4条第1項第3号違反）	1,263 (17.6)	948 (19.5)	315 (13.7)	1,090 (16.1)	827 (18.8)	263 (11.2)	1,273 (17.9)	860 (19.8)	413 (15.0)
	返品 （第4条第1項第4号違反）	17 (0.2)	16 (0.3)	1 (0.0)	21 (0.3)	20 (0.5)	1 (0.0)	22 (0.3)	19 (0.4)	3 (0.1)
	買ったたき （第4条第1項第5号違反）	852 (11.9)	507 (10.4)	345 (15.0)	879 (13.0)	558 (12.7)	321 (13.6)	913 (12.9)	524 (12.1)	389 (14.1)
	購入・利用強制 （第4条第1項第6号違反）	39 (0.5)	24 (0.5)	15 (0.7)	41 (0.6)	20 (0.5)	21 (0.9)	50 (0.7)	31 (0.7)	19 (0.7)
	報復措置 （第4条第1項第7号違反）	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (0.1)	3 (0.1)	1 (0.0)
	有償支給原材料等の対価の早期決済 （第4条第2項第1号違反）	73 (1.0)	71 (1.5)	2 (0.1)	61 (0.9)	60 (1.4)	1 (0.0)	71 (1.0)	61 (1.4)	10 (0.4)
	割引困難な手形の交付 （第4条第2項第2号違反）	309 (4.3)	294 (6.0)	15 (0.7)	197 (2.9)	187 (4.3)	10 (0.4)	225 (3.2)	211 (4.9)	14 (0.5)
	不当な経済上の利益の提供要請 （第4条第2項第3号違反）	408 (5.7)	350 (7.2)	58 (2.5)	348 (5.2)	292 (6.6)	56 (2.4)	349 (4.9)	278 (6.4)	71 (2.6)
	不当な給付内容の変更・やり直し （第4条第2項第4号違反）	80 (1.1)	53 (1.1)	27 (1.2)	73 (1.1)	38 (0.9)	35 (1.5)	73 (1.0)	52 (1.2)	21 (0.8)
	小 計（注）	7,177 (100)	4,870 (100)	2,307 (100)	6,753 (100)	4,397 (100)	2,356 (100)	7,098 (100)	4,348 (100)	2,750 (100)
手 続 規 定 違 反	発注書面不交付・不備 （第3条違反）	5,944	4,057	1,887	6,151	4,149	2,002	6,697	4,271	2,426
	書類不保存等 （第5条違反）	633	414	219	556	335	221	834	492	342
	虚偽報告等 （第9条第1項違反）	3	2	1	3	3	0	0	0	0
	小 計	6,580	4,473	2,107	6,710	4,487	2,223	7,531	4,763	2,768
合 計		13,757	9,343	4,414	13,463	8,884	4,579	14,629	9,111	5,518

（注）（ ）内の数値は、実体規定違反全体に占める比率であり、小数点以下第2位を四捨五入したため、合計は必ずしも100.0とならない。

4 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

令和6年度においては、下請事業者が被った不利益について、親事業者149名から、下請事業者3,026名に対し、下請代金の減額分の返還等、総額13億5279万円相当の原状回復が行われた。

主なものとしては、①下請代金の減額事件において、親事業者は総額10億164万円を下請事業者に返還し、②不当な経済上の利益の提供要請事件において、親事業者は総額1億8959万円の利益提供分を下請事業者に返還し、③返品事件において、親事業者は総額6048万円相当の商品を下請事業者から引き取り、④下請代金の支払遅延事件において、親事業者は遅延利息等として総額5678万円を下請事業者に支払った（第4表及び第2図参照）。

第4表 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

違反行為類型	年度	返還等を行った 親事業者数（注1）	返還等を受けた 下請事業者数（注1）	原状回復の金額（注2）
減額	令和6年度	52名	1,117名	10億164万円
	令和5年度	57名	3,747名	33億2274万円
	令和4年度	64名	4,046名	8億5561万円
	令和3年度	65名	2,561名	3億3909万円
	令和2年度	71名	3,858名	3億7155万円
不当な経済上の 利益の提供要請	令和6年度	17名	327名	1億8959万円
	令和5年度	14名	201名	4770万円
	令和4年度	9名	140名	1865万円
	令和3年度	7名	58名	978万円
	令和2年度	10名	84名	5923万円
返品	令和6年度	6名	119名	6048万円
	令和5年度	10名	330名	6968万円
	令和4年度	8名	266名	1億1512万円
	令和3年度	3名	3名	5676万円
	令和2年度	4名	33名	1168万円
支払遅延	令和6年度	65名	1,411名	5678万円
	令和5年度	87名	1,800名	2億4795万円
	令和4年度	95名	1,836名	1億4064万円
	令和3年度	105名	2,970名	1億2035万円
	令和2年度	126名	2,340名	9364万円
買いたたき	令和6年度	1名	1名	2840万円
	令和5年度	(注3) -	-	-
	令和4年度	1名	1名	302万円
	令和3年度	-	-	-
	令和2年度	-	-	-
やり直し等	令和6年度	5名	40名	1438万円
	令和5年度	2名	2名	3136万円
	令和4年度	1名	3名	16万円
	令和3年度	2名	10名	488万円
	令和2年度	3名	37名	323万円
受領拒否	令和6年度	1名	1名	144万円
	令和5年度	-	-	-
	令和4年度	1名	1名	139万円
	令和3年度	1名	9名	2767万円
	令和2年度	1名	1名	5万円

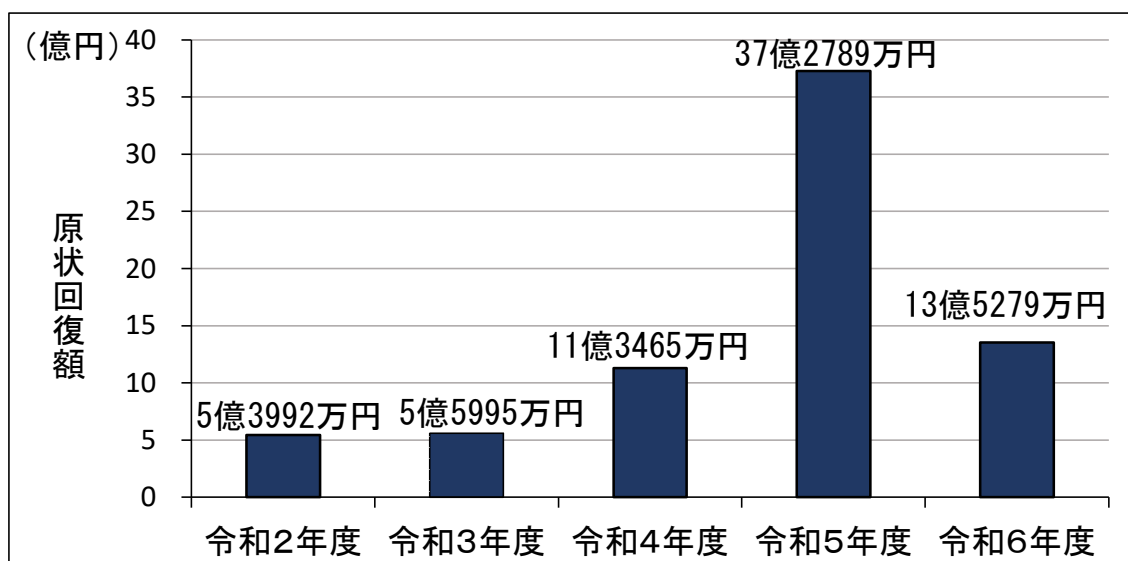
違反行為類型	年度	返還等を行った 親事業者数 (注1)	返還等を受けた 下請事業者数 (注1)	原状回復の金額 (注2)
有償支給原材料等 の対価の早期決済	令和6年度	2名	10名	3万円
	令和5年度	2名	2名	1万円
	令和4年度	1名	1名	1万円
	令和3年度	4名	14名	138万円
	令和2年度	1名	1名	50万円
購入等強制	令和6年度	-	-	-
	令和5年度	2名	40名	844万円
	令和4年度	-	-	-
	令和3年度	-	-	-
	令和2年度	-	-	-
合計	令和6年度	149名	3,026名	13億5279万円
	令和5年度	174名	6,122名	37億2789万円
	令和4年度	180名	6,294名	11億3465万円
	令和3年度	187名	5,625名	5億5995万円
	令和2年度	216名	6,354名	5億3992万円

(注1) 親事業者数及び下請事業者数は延べ数である。

(注2) 違反行為類型ごとの返還等の金額は1万円未満を切り捨てているため、各金額の合計額と総額とは一致しない場合がある。

(注3) 該当がない場合を「-」で示した。

第2図 原状回復の状況



5 下請法違反行為を自発的に申し出た親事業者に係る事案

公正取引委員会は、親事業者の自発的な改善措置が下請事業者の受けた不利益の早期回復に資することに鑑み、当委員会が調査に着手する前に、違反行為を自発的に申し出、かつ、自発的な改善措置を採っているなどの事由が認められる事案については、親事業者の法令遵守を促す観点から、下請事業者の利益を保護するために必要な措置を採ることを勧告するまでの必要はないものとして取り扱うこととし、この旨を公表している（平成20年12月17日公表（https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12649209/www.jftc.go.jp/shitauke/shitauke_tetsuduki/081217.html））。

令和6年度においては、前記のような親事業者からの違反行為の自発的な申出は32件であり（第5表参照）、同年度に処理した自発的な申出は36件であった。同年度においては、親事業者からの違反行為の自発的な申出により、下請事業者525名に対し、下請代金の減額分の返還等、総額3億5328万円相当の原状回復が行われた（注）（附属資料5－4表参照）。

（注）前記4記載の金額に含まれている。

第5表 自発的な申出の件数

（単位：件）

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
24	32	23	39	32

6 勧告事件及び主な指導事件

令和6年度における勧告事件及び主な指導事件は次のとおりである。

(1) 勧告事件

事業内容	違反行為等の概要	関係法条
食料品等の小売業 (6.5.22勧告)	生活協同組合コープさっぽろは、次のアからオまでの額を下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。 ア 「月次リポート」の額（令和3年8月から令和6年4月まで） イ 「システム利用料」の額（令和4年7月から令和6年4月まで） ウ 「協賛金年契リポート」の額（令和3年10月から令和6年4月まで） エ 「達成割戻金」の額（令和4年5月） オ 「支払通知作成料」の額（令和3年8月から令和6年4月まで） 減額金額は、下請事業者27名に対し、総額2537万4079円であり、生活協同組合コープさっぽろは勧告前に当該金額を下請事業者に支払っている。	第4条第1項第3号 （下請代金の減額の禁止）

事業内容	違反行為等の概要	関係法条
漬物製品の製造販売業 (6.6.14勧告)	三井食品工業㈱は、令和4年5月から令和5年8月までの間、次のアからカまでの額を下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。 ア 「物流協力金」の額 イ 「物流費」の額 ウ 「特売条件」の額 エ 「割戻金」の額 オ 「サンプル使用分」の額 カ 下請代金を下請事業者の金融機関口座に振り込む際に、三井食品工業㈱が実際に金融機関に支払う振込手数料を超える額 減額金額は、下請事業者6名に対し、総額988万6497円であり、三井食品工業㈱は勧告前に当該金額の一部を下請事業者に支払っている。	第4条第1項第3号 (下請代金の減額の禁止)
ラベル等の印刷物の製造販売業 (6.6.19勧告)	大阪シーリング印刷㈱は、令和4年4月から令和5年10月までの間、下請事業者が作成したデザインについて、給付の受領後に実施する受入検査において問題がないとしたにもかかわらず、その後に自社の顧客である食品製造業者等からやり直しの依頼があったことを理由として、下請事業者に対し、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、合計24,600回のデザインのやり直しを無償でさせることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。 大阪シーリング印刷㈱は勧告前に、下請事業者36名に対し、デザインのやり直しをさせたことによる費用相当額として、総額984万円を支払っている。	第4条第2項第4号 (不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止)
自動車に架装する外装及び内装用の製品の製造販売業 (6.7.5勧告)	㈱トヨタカスタマイジング&ディベロップメントは、次の行為を行っていた。 ① 返品 令和4年7月から令和6年3月までの間、下請事業者から製品を受領した後、当該製品に係る品質検査を行っていないにもかかわらず、当該製品に瑕疵があることを理由として、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、当該製品を引き取らせていた。 ② 不当な経済上の利益の提供要請 遅くとも令和4年7月1日以降、下請事業者に貸与していた自社が所有する金型等について、当該金型等を用いて製造する製品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に対し、当該金型等を自己のために無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた(下請事業者49名に対し、合計664個)。 返品した製品の下請代金相当額等は、下請事業者65名に対し、総額5427万3356円であり、㈱トヨタカスタマイジング&ディベロップメントは勧告前に当該金額を下請事業者に支払っている。	①第4条第1項第4号(返品の禁止) ②第4条第2項第3号(不当な経済上の利益の提供要請の禁止)
食料品等の卸売業 (6.9.4勧告)	パルシステム生活協同組合連合会は、次のア及びイの額を下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。 ア 「特売条件」の額(令和5年4月から令和6年6月まで) イ 「DC利用料」の額(令和5年4月から令和6年5月まで) 減額金額は、下請事業者5名に対し、総額2770万9078円であり、パルシステム生活協同組合連合会は勧告前に当該金額を下請事業者に支払っている。	第4条第1項第3号 (下請代金の減額の禁止)

事業内容	違反行為等の概要	関係法条
水栓金具等の製造販売業 (6.9.26勧告)	SANEI(株)は、次の行為を行っていた。 ① 減額 令和4年7月から令和6年1月までの間、「仕入割引」の額を下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。 ② 不当な経済上の利益の提供要請 遅くとも令和4年7月1日以降、下請事業者に貸与していた自社が所有する金型について、当該金型を用いて製造する水栓金具等の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に対し、自己のために無償で保管させるとともに、当該金型の現状確認等の棚卸し作業を1年間当たり1回行わせることにより、下請事業者の利益を不当に害していた(下請事業者50名に対し、合計692型)。 減額金額は、下請事業者10名に対し、総額470万9138円であり、SANEI(株)は勧告前に当該金額を下請事業者に支払っている。	①第4条第1項第3号(下請代金の減額の禁止) ②第4条第2項第3号(不当な経済上の利益の提供要請の禁止)
建築資材の製造販売業 (6.10.23勧告)	ナイス(株)は、令和4年11月から令和6年5月までの間、次のア及びイの行為により、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。 ア 「仕入割引」の額を下請代金の額から差し引いていた。 イ 「リベート」の額を下請代金の額から差し引き又は支払わせていた。 減額金額は、下請事業者34名に対し、総額2320万1649円であり、ナイス(株)は勧告前に当該金額を下請事業者に支払っている。	第4条第1項第3号(下請代金の減額の禁止)
「VTuber 動画」の作成業 (6.10.25勧告)	カバー(株)は、令和4年4月から令和5年12月までの間、下請事業者23名に対し、下請事業者の給付を受領した後に、発注書等で示された仕様等からは作業が必要であることが分からないやり直しを合計243回無償でさせることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。	第4条第2項第4号(不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止)
出版事業、映像事業、通販事業 (6.11.12勧告)	(株)KADOKAWA(以下「KADOKAWA」という。)及び(株)KADOKAWA LifeDesign(以下「LifeDesign」という。)は、次の行為を行っていた。 なお、KADOKAWA にあつては令和6年3月まで、LifeDesign にあつては同年4月以降、雑誌「レタスクラブ」の発行事業において、レタスクラブの記事作成及び写真撮影業務(以下「本件業務」という。)を下請事業者に委託している。 ① KADOKAWA は、令和5年1月、自社の収益改善を図るため、本件業務の発注単価を改定する旨を記載した「原稿料改定のお知らせ」と題する文書を下請事業者に通知した上で、下請事業者と十分な協議を行うことなく、当該発注単価を従前の単価から約6.3パーセントないし約39.4パーセント引き下げを一方的に決定し、令和5年4月発売号以降のレタスクラブに係る本件業務を下請事業者26名に委託する際に、当該引下げ後の単価を適用した。 ② LifeDesign は、令和6年4月1日に KADOKAWA からレタスクラブ事業を承継し、本件業務を下請事業者21名に委託する際の発注単価について、同月以降、下請事業者と十分な協議を行うことなく、KADOKAWA が当該承継前に一方的に決定した単価をそのまま適用している。	第4条第1項第5号(買いたたきの禁止)

事業内容	違反行為等の概要	関係法条
圧延用ロール、マリンチェーン等の製造販売業 (6.11.21勧告)	住友重機械ハイマテックス㈱は、遅くとも令和5年4月1日から令和6年7月末日まで、下請事業者に貸与していた自社が所有する金型、木型及び治工具について、当該金型等を用いて製造する金型及び部品の次回以降の発注の有無又は次回以降の具体的な発注時期の見通しを示すことができないにもかかわらず、下請事業者に対し、引き続き、当該金型等を自己のために無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた（下請事業者5名に対し、合計178個）。 住友重機械ハイマテックス㈱は勧告前に、下請事業者5名に対し、協議を行い見積書を徴収した上で、無償保管を行わせたことによる費用相当額として、総額319万6723円を支払っている。	第4条第2項第3号 (不当な経済上の利益の提供要請の禁止)
電気通信機器等の製造販売業 (6.12.5勧告)	電気興業㈱は、遅くとも令和3年9月1日以降、下請事業者に貸与していた自社が所有する金型、樹脂型又は治具について、当該金型等を用いて製造する部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に対し、当該金型等を自己のために無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた（下請事業者20名に対し、合計339個）。	第4条第2項第3号 (不当な経済上の利益の提供要請の禁止)
ラジエーター等の熱交換器及び燃料タンク等の車体部品の製造販売業 (7.1.23勧告)	東京ラヂエーター製造㈱は、遅くとも令和4年12月1日以降、下請事業者に貸与していた自社が所有する金型について、当該金型を用いて製造する製品及びその部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に対し、当該金型を自己のために無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた（下請事業者30名に対し、合計2,389型）。	第4条第2項第3号 (不当な経済上の利益の提供要請の禁止)
自動車用ばね等の製造販売業 (7.2.18勧告)	中央発條㈱は、遅くとも令和5年4月1日から令和6年10月25日まで、下請事業者に貸与していた自社が所有する金型について、当該金型を用いて製造する自動車用ばね等の製造を大量に発注する時期を終えた後、下請事業者に対し、当該金型を自己のために無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた（下請事業者24名に対し、合計608型）。 中央発條㈱は勧告前に、下請事業者24名に対し、協議を行った上で、無償保管を行わせたことによる費用相当額として、総額572万5260円を支払っている。	第4条第2項第3号 (不当な経済上の利益の提供要請の禁止)
自動車用エンジン等の自動車用部品の製造販売業 (7.2.18勧告)	愛知機械工業㈱は、遅くとも令和5年8月1日から令和6年12月30日まで、下請事業者に貸与していた自社が所有する金型、治具及び機械設備について、当該金型等を用いて製造する自動車用部品の製造を大量に発注する時期を終えた後、下請事業者に対し、当該金型等を自己のために無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた（下請事業者5名に対し、合計415個）。 愛知機械工業㈱は勧告前に、下請事業者5名に対し、協議を行い請求書を徴収した上で、無償保管を行わせたことによる費用相当額として、総額1925万5498円を支払っている。	第4条第2項第3号 (不当な経済上の利益の提供要請の禁止)

事業内容	違反行為等の概要	関係法条
業務用冷蔵・冷凍庫、冷蔵ショーケース等の製造販売業 (7.2.19勧告)	フクシマガリレイ㈱は、次の行為を行っていた。 ① 年間を通じて適時、下請事業者と価格交渉を行っているが、これとは別に、自社の原価低減を図るためとして、下請事業者に対し、書面により「価格協力」と称する要請を行った上、次のア及びイの行為を行っていた。 ア 令和5年6月から令和6年6月までの間、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。 イ 令和5年9月から令和6年3月までの間、従前の単価から同単価に一定率を乗じて得た額又は一定額を差し引いた単価（以下「差引き後単価」という。）を設定した上で発注し、差引き後単価で算出される下請代金を支払うことにより、従前の単価で算出される下請代金と差引き後単価で算出される下請代金の差額を自己のために提供させることによって、下請事業者の利益を不当に害していた。 ② 令和5年6月から令和6年7月までの間、「事務手数料」と称して、電子受発注等に係るシステムの使用料及び自社が指定する納品伝票の作成費用であるとして、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。 前記①アの減額金額は、下請事業者34名に対し、総額2176万2009円、前記②の減額金額は、下請事業者154名に対し、総額1622万8500円、前記①イの行為により提供させた金額は、下請事業者10名に対し、総額255万944円であり、フクシマガリレイ㈱は勧告前にこれらの金額を下請事業者に支払っている。	第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止） 第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）
標準ポンプ、カスタムポンプ等の製造販売業 (7.2.20勧告)	㈱荏原製作所は、令和5年2月1日以降、下請事業者に貸与していた自社が所有する木型、金型、治具、工具等について、当該木型等を用いて製造する製品及び製品を構成する部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に対し、当該木型等を自己のために無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた（下請事業者176名に対し、合計8,900型）。	第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）
家庭用電気製品等の販売業 (7.2.28勧告)	㈱ビックカメラは、令和5年7月から令和6年8月までの間、「拡売費」等の額を下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。 減額金額は、下請事業者51名に対し、総額5億5746万8909円であり、㈱ビックカメラは勧告前に当該金額を下請事業者に支払っている。	第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）
冠婚葬祭式の施行業 (7.3.6勧告)	㈱日本セレモニーは、次の行為を行っていた。 ① ㈱日本セレモニーは、令和4年9月から令和5年12月までの間、おせち料理及びディナーショーチケット（以下「おせち料理等」という。）を販売するに当たり、あらかじめ、従業員の所属部署、役職又は冠婚葬祭式場等ごとに販売目標数量を定め、販売活動を行っていた。 ② ㈱日本セレモニーは、前記①の販売目標数量を達成するため、下請事業者の給付の内容と直接関係ないにもかかわらず、下請事業者に対し、下請事業者との取引に係る交渉等を行う発注担当者等から、おせち料理等の購入を要請し、また、当該要請を断るなどした一部の下請事業者に対しては、再度購入を要請していた。 ③ 下請事業者は、前記②の要請を受け入れて、おせち料理等を購入した。 前記③の購入させた金額は、下請事業者23名に対し、総額272万円である。	第4条第1項第6号（購入・利用強制の禁止）

事業内容	違反行為等の概要	関係法条
自動車部品の製造販売業 (7.3.7勧告)	㈱フタバ九州は、遅くとも令和5年4月1日から令和6年9月末日まで、下請事業者に貸与していた自社が所有する又は㈱フタバ九州の親会社であるフタバ産業㈱から貸与を受けた金型、治具及び検具について、当該金型等を用いて製造する自動車部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に対し、当該金型等を自己のために無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた（下請事業者16名に対し、合計3,733個）。 ㈱フタバ九州は勧告前に、下請事業者16名に対し、無償保管を行わせたことによる費用相当額として、総額2914万951円を支払っている。	第4条第2項第3号 (不当な経済上の利益の提供要請の禁止)
商用車用ブレーキ等の製造販売業 (7.3.19勧告)	クノールプレムゼ商用車システムジャパン㈱は、令和5年9月から令和6年4月までの間、「One Time Bonus」等の額を下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。 減額金額は、下請事業者9名に対し、総額6738万6092円であり、クノールプレムゼ商用車システムジャパン㈱は勧告前に当該金額を下請事業者に支払っている。	第4条第1項第3号 (下請代金の減額の禁止)
洋菓子等の製造販売業 (7.3.27勧告)	㈱シャトレーゼは、次の行為を行っていた。 ① 受領拒否 商品の製造を委託するに際し、当該商品を納入することができる状態にする期日を仕上日として定め、仕上日以降、必要に応じて下請事業者に対し納入を指示することにより、下請事業者の給付を受領する方法を採っており、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請事業者に製造を委託した商品について、仕上日を経過しているにもかかわらず、いまだその一部を受領していない。 ② 不当な経済上の利益の提供要請 下請事業者の仕上日を経過しているにもかかわらず、下請事業者に対し、前記①の受領していない商品を自己のために無償で保管等させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。 前記①の受領していない商品の下請代金相当額は、下請事業者11名に対し、総額2382万9854円である。	① 第4条第1項第1号（受領拒否の禁止） ② 第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）

(2) 主な指導事件

違反行為等の概要	関係法条
画像収集業務等を下請事業者に委託しているA社は、下請事業者に対し、あらかじめ検査基準を記載した発注書面を交付せず、検査基準を明確にしていなかったにもかかわらず、下請事業者から受領したデータの一部を不合格とし、受領しなかった。	第4条第1項第1号 (受領拒否の禁止)
婦人服等のPB商品の製造を下請事業者に委託しているB社は、下請事業者との間で締結している取引基本契約書において、下請代金の支払期日について、毎月末日締切、締切後90日以内に支払う旨等を定め、下請事業者の給付を受領してから60日を超えて下請代金を支払っていた。	第4条第1項第2号 (下請代金の支払遅延の禁止)
消費者等に販売する自社オリジナル商品等の製造を下請事業者に委託しているC社は、下請事業者の商品の納入時に品質検査を行っていないにもかかわらず、当該商品に瑕疵があることを理由として、下請事業者に商品を返品した。	第4条第1項第4号 (返品の禁止)
楽器等の製造及び修理を下請事業者に委託しているD社は、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、下請事業者との価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置いていた。 また、D社は、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、下請事業者が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で下請事業者に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置いていた。	第4条第1項第5号 (買いたたきの禁止)

違反行為等の概要	関係法条
溶接用部品等の製造等を下請事業者に委託しているE社は、下請事業者に対し、自社の業務効率化の観点で導入した検収票や納品書等が一体となった専用伝票の購入を要請し、購入させていた。	第4条第1項第6号 (購入・利用強制の禁止)
合成樹脂製品等の製造を下請事業者に委託しているF社は、下請事業者の有償で支給していた原材料の使用状況を考慮せずに対価を決済していたため、当該原材料を用いた給付に対する下請代金の支払期日より早い時期に、支払うべき下請代金の額から当該原材料の対価を控除していた。	第4条第2項第1号 (有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止)
段ボール製品等の製造を下請事業者に委託しているG社は、下請代金の支払条件について、サイト（手形期間又は決済期間）が60日を超える手形又は電子記録債権により下請代金を支払っていた。 (公正取引委員会は、令和7年1月、サイトが60日を超える手形、一括決済方式又は電子記録債権による下請代金の支払を行っていた親事業者に対し、本件を含め116件の指導を集中的に行った。)	第4条第2項第2号 (割引困難な手形の交付の禁止) 第4条第1項第2号 (下請代金の支払遅延の禁止)
ソフトウェアの開発を下請事業者に委託しているH社は、下請事業者に対し、仕様変更を理由として、下請事業者の責めに帰すべき理由なく、給付の内容を変更したにもかかわらず、当該変更に伴って生じた費用を負担しなかった。	第4条第2項第4号 (不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止)

第9章 適切な価格転嫁の実現に向けた取組

第1 概説

公正取引委員会は、令和3年12月27日、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」が取りまとめられたことを踏まえ、独占禁止法及び下請法の考え方の周知徹底等を行うとともに、特別調査等を通じた独占禁止法等の執行強化に努め、相当数の取引先について協議を経ない取引価格の据置き等が確認された事業者についてその事業者名を公表するなど、従来にない取組を講じてきた。当委員会は、引き続きコスト上昇局面における価格転嫁の問題に対しては、独占禁止法の優越的地位の濫用や下請法の買いたたき、減額等に該当する事案について、積極的な執行を進め、「適切な価格転嫁」を我が国の新たな商慣習としてサプライチェーン全体で定着させるよう、関係省庁と連携して取組を進めていくこととしている。

○取引適正化に向けた公正取引委員会の取組

https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/14039453/www.jftc.go.jp/partnership_package/index.html



第2 独占禁止法の執行強化

1 令和6年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査の実施

公正取引委員会は、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に基づく取組の一環として、令和4年1月26日に、「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」（平成15年公正取引委員会事務総長通達第18号。以下「下請法運用基準」という。）を改正するとともに、令和4年2月16日、当委員会のウェブサイトに掲載している「よくある質問コーナー（独占禁止法）」のQ&A（以下「独占禁止法Q&A」という。）に、後記①又は②に該当する行為（以下「独占禁止法Q&Aに該当する行為」という。）が、独占禁止法上の優越的地位の濫用の要件の一つに該当するおそれがあることを明確化した。

- ① 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコスト上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
- ② 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと

その後、独占禁止法Q&Aに該当する行為が疑われる事案や価格転嫁の状況等を把握するため、令和4年度に「独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査」を、令和5年度に「独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に係るコスト上昇分の価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」（以下「令和5年度調査」という。）を実施した。

令和5年度調査の結果等を踏まえ、令和6年度においては、令和5年11月29日に内閣官房と公正取引委員会の連名で策定・公表した「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（以下「労務費転嫁交渉指針」という。）に基づく発注者・受注者の行動をフォローアップすることにより、労務費の転嫁円滑化の進捗状況を把握するとともに、引き続き独占禁止法Q&Aに該当する行為が疑われる事案に対する実態等を把握するため、「令和6年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」（以下「令和6年度調査」という。）を実施し、令和6年12月16日に結果を取りまとめ、公表した。

具体的には、令和6年6月に、調査対象業種43業種の事業者11万名に対する書面調査及び令和5年度調査において注意喚起文書の送付対象となった8,175名に対するフォローアップ書面調査を実施した。これらの書面調査を踏まえて立入調査を369件実施し、独占禁止法Q&Aに該当する行為が認められた事業者6,510名及び労務費転嫁交渉指針に沿った行動を採らなかった事業者9,388名に注意喚起文書を送付した。また、同年5月から、令和5年度に事業者名公表の対象となった事業者10名に対するフォローアップ調査を実施し、当該10名による価格転嫁円滑化の取組状況を公表するとともに、当該10名における今後の価格転嫁円滑化の取組に資するよう、フォローアップ調査の結果等を個別に説明した。

さらに、令和5年度に引き続き、令和5年11月8日に公表した「価格転嫁円滑化に関する調査の結果を踏まえた事業者名の公表に係る方針について」に基づき、令和6年度調査において、取引価格が据え置かれており事業活動への影響が大きい取引先として受注者から多く名前が挙がった発注者に対して、その旨を説明し、事業者名の公表があり得る旨を予告した上で、立入調査、独占禁止法第40条に基づく報告命令等による個別調査を実施した。当該個別調査の結果、相当数の取引先について協議を経ない取引価格の据置き等が確認された事業者3名については、令和7年3月14日、独占禁止法第43条の規定に基づき、その事業者名を公表した。

（詳細については後記を参照のこと。）

○令和6年12月16日公表「「令和6年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」の結果について」

https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13980273/www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/dec/241216_tokubetucyosakekka.html



○令和7年3月14日公表「「令和6年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」の結果を踏まえた事業者名の公表について」

https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/14139804/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/mar/250314_kakakutenka.html



2 荷主と物流事業者との取引に関する調査の実施

公正取引委員会は、荷主による物流事業者に対する優越的地位の濫用を効果的に規制する観点から、独占禁止法に基づき「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法」を指定し、荷主と物流事業者との取引の公正化に向けた調査を行っている。当委員会は、荷主3万名、物流事業者4万名を対象とした書面調査をそれぞれ実施し、さらに、コスト上昇分の協議を経ない取引価格の据置き等が疑われる事案について、荷主121名に対する立入調査を実施し、令和5年度に開始した荷主と物流事業者との取引に関する調査の結果を取りまとめ、令和6年6月6日に公表した。当委員会は、同調査において、独占禁止法上の問題につながるおそれのあった荷主573名に対し、注意喚起文書を送付した。

(詳細については令和6年6月6日報道発表資料「令和5年度における荷主と物流事業者との取引に関する調査結果及び優越的地位の濫用事案の処理状況について」を参照のこと。)

https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13837324/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/jun/240606_buttokuchousakekka.html



令和6年度においても、荷主と物流事業者との取引に関する調査を実施しており、令和6年10月18日に荷主を対象とした調査票を3万通送付し、令和7年1月31日に物流事業者を対象とした調査票を4万通送付した。

3 労務費転嫁交渉指針の周知徹底

公正取引委員会は、労務費転嫁交渉指針について、事業者向けの説明会を実施したほか、中小企業向けのプッシュ型広報・広聴企画の実施や、啓発動画の作成、テレビ・ラジオCMでの広告等、同指針の周知を進めてきた。令和6年11月からは、政府広報と連携した広報も実施した。

また、公正取引委員会は、全国で開催された「地方版政労使会議」のうち、44都道府県の会議に参画し、労務費転嫁交渉指針の周知を実施した。

さらに、公正取引委員会は、令和5年に受注者が匿名で情報提供できる「労務費の転嫁に関する情報提供フォーム」を設置し、労務費という理由で価格転嫁の協議のテーブルにつかない事業者等に関する情報を広く受け付けており、令和6年度は160件の情報が寄せられた。

第3 独占禁止法及び下請法の考え方の周知徹底等

1 下請法運用基準の改正

公正取引委員会は、労務費転嫁交渉指針等を踏まえ、下請法上の買いたたきの解釈・考え方が更に明確になるよう、令和6年5月27日、下請法運用基準の改正を行った。

(詳細については令和6年5月27日報道発表資料「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」の改正について」を参照のこと。)

https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13837324/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/may/240527_unyou.html



改正後の下請法運用基準の内容については、解説動画を公開するとともに、下請法の講習会等の機会を通じて周知徹底を図っている。

2 手形等が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導基準等の変更

公正取引委員会は、令和6年4月30日、「手形が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導基準の変更について」(令和6年4月30日官房審議官通知)を策定し、また、「一括決済方式が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導方針について」(昭和60年12月25日取引部長通知)及び「電子記録債権が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導方針について」(平成21年6月19日取引部長通知)を改正し、手形、一括決済方式又は電子記録債権(以下「手形等」という。)を下請代金の支払手段として用いる場合のサイトの基準について、業種を問わず60日にするとともに、親事業者がこれを超える長期の手形等を支払手段として用いる場合、割引困難な手形(一括決済方式又は電子記録債権の場合は支払遅延)に該当するおそれがあるとして、その親事業者に対し指導することとし、令和6年11月1日から運用を開始した。

また、指導基準等の変更に伴い、公正取引委員会及び中小企業庁の連名で、サプライチェーン全体での支払手段の適正化及び支払手段の改善に取り組む事業者の資金繰りへの配慮について、それぞれ関係する事業者団体や省庁等に要請した。

さらに、新たな指導基準等の運用開始に当たり、公正取引委員会及び中小企業庁の連名で、令和6年度に実施した下請法に基づく定期調査において、サイトが60日を超える手形等により下請代金を支払っており、かつ、現金払への変更や手形等のサイトを60日以内に短縮する予定はないとした親事業者約700名に対し、令和6年11月1日以降に手形等により下請代金を支払う場合には、手形等のサイトを60日以内に短縮することを求める注意喚起を行った。

(詳細については後記を参照のこと。)

○令和6年4月30日公表「「手形が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導基準の変更について」の発出について」

https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13837324/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/apr/240430_tegata.html



○令和6年10月1日公表「手形等のサイトの短縮について」

https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13837324/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/oct/241001_tegata.html



3 相談対応及び情報収集の実施

公正取引委員会では、全国の相談窓口において、下請法及び優越的地位の濫用に係る相談を受け付けている。令和6年度においては、下請法に関する相談1万7883件、優越的地位の濫用に関する相談5,073件の合計2万2956件の相談に対応した。また、「不当なしわ寄せに関する下請相談窓口」を通じ、フリーダイヤル経由でも電話相談に対応した。さらに、中小事業者等からの要望に応じ、独占禁止法上の優越的地位の濫用規制又は下請法について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに相談受付を行うためのオンライン相談会を実施した。

公正取引委員会及び中小企業庁は、令和4年に中小事業者等が匿名で情報提供できる「違反行為情報提供フォーム」を設置し、買いたたき等の違反行為が疑われる親事業者に関する情報を受け付けている。令和6年度は、当委員会に対して876件の情報が寄せられた。

4 不当なしわ寄せ防止に向けた普及啓発活動の拡充・強化

(1) 下請取引適正化推進月間に関する取組

公正取引委員会は、中小企業庁と共同して、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請取引適正化の推進に関する講習を実施するなどの普及啓発活動を実施している。令和6年度においては、各種媒体を通じた広報やポスターの掲示に加え、下請取引適正化推進講習会テキストの内容を繰り返し習得できる動画を配信した。

(2) 親事業者に対する下請法遵守のための年末要請

年末にかけての金融繁忙期においては、下請事業者の資金繰り等について厳しさが増すことが懸念されることから、公正取引委員会及び経済産業省は、下請法の遵守の徹底等について、公正取引委員会委員長及び経済産業大臣の連名の文書で要請している。令和6年度においては、関係事業者団体約1,700団体に対し、令和6年11月15日に要請を行った。

(詳細については令和6年11月15日報道発表資料「下請取引の適正化について」を参照のこと。)

<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13837324/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/nov/241115/nenmatuyousei.html>



(3) コンプライアンス確立への積極的支援・下請取引等改善協力委員への意見聴取

公正取引委員会は、①下請法等に関する基礎知識を習得することを希望する者を対象とした基礎講習、②下請法等に関する基礎知識を有する者を対象とした事例研究を中心とした応用的な内容に関する応用講習、③業種ごとの実態に即した分かりやすい具体例を用いて説明を行う業種別講習、④事業者団体が開催する研修会等への出講を実施している。令和6年度においても、これらの取組を実施した。

また、公正取引委員会は、下請法等の効果的な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等の下請取引等改善協力委員を委嘱している。令和6年度においては、下請取引等改善協力委員から、労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストの上昇に伴う下請代金の見直し等について意見聴取を行った。

(4) 「出張！トリテキ会議」

公正取引委員会は、「取引改善のススメ」をテーマとして、労務費転嫁交渉指針の活用を推進するため、全国各地の商工会議所や中小企業団体中央会等の協力の下、「出張！トリテキ会議」（取引適正化推進会議）と称する中小事業者団体向けの広報・広聴企画を全国各地で開催している。令和6年度においては、本件企画を24件実施した。

第10章 フリーランス・事業者間取引適正化等法に関する業務

第1 概説

フリーランス・事業者間取引適正化等法は、特定受託事業者に係る取引の適正化及び特定受託業務従事者の就業環境の整備を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的として、令和5年4月28日に成立し、令和6年11月1日に施行された。

1 フリーランス・事業者間取引適正化等法の内容

フリーランス・事業者間取引適正化等法は、特定受託事業者に対し業務委託をした場合、業務委託事業者が特定受託事業者への給付の内容等の明示（同法第3条）を義務付け、特定業務委託事業者に支払期日の設定及び当該期日までの報酬の支払（同法第4条）を義務付けているほか、特定業務委託事業者が、特定受託事業者に対し、政令で定める期間以上の期間行う業務委託をした場合、特定業務委託事業者の禁止事項として、①受領拒否（同法第5条第1項第1号）、②報酬の減額（同項第2号）、③返品（同項第3号）、④買ったとき（同項第4号）、⑤物の購入強制・役務の利用強制（同項第5号）、⑥不当な経済上の利益の提供要請（同条第2項第1号）及び⑦不当な給付内容の変更・不当なやり直し（同項第2号）を定めており、これらの行為が行われた場合には、公正取引委員会は、業務委託事業者又は特定業務委託事業者に対し、必要な措置を採るべきことを勧告する旨（同法第8条）及び正当な理由なく勧告に従わない場合には命令を行う旨（同法第9条第1項）を定めている。

2 フリーランス・事業者間取引適正化等法の施行に伴う「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の考え方」の策定等

フリーランス・事業者間取引適正化等法の施行に伴い、公正取引委員会は、厚生労働省と共同して、同法の運用の統一を図るとともに、法運用の透明性及び事業者の予見可能性を確保し、違反行為の未然防止に資するため、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の考え方」を策定し、令和6年5月31日に公表した。また、当委員会は、同法の特定受託事業者に係る取引の適正化に関する法運用の透明性を確保するため、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律と独占禁止法及び下請法との適用関係等の考え方」を策定し、令和6年5月31日に公表した。さらに、当委員会は、同法第2章違反事件に係る対応として、勧告を行った場合、国民に対する情報提供を図るとともに、勧告の対象である同法第3条、第4条第5項、第5条及び第6条第3項の規定に違反する行為に対する措置についての事業者の予見可能性を高め、当該違反行為の未然防止を図る目的から、事業者名、違反事実の概要、勧告の概要等を公表することなどを令和6年10月1日に公表した。

第2 違反事件の処理

公正取引委員会は、中小企業庁及び厚生労働省と協力し、業務委託事業者を対象として「フリーランスとの取引に関する調査」を実施するなど違反行為の発見に努めている。これらの調査の結果、違反行為が認められた業務委託事業者に対しては、迅速かつ適切に対処することとしている。

1 フリーランスとの取引に関する調査

公正取引委員会は、フリーランス・事業者間取引適正化等法違反行為を受けた特定受託事業者にとって、自らその事実を申し出にくい場合もあると考えられることから、特定受託事業者からの情報提供を受動的に待つだけでなく、能動的に調査を実施し、違反行為に関する情報収集を積極的に行うこととしている。その一環として、令和6年度において、問題事例の多い業種に係る発注事業者3万名を対象に「フリーランスとの取引に関する調査」を実施した。

2 違反被疑事件の申出件数、新規着手件数及び処理件数

(1) 申出件数

令和6年度においては、フリーランス・事業者間取引適正化等法の規定に違反する事実があるとして公正取引委員会に申出がされた件数は92件であった。

(2) 新規着手件数

令和6年度においては、新規に着手したフリーランス・事業者間取引適正化等法違反被疑事件は137件であった。

(3) 処理件数

令和6年度においては、公正取引委員会は、96件のフリーランス・事業者間取引適正化等法違反被疑事件を処理し、このうち、54件について違反行為又は違反のおそれのある行為（以下総称して「違反行為等」という。）があると認め、指導を行った。

3 主な指導事件

令和6年度における主な指導事件は次のとおりである。

違反行為等の概要	関係法条
ゲームソフトウェア業を営むA社は、特許関連の業務を特定受託事業者に委託しているが、業務委託をした場合に直ちに明示が必要な事項のうち、給付を受領する期日を明示していなかった。	第3条（取引条件の明示義務）
ゲームソフトウェア業を営むB社は、オンラインゲームのイラスト制作を特定受託事業者に委託しているが、既に給付を受領していたにもかかわらず、給付を受領する期日及び報酬の額を明示していなかった。	第3条（取引条件の明示義務）
ゲームソフトウェア業を営むC社は、ゲームソフトに関する企画制作を特定受託事業者に委託しているが、業務委託をした場合に直ちに明示が必要な事項のうち、報酬の支払期日を明示していなかった。	第3条（取引条件の明示義務）

違反行為等の概要	関係法条
ゲームソフトウェア業を営むD社は、ゲームイラストやテキスト等の制作を特定受託事業者者に委託しているが、特定受託事業者者が請求書を提出した日を基準に支払期日を設定しており、給付を受領した日から60日以内に報酬を支払わない場合、期日までの報酬支払義務違反となるおそれがあった。	第4条（期日における報酬支払義務）
ゲームソフトウェア業を営むE社は、同社が取り扱うゲームに関する漫画制作を特定受託事業者者に委託しているが、検収日を基準に支払期日を設定しており、給付を受領した日から60日以内に報酬を支払わない場合、期日までの報酬支払義務違反となるおそれがあった。	第4条（期日における報酬支払義務）
アニメーション制作業を営むF社は、アニメーション作品の制作業務の全部又は原画の作成、音響演出等の業務を特定受託事業者者に委託しているが、業務委託をした場合に直ちに明示が必要な事項のうち、検査完了日並びに報酬の額及び支払期日を明示していなかった。	第3条（取引条件の明示義務）
リラクゼーション業を営むG社は、整体施術の業務を特定受託事業者者に委託しているが、業務委託をした場合に直ちに明示が必要な事項のうち、役務の提供を受ける期日及び場所を明示していなかった。また、報酬の支払期日を「翌月10日まで」と記載しており具体的な期日を特定していなかった。	第3条（取引条件の明示義務） 第4条（期日における報酬支払義務）
フィットネスクラブを営むH社は、パーソナルトレーニング業務を特定受託事業者者に委託しているが、業務委託をした場合に直ちに明示が必要な事項のうち、報酬の支払期日を明示していなかった。また、個々の業務委託の発注時において、共通事項（基本契約書）との関連性（参照元）を明示していなかった。	第3条（取引条件の明示義務）
フィットネスクラブを営むI社は、グループレッスン業務を特定受託事業者者に委託しているが、業務委託が開始された後に取引条件の明示を行っており、業務委託をした場合の明示を直ちに行っていなかった。	第3条（取引条件の明示義務）
フィットネスクラブを営むJ社は、インストラクター業務を特定受託事業者者に委託しているが、業務委託をした場合に直ちに明示が必要な事項のうち、役務の提供を受ける期日及び場所を明示していなかった。また、報酬の支払期日を「翌月末日まで」と記載しており具体的な期日を特定しておらず、かつ、特定受託事業者者からの請求書の提出が遅れた場合に報酬の支払が遅れる旨の定めをしており、給付を受領した日から60日以内に報酬を支払わない場合、期日までの報酬支払義務違反となるおそれがあった。	第3条（取引条件の明示義務） 第4条（期日における報酬支払義務）
フィットネスクラブを営むK社は、SNSの動画等の投稿業務を特定受託事業者者に委託しているが、報酬の支払期日を「請求書受領月の翌月末日」と設定しており、給付を受領した日から60日以内に報酬を支払わない場合、期日までの報酬支払義務違反となるおそれがあった。	第4条（期日における報酬支払義務）

第3 フリーランス・事業者間取引適正化等法の普及・啓発等

公正取引委員会は、特定受託事業者に係る取引の適正化等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的として、フリーランス・事業者間取引適正化等法の周知等の法違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施している。

1 フリーランス取引の状況についての実態調査（法施行前の状況調査）

フリーランス・事業者間取引適正化等法の施行に向けた特定受託事業者に係る取引の状況の把握、同法に関する周知等の取組の一環として、公正取引委員会及び厚生労働省は、令和6年5月から6月にかけて、関係府省庁と連携して「フリーランス取引の状況についての実態調査（法施行前の状況調査）」を実施し、同年10月18日に調査結果を取りまとめた。

(詳細については令和6年10月18日報道発表資料「フリーランス取引の状況についての実態調査（法施行前の状況調査）結果について」を参照のこと。)

https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13133587/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/oct/241018_freelance.html



2 フリーランス・事業者間取引適正化等法に係る説明会等

(1) 公正取引委員会主催説明会

公正取引委員会は、フリーランス・事業者間取引適正化等法の内容を広く周知するため、事業者及び事業者団体を対象として、当委員会主催の説明会を実施しており、令和6年度においては、合計40回の説明会を実施した。

(2) 講師派遣

公正取引委員会は、事業者団体等が開催する説明会等に、当委員会事務総局の職員を講師として派遣しており、令和6年度においては、職員を138回派遣した。

3 フリーランス・事業者間取引適正化等法に係る広報

(1) パンフレット

公正取引委員会は、フリーランス・事業者間取引適正化等法の内容を分かりやすく説明した特定受託事業者及び業務委託事業者向けパンフレットを関係省庁と協力して作成し、当委員会のウェブサイトに掲載したほか、説明会・講師派遣の際に配布した。

(2) 広報用動画

公正取引委員会は、フリーランス・事業者間取引適正化等法に対する特定受託事業者及び業務委託事業者の理解を深めることを目的として、同法の内容を解説する動画を作成し、当委員会のウェブサイト上及び公正取引委員会 YouTube 公式チャンネル(<https://www.youtube.com/c/JFTCchannel/>)に掲載し、配信した。

(3) ウェブサイトの活用

公正取引委員会は、当委員会のウェブサイトに「フリーランスの取引適正化に向けた公正取引委員会の取組」を設け、パンフレット、動画等の資料、フリーランス・事業者間取引適正化等法に関するQ&A等を掲載した。また、同法の考え方についての相談窓口や違反被疑事実についての申出窓口を当委員会のウェブサイトに設置した。

(4) 集中的な広報

公正取引委員会は、フリーランス・事業者間取引適正化等法の令和6年11月1日の施行に向けて、同法の認知度を高めるとともに、違反行為の未然防止を図るため、同年6

月 17 日以降、イラストレーター兼漫画ブロガーの BUSON（ブソン）氏のオリジナルキャラクター「しきぶちゃん」とタイアップし、当委員会のウェブサイト内での同法の特設ウェブサイトの開設、インターネット広告、鉄道車内のビジョン広告等の各種の媒体を活用した広告の掲載等の広報活動を集中的に実施した。

4 フリーランス・事業者間取引適正化等法に係る相談

公正取引委員会では、地方事務所等を含めた全国の相談窓口において、年間を通して、フリーランス・事業者間取引適正化等法に係る相談を受け付けている。令和 6 年度においては、5,018 件に対応した。

第11章 スマホソフトウェア競争促進法に関する業務

第1 概説

スマホソフトウェア競争促進法は、特定ソフトウェア（基本動作ソフトウェア、アプリストア、ブラウザ及び検索エンジン）に係る公正かつ自由な競争の促進を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的として、令和6年6月12日に国会で成立し、同月19日に公布された。同法は、規制対象事業者の指定に関連する規定等を除き、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされている。規制対象事業者の指定に関連する規定については、公布の日から起算して6月を経過した日である同年12月19日に施行された。

スマホソフトウェア競争促進法は、特定ソフトウェアの提供等を行う事業者（「特定ソフトウェア事業者」という。）のうち、特定ソフトウェアの種類ごとに政令で定める一定規模以上の事業を行う者を規制対象事業者として指定することとともに（指定を受けた事業者を「指定事業者」という。）、特定ソフトウェアを巡る競争上の課題に対応するため、指定事業者の禁止行為及び講ずべき措置を定めている。

具体的には、指定事業者の禁止行為として、①取得したデータの不当な使用（同法第5条）、②個別アプリ事業者に対する不正な取扱い（同法第6条）、③他のアプリストアの提供妨害（同法第7条第1号）、④基本動作ソフトウェアにより制御される機能の利用妨害（同条第2号）、⑤指定事業者以外の課金システムの利用制限（同法第8条第1号）、⑥個別アプリ事業者に対する利用者への情報提供制限（同条第2号）、⑦指定事業者以外のブラウザエンジンの利用妨害（同条第3号）、⑧利用者確認の方法の表示義務付け（同条第4号）及び⑨検索結果の表示における自社サービスの優先表示（同法第9条）を定めている。また、指定事業者の講ずべき措置として、⑩データの取得等の条件の開示に係る措置（同法第10条）、⑪取得したデータの移転に係る措置（同法第11条）、⑫標準設定等に係る措置（同法第12条）及び⑬特定ソフトウェアの仕様等の変更等に係る措置（同法第13条）を定めている。

これらの規定に違反する事実が認められた場合には、公正取引委員会は、指定事業者に対し、前記①から⑨までについては排除措置命令をすることができる旨（同法第18条）を、前記③から⑥までについては課徴金納付命令を命じなければならない旨（同法第19条）を、前記⑩から⑬までについては必要な措置を講ずべきことを勧告することができる旨（同法第30条第1項）及び正当な理由なく当該勧告に係る措置を講じなかった場合には命令を行うことができる旨（同条第2項）を定めている。

第2 特定ソフトウェア事業者の指定

「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律第三条第一項の事業の規模を定める政令」（令和6年政令第376号）では、スマホソフトウェア競争促進法において規制対象事業者として指定される特定ソフトウェア事業者の規

模を、年度における各月の国内向けに提供されている特定ソフトウェア（検索エンジンについては、検索エンジンを用いた検索役務）を月1回以上利用するスマートフォンの利用者の数を平均した数が4000万人と定めている。公正取引委員会は、令和7年3月26日、スマホソフトウェア競争促進法第3条第1項の規定に基づき、当該政令で定める規模以上の特定ソフトウェア事業者を同法の規制対象事業者として指定し、同月31日に公表した（第1表参照）。

第1表 指定した特定ソフトウェア事業者

番号	指定事業者の名称	当該指定に係る特定ソフトウェアの種類
1	Apple Inc.	基本動作ソフトウェア、アプリストア、ブラウザ
2	iTunes(株)	アプリストア
3	Google LLC	基本動作ソフトウェア、アプリストア、ブラウザ、検索エンジン

（注）Apple Inc. と iTunes(株)は、共同してアプリストアを提供している。

第3 スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する検討会

公正取引委員会は、スマホソフトウェア競争促進法の施行に向けて、セキュリティの確保や青少年の保護等を図りつつ、特定ソフトウェアに係る競争を促進する観点から、政令又は公正取引委員会規則で定めることとされている事項及びガイドラインの内容について検討を行うことなどを目的として、令和6年9月以降、「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する検討会」（座長 依田高典 京都大学大学院経済学研究科教授（役職は令和7年3月31日時点））を開催しており、令和6年度内に9回にわたって検討を行った。

第4 デジタル競争グローバルフォーラム

公正取引委員会は、令和7年1月31日、東京において、「第1回デジタル競争グローバルフォーラム：規制と国際連携」を開催した（オンラインで同時配信）。

第1回デジタル競争グローバルフォーラムでは、各国・地域の競争当局（注）職員や研究者、実務家、関係事業者等が、「デジタル市場における各国当局による対応と国際連携」、「デジタル規制の運用における企業と当局のコミュニケーションの在り方」及び「デジタル規制をどう『フューチャープルーフ』にするか」という3つのテーマについて議論を行った。

（注）競争・市場庁（英国）、連邦取引委員会（米国）、欧州委員会競争総局及び通信ネットワーク・コンテンツ・技術総局（EU）、競争・消費者委員会（オーストラリア）並びに公正取引委員会（日本）が参加。

第12章 国際関係業務

第1 独占禁止協力協定等

近年、複数の国・地域の競争法に抵触する事案、複数の国・地域の競争当局が同時に審査を行う必要のある事案等が増加するなど、競争当局間の協力・連携の強化の必要性が高まっている。このような状況を踏まえ、公正取引委員会は、二国間独占禁止協力協定等に基づき、関係国の競争当局に対して執行活動等に関する通報を行うなど、外国の競争当局との間で緊密な協力を行っている。我が国が署名・締結した独占禁止協力協定は、第1表のとおりである。

また、公正取引委員会は、競争当局間の協力・連携の強化に向けて、競争当局間の協力に関する覚書等を締結しており、令和6年度も外国の競争当局との覚書の署名に向けた交渉を行った。

第1表 我が国が署名・締結した独占禁止協力協定

協定名	状況
日米独占禁止協力協定	平成11年10月署名 平成11年10月発効
日欧州共同体独占禁止協力協定	平成15年7月署名 平成15年8月発効
日加独占禁止協力協定	平成17年9月署名 平成17年10月発効

第2 競争当局間協議

公正取引委員会は、我が国と経済的交流が特に活発な国・地域の競争当局との間で競争政策に関する協議を定期的に行っている。令和6年度において、第2表のとおり競争当局間協議を行った。

第2表 令和6年度における競争当局間協議の開催状況

相手当局	期日及び場所	公正取引委員会の 主な出席者
米国司法省 米国連邦取引委員会	令和6年9月10日 米国・ワシントンD.C.	委員
中国国家市場監督管理総局	令和6年9月26日～27日 東京	官房審議官
韓国公正取引委員会	令和6年11月21日 東京	委員長
インドネシア事業競争監視委員会	令和6年12月17日、19日～20日 東京、大阪	官房審議官
中国国家市場監督管理総局 韓国公正取引委員会	令和7年3月20日～21日 中国・杭州	官房審議官

第3 経済連携協定等への取組

近年における経済のグローバル化の進展と並行して、地域貿易の強化のため、現在、多くの国が、経済連携協定や自由貿易協定の締結又は締結のための交渉を行っている。

競争政策の観点からは、経済連携協定等が市場における競争を一層促進するものとなることが重要であり、公正取引委員会は、このような観点から我が国の経済連携協定等の締結に関する取組に参画している。令和6年度においては、インド太平洋経済枠組み（I P E F）、日・バングラデシュ経済連携協定、日・GCC経済連携協定及び日・U A E経済連携協定の締結交渉等に参加した。我が国がこれまでに署名・締結した発効済み経済連携協定のうち、第3表に掲げるものには、競争に関する規定が設けられ、両国が反競争的行為に対する規制の分野において協力することが盛り込まれている。

第3表 我が国が署名・締結した発効済み経済連携協定のうち競争に関する規定が設けられているもの

協定名	状況
日・シンガポール経済連携協定	平成14年1月署名 平成14年11月発効（注1）
日・メキシコ経済連携協定	平成16年9月署名 平成17年4月発効
日・マレーシア経済連携協定	平成17年12月署名 平成18年7月発効
日・フィリピン経済連携協定	平成18年9月署名 平成20年12月発効
日・チリ経済連携協定	平成19年3月署名 平成19年9月発効
日・タイ経済連携協定	平成19年4月署名 平成19年11月発効
日・インドネシア経済連携協定	平成19年8月署名 平成20年7月発効
日・ASEAN包括的経済連携協定	平成20年4月署名（注2） 平成20年12月発効（注3）
日・ベトナム経済連携協定	平成20年12月署名 平成21年10月発効
日・スイス経済連携協定	平成21年2月署名 平成21年9月発効
日・インド包括的経済連携協定	平成23年2月署名 平成23年8月発効
日・ペルー経済連携協定	平成23年5月署名 平成24年3月発効

協定名	状況
日・オーストラリア経済連携協定	平成 26 年 7 月署名 平成 27 年 1 月発効
日・モンゴル経済連携協定	平成 27 年 2 月署名 平成 28 年 6 月発効
環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP 協定）	平成 30 年 3 月署名（注 4） 平成 30 年 12 月発効（注 5）
日・EU 経済連携協定	平成 30 年 7 月署名 平成 31 年 2 月発効
日・英包括的経済連携協定	令和 2 年 10 月署名 令和 3 年 1 月発効
地域的な包括的経済連携協定（RCEP 協定）	令和 2 年 11 月署名（注 6） 令和 4 年 1 月発効（注 7）

（注 1）平成 19 年 3 月に両国間で見直しのための改正議定書が署名され、同年 9 月に発効した。競争に関する章については、実施取極において、シンガポール側における競争法導入及び競争当局設立に伴う修正が行われた。

（注 2）平成 20 年 4 月に我が国及び全 ASEAN 加盟国の署名が完了した。

（注 3）平成 20 年 12 月に、我が国、シンガポール、ラオス、ベトナム及びミャンマーについて発効した。その後、平成 21 年 1 月にブルネイ、同年 2 月にマレーシア、同年 6 月にタイ、同年 12 月にカンボジア、平成 22 年 3 月にインドネシア、同年 7 月にフィリピンについてそれぞれ発効した。

（注 4）平成 30 年 3 月、我が国、オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール及びベトナムにより署名された。その後、令和 5 年 7 月に、英国の加入に関する議定書が署名された。

（注 5）平成 30 年 12 月に、我が国、オーストラリア、カナダ、メキシコ、ニュージーランド及びシンガポールについて発効した。その後、令和元年 1 月にベトナム、令和 3 年 9 月にペルー、令和 4 年 11 月にマレーシア、令和 5 年 2 月にチリ、同年 7 月にブルネイについてそれぞれ発効した。その後、令和 6 年 12 月に、英国の加入に関する議定書が、我が国、シンガポール、チリ、ニュージーランド、ベトナム、ペルー、マレーシアブルネイ及びオーストラリアについて発効した。

（注 6）令和 2 年 11 月に、我が国、ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム、中国、韓国、オーストラリア及びニュージーランドにより署名された。

（注 7）令和 4 年 1 月に、我が国、ブルネイ、カンボジア、ラオス、シンガポール、タイ、ベトナム、中国、オーストラリア及びニュージーランドについて発効した。その後、令和 4 年 2 月に韓国、同年 3 月にマレーシア、令和 5 年 1 月にインドネシア、同年 6 月にフィリピンについてそれぞれ発効した。

第 4 多国間関係

1 国際競争ネットワーク（ICN：International Competition Network）

(1) ICN の概要

ICN は、競争法執行における手続面及び実体面の収れんを促進することを目的として平成 13 年 10 月に発足した各国・地域の競争当局を中心としたネットワークであり、令和 6 年度末現在、136 か国・地域から 149 の競争当局が加盟している。また、国際機関、研究者、弁護士等の非政府アドバイザー（NGA：Non-Governmental Advisors）も ICN に参加している。

ICN は、主要な 21 の競争当局の代表者で構成される運営委員会（Steering Group）

により、その活動全体が管理されている。公正取引委員会委員長は、I C Nの設立以来、運営委員会のメンバーとなっている。

また、公正取引委員会委員は、令和5年6月から、I C NとO E C D競争委員会の活動内容の調整役を務めており、I C N及びO E C D競争委員会の会合に出席し、相互の活動内容を報告・共有するなどにより、両者の活動内容の重複を防ぐ役割を果たしている。

I C Nは、運営委員会の下に、テーマごとに、①カルテル作業部会、②企業結合作業部会、③単独行為作業部会、④アドボカシー作業部会及び⑤当局有効性作業部会の五つの作業部会並びにI C Nの組織及び運営等に関する作業部会を設置している。これらの作業部会においては、ウェブ会議、質問票、各国・地域の競争当局からの書面提出等を通じて、それぞれの課題に対する検討が行われているほか、テーマごとにワークショップが開催されている。公正取引委員会は、これらの活動に積極的に取り組んでおり、令和5年10月からはアドボカシー作業部会の共同議長代行を、令和6年5月からは同作業部会の共同議長を務めている。

また、I C Nは、これらの作業部会の成果の報告、次年度のワークプランの策定等のため、年次総会を開催している。第23回年次総会は、令和6年5月にブラジル・コスタドサウイペにおいて開催され、事務総局の職員がスピーカーとして参加した。

令和6年度における主な会議の開催状況は、第4表のとおりである。

第4表 令和6年度におけるI C Nの主な会議の開催状況

会議	期日	場所
第23回年次総会	令和6年5月15日～17日	ブラジル・コスタドサウイペ
サステナビリティワークショップ	令和6年7月2日～3日	ウェブ会議（フランス競争当局主催）
カルテルワークショップ	令和6年10月2日～4日	メキシコ・メキシコシティ
企業結合ワークショップ	令和6年11月13日～15日	台湾・台北
単独行為ワークショップ	令和7年3月12日～14日	ブラジル・リオデジャネイロ

(2) 各作業部会の活動状況

令和6年度における各作業部会の活動状況は、次のとおりである。

ア カルテル作業部会

カルテル作業部会は、カルテルに対する法執行における国内的及び国際的な諸問題に対処することを目的として設置された作業部会である。

令和6年度、同作業部会においては、「事件発掘と制裁のツールキット」に係るプロジェクトに基づくオンラインセミナーが開催され、事務総局の職員が参加した。

また、公正取引委員会は、平成27年に当委員会の主導により設立された「非秘密情報の交換を促進するためのフレームワーク」の運用を行った。

イ 企業結合作業部会

企業結合作業部会は、企業結合審査の効率性を高めるとともに、その手続面及び実体面の収れんを促進し、国際的企業結合の審査を効率化することを目的として設置さ

れた作業部会である。

令和6年度、同作業部会においては、「企業結合審査に関して推奨される慣行」のうち、「単独行動」、「反実仮想」、「市場画定」及び「法的枠組」の章の作成作業が行われ、公正取引委員会は原案に対して意見の提出を行った。

また、令和6年11月、企業結合ワークショップが台湾・台北において開催され、事務総局の職員がスピーカーとして参加した。

ウ 単独行為作業部会

単独行為作業部会は、事業者による反競争的単独行為に対する規制の在り方等について議論することを目的として設置された作業部会である。

令和6年度、同作業部会においては、公正取引委員会が令和3年度に主導した「デジタル市場における競争制限のメカニズム及び是正措置の設計」プロジェクトのフォローアッププロジェクトが行われ、当委員会は追加調査に回答を提出した。また、ICN単独行為ワークブックの排他的取引章の改訂作業に当たり意見を提出した。

また、令和7年3月、単独行為ワークショップがブラジル・リオデジャネイロにおいて開催され、事務総局の職員がスピーカーとして参加した。

エ アドボカシー作業部会

アドボカシー作業部会は、アドボカシー活動（競争唱導・提言）の有効性を向上させることを目的として設置された作業部会である。公正取引委員会は、令和5年10月以降、同作業部会の共同議長代行を、令和6年5月からは同作業部会の共同議長を務めている。

令和6年度、同作業部会においては、公正取引委員会が主導する「競争当局と規制当局との相互作用プロジェクト」に係る各加盟競争当局を対象にしたサーベイ調査が行われるとともに、当委員会が中心となって当該プロジェクトの報告書の取りまとめを進めた。

また、第23回年次総会においては、世界銀行との共催で、各競争当局のアドボカシー活動の成功例に関する2024年アドボカシーコンテストも開催された。

オ 当局有効性作業部会

当局有効性作業部会は、競争政策の有効性に関する諸問題とその有効性を達成するために最もふさわしい競争当局の組織設計を検討することを目的として設立された作業部会である。

令和6年度、同作業部会においては、「執行に係る国際協力の有効化」や「協調的行動による競争の実質的制限」の定量的分析」をテーマとしたオンラインセミナーが開催された。

2 経済協力開発機構（OECD）・競争委員会（COMP : Competition Committee）

- (1) 競争委員会は、OECDに設けられている各種委員会の一つであり、本会合のほか、その下に各種の作業部会を設け、随時会合を行っている。また、競争委員会の各種会合

に加え、OECD加盟国以外の国・地域の参加が可能な競争に関するグローバルフォーラムや、アジア太平洋地域の競争当局を対象としたハイレベル会合も随時開催されている。令和6年度における会議の開催状況は、後記(2)及び(3)のとおり（第5表参照）であり、公正取引委員会からは、委員が出席し、我が国の経験を紹介するなどして、議論に貢献した。

第5表 令和6年度における競争委員会の開催状況

期日	会議
令和6年6月10日～14日	第143回本会合、第77回第2作業部会（競争と規制）、第139回第3作業部会（協力と執行）
令和6年12月2日～6日	第144回本会合、第78回第2作業部会（競争と規制）、第140回第3作業部会（協力と執行）、第23回競争に関するグローバルフォーラム、第9回アジア太平洋競争当局ハイレベル会合

（注）前記会議の開催場所は、全てフランス・パリである。

(2) 令和6年6月の第143回本会合においては、①「競争促進的な産業政策」、②「競争とプライバシー」、③「人工知能、データ及び競争」等が議題とされた。また、同年12月の第144回本会合においては、①「競争法事案における立証の水準及び負担」、②「競争と民主制」等が議題とされた。

(3) 競争委員会に属する各作業部会、競争に関するグローバルフォーラム及びアジア太平洋競争当局ハイレベル会合の令和6年度における主要な活動は、次のとおりである。

ア 第2作業部会では、令和6年6月の会合において、「専門サービスにおける競争と規制」等が議題とされた。また、同年12月の会合においては、「ケア産業における競争と規制」等が議題とされた。

イ 第3作業部会では、令和6年6月の会合において、「独占行為、障壁構築及び地位固定化」等が議題とされた。また、同年12月の会合においては、「反トラストにおける構造推定の利用」等が議題とされた。

ウ 競争に関するグローバルフォーラム（令和6年12月）においては、①「競争と不平等」、②「国際的企業結合」、③「フードサプライチェーンにおける競争」等が議題とされた。

エ アジア太平洋競争当局ハイレベル会合（令和6年12月）においては、「アドボカシー及び経済における国家の役割」に関する議論等が行われた。

3 G7競争サミット

令和6年3月のG7産業・技術・デジタル大臣会合の閣僚宣言において、G7の競争当局や政策立案部局間でAIやデジタル市場の競争に関する更なる議論を促すこと、イタリアでのG7競争サミットの開催を支持することなどが合意されたことを受けて、イタリア

競争・市場保護委員会は、イタリア・ローマにおいて、令和6年10月に、G7の競争当局及び政策立案部局のトップ等が出席するG7競争サミットを開催した。

同サミットに公正取引委員会委員長が出席し、デジタルとAI市場に関する様々な競争上の課題について、G7の競争当局及び政策立案部局のトップ等と議論を行った結果、成果文書として、「デジタル競争共同宣言」が採択された。当該共同宣言では、①AIによるイノベーションの創出、②AIに関する競争上の懸念、③競争とイノベーション促進のための主導原則、④競争当局等の役割（厳正な法執行、国際協力の強化等）等についての考え方が示されている。

（詳細については令和6年10月7日報道発表資料「G7競争サミットの開催結果について」を参照のこと。）

https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13837324/www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/oct/241007_G7_result.html



4 東アジア競争政策トップ会合及び東アジア競争法・政策カンファレンス

東アジア競争政策トップ会合は、東アジア地域等における競争当局のトップ等が一堂に会し、その時々の課題や政策動向等について率直な意見・情報交換を行うことにより、東アジア地域等における競争当局間の協力関係を強化することを目的とするものである。同会合においては、競争法・政策の執行に係る課題等のテーマについて議論が行われている。

東アジア競争法・政策カンファレンスは、競争当局に加え、学界、法曹界等からの出席者を交えて、競争法・政策に係るプレゼンテーション・質疑応答等を行い、東アジア地域における競争法・政策の普及・広報に寄与することを主要な目的とするものである。

公正取引委員会は、東アジア競争政策トップ会合及び東アジア競争法・政策カンファレンスにおいて主導的な役割を果たしている。

令和6年度においては、公正取引委員会は、令和6年7月にマレーシア・クアラルンプールにおいて同国の競争当局等との共催により、第19回東アジア競争政策トップ会合及び第16回東アジア競争法・政策カンファレンスを開催した。

5 アジア太平洋経済協力（APEC）

APECにおいては、APEC域内における競争政策についての理解を深め、貿易・投資の自由化及び円滑化に貢献することを目的として、競争政策・競争法グループ（CPLG）が設置されている。公正取引委員会は、平成28年1月からCPLGの副議長を務めるなど、APECにおける競争政策に関する取組に対して積極的に貢献を行っている。

令和6年度においては、「フォーマルかつグローバルエコノミーへの移行を促進するリ

マ・ロードマップ」やAPEC-CPLGの評価書が取りまとめられ、公正取引委員会は原案に対して意見の提出を行った。

6 国連貿易開発会議（UNCTAD）

UNCTADにおいては、国際貿易、特に開発途上国の国際貿易と経済発展に悪影響を及ぼす制限的商慣行を特定して規制することにより、国際貿易と経済発展に資することを目的として採択された「制限的商慣行規制のための多国間の合意による一連の衡平な原則と規則」（以下「原則と規則」という。）に基づき、そのような制限的商慣行についての調査研究、情報収集等を行うために、競争法・政策に関する政府間専門家会合が設置されている。また、同会合のほか、原則と規則の全ての側面についてレビューを行う国連レビュー会合が5年に1回開催されている。

令和6年度においては、令和6年7月にスイス・ジュネーブにおいて第22回競争法・政策に関する政府間専門家会合が開催され、事務総局官房審議官が同会合にスピーカーとして参加した。

第5 海外の競争当局等に対する技術支援

近年、東アジア地域等の開発途上国において、競争法・政策の重要性が認識されてきていることに伴い、既存の競争法制の見直しや法執行の強化の動きが見られ、これらの国に対する技術支援の必要性は依然として高い。公正取引委員会は、独立行政法人国際協力機構（JICA）を通じて、これらの国の競争当局等に対し、事務総局の職員の派遣や研修の実施等による競争法・政策分野における技術支援活動を行っている。また、当委員会は、平成28年9月から日・ASEAN統合基金（JAIF）を活用した技術支援プロジェクトも実施している。

公正取引委員会による開発途上国に対する具体的な技術支援の概要は、次のとおりである。

1 JICAの枠組みによる技術支援

(1) タイに対する技術支援

公正取引委員会は、令和3年11月から、事務総局の職員1名をJICA長期専門家としてタイの競争当局に累次派遣し、現地における技術支援を実施している。また、当委員会は、令和6年5月、同年9月及び令和7年3月に、タイ・バンコクにおいて開催された現地セミナーに事務総局の職員を派遣した。

(2) マレーシアに対する技術支援

公正取引委員会は、令和4年11月から令和6年10月まで、事務総局の職員1名をJICA長期専門家としてマレーシアの競争当局に派遣し、現地における技術支援を実施した。また、当委員会は、令和6年9月、マレーシア・クアラルンプールにおいて開催された現地セミナーに事務総局の職員を派遣した。

(3) フィジーに対する技術支援

公正取引委員会は、令和6年5月、フィジー・スバにおいて開催された現地セミナーに事務総局の職員を派遣した。また、当委員会は、令和7年1月、フィジーの競争当局の職員7名を我が国に招へいし、競争法・政策に関する研修を実施した。

(4) 課題別研修

公正取引委員会は、平成6年度以降、競争法制を導入しようとする国や既存の競争法制の強化を図ろうとする国の競争当局の職員等を我が国に招へいし、競争法・政策に関する研修を実施している。令和6年度においては、開発途上国6か国から6名の参加を得て、令和6年10月に東京及び近畿地区において実施した。

(5) その他の開発途上国に対する技術支援

令和7年2月、ウズベキスタンの汚職対策庁の職員等向け訪日研修において、事務総局の職員が入札談合等関与行為防止法等について説明を行った。また、公正取引委員会は、令和7年3月、スリランカ・コロンボにおいて開催された現地セミナーに事務総局の職員を派遣した。

2 J A I Fを活用した技術支援

公正取引委員会は、令和5年4月に開始したJ A I Fを活用した技術支援プロジェクト（第3期）を支援してきたところ、令和6年度においては、令和7年1月に開催されたオンラインワークショップに事務総局の職員がスピーカーとして参加した。

3 開発途上国に対するその他の技術支援

公正取引委員会は、東アジア地域の開発途上国に対する技術支援として、令和6年4月、5月及び10月並びに令和7年3月、OECD韓国政策センターが主催する競争法・政策に関するセミナーに官房審議官等の事務総局の職員を派遣した。

第6 海外調査

公正取引委員会は、競争政策の企画・運営に資するため、諸外国・地域の競争政策の動向、競争法制及びその運用状況等について情報収集や調査研究を行っている。令和6年度においては、米国、EU、その他主要なOECD加盟諸国やアジア各国を中心として、競争当局の政策動向、競争法関係の立法活動等について調査を行い、その内容の分析及びウェブサイト等による紹介に努めた。

第7 海外への情報発信

公正取引委員会は、我が国の競争政策の状況を広く海外に周知することにより当委員会の国際的なプレゼンスを向上させるため、報道発表資料や所管法令・ガイドライン等を英訳し、当委員会の英文ウェブサイトに掲載している。令和6年度においては、前年度に引

き続き、英語版報道発表資料等の一層の充実及び速報化に努めた。

このほか、諸外国・地域の競争当局、弁護士会等が主催するセミナー等に積極的に公正取引委員会委員や官房審議官等の事務総局の職員を派遣するなどの活動を、第6表のとおり行った。

第6表 令和6年度における諸外国・地域の競争当局、弁護士会等が主催する主要なセミナー等への派遣状況

期日	場所	会議	出席者
令和6年4月10日～12日	米国・ワシントン D. C.	A B A 反トラスト法部会春季会合	委員
令和6年6月24日～26日	スペイン・バルセロナ	A B A / I B A 共催国際カルテルワークショップ	事務総局の職員
令和6年6月25日～26日	台湾・台北	Taiwan International Conference on Competition Policy and Law	事務総局の職員
令和6年7月5日～7日	ギリシャ・クレタ島	CRESSE 2024 Conference	委員
令和6年7月15日～16日	タイ・バンコク	TCCT Competition Policy Symposium	事務総局の職員
令和6年8月27日～28日	シンガポール	G C R Live Law Leaders Asia-Pacific 2024	事務総局の職員
令和6年9月10日～11日	中国・武漢	中国競争政策フォーラム	官房審議官
令和6年9月11日～13日	米国・ニューヨーク	フォーダム競争法研究所競争当局トップ研究集会	委員
令和6年11月7日	香港	Antitrust in Asia	委員
令和6年12月12日	韓国・ソウル	A B A 反トラスト法部会グローバル・セミナー・シリーズ	委員
令和6年12月13日～15日	韓国・ソウル	Asia-Pacific Industrial Organization Conference 2024	委員
令和7年1月17日	フランス・パリ	Substance Over Slogans	委員
令和7年2月5日～6日	フィリピン・マニラ	2025 Manila Forum on Competition in Developing Countries	事務総局の職員
令和7年2月25日～26日	香港	Hong Kong Competition Exchange 2025	委員

第13章 広報・広聴に関する業務

1 概要

公正取引委員会は、独占禁止法等に対する企業関係者の理解を深めて同法等の違反行為の未然防止を図るとともに、今後の競争政策の有効かつ適切な推進に資するため、広く国民に情報提供を行い、国民各層からの意見、要望の把握、小中学生を含めた幅広い国民各層の競争政策に対する理解の増進に努めているところである。広報・広聴業務の主なものは、次のとおりである（海外向け広報については第12章第7参照）。

2 記者会見

事務総長定例記者会見を毎週水曜日に開催している。

3 報道発表

公正取引委員会は、独占禁止法違反事件及び下請法違反事件に係る法的措置、企業結合に係る審査結果、独占禁止法を始めとする関係法令に係る各種ガイドライン、実態調査報告書等の内容について、幅広く報道発表を行っている。令和6年度においては、364件の報道発表を行った。

4 講師派遣

事業者団体等の要請に対応して、講演会、研修会等に職員を講師として派遣し、独占禁止法等について広報を行った。

5 各委員制度等及びその運用状況

(1) 独占禁止政策協力委員制度

競争政策への理解の促進と地域の経済社会の実状に即した政策運営に資するため、平成11年度から、独占禁止政策協力委員制度を設置し、公正取引委員会に対する独占禁止法等の運用や競争政策の運営等に係る意見・要望の聴取等を行っている。令和6年度においては、各地域の有識者149名に対して独占禁止政策協力委員を委嘱し、意見聴取等を147件実施した。

(2) 消費者アドバイザー

競争政策は、一般消費者に多様な選択肢を提供することを通じ、最終的には一般消費者の利益を確保することを目的とするものであることを踏まえ、平成30年5月以降、主要消費者団体等の推薦を得て、消費者アドバイザーを委嘱している。消費者アドバイザーからは、最近の消費者問題の動向や独占禁止法及び競争政策に関連すると思われる消費者問題に関する知見を聴取すること等によって、公正取引委員会の行政運営等にかすこととしている。令和6年度においては、11名の消費者アドバイザーから意見聴取を実施した。

(3) その他の制度

公正取引委員会は、独占禁止政策協力委員制度のほか、下請取引等改善協力委員制度、独占禁止法相談ネットワーク制度等を通じて、事業者等に対して当委員会の活動状況等について広報を行うとともに、意見・要望等を聴取し、施策の実施の参考としている。

6 各種懇談会等の実施

(1) 独占禁止懇話会

ア 概要

経済社会の変化に即応して競争政策を有効かつ適切に推進するため、公正取引委員会が広く各界の有識者と意見を交換し、併せて競争政策の一層の理解を求めることを目的として、昭和43年度以降、毎年開催している。

イ 開催状況

令和6年度においては、独占禁止懇話会を3回開催した。

(2) 経済団体及び消費者団体等との意見交換会

ア 概要

経済団体及び消費者団体等との意見交換会を通して、公正取引委員会の取組についてより一層の理解を求め、また、幅広く意見及び要望を把握して今後の競争政策の有効かつ適切な推進を図るとともに、これら団体と継続的な関係を構築することを目的として実施している。

イ 開催状況

令和6年度においては、経済団体（4団体）との意見交換会を5回実施したほか、消費者団体等（10団体）との意見交換会を1回実施した。そのほか、経済団体等に対し公正取引委員会の取組について説明を行った。

(3) 地方有識者との懇談会

ア 概要

地方有識者と公正取引委員会の委員等との懇談会を通して、競争政策についてより一層の理解を求めるとともに、幅広く意見及び要望を把握し、今後の競争政策の有効かつ適切な推進を図るため、昭和47年度以降、毎年、全国各地において開催している。

イ 開催状況

令和6年度においては、全国9都市（北海道函館市、盛岡市、群馬県高崎市、津市、京都市、鳥取市、高知市、鹿児島市及び那覇市）において、公正取引委員会の最近の活動状況等について、各地の主要経済団体、学識経験者、報道関係者等の有識者と当委員会の委員等との意見交換を行った。

このほか、地方事務所長等の事務総局の職員と有識者との懇談会（全国各地区）を98回開催した。

(4) 弁護士会等との懇談会

独占禁止法等に対する弁護士等の認知度を向上させるとともに、その相談・情報収集体制を強化することを目的として、平成23年度から本格的に行っている。

令和6年度においては、弁護士会との懇談会を18回開催した。

(5) 事業者の工場等への訪問及び懇談会

令和6年度においては、現場の事業者の声に耳を傾ける広聴という観点から、公正取引委員会の委員等が地方有識者との懇談会で地方に赴く機会を利用し、事業者の工場等を訪問し懇談する取組を19回行った。

7 一日公正取引委員会

(1) 概要

本局及び地方事務所等の所在地以外の都市における独占禁止法等の普及啓発活動や相談対応の一層の充実を図るため、独占禁止法講演会、下請法基礎講習会、フリーランス・事業者間取引適正化等法説明会、入札談合等関与行為防止法研修会、消費者セミナー、独占禁止法教室、報道機関との懇談会、相談コーナー等を、開催地のニーズを踏まえるなどしてプログラムを組み、1か所の会場で開催している。

(2) 開催状況

令和6年度においては、北海道函館市、盛岡市、群馬県高崎市、津市、京都市、松江市、徳島市及び鹿児島市において、合計8回の一日公正取引委員会を開催した。

8 消費者セミナー

一般消費者に独占禁止法の内容や公正取引委員会の活動について、より一層の理解を深めてもらうため、対話型・参加型のイベントとして開催している。

令和6年度においては、合計88回開催した。

9 独占禁止法教室（出前授業）

中学校等の授業に職員を講師として派遣し、市場経済の基本的な考え方における競争の必要性等について授業を行っている。また、大学（大学院等を含む。）における独占禁止法等の講義等に職員を講師として派遣し、競争法の目的、公正取引委員会の最近の活動状況等について講義を行っている。

令和6年度においては、中学生向けに合計50回、高校生向けに合計46回、大学生等向けに合計143回開催した。

10 庁舎訪問学習

中学校等からの依頼を受けて、公正取引委員会の庁舎において、市場経済の基本的な考え方における競争の必要性についての説明や当委員会委員との懇談を行うとともに、委員会会議室などの職場見学に対応した。

11 広報資料の作成・配布

(1) パンフレット

独占禁止法等や公正取引委員会に対する一般の理解を深めるため、「知ってなっとく独占禁止法」、「知って守って下請法」等を作成し、事業者、一般消費者等に広く配布しているほか、中学生向け副教材として「わたしたちの暮らしと市場経済」を作成し、中学校等に配布している。

また、競争の大切さや独占禁止法の内容を楽しく学んでもらえるよう「うんこドリル」と連携して「日本一楽しい競争のルールドリル」を作成し、独占禁止法教室等で配布している。

(2) 広報用動画

独占禁止法及び下請法の概要を紹介する動画を作成し、事業者団体、消費者団体等に対してDVDの貸出しを行っている。

また、これらの動画を公正取引委員会のウェブサイト上及び当委員会 YouTube 公式チャンネルに掲載し、配信している。

YouTube 公式チャンネル

<https://www.youtube.com/c/JFTCchannel>



(3) ウェブサイト及びソーシャルメディアによる情報発信

公正取引委員会の活動状況を適切なタイミングで国民の幅広い層に対し積極的に発信することを目的として、ウェブサイトにおいて報道発表資料を含む各種の情報を掲載しているほか、平成26年6月からX（旧 Twitter）及び Facebook の運用を開始し、報道発表等の当委員会に関連する様々な情報を発信している。

さらに、平成27年5月から YouTube の運用を開始し、独占禁止法、下請法及びフリーランス・事業者間取引適正化等法の概要を紹介する動画を配信している。

また、令和6年度においては、小学生、中学生及び高校生など、将来の経済活動の担い手となる若者も含め、一般の消費者に公正取引委員会に親しみを持ってもらい、当委員会のイメージ向上を図ることを目的として、当委員会公式マスコットキャラクターである「どっきん」のペーパークラフトを作成し、ウェブサイトのキッズコーナーに掲載した。

第14章 相談その他の業務

第1 独占禁止法及び関係法令に関する相談等

事業者、事業者団体、一般消費者等から寄せられる独占禁止法及び関係法令に関する相談等に対しては、文書又は口頭により回答している。また、ウェブサイトでも意見等の受付を行っている。

また、平成12年度から申告の処理に関する疑問、苦情等の申出を受け付けるため、官房総務課（地方事務所・支所においては総務課、内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引課においては総務係）に申出受付窓口を設置し、公正取引委員会が指名する委員等をもって構成する審理会において、当該処理が適正であったかどうかを点検している。

第2 事業活動に関する相談状況

1 概要

公正取引委員会は、独占禁止法等違反行為の未然防止を図るため、事業者及び事業者団体が実施しようとする具体的な行為に関する相談に対応し、実施しようとする行為に関して、独占禁止法等の考え方を説明している。

2 事前相談制度

公正取引委員会は、平成13年10月から当委員会が所管する法律全体を対象として整備された「事業者等の活動に係る事前相談制度」を実施している。

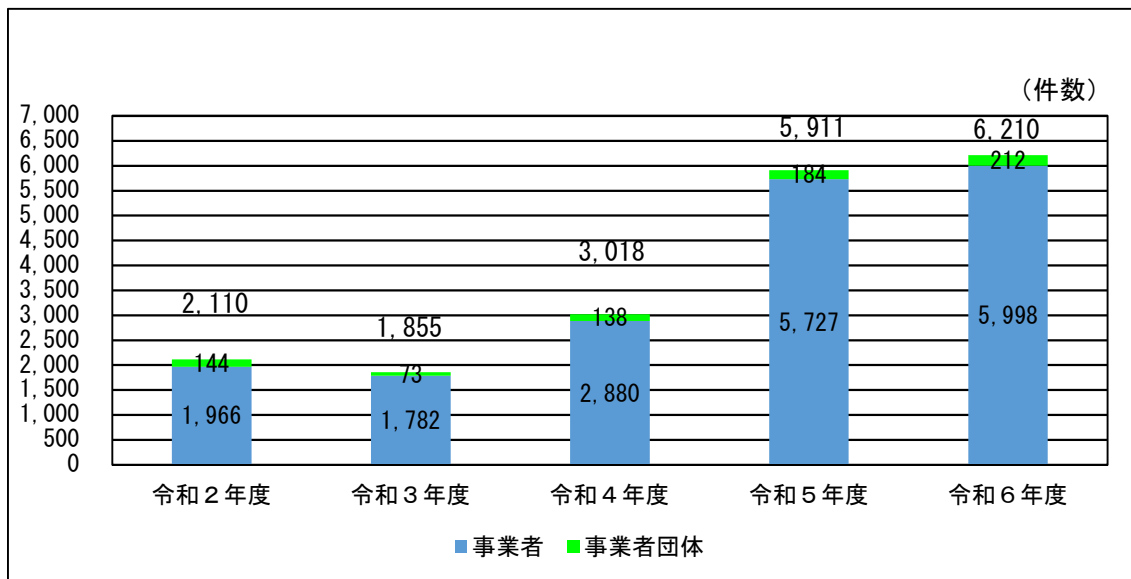
本制度は、事業者及び事業者団体が実施しようとする具体的な行為が、前記法律の規定に照らして問題がないかどうかの相談に応じ、原則として、事前相談申出書を受領してから30日以内に書面により回答し、その内容を公表するものである。

令和6年度においては、一般社団法人日本種苗協会から、同会が、会員事業者のうち野菜種子部会に所属する事業者に対し、特定の野菜品目類ごとの種子に係る生産地域ごとの作柄について、選択式による任意回答のアンケートを実施し、その結果を集計したものに客観的な統計処理等を行った情報を同部会に所属する事業者に共有しようとするについて、本制度を利用した相談が寄せられた。公正取引委員会は、本件相談に係る行為について、独占禁止法第8条第1号の観点から検討を行い、令和6年12月23日、同法上問題となるものではない旨の回答を行うとともに、その内容を公表した。

3 独占禁止法に係る相談の概要

令和6年度に受け付けた相談件数は、事業者の行為に関するもの5,998件、事業者団体の行為に関するもの212件の計6,210件である（第1図参照）。

第1図 独占禁止法に係る相談件数の推移（企業結合に関する相談を除く。）



4 相談事例集

公正取引委員会は、事業者等から寄せられた相談のうち、他の事業者等の参考になると思われるものを相談事例集として取りまとめ、公表している（令和5年度における相談（令和5年度相談事例集）について、令和6年6月13日公表）。

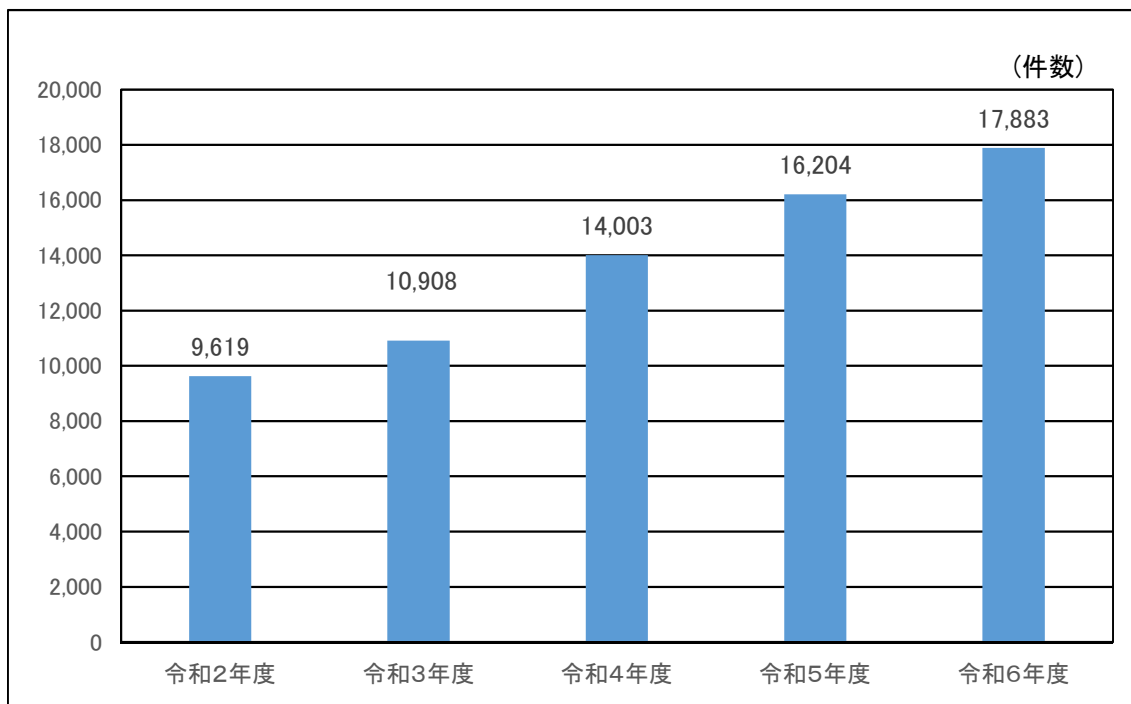
令和5年度相談事例集に掲載された相談としては、事業者の活動に関するものとして、輸送用機械メーカーによる二酸化炭素を排出しない燃料を使用する新技術のための共同研究に関する相談、事業者団体の活動に関するものとして、事業者団体による会員の価格転嫁交渉を促すため、取引先に対する要請額の算出手順の例を公表する取組に関する相談等がある。

5 下請法に係る相談の概要

令和6年度に下請法に関して事業者等から受け付けた相談件数は、1万7883件である（第2図参照）。

この中には、例えば、下請法の適用範囲に関する相談、発注書面の記載方法に関する相談、下請代金の支払期日に関する相談、適正な価格転嫁に関する相談、インボイス制度への対応に関する相談等がある。

第2図 下請法に係る相談件数の推移



6 独占禁止法相談ネットワーク

公正取引委員会は、商工会議所及び商工会の協力の下、独占禁止法相談ネットワークを運営しており、独占禁止法等に関する中小事業者からの相談に適切に対応することができるように、全国の商工会議所及び商工会が有する中小事業者に対する相談窓口を活用し、独占禁止法等に関する相談を受け付けている。また、令和6年度においては、全国の商工会議所及び商工会へのリーフレットの配布等を行った。

7 フリーランス・事業者間取引適正化等法に係る相談

令和6年度にフリーランス・事業者間取引適正化等法に関して事業者等から受け付けた相談件数は、5,018件である。

この中には、例えば、フリーランス・事業者間取引適正化等法の適用範囲に関する相談、取引条件の明示方法に関する相談、報酬の支払期日に関する相談等がある。

第15章 景品表示法に関する業務

第1 概説

景品表示法は、平成21年9月、消費者の利益の擁護及び増進、商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保並びに消費生活に密接に関連する物資の品質の表示に関する事務を一体的に行うことを目的として消費者庁が設置されたことに伴い、公正取引委員会から消費者庁に移管された。消費者庁への移管に伴い、景品表示法の目的は、「商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護すること」とされた。

平成26年の景品表示法の改正から、一定期間が経過したことに加え、デジタル化の進展等の景品表示法を取り巻く社会環境の変化等を踏まえた消費者利益の保護を図る観点から、令和5年2月28日、不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案が第211回通常国会に提出され、同年5月10日に成立し（令和5年法律第29号。以下「令和5年景品表示法改正法」という。）、令和6年10月1日に施行された。

令和5年景品表示法改正法により、事業者の自主的な取組を促進し、迅速に問題を是正するための確約手続、違反行為に対する抑止力を強化するため、繰り返し違反行為を行う事業者に対する課徴金額の加算規定、悪質な不当表示に対する直罰規定、円滑な法執行の実現に向けた規定の整備等として、適格消費者団体による開示要請規定等が新設された。

1 景品表示法違反被疑事件の調査

景品表示法は、不当な顧客の誘引を防止するため、景品類の提供について、必要と認められる場合に、内閣府告示（注1）により、景品類の最高額、総額、種類、提供の方法等について制限又は禁止し（同法第4条）、また、商品又は役務の品質、規格その他の内容又は価格その他の取引条件について一般消費者に誤認される不当な表示を禁止している（同法第5条）。

公正取引委員会は、消費者庁長官から景品表示法違反被疑事件に係る調査権限の委任を受け、景品表示法の規定に違反すると疑われる行為について必要な調査等を行っている。

調査の結果、景品表示法の規定に違反する行為があるときは、消費者庁長官は措置命令を行う（同法第7条第1項）ほか、違反のおそれのある行為等がみられた場合には関係事業者に対して指導を行っている。

また、事業者が、同法第5条の規定に違反する行為（同条第3号に該当する表示に係るものを除く。以下「課徴金対象行為」という。）をしたときは、消費者庁長官は、当該事業者に対し、当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の売上額に3%（注2）を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない（同法第8条第1項）。

さらに、消費者庁長官は、同法第22条第1項の規定に基づき事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要があると認めるときは、当該事業者に対し、

その措置について必要な指導及び助言をすることができる（同法第23条）。また、消費者庁長官は、事業者が正当な理由がなくて同法第22条第1項の規定に基づき事業者が講ずべき措置を講じていないと認めるときは、当該事業者に対し、景品類の提供又は表示の管理上必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができるとともに（同法第24条第1項）、勧告を行った場合において当該事業者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる（同条第2項）。

加えて、同法第4条又は第5条の規定に違反する疑いのある行為をした事業者が是正措置計画を申請し（同法第27条第1項）、消費者庁長官から認定を受けたときは（同条第3項）、当該行為について、措置命令及び課徴金納付命令の適用を受けないこととする（同法第28条）、迅速に問題を是正する確約手続が導入されている。

（注1）消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律による改正前の景品表示法に基づく従来の公正取引委員会告示は、経過措置により引き続き効力を有する。

（注2）過去10年以内に課徴金納付命令を受けたことがある事業者の場合は4.5%（同法第8条第5項）。

2 公正競争規約制度

景品表示法第36条の規定に基づき、事業者又は事業者団体は、景品類又は表示に関する事項について、公正取引委員会及び消費者庁長官の認定を受けて、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択と、事業者間の公正な競争を確保するため、協定又は規約を締結し、又は設定することができる。当委員会は、協定又は規約（以下これらを総称して「公正競争規約」という。）の認定に当たり、事業者間の公正な競争の確保等の観点から審査を行っている。

第2 景品表示法違反被疑事件の処理状況

令和6年度において、消費者庁が措置命令を行った26件のうち、公正取引委員会及び消費者庁による調査の結果を踏まえたものは5件であり、消費者庁が指導を行った339件のうち、当委員会及び消費者庁による調査の結果を踏まえたものは12件である（第1表及び第2表参照）。

また、令和6年度において、消費者庁が課徴金納付命令を行った7件（19億2696万円）のうち、公正取引委員会及び消費者庁による調査の結果を踏まえたものは2件（16億8992万円）である（第1表及び第3表参照）。

さらに、令和6年度において、景品表示法第22条第1項の規定に基づき事業者が講ずべき措置に関して、消費者庁が指導を行った22件のうち、公正取引委員会及び消費者庁による調査の結果を踏まえたものは9件である。

第1表 令和6年度において公正取引委員会が調査に関わった景品表示法違反被疑事件の処理状況

事件	措置命令	指導	合計	課徴金納付命令	
				件数	課徴金額
表示事件	5 (26)	11 (337)	16 (363)	2 (7)	16億8992万円 (19億2696万円)
景品事件	0 (0)	1 (2)	1 (2)		
合計	5 (26)	12 (339)	17 (365)	2 (7)	16億8992万円 (19億2696万円)

(注) () 内は消費者庁が行った措置件数の総数・課徴金の総額

第2表 令和6年度に消費者庁により措置命令が行われた事例のうち公正取引委員会が調査に関わったもの

一連番号	措置日 (事業者名)	事件概要	違反 法条
1	令和6年5月30日 (株那覇直葬センター)	(株那覇直葬センターは、「直葬プラン」又は「火葬プラン」と称する葬儀サービス（以下本事件概要欄において「本件役務」という。）を一般消費者に提供するに当たり、 (1) 令和5年3月4日、同月18日、同年5月20日、同月27日、同年6月10日及び同月24日に配布された日刊新聞紙に折り込んだチラシにおいて、例えば、仏具がある部屋に安置された棺の写真、合掌する複数の人物の写真及び供花がある部屋に安置された棺の写真と共に、「直葬」、「火葬プラン 77,000円（税込）」等と表示することにより、あたかも、本件役務の提供に当たって、個室で遺体と面会する場合（当該個室に供花又は仏具を置く場合を含む。）でも7万7000円以外に追加料金が発生しないかのように表示していた。 実際には、個室で遺体と面会する場合には個室の料金が追加で発生し、加えて、当該個室に供花又は仏具を置く場合には供花又は仏具の料金が追加で発生するものであった。 (2) 令和5年4月25日から同年5月11日までの間、「那覇直葬センター」と称する自社ウェブサイトにおいて、「直葬プラン 70,000円（税別）77,000円（税込）」及び「通常価格 180,000円（税込198,000円）」と表示することにより、あたかも、「通常価格」と称する価額は、同社において本件役務について通常提供している価格であり、実際の提供価格が当該通常提供している価格に比して安いかのように表示していた。 実際には、「通常価格」と称する価額は、同社において本件役務について提供された実績のないものであった。 （詳細については令和6年5月30日報道発表資料「(株那覇直葬センターに対する景品表示法に基づく措置命令について」を参照のこと。） https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13980273/www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/may/240530okinawa.html 	第5条 第2号
2	令和6年7月19日 (株キャリカレ)	(株キャリカレは、「メンタル総合心理[®]」と称する通信講座等の10役務（以下これらを併せて「本件10役務」という。）を一般消費者に提供するに当たり、自社ウェブサイトにおいて、 (1) 本件10役務については、例えば、「メンタル総合心理[®]」と称する通信講座について、遅くとも令和5年7月13日から同月14日までの間、「7/14 13:59まで 最大41%OFF! 夏得キャンペーン 通常価格59,500円	第5条 第2号

一連 番号	措置日 (事業者名)	事件概要	違反 法条
		→ 41,000円(税込) (月々1,980円×24回) 31%OFF」等と表示するなど、あたかも、「通常価格」と称する価額は、自社ウェブサイトを通じて受講を申し込んだ場合において、本件10役務について通常提供している価格であり、「通常価格」と称する価額から割り引いた提供価格が当該通常提供している価格に比して安いかのように表示していたが、実際には、「通常価格」と称する価額は、自社ウェブサイトを通じて受講を申し込んだ場合において、本件10役務について提供された実績のないものであった。 (2) 本件10役務のうち5役務(以下「本件5役務」という。)については、例えば、「メンタル総合心理[®]」と称する通信講座について、遅くとも令和6年1月5日から同月24日までの間、「1/24 23:59まで お正月キャンペーン \35%OFF/ ハガキ申込価格59,500円 → 38,600円(税込) (月々1,860円×24回)」等と表示するなど、あたかも、表示された期限内に受講を申し込んだ場合に限り、「ハガキ申込価格」と称する価額から割り引いた提供価格で本件5役務の提供を受けることができるかのように表示していたが、実際には、表示された期限後に受講を申し込んだ場合であっても、「ハガキ申込価格」と称する価額から割り引いた提供価格で本件5役務の提供を受けることができるものであった。 (詳細については令和6年7月19日報道発表資料「㊤キャリアカレに対する景品表示法に基づく措置命令について」を参照のこと。) https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13980273/www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/jul/240528_chugoku_keihyou.sample.html 	
3	令和6年8月6日 (㊤ジェイコムウエスト)	(㊤ジェイコムウエストは、家庭用の都市ガスの小売供給のうち、「J:COM ガス まとめトク料金コース」と称するガス料金を適用する都市ガスの小売供給(以下本事件概要欄において「本件役務」という。)を一般消費者に提供するに当たり、令和4年11月11日から令和5年1月19日までの間、JCOM (㊤)のウェブサイトにおいて、「POINT1 J:COM ガスのまとめトク料金コースなら年間3,420円(税込)おトクに!」、「大阪ガスの一般料金をご契約中のご家庭で、毎月のガス使用量が16㎡を超える場合は、J:COM ガスのまとめトク料金コースをご契約いただくとおトクになります。」等と表示することにより、あたかも、毎月のガス使用量が16㎡を超える場合の本件役務のガス料金は、大阪瓦斯(㊤)が提供する家庭用の都市ガスの小売供給のうち、「一般料金」と称するガス料金を適用する都市ガスの小売供給のガス料金(以下「大阪ガス一般料金」という。)より低額であるかのように表示していた。 実際には、令和4年11月11日から令和5年1月19日までの間において、本件役務のガス料金を適用される原料費調整単価が大阪ガス一般料金に適用される原料費調整単価を上回るため、月のガス使用量の多寡にかかわらず、本件役務のガス料金は大阪ガス一般料金より高額であった。 (詳細については令和6年8月7日報道発表資料「㊤ジェイコムウエストに対する景品表示法に基づく措置命令について」を参照のこと。) https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13980273/www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/aug/240807_kinki_keihyo.html 	第5条 第2号

一連 番号	措置日 (事業者名)	事件概要	違反 法条
4	令和7年2月28日 (長谷川産業㈱)	長谷川産業㈱は、家具等の53商品（以下「本件53商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、自社ウェブサイトにおいて、例えば、「回転オフィスチェア ミッテ2」と称する商品について、遅くとも令和6年5月18日から同年8月1日までの間に、「通常価格：¥25,190 10%税込（＋送料 ¥2,310～） ¥18,590 10%税込（＋送料 ¥2,310～）」と表示するなど、あたかも、「通常価格」と称する価額（以下「通常価格」という。）は、本件53商品について通常販売している価格であり、実際の販売価格が当該通常販売している価格に比して安いかのように表示していた。 実際には、通常価格は、本件53商品について最近相当期間にわたって販売された実績のないものであった。 （詳細については令和7年2月28日報道発表資料「長谷川産業㈱に対する景品表示法に基づく措置命令について」を参照のこと。） https://warp.ndl.go.jp/info:ndl:pid/14061977/www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/feb/250228_hokkaido_keihyo.html 	第5条 第2号
5	令和7年3月27日 (㈱ユニットコム)	㈱ユニットコムは、「iiyamaPC」と称するパソコン（「キャンパス PC」と称するパソコン及び「コラボゲーミング PC」と称するパソコン並びに中古品及びアウトレット品を除く。以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、自社ウェブサイトにおいて、例えば、令和4年9月5日から同年10月3日までの間、「決算特別感謝祭 期間限定 10/3（月）10：59迄 今なら対象機種をご購入で 最大10,000円分相当 還元！」等と表示するなど、あたかも、キャンペーンの期限内に本件商品を購入した場合に限り、本件商品の購入金額等の条件に応じて、期限後よりも有利である金額相当のポイント、商品券又はポイント及び商品券が提供されるかのように表示していた。 実際には、キャンペーンの期限後に本件商品を購入した場合においても、上記表示内容と同一の条件を満たすことにより、期限内と同額又はそれ以上の金額相当のポイント、商品券又はポイント及び商品券が提供されるものであった。 （詳細については令和7年3月27日報道発表資料「㈱ユニットコムに対する景品表示法に基づく措置命令について」を参照のこと。） https://www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/mar/250327_kinki_keihyo.html 	第5条 第2号

第3表 令和6年度に消費者庁により課徴金納付命令が行われた事例のうち公正取引委員会が調査に関わったもの

一連 番号	命令日 (事業者名)	事件概要	課徴金額
1	令和6年5月28日 (中国電力㈱)	中国電力㈱は、自社が供給する家庭用の電気の小売供給のうち、「ぐっとずっと。プラン スマートコース」と称する電気料金を適用する電気の小売供給（以下「スマートコース」という。）及び「ぐっとずっと。プラン シンプルコース」と称する電気料金を適用する電気の小売供給（以下「シンプルコース」という。）の各役務を一般消費者に提供するに当たり、 (1) スマートコースについては、例えば、令和4年4月1日から同年6月19日までの間、自社ウェブサイトにおいて、「ご家庭のお客さまに最も多くご契約いただいている『従量電灯 A』よりも、1年間で約1,200円おトクになる新コースです。」「電気のご使用量が比較的小なく、時間帯を気にせずに電気をご使用になりたいお客さま（月平均ご使用電力量400kWh 以下）におすすめです。」等と表示することにより、あたかも、少なくとも月平均の使用電力量が400kWh 以下の場合のスマートコースの電気料金は「従量電灯 A」と称する電気料金を適用する電気の小売供給（以下「従量電灯 A」という。）の電気料金より安価であるかのように表示をしていた。 (2) シンプルコースについては、例えば、令和4年4月1日から同月27日までの間、パンフレットにおいて、『「従量電灯 A」で電気をたくさん使うご家庭なら年間約10,000円おトクに！』、「ご家族が多いご家庭や、昼間は家にいることが多いお客さまなど、ご使用量が月平均400kWh を超えるお客さまにおすすめです。」等と表示することにより、あたかも、少なくとも月平均の使用電力量が400kWh を超える場合のシンプルコースの電気料金は従量電灯 A の電気料金より安価であるかのように表示をしていた。 実際には、令和4年4月1日から令和5年1月12日までの間においてスマートコース及びシンプルコースに適用される燃料費調整額が従量電灯 A に適用される燃料費調整額を上回るため、スマートコースにおいて月平均の使用電力量が400kWh 以下の場合であってもスマートコースの電気料金が、また、シンプルコースにおいて月平均の使用電力量が400kWh を超える場合であってもシンプルコースの電気料金が、それぞれ従量電灯 A の電気料金より安価にならない場合があった。 （詳細については令和6年5月28日報道発表資料「中国電力㈱に対する景品表示法に基づく課徴金納付命令について」を参照のこと。） https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13980273/www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/may/240528_chugoku_keihyou.html 	16億5594 万円
2	令和6年12月3日 (北海道電力㈱)	北海道電力㈱は、家庭用の電気及び都市ガスの小売供給（以下本事件概要欄において「本件役務」という。）を一般消費者に提供するに当たり、例えば、令和2年12月3日から同月5日、同月7日から同月12日、同月14日から同月19日及び同月21日から同月23日までの間、電気の検針票に併せて配布した「あなたのでんき 2020年 冬号 Vol. 406」と称するリーフレットにおいて、「電気もガスもまとめてほくでんがおトク！」「ガスのご契約が北海道ガスの『一般料金』のお客さまがおトクになる ガスとくバック」、「 ほくでんガス+ほく	3398万円

一連 番号	命令日 (事業者名)	事件概要	課徴金額
		でんの電気料金プランエネとくポイントプランのセットで ガス料金が北海道ガスの『一般料金』より5%おトクに！ 電気とガス合わせたら年間約6,000円相当おトク！」と表示するなど、あたかも、都市ガスの小売供給に関する契約先を北海道瓦斯㈱から北海道電力㈱に切り替え、同社と本件役務をセットで契約するだけで、同社と本件役務をセットで契約する前の電気料金と都市ガス料金の合計金額又は電気料金の金額に比べ、年間で「おトク」と記載された金額相当分の利益を得られるかのように表示していた。 実際には、「おトク」と記載された金額には、ポイントサービスに加入した上で、毎月のログイン、おおむね毎週配信されるコラムの閲覧等を行わなければ付与されないポイント相当分が含まれており、同社と本件役務をセットで契約するだけで、同社と本件役務をセットで契約する前の電気料金と都市ガス料金の合計金額又は電気料金の金額に比べ、年間で「おトク」と記載された金額相当分の利益を得られるものではなかった。 (詳細については令和6年12月3日報道発表資料「北海道電力㈱に対する景品表示法に基づく課徴金納付命令について」を参照のこと。) https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/13980273/www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/dec/241203_hokkaido_keihyou.html 	

第3 公正競争規約の認定

1 概要

令和7年3月末現在、103件（景品関係37件、表示関係66件）の公正競争規約が認定されている（附属資料6参照）。これらの公正競争規約に参加する事業者又は事業者団体により、公正競争規約の運用団体として公正取引協議会等が組織されているところ、公正取引協議会等は、公正競争規約の運用上必要な事項について、公正競争規約の定めるところにより、施行規則、運用基準等を設定している。公正取引委員会は、公正取引協議会等がこれらの施行規則等の設定・変更を行うに際しても、事業者間の公正な競争の確保等の観点から審査を行っている。

2 公正競争規約の変更

令和6年度においては、65件の公正競争規約について変更の認定を行った（第4表参照）。

第4表 令和6年度に変更の認定を行った公正競争規約

一連 番号	公正競争規約の名称等	認定日	告示番号
1	鶏卵の表示に関する公正競争規約	令和6年6月13日	令和6年公正取引委員会・消費者庁告示第2号

一連 番号	公正競争規約の名称等	認定日	告示番号
2	アイスクリーム類及び氷菓の表示に関する公正競争規約	令和6年8月30日	令和6年公正取引委員会・消費者庁告示第3号
3	粉わさびの表示に関する公正競争規約ほか50件の公正競争規約	令和6年9月9日	令和6年公正取引委員会・消費者庁告示第4号
4	食品缶詰の表示に関する公正競争規約ほか2件の公正競争規約	令和6年9月9日	令和6年公正取引委員会・消費者庁告示第5号
5	観光土産品の表示に関する公正競争規約	令和6年9月9日	令和6年公正取引委員会・消費者庁告示第6号
6	衛生検査所業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	令和6年9月9日	令和6年公正取引委員会・消費者庁告示第7号
7	歯みがき類の表示に関する公正競争規約	令和6年9月19日	令和6年公正取引委員会・消費者庁告示第8号
8	ビスケット類の表示に関する公正競争規約	令和7年3月5日	令和7年公正取引委員会・消費者庁告示第1号
9	ビスケット業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	令和7年3月5日	令和7年公正取引委員会・消費者庁告示第2号
10	自動車業における表示に関する公正競争規約	令和7年3月5日	令和7年公正取引委員会・消費者庁告示第3号
11	二輪自動車業における表示に関する公正競争規約	令和7年3月5日	令和7年公正取引委員会・消費者庁告示第4号
12	ハム・ソーセージ類の表示に関する公正競争規約	令和7年3月11日	令和7年公正取引委員会・消費者庁告示第5号
13	包装食パンの表示に関する公正競争規約	令和7年3月11日	令和7年公正取引委員会・消費者庁告示第6号

第16章 消費税転嫁対策特別措置法に関する業務

第1 概説

消費税転嫁対策特別措置法は、消費税率の引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的として、平成25年6月5日に成立し、同年10月1日に施行された。

消費税転嫁対策特別措置法は、消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置を定めており、平成26年4月1日以後に特定供給事業者（売手）から受ける商品又は役務の供給に関して、特定事業者（買手）の禁止行為として、①減額又は買ったとき（同法第3条第1号）、②商品購入、役務利用又は利益提供の要請（同条第2号）、③本体価格での交渉の拒否（同条第3号）、④報復行為（同条第4号）を定め、公正取引委員会は、その特定事業者に対し、これらの行為を防止し、又は是正するために必要な指導又は助言をする旨を定め（同法第4条）、また、これらの消費税の転嫁拒否等の行為（以下「転嫁拒否行為」という。）が認められた場合には、速やかに消費税の適正な転嫁に応じることその他必要な措置を採るべきことを勧告する旨を定めている（同法第6条）。

なお、消費税転嫁対策特別措置法は、令和3年3月31日をもって失効したが、同法附則第2条第2項の規定に基づき、失効前に行われた違反行為に対する調査、指導、勧告等の規定については、失効後もなお効力を有するとされていることから、公正取引委員会は、失効前に行われた違反行為には、引き続き迅速かつ的確に対処していく。

第2 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置

1 相談窓口における対応

公正取引委員会は、本局及び全国の地方事務所等に相談窓口を設置しており、当該窓口において転嫁拒否行為等に関する事業者からの相談や情報提供を一元的に受け付けている。令和6年度においては、47件の相談に対応した。

2 転嫁拒否行為に対する調査・措置等

(1) 転嫁拒否行為に対する勧告及び指導件数

公正取引委員会は、転嫁拒否行為に対し、指導により転嫁拒否行為に係る不利益の回復等の必要な改善措置を講ずるよう迅速かつ的確に対処している。また、重大な転嫁拒否行為が認められた場合には勧告を行うとともに、違反行為を行った特定事業者の名称、違反行為の概要等を公表している。

令和6年度においては、1件について指導を行った（第1表参照）。

第1表 転嫁拒否行為に対する勧告及び指導件数

(単位：件)

	勧告	指導
令和6年度	0 (0)	1 (0)
令和5年度	0 (0)	2 (0)
累 計 (注1)	59 (13)	3,847 (209)

(注1) 平成25年10月から令和7年3月までの累計である。

(注2) () 内の件数は、大規模小売事業者に対する勧告又は指導の件数で内数である。

第2表 勧告及び指導件数の内訳（業種別）

(単位：件)

業種	令和6年度			令和5年度			累計 (注3)		
	勧告	指導	合計	勧告	指導	合計	勧告	指導	合計
建設業	0	0	0	0	0	0	5	457	462
製造業	0	0	0	0	0	0	2	841	843
情報通信業	0	0	0	0	1	1	9	343	352
運輸業（道路貨物運送業等）	0	0	0	0	0	0	2	197	199
卸売業	0	0	0	0	0	0	1	265	266
小売業	0	0	0	0	0	0	13	416	429
不動産業	0	0	0	0	0	0	9	209	218
技術サービス業（広告・建築設計業等）	0	1	1	0	1	1	1	172	173
学校教育・教育支援業	0	0	0	0	0	0	4	128	132
その他 (注4)	0	0	0	0	0	0	13	819	832
合 計	0	1	1	0	2	2	59	3,847	3,906

(注3) 平成25年10月から令和7年3月までの累計である。

(注4) 「その他」は、娯楽業、金融・保険業等である。

(注5) 複数の業種にわたる場合は、当該事業者の主たる業種により分類している。

(2) 行為類型別件数

令和6年度において指導が行われた違反行為を行為類型別にみると、買ったとき（消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号後段）が1件となっている（第3表参照）。

第3表 勧告及び指導件数の内訳（行為類型別）

(単位：件)

行為類型	令和6年度			令和5年度			累計（注6）		
	勧告	指導	合計	勧告	指導	合計	勧告	指導	合計
減額	0	0	0	0	0	0	6	433	439
買いたたき	0	1	1	0	2	2	57	3,414	3,471
役務利用又は利益提供の要請	0	0	0	0	0	0	0	70	70
本体価格での交渉の拒否	0	0	0	0	0	0	0	275	275
勧告・指導件数（注7）	0	1	1	0	2	2	59	3,847	3,906

（注6）平成25年10月から令和7年3月までの累計である。

（注7）1事業者に対して複数の行為について措置を採っている場合があるため、各行為類型の件数の合計値は、「勧告・指導件数」と一致しない。

(3) 特定供給事業者が被った不利益の原状回復の状況

令和6年度においては、転嫁拒否行為によって特定供給事業者が被った不利益について、特定事業者4名から、特定供給事業者703名に対し、総額2731万円の原状回復が行われた（第4表参照）。

第4表 特定供給事業者が被った不利益の原状回復の状況

	令和6年度	令和5年度	累計（注8）
原状回復を行った特定事業者数	4名	3名	2,491名
原状回復を受けた特定供給事業者数	703名	104名	299,041名
原状回復額（注9）	2731万円	1257万円	92億4619万円

（注8）平成26年4月から令和7年3月までの累計である。

（注9）原状回復額は1万円未満を切り捨てている。

3 消費税の転嫁拒否等の行為に係る考え方の周知

(1) 「消費税の転嫁拒否等の行為に関するよくある質問」の掲載

公正取引委員会は、消費税転嫁対策特別措置法の運用を踏まえて、「消費税の転嫁拒否等の行為に関するよくある質問」を作成の上、当委員会ウェブサイト上に掲載している。

(2) 消費税転嫁対策特別措置法の失効後における転嫁拒否等の行為に係る考え方

消費税転嫁対策特別措置法は令和3年3月31日をもって失効したが、公正取引委員会は、失効後における転嫁拒否行為に関して、特に注意すべき点について、独占禁止法及び下請法の考え方をQ&A形式で示した「消費税転嫁対策特別措置法の失効後における消費税の転嫁拒否等の行為に係る独占禁止法及び下請法の考え方に関するQ&A」を作成し、当委員会ウェブサイト上に掲載している。

1 組織・予算関係

1-1表 公正取引委員会の構成

(令和7年3月末現在)

委員長	古谷 一之
委員	三村 晶子
委員	青木 玲子
委員	吉田 安志
委員	泉水 文雄

1-2表 公正取引委員会の予算額（令和6年度予算）

(単位：千円)

事 項	当初予算額	補正後予算額
(項) 公正取引委員会	11,830,602	11,735,720
(事項) 公正取引委員会に必要な経費	10,562,991	10,281,869
(事項) 独占禁止法違反行為に対する措置等に必要な経費	305,328	327,592
(事項) 公正な取引慣行の推進に必要な経費	694,492	821,547
(事項) 競争政策の普及啓発等に必要な経費	267,791	304,712
(項) 公正取引委員会施設費	0	1,310,408
(事項) 公正取引委員会施設整備に必要な経費	0	1,310,408
(項) 情報通信技術調達等適正・効率化推進費(注)	357,648	377,979
(事項) 情報通信技術調達等適正・効率化の推進に必要な経費	357,648	377,979
合 計	12,188,250	13,424,107

(注) デジタル庁に一括計上され、公正取引委員会において執行する予算。

2 審決・訴訟関係等

2-1表 手続別審決等件数推移

(1) 平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法における手続

年度 分類	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50
審判審決	0	0	1	10	8	8	2	3	5	1	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	1	3	4	0	0	5	1	4	1
勧告審決	0	0	2	4	4	3	5	0	5	5	7	2	2	1	3	7	24	30	26	17	11	28	26	43	37	27	67	(注4) 47 (6)	(注4) 31 (7)
同意審決	5	2	11	45	6	4	5	2	1	0	0	0	0	0	0	5	11	0	0	0	0	0	1	1	0	1	1	0	2
課徴金の納付 を命ずる審決等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
独占禁止法 第49条第2項に 基づく審決	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
独占禁止法 第65条に 基づく審決	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0
独占禁止法 第66条に 基づく審決	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
景品表示法 第9条第2項に 基づく審決	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
景品表示法 第10条第6項に 基づく審決	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0
計	5	2	14	59	18	15	12	5	11	6	7	2	2	1	3	13	36	30	27	17	12	31	32	44	37	34	69	60	34

(注1) 平成25年度の審決により、平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法における手続は全て終了した。

(注2) 「分類」欄の独占禁止法第49条第2項、第65条及び第66条並びに景品表示法第9条第2項及び第10条第6項は、平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法及び景品表示法の条文番号である。

(注3) 審判審決とあるのは、過去の年次報告において「正式審決」と分類していたものである（平成5年度から正式審決の呼称を審判審決に変更）。

(注4) () 内の数字は、中小企業等協同組合法第107条に基づく審決件数で内数である。

(注5) 平成11年度の課徴金の納付を命ずる審決等には、課徴金の納付を命じなかった審決が1件含まれている。

(注6) 平成20年度の課徴金の納付を命ずる審決等には、課徴金の納付を命じなかった審決が4件含まれている。

(注7) 平成25年度の課徴金の納付を命ずる審決等には、課徴金の納付を命じなかった審決が2件含まれている。

(注8) 平成14年度及び平成15年度の独占禁止法第49条第2項及び景品表示法第9条第2項に基づく審決は審判手続開始請求を却下する審決である。

51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
0	4	0	2	2	1	0	0	1	1	1	0	0	0	0	2	1	2	3	1	1	3	1	3	3	4	1	2	1	2
24	13	7	12	12	12	18	10	7	10	4	6	5	10	17	27	37	27	21	18	23	25	23	27	21	37	38	19	28	18
1	1	1	1	1	0	1	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	1	2	0	0	4	11	8
-	0	0	0	0	0	0	1	0	6	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	5	1	1	(注5) 2	24	1	7	14	32	14
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(注8) 1	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(注8) 1	(注8) 1	0	0	0
0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25	18	8	15	16	13	20	12	9	17	5	6	6	10	17	29	38	33	25	20	30	29	25	33	50	42	48	40	72	42

附属資料

年度 分類	18	19	20	21	22	23	24	25	計
審判審決	14	3	5	8	3	-	-	-	135
勧告審決	-	-	-	-	-	-	-	-	(注4) 1,020 (13)
同意審決	42	21	5	0	3	-	-	-	212
課徴金の納付 を命ずる審決等	46	10	(注6) 37	21	13	0	5	(注7) 7	248
独占禁止法 第49条第2項に 基づく審決	0	0	0	0	0	0	0	0	1
独占禁止法 第65条に 基づく審決	0	0	0	0	0	0	0	0	9
独占禁止法 第66条に 基づく審決	0	0	0	0	0	0	0	0	3
景品表示法 第9条第2項に 基づく審決	0	0	0	0	0	-	-	-	2
景品表示法 第10条第6項に 基づく審決	0	0	0	0	0	-	-	-	4
計	102	34	47	29	19	0	5	7	1,634

(2) 平成17年独占禁止法改正法による改正後平成25年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法における手続

分類		年度	17 (注2)	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27 (注5)	28 (注5)	29 (注5)	30 (注5)	元 (注5)	2 (注5)	計
独占禁止法関係	排除措置命令 (審判開始) (注1)		2 (1)	12 (0)	22 (1)	16 (5)	26 (5)	12 (3)	22 (10)	20 (7)	18 (4)	10 (4)	2 (0)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	162 (40)
	課徴金納付命令 (審判開始) (注1)		171 (8)	56 (0)	121 (1)	39 (8)	73 (7)	100 (12)	255 (61)	108 (13)	176 (6)	128 (70)	0 (0)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	1,227 (186)
	審決	排除措置命令に係る審決	0	0	0	3	0	3	4	4	3	15	7	6	33	8	5	77 (注6)	168
		課徴金納付命令に係る審決	0	0	1	8	0	3	8	4	5	18	9	8	33	7	6	77 (注6)	187
		課徴金納付命令に係る課徴金の一部を控除する審決	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
景品表示法関係	排除命令 (審判開始) (注1)		28 (0)	32 (5)	56 (3)	52 (9)	6 (0)	- (注3)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	174 (17)
	排除命令に係る審決		0	0	0	0	11 (注4)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11

(注1) () 内の数字は、当該年度の命令件数のうち、命令後に審判手続が開始されたもの（次年度に開始されたものを含む。）の数で内数である（その後審判請求の取下げのあったもの及び審判手続打切決定を行ったものを含む。）。

(注2) 平成17年度における独占禁止法関係の件数については、平成18年1月4日から同年3月31日までの期間である。

(注3) 平成21年8月31日までの排除命令件数である。

(注4) 平成22年8月6日、(株)ウインズインターナショナルに対する件の審判手続が打ち切られたことにより、景品表示法関係の審判手続は全て終了した。

(注5) 審判制度は平成25年独占禁止法改正法により廃止されたが、同法の施行日（平成27年4月1日）前に、改正前の独占禁止法第49条第5項の規定に基づく排除措置命令等に係る事前通知等が行われた場合は、なお従前の例により、審判手続が行われる。平成27年度における命令の件数は、平成27年度中に行われた命令のうち、平成25年独占禁止法改正法の施行日前に前記の事前通知が行われたものの件数である。平成28年度以降、前記の事前通知は行われていない。

(注6) 令和3年2月8日、レンゴー(株)ほか36名に対する件等の審決により、独占禁止法関係の審判手続は全て終了した。

(3) 平成25年独占禁止法改正法による改正後の独占禁止法における手続

分類		年度	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6	計
排除措置命令 (訴訟提起) (注1)			7 (2)	11 (3)	13 (1)	8 (0)	11 (3)	9 (2)	3 (1)	8 (3)	4 (0)	21 (4)	95 (19)
課徴金納付命令 (訴訟提起) (注1)			31 (4)	32 (注2) (2)	32 (0)	18 (2)	37 (4)	4 (1)	31 (0)	21 (4)	16 (0)	33 (0)	255 (17)
第一審判決	排除措置命令及び課徴金納付命令に係る判決		0	0	0	3	0	0	1	2	0	0	6
	排除措置命令に係る判決		0	0	0	1	2	0	1	0	1	2	7
	課徴金納付命令に係る判決		0	0	0	1	2	0	2	0	0	0	5
第二審判決	排除措置命令及び課徴金納付命令に係る判決		0	0	0	0	0	1	0	1	2	1	5
	排除措置命令に係る判決		0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	2
	課徴金納付命令に係る判決		0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	3
第三審判決	排除措置命令及び課徴金納付命令に係る判決		0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	3
	排除措置命令に係る判決		0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	2
	課徴金納付命令に係る判決		0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	2

(注1) () 内の数字は、当該年度の命令件数のうち、命令後に訴訟が提起されたもの（次年度に開始されたものを含む。）の数で内数である（その後訴えの取下げ、請求の放棄のあったものを含む。）。平成27年度における命令の件数は、平成27年度中に行われた命令のうち、平成25年独占禁止法改正法の施行日後に独占禁止法第50条第1項の規定に基づく意見聴取

の通知が行われたものの件数である。

(注2) 課徴金納付命令後に刑事事件裁判が確定した1名の事業者に対して、独占禁止法第63条第2項の規定に基づき、課徴金納付命令を取り消す決定を行った結果、対象となった課徴金納付命令の件数である。

2-2表 関係法条別審決件数推移

年度 法令	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54
独占禁止法 3条前段	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3条後段	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7条の2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
19条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20条の6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
51条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
66条1項	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
独占禁止法 3条前段 (旧審判手続)	2	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
3条後段 (旧審判手続)	4	2	5	25	4	8	2	1	5	1	2	0	0	0	0	0	2	9	2	0	2	6	3	3	3	10	35	31	12	14	2	1	3
4条 (旧審判手続)	1	1	3	9	4	7	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5条 (旧審判手続)	3	0	1	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6条 (旧審判手続)	0	0	1	21	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0
7条の2 (旧審判手続)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	
8条 (旧審判手続)	-	-	-	-	-	-	4	1	2	2	4	2	1	1	2	10	25	20	22	15	6	22	24	40	34	11	33	11	10	6	9	2	10
10条 (旧審判手続)	0	0	1	6	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
11条 (旧審判手続)	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13条 (旧審判手続)	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
14条 (旧審判手続)	0	0	0	5	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15条 (旧審判手続)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16条 (旧審判手続)	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17条 (旧審判手続)	0	0	0	4	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19条 (旧審判手続)	0	0	2	20	1	2	3	4	4	2	1	0	1	0	0	2	9	1	3	2	5	3	1	1	0	2	0	1	5	4	6	4	4
49条 (旧審判手続)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
65条 (旧審判手続)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	0	0	0	0
66条 (旧審判手続)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業者団合法 (旧審判手続)	0	0	9	20	13	8	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
景品表示法 4条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
景品表示法 3条 (旧審判手続)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	0	1	1	0	0
4条 (旧審判手続)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	1	0	0	1	0
9条 (旧審判手続)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10条 (旧審判手続)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
中小企業等協同 組合法107条 (旧審判手続)	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	7	0	0	0	0
審 決 件 数 (注2)	5	2	14	(注3)59	18	(注3)15	12	5	11	6	7	2	2	1	3	13	36	30	27	17	12	31	32	44	37	34	69	60	34	25	18	8	15

(注1) 本表において「旧審判手続」とあるのは平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法による審判手続を経てなされた審決である。

(注2) 本表に掲げる数字が審決件数より多いのは同一事件に2以上の法条を適用した場合があるからである。

[illegible]

(注3) 昭和25年度審決のうち1件及び昭和27年度審決のうち4件は審決をもって審判開始決定を取り消したものである。

(注4) 独占禁止法第66条第1項に基づく審決は審判請求を却下する審決である。

元	2	計
0	0	1
3	76	159
4	76	181
2	1	8
2	1	6
1	0	4
0	0	(注4) 7
0	0	17
0	0	641
-	-	26
-	-	4
0	0	32
0	0	(注5) 244
0	0	434
0	0	10
0	0	3
0	0	4
0	0	7
0	0	1
0	0	1
0	0	6
0	0	200
0	0	(注6) 1
0	0	9
0	0	3
-	-	54
0	0	4
0	0	5
0	0	17
0	0	(注6) 2
0	0	4
0	0	13
12	154	2,004

(注5) 独占禁止法第7条の2(旧審判手続)の審決件数には課徴金の納付を命じなかった審決が7件含まれており、また独占禁止法第8条の3により当該条項が準用されている審決が含まれている。

(注6) 独占禁止法第49条(旧審判手続)及び景品表示法第9条(旧審判手続)に基づく審決は審判手続開始請求を却下する審決である。

2－3表 告発事件一覧

件 名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事 件 の 概 要	関係法条	備 考
農 林 連 絡 協 議 会 ほ か 21 名 (役員)	S24. 4. 28	S25. 6. 16 (農林連絡 協議会ほか 2 名 を 起 訴)	東京高裁 S26. 2. 27	罰金 各1万円	閉鎖機関に指定され清算中であったところ、購買及び販売の営業に従事する等禁止規定を免れる行為をした。	事業者団体法 第5条第1 項第13、第 14号、第2 項、第14条 第1項第1 号、第3項	協議会委員長、常任委員はS26. 3. 11上告したが、前者は死亡したため、S35. 3. 15控訴棄却、後者はS36. 12. 5上告棄却
大 川 (合) ほ か 1 名 (役員)	S24. 5. 21	S25. 11. 25	東京高裁 S27. 5. 12	免 訴 (講 和 条 約 に よ る 大 赦 の た め)	解散及び清算計画書、株式の処分に関する計画書を期限までに提出しなかった。	独占禁止法 第105条、 第107条、 第108条、 第109条、 第111条、 第112条	
山 一 証 券 (株)	S24. 11. 28	S26. 12. 28 (不起訴)			許可を受けないで営業を譲り受けた。	独占禁止法 第16条、第 91条の2第6 項	
(株)三愛土 地ほか1名 (役員)	S45. 4. 3	S45. 5. 26	東京高裁 S46. 1. 29	被告会社に 20万円の罰 金、被告人 に懲役1年 (執行猶予3 年)、罰金10 万円	審決に違反して不当表示を行った。	独占禁止法 第90条第3 号、第95条 第1項、 景品表示法 第4条第1 号、第2号	
出 光 興 産 (株)ほか26 名 (法 人 及 び 15 役 員)	S49. 2. 15	S49. 5. 28	東京高裁 S55. 9. 26 最高裁 S59. 2. 24	被告会社に 150万円から 250万円の罰 金、被告人 に4月から10 月の懲役 (執行猶予 つき) 太 陽 石 油 (株)、九州石 油(株)及び太 陽石油(株)取 締役に関す る部分を破 棄無罪、そ の他の被告 会社及び被 告人につき 上告棄却	出光興産(株)ほか11名の石油元売会社は、石油製品の販売価格を、昭和48年1月、2月、8月、10月及び11月に引き上げることを共同して決定し実施した。	独占禁止法 第3条後 段、第89条 第1項第1 号、第95条 第1項	日本石油(株)及び同社常務は確定 昭和石油(株)常務は死亡したためS55. 11. 19 公訴棄却 丸善石油(株)専務はS57. 10. 21及び三菱 石油(株)取締役は S57. 5. 27それぞれ死 亡につき公訴棄却

件 名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事 件 の 概 要	関係法条	備 考
石油連盟 ほか4名 (4役員)	S49.2.15	S49.5.28 (石油連盟 ほか2名を 起訴、残り 2名を不起 訴)	東京高裁 S55.9.26	被告人に違 法の認識が なかったと して無罪	石油連盟は昭和47年度下期及 び昭和48年度上期の会員の原 油処理量を決定し実施した。	独占禁止法 第8条第1項 第1号、第 89条第1項 第2号、第 95条第2項	
三井東圧 化学(株)ほ か22名(8 社、役員 15名)	H3.11.6 (H3.12.19 追加告発)	H3.12.20	東京高裁 H5.5.21	被告会社に 600万円から 800万円の罰 金、被告人 に懲役6月か ら1年(執行 猶予2年)	三井東圧化学(株)ほか7社は、 塩化ビニル製業務用ストレッ チフィルムの販売価格を平成 2年9月及び同年11月出荷分か ら引き上げること等を共同し て決定し実施した。	独占禁止法 第3条後 段、第89条 第1項第1 号、第95条 第1項	
トッパ ン・ムー ア(株)ほか3 名	H5.2.24	H5.3.31	東京高裁 H5.12.14	被告会社に 400万円の罰 金	トッパン・ムーア(株)ほか3社 は、社会保険庁が発注する支 払通知書等貼付用シールの受 注予定者及び受注予定価格を 決定し実施していた。	独占禁止法 第3条後 段、第89条 第1項第1 号、第95条 第1項	
(株)日立製 作所ほか 26名(9社 及び受注 業務に従 事してい た者17名 並びに発 注業務に 従事して いた者1 名)	H7.3.6 (H7.6.7 追加告発)	H7.6.15	東京高裁 H8.5.31	被告会社に 4000万円か ら6000万円 の罰金、被 告会社の受 注業務に従 事していた 者に懲役10 月(執行猶 予2年)日本 下水道事業 団の発注業 務に従事し ていた者に 懲役8月(執 行猶予2年)	(株)日立製作所ほか8社は、平 成5年度における日本下水道 事業団発注に係る電気設備工 事の受注予定者を決定すると ともに、受注予定者が受注で きるようあらかじめ定められ た価格で入札することを合意 し実施していた。	独占禁止法 第3条後 段、第89条 第1項第1 号、第95条 第1項、 刑法第62条 第1項	
(株)金門製 作所ほか 58名(25 社及び受 注業務に 従事して いた者34 名)	H9.2.4	H9.3.31	東京高裁 H9.12.24	被告会社に 500万円から 900万円の罰 金、被告会 社の受注業 務に従事し ていた者に 懲役6月から 9月(執行猶 予2年)	(株)金門製作所ほか24社は、平 成6年度、平成7年度及び平成 8年度の各年度における東京 都発注に係る水道メーターに ついて、受注予定者を決定す るとともに、受注予定者が受 注できるようあらかじめ定め られた価格で入札することを 合意し実施していた。	独占禁止法 第3条後 段、第89条 第1項第1 号、第95条 第1項、 刑法第60条	富士水道工業(株)は H10.1.6、(株)東京量 水器工業所及び同社 管理部長兼工場長は H10.1.7それぞれ上 告したが、いずれも H12.9.25上告棄却

件 名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事 件 の 概 要	関係法条	備 考
㈱クボタ ほか12名 (3社及び 受注業務 に従事し ていた者 10名)	H11. 2. 4 (H11. 3. 1 追加告発)	H11. 3. 1	東京高裁 H12. 2. 23	被告会社に 3000万円か ら1億3000万 円の罰金、 被告会社の 受注業務に 従事してい た者に懲役6 月から10月 (執行猶予2 年)	㈱クボタほか2社は、平成8年 度及び平成9年度の各年度に 日本国内において需要のある ダクタイル鋳鉄管直管の3社 のシェア配分協定に合意し実 施していた。	独占禁止法 第3条後 段、第89条 第1項第1 号、第95条 第1項、 刑法第60条	
コスモ石 油㈱ほか 19名(11 社、個人9 名)	H11. 10. 13 (H11. 11. 9 追加告発)	H11. 11. 9	東京高裁 H16. 3. 24	被告会社に 300万円から 8000万円の 罰金、被告 人に懲役6月 から1年6月 (執行猶予2 年から3年)	コスモ石油㈱ほか10社は、防 衛庁調達実施本部が平成10年 度に調達する、ガソリン、軽 油、灯油、重油及び航空ター ビン燃料の各石油製品の発注 に係る6回の指名競争入札の うち前4回において、各入札 前に会合を開催し、前年度の 受注実績を勘案して受注予定 者を決定するとともに受注予 定者が受注できるような価格 で入札を行う旨合意した上、 同合意に従って受注予定者を 決定し、もって、被告発会社 が共同して、その事業活動を 相互に拘束し、遂行すること により、公共の利益に反し て、前記石油製品の受注に係 る取引分野における競争を実 質的に制限した。	独占禁止法 第3条後 段、第89条 第1項第1 号、第95条 第1項、 刑法第60条	3社及び4名について は、それぞれH16. 3. 31、 H16. 4. 2、H16. 4. 5に上 告したが、H17. 11. 21 上告棄却決定 (H17. 11. 26、H17. 11. 29、 H17. 12. 20確定)
愛知時計 電機㈱ほ か8名(4 社、個人5 名)	H15. 7. 2	H15. 7. 23	東京高裁 H16. 3. 26 (1社、個 人2名) H16. 4. 30 (2社、個 人2名) H16. 5. 21 (1社、個 人1名)	被告会社に 2000万円か ら3000万円 の罰金、被 告人に懲役1 年から1年2 月(執行猶 予3年)	4社及びこれら4社の東京都発 注に係る水道メーターの受注 業務に従事していた者等5名 は、同水道メーターの受注業 務に従事する他の水道メー ターの製造業者等14社の従業 員らとともに、それぞれの所 属する会社の業務に関し、東 京都が一般競争入札の方法に より発注する水道メーターの うち、口径13ミリ、同20ミ リ及び同25ミリのものにつ いて、受注予定者を決定する とともに、受注予定者が受注 できるような価格で入札を行 う旨合意した上、同合意に従 って受注予定者を決定し、も って、被告発会社が共同して 、その事業活動を相互に拘束 し、遂行することにより、公 共の利益に反して、前記水道 メーターの受注に係る取引分 野における競争を実質的に制 限した。	独占禁止法 第3条後 段、第89条 第1項第1 号、第95条 第1項 (平成14年 法律第47号 による改正 前)	

件 名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事 件 の 概 要	関係法条	備 考
(株)横河ブリッジほか33名(26社、個人8名)	H17.5.23 (H17.6.15追加告発)	H17.6.15	東京高裁 H18.11.10 (23社、個人7名及び日本道路公団元理事1名) H19.9.21 (3社、個人2名)	被告会社に1億6000万円から6億4000万円の罰金、被告人に懲役1年から2年6月(執行猶予3年から4年)	26社は、平成15年度にあつては他の鋼橋上部工事業者23社とともに、平成16年度にあつては他の鋼橋上部工事業者21社とともに、国土交通省関東地方整備局、東北地方整備局及び北陸地方整備局が競争入札により発注する鋼橋上部工事について、受注予定者を決定するとともに、受注予定者が受注できるような価格等で入札を行う旨合意した上、同合意に従って受注予定者を決定し、もって、被告発会社が共同して、その事業活動を相互に拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、前記鋼橋上部工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項第1号、刑法第60条、第62条第1項	
(株)横河ブリッジほか12名(6社、個人4名、日本道路公団元理事1名、同副総裁1名及び同理事1名)	H17.6.29 (H17.8.1、H17.8.15追加告発)	H17.8.1 (6社、受注業務に従事していた者4名及び日本道路公団元理事1名) H17.8.15 (日本道路公団副総裁1名) H17.8.19 (日本道路公団理事1名)	東京高裁 H19.12.7 (日本道路公団理事1名) H20.7.4 (日本道路公団副総裁1名)	日本道路公団理事(当時)に懲役2年(執行猶予3年)、日本道路公団副総裁(当時)に懲役2年6月(執行猶予4年) ※併合罪	6社は、平成15年度にあつては他の鋼橋上部工事業者43社とともに、平成16年度にあつては他の鋼橋上部工事業者41社とともに、日本道路公団が競争入札により発注する鋼橋上部工事について、受注予定者を決定するとともに、受注予定者が受注できるような価格等で入札を行う旨合意した上、同合意に従って受注予定者を決定し、もって、被告発会社が共同して、その事業活動を相互に拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、前記鋼橋上部工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項第1号、刑法第60条、第65条第1項	日本道路公団理事(当時)1名及び日本道路公団副総裁(当時)1名は、独占禁止法違反の事実とは別に背任罪の事実も認定されている。 日本道路公団理事(当時)については、H19.12.17に上告したが、H22.7.20上告棄却決定。 日本道路公団副総裁(当時)については、H20.7.4に上告したが、H22.9.22上告棄却決定。

件 名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事 件 の 概 要	関係法条	備 考
(株)クボタ ほか21名 (11社、 個人11 名)	H18.5.23 (H18.6.12 追加告発)	H18.6.12	大阪地裁 H19.3.12 (1社、個 人1名) H19.3.15 (1社、個 人1名) H19.3.19 (1社、個 人1名) H19.3.22 (2社、個 人2名) H19.3.29 (3社、個 人3名) H19.4.23 (2社、個 人2名) H19.5.17 (1社、個 人1名)	被告会社に 7000万円か ら2億2000万 円の罰金、 被告人に罰 金140万円か ら170万円又 は懲役1年4 月から2年6 月(執行猶 予3年から4 年)	11社は、市町村等が競争入札により発注するし尿処理施設の新設及び更新工事について、受注予定者を決定するとともに、受注予定者が受注できるような価格等で入札を行う旨合意した上、同合意に従って受注予定者を決定し、もって、被告発会社が共同して、その事業活動を相互に拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、し尿処理施設の新設及び更新工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法 第3条後 段、第89条 第1項第1 号、第95条 第1項第1 号、 刑法第60条	被告会社の受注業務に従事していた者のうち1名については、独占禁止法違反の事実とは別に贈賄罪の事実も認定されている。
(株)大林組 ほか9名 (5社、個 人5名)	H19.2.28 (H19.3.20 追加告発)	H19.3.20	名古屋地裁 H19.10.15	被告会社に1 億円から2億 円の罰金、 被告人に懲 役1年6月か ら3年(執行 猶予3年から 5年)	5社は、名古屋市交通局が一般競争入札の方法により特別共同企業体に発注する地下鉄第6号線野並・徳重間延伸事業に係る土木工事について、受注予定の特別共同企業体を決定するとともに、受注予定特別共同企業体が受注できるような価格で入札を行う旨を合意した上、同合意に従って受注予定特別共同企業体を決定し、もって、被告発会社等が共同して、その事業活動を相互に拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、前記土木工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法 第3条後 段、第89条 第1項第1 号、第95条 第1項第1 号、 刑法第60条	被告会社の受注業務に従事していた者のうち1名については、独占禁止法違反の事実とは別に談合罪の事実も認定されている。

件 名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事 件 の 概 要	関係法条	備 考
(財)林業土木コンサルタンツほか10名 (4法人、個人5名、独立行政法人緑資源機構元理事1名及び同機構元課長1名)	H19. 5. 24 (H19. 6. 13 追加告発)	H19. 6. 13	東京地裁 H19. 11. 1	被告会社に4000万円から9000万円の罰金、被告人に懲役6月から8月(執行猶予2年から3年)、独立行政法人緑資源機構の元役員であった者に懲役1年6月から2年(執行猶予3年から4年)	4法人は、地質調査・調査測量設計業務を営む他の事業者とともに、独立行政法人緑資源機構が平成17年度及び平成18年度において指名競争入札等の方法により発注する緑資源幹線林道事業に係る地質調査・調査測量設計業務について、独立行政法人緑資源機構の意向に従って受注予定業者を決定するとともに受注予定業者が受注できるような価格で入札を行う旨を合意した上、同合意に従って受注予定者を決定し、もって、被告発会社が共同して、その事業活動を相互に拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、前記地質調査・調査測量設計業務の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項第1号、刑法第60条、第65条第1項	
日鉄住金鋼板(株)ほか8名(3社、個人6名)	H20. 11. 11 (H20. 12. 8 追加告発)	H20. 12. 8	東京地裁 H21. 9. 15	被告会社に1億6000万円から1億8000万円の罰金、被告人に懲役10月から1年(執行猶予3年)	3社は、不特定多数の需要者向け溶融55パーセントアルミニウム亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯の平成18年7月1日以降出荷分の販売価格を引き上げる旨を合意し、もって、被告発会社が共同して、その事業活動を相互に拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、前記めっき鋼板及び鋼帯の販売に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項第1号、刑法第60条	

件 名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事 件 の 概 要	関係法条	備 考
日 本 精 工 (株)ほか9名 (3社、個人7名)	H24. 6. 14	H24. 6. 14	東京地裁 H24. 12. 28 (1社、個人2名) H25. 2. 25 (1社、個人3名) H27. 2. 4 (1社、個人2名)	被告会社に1億8000万円から4億円の罰金、被告人に懲役1年から1年6月(執行猶予3年)	3社等は、産業機械用軸受について、平成22年7月1日以降に納入する産業機械用軸受の販売価格を、同年6月時点における被告発会社等の販売価格から、一般軸受につき8パーセントを、大型軸受につき10パーセントをそれぞれ引き上げることを販売先等に申し入れるなどして、軸受の原材料である鋼材の仕入価格の値上がり分を産業機械用軸受の販売価格に転嫁することを目途に引き上げること、並びに、具体的な販売価格引上げ交渉に当たっては、販売地区及び主要な販売先ごとに3社等の従業員らが連絡、協議しながら行うことを各合意し、もって、被告発会社等が共同して、その事業活動を相互に拘束することにより、公共の利益に反して、産業機械用軸受の販売に係る取引分野における競争を実質的に制限した。 また、2社等は、自動車用軸受について、平成22年7月1日以降に納入する自動車用軸受の販売価格を、同年6月時点における被告発会社等の販売価格から、軸受の原材料である鋼材の投入重量1キログラム当たり20円を目途に引き上げることを合意し、もって、被告発会社等が共同して、その事業活動を相互に拘束することにより、公共の利益に反して、自動車用軸受の販売に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項第1号、刑法第60条	1社及び2名については、H27. 2. 4に控訴したが、H28. 3. 22控訴棄却判決。同日、上告したが、H29. 12. 5上告棄却決定。 (H29. 12. 12確定)

件 名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事 件 の 概 要	関係法条	備 考
高砂熱学工業(株)ほか15名 (8社、個人8名)	H26.3.4	H26.3.4	東京地裁 H26.9.30 (1社、個人1名) H26.10.2 (2社、個人2名) H26.10.3 (1社、個人1名) H26.10.6 (1社、個人1名) H26.11.12 (1社、個人1名) H26.11.13 (1社、個人1名) H26.11.14 (1社、個人1名)	被告会社に1億2000万円から1億6000万円の罰金、被告人に懲役1年2月から1年6月(執行猶予3年)	8社等は、平成23年10月以降に、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が条件付一般競争入札の方法により発注する北陸新幹線融雪・消雪基地機械設備工事について、受注予定事業者を決定するとともに当該受注予定事業者が受注できるような価格で入札を行うことなどを合意した上、同合意に従って、前記工事についてそれぞれ受注予定事業者を決定するなどし、もって、8社等が共同して、前記工事の受注に関し、相互にその事業活動を拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、前記工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項第1号、刑法第60条	
(株)NIPPONほか20名 (10社、個人11名)	H28.2.29	H28.2.29	東京地裁 H28.9.7 (3社、個人3名) H28.9.15 (1社、個人1名) H28.10.6 (2社、個人3名) H28.10.11 (1社) H28.10.25 (個人1名) H28.10.27 (2社、個人2名) H28.11.1 (1社、個人1名)	被告会社に1億2000万円から1億8000万円の罰金、被告人に懲役1年2月から1年6月(執行猶予3年)	10社等は、平成23年7月以降に、東日本高速道路(株)東北支社が条件付一般競争入札の方法により発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事について、受注予定事業者を決定すること及び当該受注予定事業者が受注できるような価格で入札を行うことなどを合意した上、同合意に従って、前記工事についてそれぞれ受注予定事業者を決定するなどし、もって、10社等が共同して、前記工事の受注に関し、相互にその事業活動を拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、前記工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項第1号、刑法第60条	

件 名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事 件 の 概 要	関係法条	備 考
大成建設 (株)ほか5名 (4社、個人2名)	H30. 3. 23	H30. 3. 23	東京地裁 H30. 10. 22 (2社) R3. 3. 1 (2社、個人2名、R3. 3. 10 控訴)	被告会社に1億8000万円から2億5000万円の罰金、被告人に懲役1年6月（執行猶予3年）	4社は、平成26年4月下旬頃から平成27年8月下旬頃までの間、東海旅客鉄道(株)が4社を指名して競争見積の方法により順次発注する品川駅・名古屋駅間の中央新幹線に係る地下開削工法によるターミナル駅新設工事について、受注予定事業者を決定すること及び当該受注予定事業者が受注できるような価格で見積りを行うことなどを合意した上、同合意に従って、前記工事についてそれぞれ受注予定事業者を決定するなどし、もって4社が共同して、前記工事の受注に関し、相互にその事業活動を拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、前記工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項第1号、刑法第60条	2社及び2名については、R3. 3. 10に控訴したが、R5. 3. 2控訴棄却判決。R5. 3. 10に1社1名及びR5. 3. 14に1社1名が上告。
アルフレッサ(株)ほか9名 (3社、個人7名)	R2. 12. 9	R2. 12. 9	東京地裁 R3. 6. 30 (3社、個人7名)	被告会社に2億5000万円の罰金、被告人に懲役1年6月から2年（執行猶予3年）	3社等は、平成28年及び平成30年それぞれにおいて、独立行政法人地域医療機能推進機構が一般競争入札を実施した同機構が運営する57病院における医薬品購入契約について、3社等それぞれの受注予定比率を設定し、同比率に合うように受注予定事業者を決定するとともに当該受注予定事業者が受注できるような価格で入札を行うことなどを合意した上、同合意に従って、前記契約について受注予定事業者を決定するなどし、もって3社等が共同して、前記契約の受注に関し、相互にその事業活動を拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、前記契約の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項第1号、刑法第60条	

件 名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事 件 の 概 要	関係法条	備 考
(株)電通グループほか12名 (6社、個人6名、 (公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会元次長1名)	R5. 2. 28	R5. 2. 28	東京地裁 R5. 12. 12 ((公財) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会元次長1名) R6. 7. 11 (1社、個人1名、 R6. 7. 24 控訴) R6. 12. 18 (1社、個人1名、 R6. 12. 19 控訴) R7. 1. 30 (1社、個人1名、即日控訴) R7. 3. 21 (1社、個人1名、 R7. 3. 24 控訴)	(公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会元次長に懲役2年(執行猶予4年) 被告会社に2億円から3億円の罰金、被告人に懲役1年6月から2年(執行猶予3年から4年)	6社等は、平成30年2月頃から同年7月頃までの間、(公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が順次発注する東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に関して競技・会場ごとに実施される各テストイベント計画立案等業務委託契約並びに同契約の受注者との間で締結されることとされていた各テストイベント実施等業務委託契約及び各本大会運営等業務委託契約について、6社等の受注希望等を考慮して受注予定事業者を決定するとともに基本的に当該受注予定事業者のみが入札を行うことなどを合意した上、同合意に従って前記契約についてそれぞれ受注予定事業者を決定するなどし、もって6社等が共同して、前記契約の受注に関し、相互にその事業活動を拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、前記契約の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項第1号、 刑法第60条、第65条第1項	

2-4表 緊急停止命令一覧

件名	当委員会 申立年月日	決定年月日 (注)	決定内容 (注)	事件の内容	関係法条	処 理 結 果		備 考
						決定年月日 (注)	決定内容	
(株)朝日新聞社ほか153名に対する件	S30.3.16 S30.7.27 (停止命令の取消し)	S30.4.6	申立一部容認一部却下	(株)朝日新聞社、(株)読売新聞社、(株)毎日新聞社による千葉新聞の供給を受けないことを条件とする販売店との取引及び販売店による千葉新聞不買の申合せ	独占禁止法第19条(旧一般指定1、7)	S30.7.29	当事者の和解により違反事実の消滅(停止命令の取消し)	
伊藤勲に対する件	S30.7.4 S30.12.10 (停止命令の取消し)	S30.7.29	申立容認	毎日新聞販売店(伊藤勲)による毎日新聞購読者に対する物品の供与	独占禁止法第19条(旧一般指定6)	S30.12.23	営業廃止により違反事実の消滅(停止命令の取消し)	停止命令違反に対する過料(1万円)決定(S30.10.12)
(株)大阪読売新聞社に対する件	S30.10.5	S30.11.5	申立容認	(株)大阪読売新聞社による読売新聞購読者に対する物品の供与	独占禁止法第19条(旧一般指定6)			同意審決(S30.12.8)
(株)北国新聞社に対する件	S31.12.21	S32.3.18	申立容認	(株)北国新聞社の販売する富山新聞の差別対価	独占禁止法第19条(新聞業特殊指定3)	S33.7.11	違反事実の自発的排除(停止命令の取消し)	被申立人による停止命令の執行免除の申立て(S32.3.29申立棄却)
八幡製鉄(株)ほか1名に対する件	S44.5.7 取下げ S44.5.30			八幡製鉄(株)及び富士製鉄(株)の合併	独占禁止法第15条第1項			被申立人が、合併期日を延期したので取下げ
(株)中部読売新聞社に対する件	S50.3.25	S50.4.30	申立容認	中部読売新聞の不当廉売	独占禁止法第19条(旧一般指定5)			同意審決(S52.11.24) 被申立人は、特別抗告したが、最高裁はこれを却下(S50.7.17)
(株)有線ブロードネットワークスほか1社に対する件	H16.6.30 取下げ H16.9.14			有線音楽放送事業における私的独占又は差別対価若しくは取引条件等の差別取扱い	独占禁止法第3条前段、第19条(一般指定3、4)			被申立人が、申立てに係る行為を取りやめたので取下げ
楽天(株)に対する件	R2.2.28 取下げ R2.3.10			楽天(株)による出店事業者に対する優越的地位の濫用	独占禁止法第19条(第2条第9項第5号ハ)			被申立人が、申立てに係る行為を変更したので取下げ

(注) 平成25年独占禁止法改正法の施行日(平成27年4月1日)前は、緊急停止命令等の非訟事件は東京高等裁判所の専属管轄とされていたが、同改正法の施行後は、東京地方裁判所の専属管轄とされている。

2-5表 注意の対象となった行為の業種・行為類型別分類

業種	件数	行為類型
農業	2	その他の拘束・排他条件付取引、その他
漁業（水産養殖業を除く）	3	その他の拘束・排他条件付取引
水産養殖業	1	その他
食料品製造業	1	優越的地位の濫用
飲料・たばこ・飼料製造業	1	不当廉売
繊維工業	1	再販売価格の拘束
木材・木製品製造業（家具を除く）	2	再販売価格の拘束、優越的地位の濫用
家具・装備品製造業	1	優越的地位の濫用
プラスチック製品製造業	1	再販売価格の拘束
窯業・土石製品製造業	2	再販売価格の拘束、その他の拘束・排他条件付取引
金属製品製造業	1	優越的地位の濫用
生産用機械器具製造業	2	優越的地位の濫用
道路旅客運送業	2	価格カルテル、取引妨害
道路貨物運送業	4	優越的地位の濫用
倉庫業	2	優越的地位の濫用
飲食料品卸売業	4	優越的地位の濫用
建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	3	優越的地位の濫用
機械器具卸売業	2	優越的地位の濫用
その他の卸売業	3	再販売価格の拘束、優越的地位の濫用
各種商品小売業	2	優越的地位の濫用
織物・衣服・身の回り品小売業	2	その他
機械器具小売業	2	優越的地位の濫用
その他の小売業	3	優越的地位の濫用、不当廉売
無店舗小売業	1	優越的地位の濫用
不動産賃貸業・管理業	3	優越的地位の濫用
物品賃貸業	4	優越的地位の濫用、その他
持ち帰り・配達飲食サービス業	1	優越的地位の濫用
医療業	2	その他
協同組合（他に分類されないもの）	7	優越的地位の濫用、その他
政治・経済・文化団体	1	その他
その他のサービス業	3	その他の拘束・排他条件付取引、その他の不公正な取引方法、その他

（注）業種は、「日本標準産業分類」を参考にしている。

3 独占禁止法適用除外関係

3-1 表 独占禁止法適用除外根拠法令一覧

(1) 独占禁止法に基づくもの（3制度）

（令和7年3月末現在）

法律名	適用除外制度の内容 （根拠条項）	適用除外制度の 制定年次
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）	知的財産権の行使行為（第21条）	昭和22年
	一定の組合の行為（第22条）	昭和22年
	再販売価格維持契約（第23条）	昭和28年
独占禁止法第22条各号要件に係るみなし規定のあるもの 農業協同組合法（昭和22年法律第132号） 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号） 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号） 信用金庫法（昭和26年法律第238号） 労働金庫法（昭和28年法律第227号） たばこ耕作組合法（昭和33年法律第135号） 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号） 森林組合法（昭和53年法律第36号）		

(2) 個別法に基づく適用除外（16法律・20制度）

（令和7年3月末現在）

所管官庁	法律名 （法律番号）	適用除外の対象	適用除外制度 の制定年次
金融庁	保険業法 （平成7年法律第105号）	保険カルテル	昭和26年
	損害保険料率算出団体に関する法律 （昭和23年法律第193号）	基準料率の算出（自賠償・地震）	平成10年
法務省	会社更生法 （平成14年法律第154号）	更生会社の株式取得	昭和27年
財務省	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律 （昭和28年法律第7号）	合理化カルテル	昭和34年
文部科学省	著作権法 （昭和45年法律第48号）	商業用レコードの二次使用料等に関する取決め	昭和45年
厚生労働省	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律 （昭和32年法律第164号）	過度競争防止カルテル	昭和32年
農林水産省	農業協同組合法 （昭和22年法律第132号）	農事組合法人が行う一定の事業	平成11年

所管官庁	法律名 (法律番号)	適用除外の対象	適用除外制度 の制定年次
経済産業省	輸出入取引法 (昭和27年法律第299号)	輸出カルテル	昭和27年
	中小企業団体の組織に関する法律 (昭和32年法律第185号)	共同経済事業	昭和32年
	中小企業等協同組合法 (昭和24年法律第181号)	中小企業団体中央会が行う 一定の事業	平成11年
国土交通省	海上運送法 (昭和24年法律第187号)	海運カルテル (内航)	昭和24年
		海運カルテル (外航)	昭和24年
	道路運送法 (昭和26年法律第183号)	運輸カルテル	昭和26年
	航空法 (昭和27年法律第231号)	航空カルテル (国内)	昭和27年
		航空カルテル (国際)	昭和27年
	内航海運組合法 (昭和32年法律第162号)	内航海運カルテル	昭和32年
		共同海運事業	昭和32年
	特定地域及び準特定地域における一 般乗用旅客自動車運送事業の適正化 及び活性化に関する特別措置法 (平成21年法律第64号)	供給輸送力削減カルテル	平成25年
金融庁 国土交通省	地域における一般乗合旅客自動車運 送事業及び銀行業に係る基盤的な サービスの提供の維持を図るための 私的独占の禁止及び公正取引の確保 に関する法律の特例に関する法律 (令和2年法律第32号)	特定地域基盤企業等の合併 等	令和2年
		地域一般乗合旅客自動車運 送事業者等による共同経営	

３－２表 年次別・適用除外法令別カルテル等件数（注１）の推移

（各年３月末現在）

	根 拠 法 令	適用業種等	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
1	保険業法 平成8年4月1日施行	特定事業に係る 共同行為	4	4	4	4
		その他の事業に 係る共同行為	4	4	4	4
2	損害保険料率算出団体 に関する法律 昭和23年7月29日施行	地震保険に係る 基準料率及び自 動車損害賠償責 任保険に係る基 準料率の算出	2	2	2	2
3	酒税の保全及び酒類業 組合等に関する法律 昭和28年3月1日施行	酒類製造業、 酒類販売業	0	0	0	0
4	著作権法 昭和45年5月6日施行	商業用レコード の二次使用料等 に関する取決め （注2）	10	10	10	10
5	生活衛生関係営業の運 営の適正化及び振興に 関する法律 昭和32年9月2日施行	特定生活衛生関 係サービス業、 販売業	0	0	0	0
6	輸出入取引法 昭和27年9月1日施行	輸出業者の輸出 取引	0	0	0	0
7	道路運送法 昭和26年7月1日施行	道路運送業 （注3）	3（1）	3（1）	3（1）	3（1）
8	航空法 昭和27年7月15日施行	航空運送事業 （国内）	0	0	0	0
		航空運送事業 （国際）（注4）	〔0〕	〔0〕	〔1〕	〔2〕
9	海上運送法 昭和24年8月25日施行	海運カルテル （内航）	3	3	3	3

	根 拠 法 令	適用業種等	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
		海運カルテル (外航) (注4)	[57]	[41]	[22]	[30]
10	内航海運組合法 昭和32年10月1日施行	内航海運業	1	1	0	0
11	特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法 平成26年1月27日施行	一般乗用旅客自動車運送事業	3	2	2	0
12	地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律 令和2年11月27日施行	特定地域基盤企業等の合併等 (注5)	1	1	2	2
		地域一般乗合旅客自動車運送事業者等による共同経営	5	6	6	7
合 計			36 (34)	36 (34)	36 (34)	35 (33)

(注1) 件数は、公正取引委員会の同意を得、又は当委員会に協議若しくは通知を行って主務大臣が認可等を行ったカルテル等の件数である。

(注2) 著作権法に基づく商業用レコードの二次使用料等に関する取決めの数は、当該取決めの届出を受けた文化庁長官による公正取引委員会に対する通知の件数である。

(注3) 道路運送法に基づくカルテルについては路線ごとにカルテルが実施されているが、実施主体が同じカルテルを1件として算定した場合の数を()で示した。

(注4) 航空法に基づく航空運送事業カルテル(国際)及び海上運送法に基づく海運カルテル(外航)に関する〔 〕内の数は、各年3月末日に終了する年度において締結、変更又は廃止の通知を受けた件数であり、外数である。

(注5) 特定地域基盤企業等の合併等の欄の数は、各年3月末現在で実施期間終了前にある、主務大臣の認可を受けた合併等に係る基盤的なサービス維持計画の件数である。

3-3表 保険業法に基づくカルテル

(1) 保険業法第101条第1項第1号に基づく共同行為

(令和7年3月末現在)

対象種目	主 体	制 限 事 項	最初の発効日	有効期限
航空保険	日本航空保険プール	再保険における料率及び条件の決定 (注)、再保険の出再割合の決定、再保険手数料率の決定、配分再保険の配分割合及び再保険手数料率の決定、再々保険の禁止、海外再々保険の相手方、出再割合、料率その他条件及び再保険手数料率の決定、損害査定	平成9年6月20日	期限の定めなし
原子力保険	日本原子力保険プール	保険約款の内容の決定、保険料率及びその他の条件の決定、元受保険及び受再保険の引受割合の決定、元受保険の共同処理(募集を含む。)、再保険の共同処理、損害査定の審査及び決定	平成9年6月20日	期限の定めなし
自賠責保険	損害保険会社	契約の引受け及び契約規定の作成方法、募集方法、事業方法書、普通保険約款、保険料及び責任準備金算出方法書の内容の決定、再保険取引に関する相手方又は数量の決定、損害査定方法の決定	平成9年4月30日	期限の定めなし
地震保険	損害保険会社	契約引受方法の決定、事業方法書、普通保険約款、保険料及び責任準備金算出方法書の内容の決定、損害査定方法の決定、再保険取引に関する事項の決定、地震保険の普及拡大に関する事項の決定	平成9年6月20日	期限の定めなし

(注) 日本航空保険プールの共同行為では、保険料率の決定は明示的に行われていないが、①出再割合を100%としていること、②再保険について、会員は全て元受会社の契約内容に従って責任を負担することとなっているため、保険料率＝再保険料率となり、各社保険料率が同一となっている。

(2) 保険業法第101条第1項第2号に基づく共同行為

(令和7年3月末現在)

対象種目	主 体	制 限 事 項	最初の発効日	有効期限
船舶保険	日本船舶保険再保険プール	再保険約款の決定、再保険に関する損害査定方法の決定、再保険の取引に関する相手方又は数量の決定、再保険料率及び手数料の決定	平成10年4月1日	期限の定めなし

外航貨物保険	外航貨物再保険プール	再保険約款及び再保険料率の決定、再保険の出再割合の決定、再保険手数料の決定、配分再保険の配分割合及び再保険手数料率の決定、再々保険の禁止、再保険に係る損害査定	平成10年4月1日	期限の定めなし
自動車保険 (対人賠償、 自損事故及び 無保険車傷害 保険部分)	自動車対人 賠償保険超 過損害額再 保険プール	再保険約款の決定、再保険に関する損害査定方法の決定、再保険の取引に関する相手方又は数量の決定、再保険料率及び手数料の決定	平成10年4月1日	期限の定めなし
住宅瑕疵担保 責任保険	住宅瑕疵担 保責任超過 損害額再保 険プール	再保険約款の決定、再保険に関する損害査定方法の決定、再保険の取引に関する相手方又は数量の決定、再保険料率の決定	平成21年4月1日	期限の定めなし

3-4表 損害保険料率算出団体に関する法律に基づくカルテル

(令和7年3月末現在)

対 象	主 体	内 容	最初の発効日	有効期限
自動車損害賠償責任保険	損害保険料率算出団体	自動車損害賠償責任保険に係る基準料率を算出し、会員の利用に供すること	平成10年7月1日	期限の定めなし
地震保険	損害保険料率算出団体	地震保険に係る基準料率を算出し、会員の利用に供すること	平成10年7月1日	期限の定めなし

3-5表 著作権法に基づく商業用レコードの二次使用料等に関する取決め

(令和7年3月末現在)

対 象	主 体	内 容	最初の発効日	有効期限
商業用レコードの二次使用料等	文化庁長官が指定する著作権等管理事業者又は団体（指定団体）	商業用レコードの二次使用料等の額に関する文化庁長官が指定する著作権等管理事業者又は団体（指定団体）と放送事業者等又はその団体間における協議	協議によって定められた期日	協議によって定められた期日

3－6表 道路運送法に基づくカルテル

(令和7年3月末現在)

主 体	路 線	内 容	最初の発効日	有効期限
一般乗合旅客自動車運送事業者	北 部 支 線 (沖縄)	生活路線維持のための共同経営	平成14年10月8日	令和8年10月15日
一般乗合旅客自動車運送事業者	読谷線・糸満線 (沖縄)	適切な運行時刻設定のための共同経営	平成14年10月8日	令和8年10月15日
一般乗合旅客自動車運送事業者	名護西線・名護西空港線 (沖縄)	適切な運行時刻設定のための共同経営	平成14年10月8日	令和8年10月15日

3－7表 海上運送法に基づくカルテル（内航）

(令和7年3月末現在)

主 体	航 路	内 容	最初の発効日	有効期限
一般旅客定期航路事業者	松山／宇品	適切な運航時刻の設定のための共同経営（旅客）	平成12年7月19日	令和9年6月20日
一般旅客定期航路事業者	岡山／土庄	適切な運航時刻の設定のための共同経営（旅客）	平成12年7月21日	令和9年2月15日
一般旅客定期航路事業者	竹原／白水	適切な運航時刻の設定のための共同経営（旅客）	平成12年8月10日	令和9年7月24日

3－8表 地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律

(1) 特定地域基盤企業等の合併等に係る基盤的サービス維持計画の実施

(令和7年3月末現在)

主 体	地 域	内 容	認可日	基盤的サービス維持計画の実施期間
株式会社青森銀行及び株式会社みちのく銀行	青森県	基盤的サービスの提供維持のために行う共同株式移転	令和4年3月23日	令和4年4月1日～ 令和9年3月31日
株式会社八十二銀行及び株式会社長野銀行	長野県	基盤的サービスの提供維持のために行う株式取得	令和5年5月29日	令和5年6月1日～ 令和10年3月31日

(2) 地域一般乗合旅客自動車運送事業者等による共同経営の実施

(令和7年3月末現在)

主 体	地 域	内 容	認可日	共同経営の 実施期間
地域一般乗合旅客自動車運送事業者	熊本市	基盤的サービスの提供のために行う共同経営	令和3年 3月19日 (注1)	令和3年4月1日 ～ 令和8年9月30日
地域一般乗合旅客自動車運送事業者	岡山市	基盤的サービスの提供のために行う共同経営	令和3年 3月25日	令和3年4月1日 ～ 令和8年3月31日
地域一般乗合旅客自動車運送事業者	前橋市	基盤的サービスの提供のために行う共同経営	令和3年 9月24日	令和3年10月1日 ～ 令和8年3月31日
地域一般乗合旅客自動車運送事業者等	徳島県南部	基盤的サービスの提供のために行う共同経営	令和4年 3月18日	令和4年4月1日 ～ 令和9年3月31日
地域一般乗合旅客自動車運送事業者	長崎市	基盤的サービスの提供のために行う共同経営	令和4年 3月18日 (注2)	令和4年4月1日 ～ 令和9年3月31日
地域一般乗合旅客自動車運送事業者等	広島市	基盤的サービスの提供のために行う共同経営	令和4年 10月18日 (注3)	令和4年11月1日 ～ 令和10年3月31日
地域一般乗合旅客自動車運送事業者等	岩手県県央部・沿岸部	基盤的サービスの提供のために行う共同経営	令和7年 2月17日	令和7年4月1日 ～ 令和12年3月31日

(注1) 本協定には、令和3年4月1日～令和6年3月31日を実施期間とする取組（認可日：令和3年3月19日）、令和4年11月1日～令和7年10月31日を実施期間とする取組（認可日：令和4年10月20日）及び令和5年10月1日～令和8年9月30日を実施期間とする取組（認可日：令和5年9月21日）が含まれている。

(注2) 本協定には、令和4年4月1日～令和7年3月31日又は令和4年4月1日～令和8年3月31日を実施期間とする取組（認可日：令和4年3月18日）及び令和6年4月1日～令和9年3月31日を実施期間とする取組（認可日：令和6年3月22日）が含まれている（なお、令和4年4月1日～令和8年3月31日を実施期間とする取組については、令和7年3月14日付け認可により、実施期間が1年延長されたもの）。

(注3) 本協定には、令和4年11月1日～令和7年3月31日を実施期間とする取組（認可日：令和4年10月18日）及び令和7年2月1日～令和10年3月31日を実施期間とする取組（認可日：令和7年1月24日）が含まれている（ただし、令和4年10月18日付け認可に係る取組については、令和7年1月24日付け認可に係る取組の開始をもって終了している。）。

３－９表 業種別事業協同組合及び信用協同組合の届出件数

(令和７年３月末現在)

業種等		届出件数	
事業協同組合	農業、林業、漁業	0	
	鉱業、採石業、砂利採取業	0	
	建設業	1	
	製造業	食料品、飲料・たばこ・飼料	0
		繊維	0
		木材・木製品、家具・装備品	0
		パルプ・紙・紙加工品	0
		印刷・同関連業	0
		化学	1
		石油製品・石炭製品	0
		プラスチック製品	0
		ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮	0
		窯業・土石製品	0
		鉄鋼	0
		非鉄金属	0
		金属製品	0
		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具	0
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具	0
		輸送用機械器具	0
		その他	0
		小計	1
	電気・ガス・熱供給・水道業	0	
	情報通信業	0	
	運輸業、郵便業	2	
	卸売業	1	
	小売業	0	
	金融業、保険業	0	
	不動産業、物品賃貸業	0	
	サービス業	9	
	その他	180	
	小計	194	
信用協同組合		14	
合計		208	

(注１) 組合員の資格となる業種が複数にまたがる協同組合は、「その他」としている。

(注２) 業種は、「日本標準産業分類」を参考にしている。

4 株式取得、合併等関係

4-1表 銀行業又は保険業を営む会社の議決権取得・保有の制限に係る認可一覧

(1) 独占禁止法第11条第1項ただし書の規定に基づく認可

認可年月日	認可銀行又は保険会社名	株式発行会社名	保有経緯等
R6. 5. 22	(株) 荘内銀行	(株) 庄交コーポレーション	事業再生会社の議決権取得
6. 6. 20	日本生命保険相互会社	ツクリンク(株)	投資事業有限責任組合の有限責任組合員としての株式の所有に伴う議決権保有
6. 6. 20	日本生命保険相互会社	(株) O p t o C o m b	投資事業有限責任組合の有限責任組合員としての株式の所有に伴う議決権保有
6. 7. 2	住信 S B I ネット銀行(株)	(株) テミクス・グリーン	銀行業高度化等会社の議決権保有
6. 8. 23	日本生命保険相互会社	(株) L O C U S	投資事業有限責任組合の有限責任組合員としての株式の所有に伴う議決権保有
6. 8. 28	(株) 三菱 U F J 銀行	(株) e C l e a r	銀行業高度化等会社の議決権取得
6. 9. 5	(株) 千葉銀行	エッジテクノロジー(株)	銀行業高度化等会社の議決権取得
6. 10. 31	(株) 三井住友銀行	(株) インフキュリオン	銀行業高度化等会社の議決権取得
6. 12. 20	(株) 青森銀行	東北化学薬品(株) ほか 8 社	合併に伴う議決権取得
7. 1. 14	三井住友信託銀行(株)	日本森林アセット(株)	銀行業高度化等会社の議決権取得
7. 1. 23	(株) 徳島大正銀行	とくぎんとモニリンクアップ(株)	銀行業高度化等会社の議決権取得
7. 1. 31	農中信託銀行(株)	(株) P r o g m a t	銀行業高度化等会社の議決権取得
7. 2. 13	日本生命保険相互会社	(株) T O K I U M	投資事業有限責任組合の有限責任組合員としての株式の所有に伴う議決権保有
7. 2. 28	(株) 山梨中央銀行	やまなし地域デザイン(株)	銀行業高度化等会社の議決権取得
7. 3. 18	(株) 百五銀行	(株) アスカプランニング名古屋ほか 1 社	銀行業高度化等会社の議決権取得

認可年月日	認可銀行又は保険会社名	株式発行会社名	保有経緯等
7. 3. 19	アフラック生命保険(株)	H a t c h H e a l t h c a r e (株)	保険業高度化等会社の議決 権取得
7. 3. 24	(株)大分銀行	おおいたプラット(株)	銀行業高度化等会社の議決 権取得
7. 3. 25	(株)千葉銀行	(株)フレッシュファーマ ちば	銀行業高度化等会社の議決 権取得

(2) 独占禁止法第11条第2項の規定に基づく認可

認可年月日	認可銀行又は保険会社名	株式発行会社名	保有経緯等
R6. 9. 19	(株)みずほ銀行	(株)ナガセ	単元未満株式の増加に伴う 議決権保有
7. 3. 4	(株)三菱UFJ銀行	(株)村上開明堂	自己の株式の取得に伴う議 決権保有

4-2 統計資料（4-3表及び4-4表）について

- (1) この統計資料は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に、公正取引委員会が受理した会社の株式取得、合併、分割、共同株式移転及び事業譲受け等（以下「企業結合」という。）の届出等に関する指標を取りまとめたものである。
- (2) 会社がどの業種に属するかは、株式取得においては株式取得会社の業種、合併においては合併後の存続会社の業種、共同新設分割においては分割する会社の業種、吸収分割においては事業を承継する会社の業種、共同株式移転においては新設会社の業種、事業譲受け等においては事業等を譲り受ける会社の業種によった。また、事業を行っていない会社についてはその他に分類した。
- (3) 4-3表の分類のうち、「水平」とは、当事会社グループ同士が同一の一定の取引分野において競争関係にある場合をいう。

「垂直」とは、当事会社グループ同士が取引段階を異にする場合をいう。「垂直」のうち、「前進」とは、株式取得会社、存続会社、被承継会社又は譲受会社が最終需要者の方向にある会社と企業結合を行う場合をいい、「後進」とは、その反対方向にある会社と企業結合を行う場合をいう。

「混合」とは、「水平」、「垂直」のいずれにも該当しない場合をいう。「混合」のうち、「地域拡大」とは、同種の商品又は役務を異なる市場へ供給している場合をいい、「商品拡大」とは、生産あるいは販売面での関連性のある異種の商品又は役務を供給している場合をいい、「純粋」とは、前記「地域拡大」及び「商品拡大」のいずれにも該当しない場合をいう。

なお、形態別の件数については、複数の形態に該当する企業結合の場合、該当する形態を全て集計している。そのため、形態別の件数の合計は、届出受理件数と必ずしも一致しない。

4－3表 形態別・業種別件数（令和6年度）

業 種 \ 形 態	水平関係	垂直関係		混合関係			届出受理 件数
		前 進	後 進	地域拡大	商品拡大	純 粋	
農 林 ・ 水 産 業	0	0	0	0	0	0	0
鉱 業	2	0	0	0	0	0	2
建 設 業	17	3	4	6	6	0	17
製 造 業	35	25	25	3	13	6	61
食 料 品	7	3	5	1	2	0	10
織 維	1	1	0	0	0	0	1
木 材 ・ 木 製 品	0	0	0	0	0	0	0
紙 ・ パ ル プ	1	1	1	0	0	0	1
出 版 ・ 印 刷	0	0	0	0	0	0	0
化学・石油・石炭	7	3	7	0	2	2	12
ゴ ム ・ 皮 革	1	0	1	0	0	0	1
窯 業 ・ 土 石	0	0	0	0	0	0	0
鉄 鋼	0	1	1	0	0	0	1
非 鉄 金 属	1	1	2	0	0	0	2
金 属 製 品	0	0	0	0	0	0	0
機 械	15	13	6	1	6	3	27
そ の 他 製 造 業	2	2	2	1	3	1	6
卸 ・ 小 売 業	43	20	14	13	8	2	63
不 動 産 業	11	8	8	7	4	0	13
運輸・通信・倉庫業	30	10	10	6	12	3	35
サ ー ビ ス 業	18	6	3	12	4	1	21
金 融 ・ 保 険 業	15	5	7	3	4	6	28
電 気 ・ ガ ス 熱供給・水道業	3	2	1	0	0	0	4
そ の 他	112	51	50	30	39	33	193
合 計	286	130	122	80	90	51	437

（注）形態別の件数については、複数の形態に該当する企業結合の場合、該当する形態を全て集計している。そのため、形態別の件数の合計は、届出受理件数と必ずしも一致しない。

4－4表 企業結合関係の届出・報告件数

年度	第9条の 事業報告書 (注2)	第9条の 設立届出書 (注2)	株式取得 届出 (注3)	役員兼任 届出 (注4)	会社以外の者の 株式所有報告書 (注5)	合併届出 (注6)	分割届出 (注7)	共同株式 移転届出 (注8)	事業譲受 け等届出 (注9)
昭和22			(2)		(0)	(23)			(22)
23			(31)		(0)	(309)			(192)
24			(13)		(0)	(123)			(53)
			2,373		0	448			143
25			3,840		0	420			207
26			4,546		0	331			182
27			4,795		0	385			124
28			3,863	268	0	344			126
29			2,827	328	0	325			167
30			3,033	268	0	338			143
31			3,080	457	0	381			209
32			3,069	375	0	398			140
33			3,316	557	0	381			118
34			3,170	466	0	413			139
35			2,991	644	0	440			144
36			3,211	675	1	591			162
37			3,231	804	0	715			193
38			3,844	758	0	997			223
39			3,921	527	4	864			195
40			4,534	487	1	894			202
41			4,325	462	0	871			264
42			4,075	458	2	995			299
43			4,069	480	3	1,020			354
44			4,907	647	0	1,163			391
45			4,247	543	2	1,147			413
46			5,832	552	0	1,178			449
47			5,841	501	1	1,184			452
48			6,002	874	0	1,028			443
49			5,738	794	0	995			420
50			5,108	754	9	957			429
51			5,229	925	6	941			511
52			5,085	916	1	1,011			646
53			5,372	1,394	0	898			595
54			5,359	3,365	0	871			611
55			5,759	2,556	2	961			680
56			5,505	2,958	1	1,044			771
57			6,167	2,477	1	1,040			815
58			6,033	3,389	4	1,020			702
59			6,604	3,159	2	1,096			790
60			6,640	3,504	6	1,113			807
61			7,202	2,944	1	1,147			936
62			7,573	3,776	1	1,215			1,084
63			6,351	3,450	0	1,336			1,028
平成元			8,193	4,420	0	1,450			988
2			8,075	4,312	0	1,751			1,050
3			8,034	6,124	2	2,091			1,266
4			8,776	5,675	0	2,002			1,079
5			8,036	6,330	3	1,917			1,153
6			8,954	5,137	18	2,000			1,255
7			8,281	5,897	1	2,520			1,467
8			9,379	5,042	0	2,271			1,476
9	0	0	8,615	5,955	7	2,174			1,546
10	2	0	7,518	447	0	1,514			1,176
11	1	1	1,029			151			179
12	5	1	804			170			213
13	7	7	898			127	20		195
14	16	7	899			112	21		197
15	76	4	959			103	21		175
16	79	1	778			70	23		166
17	80	5	825			88	17		141
18	87	2	960			74	19		136
19	93	2	1,052			76	33		123
20	92	4	829			69	21		89
21	93	5	840			48	15	3	79
22	92	2	184			11	11	5	54
23	100	0	224			15	10	6	20
24	99	1	285			14	15	5	30
25	100	0	218			8	14	3	21
26	103	0	231			12	20	7	19
27	104	2	222			23	17	6	27
28	108	2	250			26	16	3	24
29	105	0	259			9	13	3	22
30	107	2	259			16	15	2	29
令和元	112	0	264			12	12	3	19
2	114	1	223			16	7	0	20

年度	第9条の 事業報告書 (注2)	第9条の 設立届出書 (注2)	株式取得 届出 (注3)	役員兼任 届出 (注4)	会社以外の者の 株式所有報告書 (注5)	合併届出 (注6)	分割届出 (注7)	共同株式 移転届出 (注8)	事業譲受 等届出 (注9)
3	114	3	288			10	17	3	19
4	116	5	270			11	7	3	15
5	121	1	290			12	17	5	21
6	123	0	384			11	20	2	20

(注1) 括弧内は認可件数である。

(注2) 独占禁止法第9条の規定に基づく事業報告書の提出及び設立の届出制度は、平成9年独占禁止法改正法により新設されたものであり、それ以前の件数はない。

なお、平成14年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法では、一定の総資産額基準を超える持株会社について事業報告及び設立の届出を行わなければならないこととされていたが、改正後の独占禁止法では、持株会社に加え、一定の総資産額基準を超える金融会社及び一般事業会社についても事業報告及び設立の届出を行わなければならないこととされた。

(注3) 株式所有報告書の裾切り要件（総資産額）は次のとおり改正されている。

改正年	裾切り要件（総資産額）
昭和24	500万円超
28	1億円超
40	5億円超
52	20億円超

平成10年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法では、総資産が20億円を超える国内の会社（金融業を営む会社を除く。）又は外国会社（金融業を営む会社を除く。）は、国内の会社の株式を所有する場合には、毎事業年度終了後3か月以内に株式所有報告書を提出しなければならないこととされていたが、改正後の独占禁止法では、総資産が20億円を超えかつ総資産合計額が100億円を超える会社が、総資産が10億円を超える国内の会社又は国内売上高が10億円を超える外国会社の株式を10%、25%又は50%を超えて取得し、又は所有することとなる場合には、株式所有報告書を提出しなければならないこととされた。

また、平成21年独占禁止法改正法による改正によって届出基準が見直され、国内売上高合計額が200億円を超える会社が、子会社の国内売上高を含む国内売上高が50億円超の会社の株式を取得しようとする場合であって、議決権保有割合が20%、50%（2段階）を超えるものについて、合併等と同様にあらかじめ届け出なければならないこととされた。

(注4) 平成10年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法では、会社の役員又は従業員は、国内において競争関係にある国内の会社の役員の地位を兼ねる場合において、いずれか一方の会社の総資産が20億円を超えるときは届け出なければならないこととされていたが、改正後の独占禁止法では廃止された。

(注5) 平成10年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法では、会社以外の者は、国内において相互に競争関係にある2以上の国内の会社の株式をそれぞれの発行済株式総数の10%を超えて所有することとなる場合には株式所有報告書を提出しなければならないこととされていたが、改正後の独占禁止法では廃止された。

(注6) 平成10年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法では、会社が合併しようとする場合には、全てあらかじめ届け出なければならないこととされていたが、改正後の独占禁止法では、当事会社の中に総資産合計額が100億円を超える会社と総資産合計額が10億円を超える会社がある場合等に届け出なければならないこととされた。

また、平成21年独占禁止法改正法による改正によって届出基準が見直され、国内売上高合計額が200億円超の会社と同50億円超の会社の合併について届け出なければならないこととされた。

(注7) 分割の届出は、平成12年商法改正に伴い新設されたものであり、平成12年度までの件数はない。

また、平成21年独占禁止法改正法による改正によって届出基準が見直され、当事会社の中に国内売上高合計額が200億円を超える全部承継会社（事業の全部を承継させようとする会社をいう。）と国内売上高合計額が50億円を超える事業を承継しようとする会社がある場合等には、分割に関する計画について届け出なければならないこととされた。

(注8) 共同株式移転の届出は、平成21年独占禁止法改正法により新設されたものであり、平成20年度までの件数はない。

(注9) 平成10年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法では、会社が事業の全部又は重要部分の譲受け等しようとする場合には、全てあらかじめ届け出なければならないこととされていたが、改正後の独占禁止法では、総資産合計額が100億円を超える会社が、総資産額10億円超の国内会社の事業の全部を譲り受ける場合等に届け出なければならないこととされた。

また、平成21年独占禁止法改正法による改正によって届出基準が見直され、国内売上高合計額が200億円を超える会社が、国内売上高30億円超の会社の事業の全部を譲り受ける場合等に事業譲受け等に関する計画について届け出なければならないこととされた。

5 下請法関係

5－1表 定期調査実施件数の推移

年度	区分	定期調査実施件数		特別調査発送件数	
		対象親事業者数	対象下請事業者数	対象親事業者数	対象下請事業者数
		(名)	(名)	(名)	(名)
平成元		13,537	73,320		
2		12,889	72,030		
3		12,680	71,603		
4		14,234	74,334		10,027
5		13,781	75,864		10,786
6		13,235	72,784		10,559
7		13,261	75,202		
8		13,857	70,453		
9		13,648	71,860	1,000	5,000
10		13,869	70,182	1,736	
11		14,453	70,554		
12		15,964	75,859		
13		16,417	93,483	1,673	1,003
14		17,385	99,481		
15		18,295	108,395		
16		30,932	170,517		
17		30,991	170,878		
18		29,502	162,521		
19		30,268	168,108		
20		34,181	160,230		
21		36,342	201,005		
22		38,046	210,166		
23		38,503	212,659		
24		38,781	214,042		
25		38,974	214,044		
26		38,982	213,690		
27		39,101	214,000		
28		39,150	214,500		
29		60,000	300,000		
30		60,000	300,000		
令和元		60,000	300,000		
2		60,000	300,000		
3		65,000	300,000		
4		70,000	300,000		
5		80,000	330,000		
6		90,000	330,000		

5－2表 下請法違反事件新規着手件数及び処理件数の推移

区分 年度	新規着手件数				処理件数			
	定期調査	申告	中小企業庁長官 からの措置請求	計	措置		不問	計
					勧告	指導		
	(名)	(名)	(名)	(名)	(名)	(名)	(名)	(名)
平成元	1,928	29	0	1,957	0	2,419	160	2,579
2	2,001	23	1	2,025	1	2,186	127	2,314
3	1,534	15	0	1,549	0	1,492	101	1,593
4	2,191	18	0	2,209	0	1,933	132	2,065
5	2,844	38	0	2,882	0	2,428	279	2,707
6	1,590	21	0	1,611	1	1,632	186	1,819
7	1,548	23	0	1,571	0	1,544	148	1,692
8	1,516	10	0	1,526	2	1,439	106	1,547
9	1,330	13	1	1,344	3	1,348	60	1,411
10	1,329	22	0	1,351	1	1,271	69	1,341
11	1,135	26	0	1,161	3	1,101	66	1,170
12	1,153	52	1	1,206	6	1,134	50	1,190
13	1,308	59	0	1,367	3	1,311	44	1,358
14	1,357	70	0	1,427	4	1,362	60	1,426
15	1,341	67	1	1,409	8	1,357	71	1,436
16	2,638	72	0	2,710	4	2,584	75	2,663
17	4,009	65	0	4,074	10	4,015	41	4,066
18	2,983	100	1	3,084	11	2,927	121	3,059
19	2,964	145	1	3,110	13	2,740	307	3,060
20	3,168	152	4	3,324	15	2,949	273	3,237
21	3,728	105	2	3,835	15	3,590	254	3,859
22	4,509	145	4	4,658	15	4,226	369	4,610
23	4,494	56	4	4,554	18	4,326	292	4,636
24	4,819	50	1	4,870	16	4,550	316	4,882
25	5,418	59	1	5,478	10	4,949	466	5,425
26	5,723	83	1	5,807	7	5,461	376	5,844
27	6,210	95	0	6,305	4	5,980	287	6,271
28	6,477	112	0	6,589	11	6,302	290	6,603
29	7,173	97	1	7,271	9	6,752	307	7,068
30	7,757	141	0	7,898	7	7,710	382	8,099
令和元	8,360	155	0	8,515	7	8,016	292	8,315
2	8,291	101	1	8,393	4	8,107	222	8,333
3	8,369	94	1	8,464	4	7,922	174	8,100
4	8,188	79	0	8,267	6	8,665	86	8,757
5	8,120	112	0	8,232	13	8,268	47	8,328
6	8,152	119	1	8,272	21	8,230	55	8,306

表 3-1 類型別件数の推移

違反行為の類型	年度																																						
	平成元										平成二										平成三										令和元								
受領拒否 （第4条第1項第1号違反）	13	09	12	14	74	54	59	86	60	42	11	12	13	14	15	16	17	18	13	23	6	25	8	38	61	42	36	19	34	23	40	48	49	48	06				
下請代金の支払遅延 （第4条第1項第2号違反）	469	383	236	310	363	270	227	226	269	226	234	230	335	307	392	751	1344	701	701	866	790	1281	1328	1250	1488	2843	3131	3375	3129	3371	3651	4738	4069	3995	4094				
下請代金の滞り （第4条第1項第3号違反）	153	130	67	89	165	177	165	123	116	132	135	168	134	142	131	137	106	189	284	228	383	489	611	834	1150	1471	1195	1273	1090	1263									
返品 （第4条第1項第4号違反）	17	21	11	11	23	20	20	32	22	23	29	11	23	23	22	23	12	2	9	6	14	9	34	44	20	15	14	15	20	19	14	15	22	21	17				
買いたたき （第4条第1項第5号違反）	36	32	42	57	97	98	95	65	48	31	27	43	36	38	32	36	44	28	39	68	113	93	166	98	86	735	631	1143	1179	1487	721	830	866	913	879	852			
買入・利用拒否 （第4条第1項第7号違反）	44	39	27	50	99	60	66	64	74	28	20	49	106	79	53	95	75	92	41	50	67	59	86	72	60	46	69	76	84	90	72	76	48	50	41	39			
不当な差控上の利息の提供 （第4条第2項第1号違反）	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	4	0	0				
有償支給材料等との対価の早期決済 （第4条第2項第2号違反）	55	92	60	86	85	61	40	40	58	34	36	45	36	51	51	37	62	43	29	15	42	20	45	56	44	60	56	59	92	113	98	78	72	71	61	73			
割引困難な手形の交付 （第4条第2項第2号違反）	778	617	375	417	412	284	254	235	205	218	191	203	225	210	184	144	190	170	147	221	300	224	280	246	208	253	210	365	324	374	254	314	293	225	197	309			
不当な差控上の利息の提供 （第4条第2項第3号違反）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
不当な差控内容の変更・やり直し （第4条第2項第4号違反）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
小計（注1）	1573	1337	828	1034	1318	1024	926	871	857	699	690	743	954	874	876	1313	2068	1215	1175	1374	1539	1995	2286	2231	2250	4529	4697	5815	5778	6819	6919	7979	7088	6753	7177	1000			
発注書面不交付・不備 （第9条違反）	1762	1550	1063	1425	1912	1189	1142	1090	1064	1039	826	843	1067	1127	1235	2235	3633	2693	2453	2698	3300	3833	3933	3987	4186	4067	4507	4806	5322	5964	5864	6003	5401	6697	6151	5944			
書類不保存等 （第5条違反）	88	88	87	132	172	119	129	112	135	102	134	121	167	135	142	321	645	487	553	297	384	724	715	824	939	484	470	629	649	778	745	934	732	834	556	633			
建設報告等 （第9条第1項違反）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3			
小計	1850	1638	1150	1557	2084	1308	1271	1202	1199	1141	960	964	1234	1282	1267	2556	4278	3006	2905	3684	4557	4528	4811	5125	4551	4977	5435	5971	6142	6806	6937	6133	7531	6710	6560				
合計（注2）	3423	2975	1978	2591	3402	2332	2197	2073	2056	1840	1650	1707	2188	2136	2143	3869	6346	4305	4181	4279	5219	6512	6814	7029	7375	9080	9074	11250	11749	13561	13528	14916	14011	14629	13463	13757			

(注1) () 内の数値は、実体規定違反全体に占める比率であり、小数点以下第2位を四捨五入したため、合計は必ずしも100.0とならない。

(注2) 1件の勧告又は指導においては複数の行為を問題としている場合があるので、違反行為類型別件数の合計欄の数字と5-2表の「措置」件数とは一致しない。

５－４表 自発的な申出の件数等の推移

年度 \ 区分	新規に受けた 自発的な申出の件数	処理した 自発的な申出の件数	自発的な申出による 原状回復の金額	自発的な申出により 原状回復を受けた 下請事業者数
	(件)	(件)	(万円)	(名)
平成 26	47	26	5,217	396
27	52	45	99,147	4,524
28	61	86	64,449	2,551
29	47	46	184,795	1,068
30	73	71	10,843	804
令和元	78	46	5,849	1,926
2	24	58	14,437	3,230
3	32	34	14,896	433
4	23	20	82,106	91
5	39	39	7,770	2,158
6	32	36	35,328	525

6 景品表示法に基づく規約及び運用機関の一覧（令和7年3月末現在）

No	規約の運用機関の名称	規約の名称（景品関係）	規約の名称（表示関係）
1	全国飲用牛乳公正取引協議会	—	飲用乳の表示に関する公正競争規約
2	発酵乳乳酸菌飲料公正取引協議会	—	発酵乳・乳酸菌飲料の表示に関する公正競争規約
3	チーズ公正取引協議会	—	ナチュラルチーズ、プロセスチーズ及びチーズフードの表示に関する公正競争規約
4	アイスクリーム類及び氷菓公正取引協議会	アイスクリーム類及び氷菓業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	アイスクリーム類及び氷菓の表示に関する公正競争規約
5	（一社）全国はちみつ公正取引協議会	—	はちみつ類の表示に関する公正競争規約
6	（一社）全国ローヤルゼリー公正取引協議会	—	ローヤルゼリーの表示に関する公正競争規約
7	全国辛子めんたいこ食品公正取引協議会	—	辛子めんたいこ食品の表示に関する公正競争規約
8	全国削節公正取引協議会	—	削りぶしの表示に関する公正競争規約
9	全国食品缶詰公正取引協議会	—	食品缶詰の表示に関する公正競争規約
10	全国トマト加工品業公正取引協議会	トマト加工品業における景品の提供の制限に関する公正競争規約	トマト加工品の表示に関する公正競争規約
11	全国粉わさび公正取引協議会	—	粉わさびの表示に関する公正競争規約
12	全国生めん類公正取引協議会	—	生めん類の表示に関する公正競争規約
13	日本即席食品工業公正取引協議会	即席めん製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	即席めんの表示に関する公正競争規約
14	全国ビスケット公正取引協議会	ビスケット業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	ビスケット類の表示に関する公正競争規約
15	全国チョコレート業公正取引協議会	チョコレート業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	・チョコレート類の表示に関する公正競争規約 ・チョコレート利用食品の表示に関する公正競争規約
16	全国チューインガム業公正取引協議会	チューインガム業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	チューインガムの表示に関する公正競争規約
17	凍豆腐製造業公正取引協議会	凍り豆腐製造業における景品類の提供の制限及び凍り豆腐の表示に関する公正競争規約	
18	全国味噌業公正取引協議会	みそ業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	みその表示に関する公正競争規約
19	醤油業中央公正取引協議会	しょうゆ業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	しょうゆの表示に関する公正競争規約
20	日本ソース業公正取引協議会	ソース業における景品の提供の制限に関する公正競争規約	—
21	全国食酢公正取引協議会	—	食酢の表示に関する公正競争規約
22	カレー業全国公正取引協議会	カレー業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
23	果実飲料公正取引協議会	—	果実飲料等の表示に関する公正競争規約
24	全国コーヒー飲料公正取引協議会	—	コーヒー飲料等の表示に関する公正競争規約
25	全日本コーヒー公正取引協議会	—	レギュラーコーヒー及びインスタントコーヒーの表示に関する公正競争規約
26	日本豆乳公正取引協議会	—	豆乳類の表示に関する公正競争規約
27	マーガリン公正取引協議会	—	マーガリン類の表示に関する公正競争規約

No	規約の運用機関の名称	規約の名称（景品関係）	規約の名称（表示関係）
28	全国観光土産品公正取引協議会	—	観光土産品の表示に関する公正競争規約
29	ハム・ソーセージ類公正取引協議会	—	ハム・ソーセージ類の表示に関する公正競争規約
30	日本パン公正取引協議会	—	包装食パンの表示に関する公正競争規約
31	全国食肉公正取引協議会	—	食肉の表示に関する公正競争規約
32	全国ドレッシング類公正取引協議会	—	ドレッシング類の表示に関する公正競争規約
33	もろみ酢公正取引協議会	—	もろみ酢の表示に関する公正競争規約
34	食用塩公正取引協議会	—	食用塩の表示に関する公正競争規約
35	鶏卵公正取引協議会	—	鶏卵の表示に関する公正競争規約
36	日本ワイナリー協会	果実酒製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
37	ビール酒造組合	ビール製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	ビールの表示に関する公正競争規約
38	日本洋酒輸入協会	酒類輸入販売業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	・輸入ウイスキーの表示に関する公正競争規約 ・輸入ビールの表示に関する公正競争規約
39	日本洋酒酒造組合	洋酒製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	ウイスキーの表示に関する公正競争規約
40	日本酒造組合中央会	・清酒製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約 ・単式蒸留しょうちゅう製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	・単式蒸留焼酎の表示に関する公正競争規約 ・泡盛の表示に関する公正競争規約
41	日本蒸留酒酒造組合	合成清酒及び連続式蒸留しょうちゅうの製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
42	全国小売酒販組合中央会	—	酒類小売業における酒類の表示に関する公正競争規約
43	全国帯締め羽織ひも公正取引協議会	—	帯締め及び羽織ひもの表示に関する公正競争規約
44	（一社）日本メガネ協会 眼鏡公正取引協議委員会	—	眼鏡類の表示に関する公正競争規約
45	（公社）全国家庭電気製品公正取引協議会	家庭電気製品業における景品類の提供に関する公正競争規約	・家庭電気製品製造業における表示に関する公正競争規約 ・家庭電気製品小売業における表示に関する公正競争規約
46	医療用医薬品製造販売業公正取引協議会	医療用医薬品製造販売業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
47	医療用医薬品卸売業公正取引協議会	医療用医薬品卸売業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
48	化粧品公正取引協議会	—	化粧品の表示に関する公正競争規約
49	化粧石けん公正取引協議会	化粧石けん業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	化粧石けんの表示に関する公正競争規約
50	洗剤・石けん公正取引協議会	家庭用合成洗剤及び家庭用石けん製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	家庭用合成洗剤及び家庭用石けんの表示に関する公正競争規約
51	歯磨公正取引協議会	歯みがき業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	歯みがき類の表示に関する公正競争規約
52	防虫剤公正取引協議会	—	防虫剤の表示に関する公正競争規約

No	規約の運用機関の名称	規約の名称（景品関係）	規約の名称（表示関係）
53	新聞公正取引協議会	新聞業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
54	出版物小売業公正取引協議会	出版物小売業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
55	雑誌公正取引協議会	雑誌業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
56	（一社）自動車公正取引協議会	自動車業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	・自動車業における表示に関する公正競争規約 ・二輪自動車業における表示に関する公正競争規約
57	タイヤ公正取引協議会	タイヤ業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	タイヤの表示に関する公正競争規約
58	農業機械公正取引協議会	農業機械業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	農業機械の表示に関する公正競争規約
59	不動産公正取引協議会連合会	不動産業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	不動産の表示に関する公正競争規約
60	（一社）北海道不動産公正取引協議会		
61	東北地区不動産公正取引協議会		
62	（公社）首都圏不動産公正取引協議会		
63	北陸不動産公正取引協議会		
64	東海不動産公正取引協議会		
65	（公社）近畿地区不動産公正取引協議会		
66	中国地区不動産公正取引協議会		
67	四国地区不動産公正取引協議会		
68	（一社）九州不動産公正取引協議会		
69	旅行業公正取引協議会	旅行業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	募集型企画旅行の表示に関する公正競争規約
70	全国銀行公正取引協議会	銀行業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	銀行業における表示に関する公正競争規約
71	指定自動車教習所公正取引協議会	指定自動車教習所業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	指定自動車教習所業における表示に関する公正競争規約
72	ペットフード公正取引協議会	ペットフード業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	ペットフードの表示に関する公正競争規約
73	全国釣竿公正取引協議会	—	釣竿の表示に関する公正競争規約
74	鍵盤楽器公正取引協議会	—	・ピアノの表示に関する公正競争規約 ・電子鍵盤楽器の表示に関する公正競争規約
75	衛生検査所業公正取引協議会	衛生検査所業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
76	スポーツ用品公正取引協議会	—	スポーツ用品の表示に関する公正競争規約
77	医療機器業公正取引協議会	医療機器業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
78	仏壇公正取引協議会	—	仏壇の表示に関する公正競争規約
79	特定保健用食品公正取引協議会	—	特定保健用食品の表示に関する公正競争規約
80	日本オリーブオイル公正取引協議会	—	エキストラバージンオリーブオイルの表示に関する公正競争規約

7 独占禁止懇話会

(1) 開催趣旨等

経済社会の変化に即応して競争政策を有効かつ適切に推進するため、公正取引委員会が広く各界の有識者と意見を交換し、併せて競争政策の一層の理解を求めることを目的として、昭和43年11月以来開催しているもので、令和7年3月14日現在、次の学界、言論界、消費者団体、産業界、中小企業団体等の有識者25名をもって開催されている。

会長	柳 川 範 之	東京大学大学院経済学研究科教授
会員	有 田 芳 子	主婦連合会参与
	依 田 高 典	京都大学大学院経済学研究科教授
	今 井 雅 啓	伊藤忠商事(株)専務理事
	及 川 勝	全国中小企業団体中央会常務理事
	大 野 顕 司	住友化学(株)常務執行役員
	鹿 野 菜穂子	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
	川 濱 昇	追手門学院大学法学部教授
	河 野 康 子	(一財) 日本消費者協会理事
	白 石 忠 志	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	竹 川 正 記	(株)毎日新聞社論説委員
	武 田 邦 宣	大阪大学大学院法学研究科教授
	武 田 史 子	慶應義塾大学大学院経営管理研究科教授
	田 中 道 昭	立教大学大学院ビジネスデザイン研究科教授
	土 田 和 博	早稲田大学法学学術院教授
	野 原 佐和子	(株)イプシ・マーケティング研究所代表取締役社長
	二 村 睦 子	日本生活協同組合連合会常務理事
	細 田 安兵衛	(株)榮太樓總本舗代表取締役会長
	宮 崎 誠	(株)読売新聞東京本社論説委員
	森 貴 子	野村ホールディングス(株)執行役員ジェネラル・カウンセラー兼コンプライアンス共同統括責任者
	山 下 裕 子	一橋大学大学院経営管理研究科経営管理専攻教授
	山 田 秀 顕	(一社) 全国農業協同組合中央会常務理事
	由 布 節 子	弁護士
	吉 田 明 子	東洋大学経済学部教授
	チャールズ D. レイク II	アフラック生命保険(株)代表取締役会長

(役職は令和7年3月14日時点)

(2) 開催状況

回	開催年月日	議 題
227	6. 6. 7	○ スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律案 ○ 令和５年度における下請法の運用状況及び中小事業者等の取引公正化に向けた取組（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の施行に向けた準備状況を含む） ○ 令和５年度における独占禁止法違反事件の処理状況
228	6. 11. 12	○ 令和５年度における企業結合関係届出の状況及び主要な企業結合事例 ○ 生成ＡＩに関する実態調査の実施 ○ 公正取引委員会の主な広報・広聴活動と課題
229	7. 3. 14	○ 経済分析の取組 ○ 下請法改正法案 ○ 音楽・放送番組等の分野の実演家と芸能事務所との取引等に関する実態調査報告書

（注）令和６年４月から令和７年３月までの開催状況

